姶良中央地区合併協議会

第１４回会議

犬飼滝（牧園町）

大浪池と韓国岳（牧園町）

平成１５年１２月１１日(木) 午後１時30分
国分シビックセンター多目的ホール

第１４回姶良中央地区合併協議会会議次第

日時　平成１５年１２月１１日（木）午後１時30分から

場所　国分シビックセンター多目的ホール

１　開　会

２　会長あいさつ

３　諸般の報告

４　議　事

（前回提案された事項）

⑴　協議第22号　財産の取扱いについて(協定項目５)……第13回資料３P

⑵　協議第23号　消防団の取扱いについて(協定項目23)……第13回資料15P

⑶　協議第24号　消防防災関係事業の取扱いについて(協定項目25－６)第13回資料22P

⑷　協議第25号　環境衛生事業の取扱いについて(協定項目25－10)……第13回資料32P

５　次回の協議事項について

（提案説明）

⑴　協議第26号　国民健康保険事業の取扱いについて（協定項目21）……別冊１

⑵　協議第27号　保健衛生事業の取扱いについて（協定項目25－９）……別冊２

⑶　協議第28号　障害者福祉事業の取扱いについて（協定項目25－11）……別冊３

⑷　協議第29号　高齢者福祉事業の取扱いについて（協定項目25－12）……別冊４

⑸　協議第30号　生活保護事業の取扱いについて（協定項目25－14）……別冊５

７　その他(次回の会議日程等の連絡)

８　閉　会

＜配付資料＞

・第14回会議資料

＜当日配付資料＞

・報告第12号－３　新市名称検討小委員会の協議の経過及び結果について

・新市まちづくり計画［概要版］

＜次回の協議会の開催日程＞

第15回協議会は、12月25日（木）午後１時30分から国分シビックセンター多目的ホールで開催いたします。

諸 般 の 報 告（協議会の行事や事務局の動き）第14回協議会

期　日	内　　容	備　考
11月25日（火）	第１３回協議会13：30多目的ホール 第４回新市名称検討小委員会10：00議会棟4階委員会室 第8回議会議員の定数及び任期検討小委員会10：00多目的ホール 観光分科会13：30牧園町 幼稚園分科会13：00牧園町 水道分科会13：30牧園町	総務班 調整班
11月26日（水）	住民専門部会(健康)13：30国分市	調整班
11月27日（木）	高齢者福祉分科会13：30霧島町 建築分科会13：30国分市 土木分科会14：00国分市 教育総務分科会14：00溝辺町	調整班
11月28日（金）	企画分科会13：30国分市 税務分科会13：30溝辺町 老人保健分科会15：00隼人町	調整班
12月 1日（月）	地域情報分科会15：00霧島町	調整班
12月 2日（火）	学校教育分科会13：30隼人町 福祉専門部会13：00隼人町	調整班
12月 3日（水）	環境保全分科会13：30霧島町 工事監査分科会13：30国分市 電算分科会13：30国分市 監査分科会13：30国分市 まちづくりフォーラム会議（まちづくり計画意見交換会）13：30国分市	調整班 計画班
12月 4日（木）	第１４回幹事会13:30多目的ホール 土木分科会14：00国分市	総務班 調整班
12月 5日（金）	選管分科会９：30牧園町 住民部会10：00隼人町 税務分科会14：00溝辺町 介護保険組合分科会14：00国分市	調整班
12月 8日（月）	水道分科会13：30霧島町	調整班
12月 9日（火）	幼稚園分科会13：30牧園町 企画分科会13：30国分市 社会体育分科会13：30隼人町	調整班
12月10日（水）	農業分科会14：00溝辺町 住基･戸籍分科会14：00国分市	調整班
12月11日（木）	第１４回協議会13：30多目的ホール 第５回新市名称検討小委員会10：00公民館中会議室 第９回議会議員の定数及び任期検討小委員会10：00多目的ホール 土木分科会14：00国分市	総務班 調整班

＜今後の予定＞

12月12日（金）	総務、社会教育合同分科会10：00国分市	調整班
12月15日（月）	社会教育分科会13：30溝辺町	調整班
12月16日（火）	税務分科会14：00溝辺町 地域情報分科会13：30霧島町	調整班
12月17日（水）	環境保全分科会10：00国分市 消防防災分科会13：30国分市 観光協会説明会13：30牧園町 農業分科会14：00溝辺町	調整班
12月18日（木）	第１５回幹事会13:30多目的ホール 学校教育分科会13：30隼人町	総務班 調整班
12月24日（水）	税務分科会14：00溝辺町	調整班
12月25日（木）	第１５回協議会13：30多目的ホール 第６回新市名称検討小委員会10：00公民館中会議室 第１０回議会議員の定数及び任期検討小委員会10：00多目的ホール	総務班 調整班

協議第３２号

児童福祉事業の取扱いについて（協定項目２５－１３）

児童福祉事業の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

１　国民健康保険税については、合併後の平成17年度課税分までは1市6町の例により、その取扱いを継承することとし、平成18年度課税分から新市で統一した税率を適用する。課税方式は、資産割課税を廃止した３方式を検討する。なお、納期については、国分市の例により、７月、８月、９月、10月、11月、12月、１月及び２月の８期とし、各月の１日から末日までとする。ただし、12月においては、１日から28日とする。

２　短期被保険者証については、現行どおり新市に引き継ぐ。資格証明書については、現在交付している市町においては現行どおり新市に引き継ぎ、交付していない町は合併後速やかに交付する。

３　人間ドックは新市においても実施し、合併までに統一した事業内容を決定する。他の検診についても同様とする。その他の保健事業については、現行どおり新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。

４　国民健康保険運営協議会の設置については、国民健康保険法第11条に定められており、委員は各代表７名ずつの２１名とし、新市に引き継ぐ。

５　国保連合会共同処理事業については、共同処理委託事業と独自電算との併用で行う。

６　レセプト点検事業については、専門職員を雇用し業務を行う。レセプト開示については、取扱い要領等を合併までに調整し、新市に引き継ぐ。

７　高額療養費支給事業については現行どおり新市に引き継ぐ。出産育児一時金については、現行どおりとし、支給方法については、国分市の例による。葬祭費支給額については２万円とし、支給方法については、国分市の例による。

８　被保険者証のカード化については、合併後に調整する。

平成１６年１月１５日提出

始良中央地区合併協議会
会　長　　鶴 丸 明 人

参考資料

協　議　事　項	１０　地方税の取扱い	関　係　項　目	国民健康保険税
調整の内容	１　国民健康保険税については、合併後の平成17年度課税分までは１市６町の例により、その取扱いを継承することとし、平成18年度課税分から新市で統一した税率を適用する。課税方式は、資産割課税を廃止した３方式を検討する。なお、納期については、国分市の例により、７月、８月、９月、10月、11月、12月、１月及び２月の８期とし、各月の１日から末日までとする。ただし、12月においては、１日から28日とする。		

各市町の現況

項　目				国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
概要	世帯数			8,814世帯	1,642世帯	1,355世帯	2,401世帯	1,394世帯	6,878世帯	1,581世帯
	被保険者数			16,249人	3,443人	2,445人	4,528人	2,675人	12,467人	2,887人
	被保険者平均世帯数			1.84　人	2.10　人	1.80　人	1.89　人	1.90　人	1.81　人	1.83　人
	一般会計繰入金（保健基盤安定繰入金を除く）			178,197,300円	24,231,576円	10,575,000円	39,117,000円	22,337,000円	118,530,000円	83,719,000円
	療養給付費用額		一般	1,772,772,713円	385,613,015円	284,166,190円	486,301,650円	321,427,088円	1,424,190,148円	394,018,000円
			退職	680,624,142円	103,561,160円	83,907,440円	142,053,140円	111,378,380円	588,331,915円	66,821,000円
	国民健康保険給付基金			284,800,000円	250,530,288円	166,000,000円	144,450,763円	4,850,000円	50,159,465円	8,758,000円
	国民健康保険高額貸付基金			5,000,000円	1,500,000円	2,000,000円	4,000,000円	2,000,000円	6,245,634円	2,500,000円
	療養費費用額		一般	10,677,868円	3,148,786円	1,243,074円	3,596,312円	2,316,432円	9,955,257円	1,301,000円
			退職	5,973,391円	1,561,157円	446,941円	1,461,671円	810,811円	4,602,618円	577,000円
	老人保健拠出金			1,104,818,585円	178,392,190円	221,192,194円	335,023,400円	198,120,611円	939,842,807円	277,359,000円
	保険税（現年度調定額）	医療	一般	935,608,400円	185,977,470円	117,307,203円	222,812,300円	147,684,580円	797,695,161円	130,730,000円
			退職	170,684,900円	18,451,730円	18,725,797円	29,976,300円	27,598,420円	158,855,939円	19,402,000円
		介護	一般	56,595,300円	12,952,907円	7,942,041円	19,027,000円	10,480,858円	45,657,383円	8,630,000円
			退職	13,548,800円	1,429,593円	1,676,159円	2,663,200円	2,087,842円	12,007,717円	1,924,000円
	収納率	現年度課税分（一般分）		90.48　%	95.52　%	97.75　%	94.92　%	94.06　%	92.14　%	93.76　%
		滞納繰越分（一般分）		12.77　%	12.26　%	16.37　%	13.65　%	17.58　%	8.14　%	12.70　%
税率	所得割	医療分	税率	7.7　%	6.4　%	7.5　%	7.5　%	8.9　%	8.2　%	9.5　%
		介護分	税率	1.0　%	0.5　%	0.9　%	1.2　%	1.3　%	1.4　%	1.0　%
	資産割	医療分	税率	30.8　%	25.0　%	50.0　%	55.0　%	57.0　%	30.0　%	55.0　%
		介護分	税率	5.4　%	4.4　%	8.0　%	8.0　%	9.0　%	6.0　%	5.6　%
	均等割	医療分	税率	25,300円	22,000円	22,200円	21,000円	26,000円	28,000円	22,000円
		介護分	税率	5,800円	5,700円	5,600円	6,600円	6,000円	7,000円	5,000円
	平等割	医療分	税率	26,400円	24,000円	23,400円	22,000円	27,000円	29,000円	24,000円
		介護分	税率	4,000円	3,600円	3,400円	4,000円	5,000円	4,500円	3,500円
	課税限度額	医療分		530,000円	530,000円	530,000円	530,000円	530,000円	530,000円	530,000円
		介護分		80,000円	80,000円	80,000円	80,000円	80,000円	80,000円	80,000円
納期	軽減率			7割　5割　2割	7割　5割　2割	7割　5割　2割	7割　5割　2割	7割　5割　2割	7割　5割　2割	7割　5割　2割
	賦課期日			4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日
	本算定日			7月1日	6月1日	7月1日	7月1日	8月1日	5月22日	8月1日
	回数			８回	６回	4回	4回	7回	10回	６回
	期日			第1期　7月1日～31日	第1期　6月1日～30日	第1期　4月1日～30日	第1期　5月1日～31日	第1期　5月1日～31日	6月～3月までの月末	第1期　5月1日～31日
				第2期　8月1日～31日	第2期　7月1日～31日	第2期　7月1日～31日	第2期　7月1日～31日	第2期　6月1日～30日		第2期　8月1日～31日
				第3期　9月1日～30日	第3期　8月1日～31日	第3期　10月1日～31日	第3期　9月1日～30日	第3期　8月1日～31日		第3期　9月1日～30日
				第4期　10月1日～31日	第4期　9月1日～30日	第4期　12月1日～25日	第4期　12月1日～20日	第4期　9月1日～30日		第4期　11月1日～30日
				第5期　11月1日～30日	第5期　10月1日～31日			第5期　10月1日～31日		第5期　12月1日～27日
				第6期　12月1日～25日	第4期　11月1日～30日			第6期　11月1日～30日		第6期　1月4日～31日
				第7期　1月1日～31日				第7期　12月1日～25日		
				第8期　2月1日～末日						

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	２１　国民健康保険事業	関係項目	資格証明書、短期被保険者証の適用
調整の内容	２　短期被保険者証については、現行どおり新市に引き継ぐ。資格証明書については、現在交付している市町においては現行どおり新市に引き継ぎ、交付していない町は合併後速やかに交付する。		

各市町の現況

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【目的】　被保険者が特別な事情がないにもかかわらず国民健康保険税を滞納している場合に、税負担の公平を図る観点から、被保険者証を返還させ、短期被保険者証又は資格証明書を発行するものである。	【目的】　同左	【目的】　同左	【目的】　同左
【概要】 ・資格証明書　医療機関にかかる時の医療費が全額負担となるもので、その後本人からの申出によりその７割分を支払うものである。 ・短期被保険者証　保険証の有効期限が１ヶ月や２ヶ月と極めて短いもので、その被保険者の納税状況に応じて短期保険証を発行するものである。	【概要】 ・資格証明書 同左 ・短期被保険者証 同左	【概要】 ・資格証明書 同左 ・短期被保険者証 同左	【概要】 ・資格証明書 同左 ・短期被保険者証 同左
【平成１４年度実績】 ・資格証明書　１５４件 ・短期被保険者証　２７０件	【平成１４年度実績】 ・資格証明書　０件 ・短期被保険者証　２９件	【平成１４年度実績】 ・資格証明書　１件 ・短期被保険者証　３０件	【平成１４年度実績】 ・資格証明書　１件 ・短期被保険者証　１７４件
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
【目的】　被保険者が特別な事情がないにもかかわらず国民健康保険税を滞納している場合に、税負担の公平を図る観点から、被保険者証を返還させ、短期被保険者証又は資格証明書を発行するものである。	【目的】　同左	【目的】　同左	資格証明書、短期被保険者証の交付要綱及び要領を合併時までに調整する。短期被保険者証の有効期限は３ヶ月を基本に、税務課徴収担当と協議のうえ決定していく。
【概要】 ・資格証明書　医療機関にかかる時の医療費が全額負担となるもので、その後本人からの申出によりその７割を支払うものである。 ・短期被保険者証　保険証の有効期限が１ヶ月や２ヶ月と極めて短いもので、その被保険者の納税状況に応じて保険証を発行するものである。	【概要】 ・資格証明書 同左 ・短期被保険者証 同左	【概要】 ・資格証明書 同左 ・短期被保険者証 同左	
【平成１４年度実績】 ・資格証明書　２件 ・短期被保険者証　１８件	【平成１４年度実績】 ・資格証明書　３３件 ・短期被保険者証　２２０件	【平成１４年度実績】 ・資格証明書　０件 ・短期被保険者証　４９件	

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	２１　国民健康保険事業	関係項目	保健事業
調整の内容	３　人間ドックは新市においても実施し、合併までに統一した事業内容を決定する。他の検診についても同様とする。その他の保健事業については、現行どおり新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。		

各市町の現況

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【検診】平成14年度助成実績 ・人間ドック 一般コース一人 25,000 円 女性コース一人 27,000 円 126 件　3,260,000 円 【その他の保健事業】 ・衛生教育 ・感染症その他の疾病の予防 ・健康診断 ・母性及び乳幼児の保護 ・栄養改善 ・レクリエーション ・その他の保険給付又は被保険者の健康の保持増進のために必要な施設	【検診】平成14年度助成実績 ・人間ドック 一人　20,000 円 86 件　1,720,000 円 ・脳ドック一人　20,000 円 0 件　0 円 ・婦人検診一人　25,000 円 19 件　475,000 円 【その他の保健事業】 ・健康教育 ・ ・	【検診】平成１４年度助成実績 ・人間ドック １日ドック一人 25,000 円 ２日ドック一人 35,000 円 58 件　1,460,000 円 ・脳ドック一人　25,000 円 2 件　50,000 円 ・節目ドック一人 30,000 円 9 件　270,000 円 【その他の保健事業】 ・男の料理教室、歯科健康教育 ・一般健康相談 ・妊産婦健康相談 ・栄養健康相談 ・健康審査事業 ・高齢者対策事業、在宅ケア等推進事業 ・健康の保持増進、体力の増進事業 ・地域活動等組織の育成	【検診】平成14年度助成実績 ・人間ドック 一人　20,000 円 26 件　520,000 円 ・基本検診他 1400 件　1,372,000 円 【その他の保健事業】 ・健康教育 ・健康相談 ・健康診断 ・健康ゲートボール大会
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
【検診】平成１４年度助成実績 ・人間ドック 一人　20,000 円 78件 1,560,000 円 ・脳ドック ドック経費の半額を助成 2件　32,000 円 【その他の保健事業】 ・健康教育 ・健康相談、健康診査 ・高齢者対策事業 ・体力増進事業 ・組織育成事業 ・心の健康づくり事業	【検診】平成１４年度助成実績 ・人間ドック １日ドック一人　25,000 円 134 件　3,350,000 円 ・腹部超音波検診　一人 3,350 円 743件　2,489,050 円 ・骨粗しょう症　一人 2,050 円 141件　289,050 円 【その他の保健事業】 ・健康教育 ・健康相談、健康診査 ・成人病その他の疾病の予防 ・健康づくり運動 ・栄養改善、母子保健 ・レクリエーション ・その他被保険者の健康の保持増進のために必要な事業	【検診】平成１４年度助成実績 ・人間ドック 一人　30,000 円 62 件　1,860,000 円 ・節目ドック一人35,000 円 2 件　70,000 円 【その他の保健事業】 ・各種健康づくり教室 ・在宅訪問指導事業 ・国保制度周知事業 ・人間ドック扶助料 ・エイズパンフレット配布 ・その他健康づくりに関すること	その他の保健事業については、関係部署と協議調整していく。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	２１　国民健康保険事業	関係項目	国民健康保険運営協議会
調整の内容	４　国民健康保険運営協議会の設置については、国民健康保険法第11条に定められており、委員は各代表７名ずつの２１名とし、新市に引き継ぐ。		

各市町の現況

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【概要】 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する。会は、国保事業の運営に関する重要事項を審議するが、この重要事項とは、国保事業の基本をなすべき事項及び保険財政に重大な影響を及ぼす事項をいう。具体的には、一部負担金の負担割合、保険税の賦課方式、保険給付の種類及び内容の変更、保健事業の実施計画の策定等。会は市町長の諮問に応じるとともに、諮問事項に関して意見を述べることができる。 【委員の定数】 ・被保険者を代表する委員　5人 ・医療機関を代表する委員　5人 ・公益を代表する委員　5人 【委員報酬】 ・会長　5,500円　委員　5,100円	【概要】 同左 【委員の定数】 ・被保険者を代表する委員　2人 ・医療機関を代表する委員　2人 ・公益を代表する委員　2人 【委員報酬】 ・会長　4,600円　委員　4,600円	【概要】 同左 【委員の定数】 ・被保険者を代表する委員　3人 ・医療機関を代表する委員　3人 ・公益を代表する委員　3人 【委員報酬】 ・会長　4,500円　委員　4,500円	【概要】 同左 【委員の定数】 ・被保険者を代表する委員　4人 ・医療機関を代表する委員　4人 ・公益を代表する委員　4人 【委員報酬】 ・会長　4,800円　委員　4,600円
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
【概要】 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する。会は、国保事業の運営に関する重要事項を審議するが、この重要事項とは、国保事業の基本をなすべき事項及び保険財政に重大な影響を及ぼす事項をいう。具体的には、一部負担金の負担割合、保険税の賦課方式、保険給付の種類及び内容の変更、保健事業の実施計画の策定等。会は市町長の諮問に応じるとともに、諮問事項に関して意見を述べることができる。 【委員の定数】 ・被保険者を代表する委員　4人 ・医療機関を代表する委員　4人 ・公益を代表する委員　4人 【委員報酬】 ・会長　4,800円　委員　4,600円	【概要】 同左 【委員の定数】 ・被保険者を代表する委員　3人 ・医療機関を代表する委員　3人 ・公益を代表する委員　3人 【委員報酬】 ・会長　4,800円　委員　4,600円	【概要】 同左 【委員の定数】 ・被保険者を代表する委員　3人 ・医療機関を代表する委員　3人 ・公益を代表する委員　3人 【委員報酬】 ・会長　4,800円　委員　4,600円	【新市の委員定数】 ・被保険者を代表する委員　7人 （１市６町の枠から１人づつ選出） ・医療機関を代表する委員　7人 （１市６町のバランスを図る） ・公益を代表する委員　7人 （副議長、国保事業が属する常任委員長、社会福祉協議会、民生委員、ＪＡ、女性団体、被用者保険からそれぞれ１人） 【諮問する事項】 当初予算、条例改正を伴う補正予算及び税率改正等の条例改正を諮問する

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	２１　国民健康保険事業	関係項目	国保連合会共同処理事業
調整の内容	5　国保連合会共同処理事業については、共同処理委託事業と独自電算との併用で行う。		

各市町の現況

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
該当なし	【目的】 国保の保険者共通の事務を一元的に共同処理することにより、効率的な事業運営を図る。 【委託事務】 ・被保険者の資格異動に関すること ・診療報酬明細書等資格確認及び給付記録事務に関すること ・過誤調整・再審査依頼に関すること ・被保険者台帳の作成 ・退職被保険者等の適用適正化に関する資料の作成 ・高額療養費支給申請書の作成 ・毎月事報告書（月報）の資料作成 ・事業状況報告（年報）の資料作成 ・国庫補助金申請等基礎資料の作成 ・保健事業関係資料の作成 【平成14年度委託料】 2,834,620 円	【目的】 同左 【委託事務】 ・被保険者の資格異動に関すること ・診療報酬明細書等資格確認及び給付記録事務に関すること ・過誤調整・再審査依頼に関すること ・被保険者台帳の作成 ・退職被保険者等の適用適正化に関する資料の作成 ・高額療養費支給申請書の作成 ・毎月事報告書（月報）の資料作成 ・事業状況報告（年報）の資料作成 ・国庫補助金申請等基礎資料の作成 ・国民健康保険事業状況資料の作成 ・保健事業関係資料の作成 【平成14年度委託料】 3,269,549 円	【目的】 同左 【委託事務】 ・被保険者の資格異動に関すること ・診療報酬明細書等資格確認及び給付記録事務に関すること ・過誤調整・再審査依頼に関すること ・被保険者台帳の作成 ・退職被保険者等の適用適正化に関する資料の作成 ・高額療養費支給申請書の作成 ・毎月事報告書（月報）の資料作成 ・事業状況報告（年報）の資料作成 ・国庫補助金申請等基礎資料の作成 ・保健事業関係資料の作成 【平成14年度委託料】 2,243,793 円
霧島町	**隼人町**	**福山町**	**調整の具体的内容**
【目的】 国保の保険者共通の事務を一元的に共同処理することにより、効率的な事業運営を図る。 【委託事務】 ・被保険者の資格異動に関すること ・診療報酬明細書等資格確認及び給付記録事務に関すること ・過誤調整・再審査依頼に関すること ・被保険者台帳の作成 ・退職被保険者等の適用適正化に関する資料の作成 ・高額療養費支給申請書の作成 ・毎月事報告書（月報）の資料作成 ・事業状況報告（年報）の資料作成 ・国庫補助金申請等基礎資料の作成 ・国民健康保険事業状況資料の作成 ・保健事業関係資料の作成 【平成14年度委託料】 2,976,840 円	【目的】 同左 【委託事務】 ・被保険者の資格異動に関すること ・診療報酬明細書等資格確認及び給付記録事務に関すること ・過誤調整・再審査依頼に関すること ・退職被保険者等の適用適正化に関する資料の作成 ・診療報酬明細書マスターテープの作成及び資格確認照合表の作成 ・保健事業関係資料の作成 【平成14年度委託料】 2,393,826 円	【目的】 同左 【委託事務】 ・被保険者の資格異動に関すること ・診療報酬明細書等資格確認及び給付記録事務に関すること ・過誤調整・再審査依頼に関すること ・被保険者台帳の作成 ・退職被保険者等の適用適正化に関する資料の作成 ・高額療養費支給申請書の作成 ・毎月事報告書（月報）の資料作成 ・事業状況報告（年報）の資料作成 ・国庫補助金申請等基礎資料の作成 ・国民健康保険事業状況資料の作成 ・保健事業関係資料の作成 ・調整交付金及び特別調整交付金基礎資料の作成 ・医療費通知の作成 【平成14年度委託料】 2,391,143円	国保連合会共同処理と独自電算処理それぞれの利点を考慮し、最小の費用で最大の効果があがるよう検討し、併用の内容を決定していく。

参考資料

協議事項	２１　国民健康保険事業	関係項目	レセプト点検事業（レセプト開示含む）
調整の内容	６　レセプト点検事業については、専門職員を雇用し業務を行う。レセプト開示については、取扱い要領等を合併までに調整し、新市に引き継ぐ。		

各市町の現況

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【レセプト点検業務形態】 レセプト点検専門員を嘱託職員として３人雇用 【賃金及び委託料】 143,800円×15.5月×３人=6,686,700円 【レセプト開示に関する要領・要綱】 診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領、老人医療の診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領 【レセプト開示件数】平成14年度実績 ０件	【レセプト点検業務形態】 嘱託職員を雇用 【賃金及び委託料】平成14年度実績 1,841,500 円 【レセプト開示に関する要領・要綱】 要領・要綱なし 【レセプト開示件数】平成14年度実績 ０件	【レセプト点検業務形態】 委託 【賃金及び委託料】平成14年度実績 1,133,665 円 【レセプト開示に関する要領・要綱】 横川町診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領 【レセプト開示件数】平成14年度実績 ０件	【レセプト点検業務形態】 委託 【賃金及び委託料】平成14年度実績 1,738,800 円 【レセプト開示に関する要領・要綱】 要領・要綱なし 【レセプト開示件数】平成14年度実績 ０件
霧島町	**隼人町**	**福山町**	**調整の具体的内容**
【レセプト点検業務形態】 委託 【賃金及び委託料】平成14年度実績 1,679,360 円 【レセプト開示に関する要領・要綱】 国民健康保険及び老人保健診療報酬明細書等の開示に係る取扱い要領 【レセプト開示件数】平成14年度実績 ０件	【レセプト点検業務形態】 委託 【賃金及び委託料】平成14年度実績 1,265,670 円 【レセプト開示に関する要領・要綱】 診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領 【レセプト開示件数】平成14年度実績 ０件	【レセプト点検業務形態】 嘱託職員を雇用 【賃金及び委託料】平成14年度実績 賃金一人 1,762,500円 委託料　　604,800円 【レセプト開示に関する要領・要綱】 福山町国民健康保険及び老人保健診療報酬等の開示に係る取扱い要領 【レセプト開示件数】平成14年度実績 ０件	レセプト点検事業については、専門職員を雇用し業務を行う。レセプト開示については、取扱い要領等を合併までに調整し、新市に引き継ぐ。

参考資料

協議事項	２１　国民健康保険事業	関係項目	高額療養費（貸付け含む）、出産育児一時金、葬祭費
調整の内容	7　高額療養費支給事業については現行どおり新市に引き継ぐ。出産育児一時金については、現行どおりとし、支給方法については、国分市の例による。葬祭費支給額については２万円とし、支給方法については、国分市の例による。		

各市町の現況

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【高額療養費（貸付含む）】 ・概要　被保険者が１ヶ月に保険診療費として支払った額が、基準を超えると、申請によりその超えた額を世帯主に対し支給する。 ・平成14年度支給実績 3,027 件　260,272,286 円 【出産育児一時金】 ・概要　被保険者が出産した時に、被保険者の属する世帯主に対して３０万円を支給する。 ・平成14年度支給実績 92 件　27,600,000 円 【葬祭費】 ・概要　被保険者が死亡した時、その葬儀を行った人に対して２万円を支給する。 ・平成14年度支給実績 256 件　5,120,000 円	【高額療養費（貸付含む）】 ・概要　医療費の支払いが困難である被保険者に対し、資金を貸し付けることによって、その世帯の生活の安定を図る。 ・平成14年度支給実績 605 件　56,215,323 円 【出産育児一時金】 ・概要　被保険者が出産した時、該当被保険者の属する世帯主に対して３０万円を支給する。 ・平成14年度支給実績 20 件　6,000,000 円 【葬祭費】 ・概要　被保険者が死亡した時、その者の葬儀を行う者に対し２万円を支給する。 ・平成14年度支給実績 52 件　1,040,000 円	【高額療養費（貸付含む）】 ・概要　医療費が１万円以上であり、かつ高額な医療費を支払うことが困難と認められる者の属する世帯に対し、貸付を行う。 ・平成14年度支給実績 452 件　37,275,421 円 【出産育児一時金】 ・概要　被保険者が出産した時、該当被保険者の属する世帯主に対して３０万円を支給する。 ・平成14年度支給実績 8 件　2,400,000 円 【葬祭費】 ・概要　被保険者が死亡した時、その者の葬儀を行う者に対し２万円を支給する。 ・平成14年度支給実績 58 件　1,160,000 円	【高額療養費（貸付含む）】 ・概要　医療費の支払いが困難である被保険者に対し、資金を貸し付けることによって、その世帯の生活の安定を図る。 ・平成14年度支給実績 628 件　66,588,450 円 【出産育児一時金】 ・概要　被保険者が出産した時、当該被保険者の属する世帯主に対して３０万円を支給する。 ・平成14年度支給実績 12 件　3,600,000 円 【葬祭費】 ・概要　被保険者が死亡した時、その者の葬儀を行う者に対し１万円を支給する。 ・平成14年度支給実績 89 件　890,000 円
霧島町	**隼人町**	**福山町**	**調整の具体的内容**
【高額療養費（貸付含む）】 ・概要　医療費の支払いが困難である被保険者に対し、資金を貸し付けることによって、その世帯の生活の安定を図る。 ・平成14年度支給実績 502 件　37,499,680 円 【出産育児一時金】 ・概要　被保険者が出産した時、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し３０万円を支給する。 ・平成14年度支給実績 9 件　2,700,000 円 【葬祭費】 ・概要　被保険者が死亡した時、その葬儀を行う者に対し葬祭費として１万円を支給する。 ・平成14年度支給実績 60 件　600,000 円	【高額療養費（貸付含む）】 ・概要　一部負担金の額が一部負担金限度額を超えて支払いがなされた場合に、限度額を超えた部分の額を払い戻しする。 ・平成14年度支給実績 2,407 件 205,475,719 円 【出産育児一時金】 ・概要　被保険者が出産したときは、世帯主に対し、出産育児一時金として３０万円を支給する。 ・平成14年度支給実績 52 件　15,600,000 円 【葬祭費】 ・概要　被保険者が死亡した時、その者の葬儀を行う者に対し２万円を支給する。 ・平成14年度支給実績 223 件　4,460,000 円	【高額療養費（貸付含む）】 ・概要　医療費の支払いが困難である被保険者に対し、資金を貸し付けることによって、その世帯の生活の安定を図る。 ・平成14年度支給実績 107件　7,040,803 円 【出産育児一時金】 ・概要　被保険者が出産したときは、世帯主に対し、出産育児一時金として３０万円を支給する。 ・平成14年度支給実績 10件　3,000,000 円 【葬祭費】 ・概要　被保険者が死亡した時、その者の葬儀を行う者に対し１万円を支給する。 ・平成14年度支給実績 60件　600,000 円	・国分市の出産育児一時金の支給 出産育児一時金の申請があると、書類審査後に３０万円の金券が発行される。申請者はこれを会計窓口に提出することで３０万円の現金を受け取るものである。他の町については、口座振込方式のため、申請者が現金を手にするまでに１週間から１ヶ月ほどかかる。 ・国分市の葬祭費の支給 国民健康保険の被保険者の死亡届けが提出されると、２万円が即日現金支給される。（保険証提出が条件である。）

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	２１　国民健康保険事業	関係項目	被保険者証に関する事務
調整の内容	8　被保険者証のカード化については、合併後に調整する。		

各市町の現況

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
現行の被保険者証は、被保険者を世帯単位で記載している。	同左	同左	同左
霧島町	**隼人町**	**福山町**	**調整の具体的内容**
現行の被保険者証は、被保険者を世帯単位で記載している。	同左	同左	合併後、被保険者証を個人単位で発行するカード化を検討する。

国民健康保険事業　先進事例

宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会（愛媛県）

1.国民健康保険制度については、宇和島市の例により保険料とする。
2.保険料率については、国民健康保険事業の健全で円滑な運営の検討を行い、合併する年度の翌年度より新保険料率を設定するものとする。納期については、合併する年度の翌年度より統一する。
3.保険料の軽減については、現行のとおりとする。
ただし減免については、宇和島市の例により合併時に統一する。
4.保険給付事業の出産育児一時金については、現行のとおりとし、葬祭費及びはり・きゅう施術費助成については、合併時に統一する。
5.保健事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、相違のあるものは合併時に調整し統一する。
6.国民健康保険運営協議会は、合併時に統一する。また国保財政調整基金については、合併時に適切な額を持ち寄る。

上五島地域５町合併協議会（長崎県）

税率は、最低税率を基本とし、合併後すみやかに調整する。ただし、合併初年度、次年度については旧町の例による。
賦課は、５町相違ないため現行どおりとする。ただし、減額申請の期日は合併までに調整する。
納期は合併までに調整する。ただし、合併初年度については旧町の例による。
督促・延滞金、保険給付金事業は５町相違ないため現行どおりとする。
国民健康保険運営協議会は新町において設置、運営する。委員は旧町３名づつとし、１５名で構成する。任期は２年とする。
保健事業の医療費通知、健康教育事業、健康診査事業の人間ドックは、新町においても実施する。ただし、健康診査事業の必要な事項については、合併後すみやかに調整する。健康診査事業は新町に引き継ぎ、合併後調整する。
財政調整基金は新町の国民健康保険財政基盤の安定を図るため、合併時の保有額を持ち寄る。
高額療養費貸付金は若松町、上五島町の例によることとし、新町において基金を設置管理する。

北魚沼６か町村合併協議会（新潟県）

１　国民健康保険料（税）
（１）保険料及び保険税
①国民健康保険については、国民健康保険税を採用する。
②納期については、８期（６・７・８・９・１０・１１・１２・１月）とする。
（２）賦課方式
国民健康保険税の基礎課税額及び介護納付金課税額の賦課方式は、４方式を採用する。
（３）賦課割合等
①国民健康保険税の基礎課税額及び介護納付金課税額の賦課割合は、標準構成割合である応能割５０（所得割４０、資産割１０）、応益割５０、（均等割３５、平等割１５）を採用する。
②税率については毎年変動するが、６町村の税率を参考とし大幅な変動が生じることのないよう努めるものとする。
③賦課限度額は、地方税法第７０３条の４に規定されている額を採用する。
２　給付内容
（１）療養の給付割合
①療養費の給付割合については、国民健康保険法の改正に伴い次のとおり統一する。
②３歳未満の乳幼児は８割、３歳以上７０歳未満及び退職者医療制度該当者の本人及び被扶養者は７割とし、７０歳以上の者は９割、７０歳以上の者で一定以上所得がある者については８割とする。
（２）助産費等
①助産費は３３万円に、人間ドックの個人負担額は、１万円に統一する。
②脳ドックについては、当分の間現行のとおりとし、合併後に見直しを行う。
③葬祭費については、６町村とも同額の１０万円であり、現行のとおりとする。

三次市・双三郡・甲奴町合併協議会（広島県）

1　出産育児一時金給付については、現行のとおりとする。
2　葬祭費給付については、三和町の例による。
3　健康診査助成制度については、新市において新たに設ける。
4　高額医療費貸付事業については、新市において統一する。
5　健康家庭表彰については、三次市の例による。
6　国民健康保険運営協議会については、新市において新たに設置する。
7　診療所については、新市に引き継ぐ。

高田郡六町合併協議会（広島県）

（１）国民健康保険税率については，医療制度改革及び医療費の動向を見定め設定する。なお，急激な国民健康保険税額の増加が見込まれる場合は，移行期間を設け，その財源は，各町が合併時に持ち寄る国民健康保険財政調整基金により補てんする。
（２）国民健康保険税における本算定日は，８月１日とする。
（３）納期については，４月，７月，８月，９月，１０月，１１月，１月及び２月の８期とし，各月の１日から末日までとする。
（４）国民健康保険給付事業については，現行のとおり行う。

国民健康保健法

（この法律の目的）
第１条　この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。

（被保険者）
第５条　市町村又は特別区（以下単に「市町村」という。）の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。

（特別会計）
第10条　市町村は、国民健康保険に関する収入及び支出について、政令の定めるところにより、特別会計を設けなければならない。

（国民健康保険運営協議会）
第11条　国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。

国民健康保険税（医療分）の課税方式について、資産割税額を除く三方式にて課税した場合の税額比較例（溝辺町例）

平成15年度課税状況からの算出例

	世帯員	収入金額	所得金額	課税所得金額	固定資産税額	四方式による応能割額			三方式による応能割額			比較
						所得割額	資産割額	合計	所得割額	資産割額	合計	
						税率6．4%	税率25%		税率7．8%	廃止		
自営業者　A	夫	8,000,000	5,000,000	4,670,000	200,000	298,880	50,000	348,880	364,260	0	364,260	15,380
	妻	0	0	0	0	0	0		0	0		
自営業者　B	夫	5,000,000	2,000,000	1,670,000	50,000	106,880	12,500	119,380	130,260	0	130,260	10,880
	妻	0	0	0	0	0	0		0	0		
給与所得者　A	夫	5,000,000	3,460,000	3,130,000	200,000	200,320	50,000	307,280	244,140	0	313,560	6,280
	妻	2,000,000	1,220,000	890,000	0	56,960	0		69,420	0		
給与所得者　B	夫	3,000,000	1,920,000	1,590,000	0	101,760	0	103,040	124,020	0	125,580	22,540
	妻	1,000,000	350,000	20,000	0	1,280	0		1,560	0		
年金所得者　A	夫	3,000,000	1,500,000	1,170,000	200,000	74,880	50,000	142,160	91,260	0	112,320	-29,840
	妻	2,000,000	600,000	270,000	0	17,280	0		21,060	0		
年金所得者　A	夫	1,500,000	100,000	0	50,000	0	12,500	12,500	0	0	0	-12,500
	妻	700,000	0	0	0	0	0		0	0		
								1,033,240			1,045,980	

四方式から三方式へ変更した場合、基本的に平等割（世帯）、均等割（人数）は変わらないため、比較の対象としていない。

国民健康保険税の基本的な課税割合			
種　　別		四方式	三方式
応益割合	平等割	15%	15%
	均等割	35%	35%
応能割合	所得割	40%	50%
	資産割	10%	―

四方式による賦課総額			三方式による賦課総額		
所得割算出課税総額		1,460,000,000	所得割算出課税総額		1,460,000,000
税率6．4%	算出税額	93,440,000	税率7．8%	算出税額	113,880,000
資産割算出課税総額		79,500,000	資産割算出課税総額		
税率25%	算出税額	19,875,000	課税なし	算出税額	
課税総額		113,315,000	課税総額		113,880,000

協議第２７号

保健衛生事業の取扱いについて（協定項目２５－９）

保健衛生事業の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

1　母子保健計画については、新市において速やかに策定する。ただし、策定までは旧市町の例による。

2　健康日本２１計画については、新市において速やかに策定する。

3　健康まつりについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、実施時期、実施場所、実施方法等については、新市において調整する。

4　乳幼児医療費助成事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、1歳未満児への助成は、国分市、隼人町の例により、合併までに調整する。

5　結核予防事業については、新市に引き継ぐ。ただし、実施内容等については、合併までに調整する。

6　予防接種事業については、新市に引き継ぐ。ただし、実施形態等については、合併までに調整する。

7　母子保健法に定める検診については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、それ以外の検診については、合併までに調整する。

8　集団歯科検診については、新市に引き継ぐ。ただし、対象児年齢、検診内容等については、合併までに調整する。

9　各種検診については、新市に引き継ぐ。ただし、個人負担金、実施内容等については、合併までに調整する。

10　基本健康診査（セット検診を含む。）については、新市に引き継ぐ。ただし、実施方法等については、合併までに調整する。なお、医療機関委託についても検討する。

平成15年１２月２５日提出

始良中央地区合併協議会
会　長　　鶴 丸 明 人

始良中央地区合併協議会 調整内容

協　議　項　目	保健衛生事業	関係項目
基本調整方針	1 母子保健計画については、新市において速やかに策定する。ただし、策定までは旧市町の例による。 2 健康日本２１計画については、新市において速やかに策定する。 3 健康まつりについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、実施時期、実施場所、実施方法等については、新市において調整する。 4 乳幼児医療費助成事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、1歳未満児への助成は、国分市、隼人町の例により、合併までに調整する。 5 結核予防事業については、新市に引き継ぐ。ただし、実施内容等については、合併までに調整する。 6 予防接種事業については、新市に引き継ぐ。ただし、実施形態等については、合併までに調整する。 7 母子保健法に定める検診については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、それ以外の検診については、合併までに調整する。 8 集団歯科検診については、新市に引き継ぐ。ただし、対象児年齢、検診内容等については、合併までに調整する。 9 各種検診については、新市に引き継ぐ。ただし、個人負担金、実施内容等については、合併までに調整する。 10 基本健康診査（セット検診を含む。）については、新市に引き継ぐ。ただし、実施方法等については、合併までに調整する。なお、医療機関委託についても検討する。	

項目		事業実施市町							調整の具体的内容	備考
		国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町		
1	母子保健計画	○	○	○	○	○	○	○	次世代育成支援推進法に係る地域行動計画策定を見極めたうえで、計画策定を行なう。	
2	健康日本21計画			○		○			第4期の介護保険事業計画に併せて、速やかに策定する。	
3	健康まつり	○		○		○	○		新市に移行後、実施場所、実施時期については調整する。	
4	乳幼児医療費助成事業	○	○	○	○	○	○	○	給付内容が低下しないようより充実した助成を行なう方向で調整する。	
5	結核予防事業	○	○	○	○	○	○	○	結核レントゲンについては、結核予防法施行例第2条第1項第5号に基づき実施する。実施形態等については、郡医師会との関連があることからチケット制も含めて合併までに調整する。	
6	予防接種事業	○	○	○	○	○	○	○	学童分も含め全個別接種に向け、合併までに医師会と協議を行ない、合併後速やかに移行する。	
7	母子健診	○	○	○	○	○	○	○	独自に実施している健診についても、合併までに調整する。	
8	歯科集団検診	○	○	○	○	○	○	○	合併までに対象児年齢、検診内容等について調整する。	
9	その他の検診（腹部超音波・骨粗しょう症・前立腺がん・歯周病検診）	○	○	○	○	○	○	○	合併までに個人負担金、実施内容等を含め調整する。	
	肝炎ウィルス検診	○	○	○	○	○	○	○	老人保健法に基づき、合併までに調整する。	
	各種がん検診	○	○	○	○	○	○	○	合併までに個人負担金、実施内容等を含め調整する。	
10	基本健康診査（セット検診を含む。）	○	○	○	○	○	○	○	事業については合併までに調整し、医療機関委託については検討していく。国保、医師会との協議もしていく。	

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協　議　事　項	２５－９　保健衛生事業	関　係　項　目	母子保健計画
調整の内容	１　母子保健計画については、新市において速やかに策定する。ただし、策定までは旧市町の例による。		

各市町の現況

項目	国分市	溝辺町	横川町	牧園町
母子保健計画	【名称】 こくぶすこやか親子21～こころ豊かな子育て市民運動計画～ 【策定年度】 平成13年度 【概要】 「健やか親子21」の基本理念を踏まえ、子どもや妊産婦が心身ともに、健やかに暮らせるように、本市の問題点及び市民のニーズを把握し、市民はもとより保健・医療・福祉・教育・労働などの関係者、関係機関・団体がそれぞれの立場から取り組んでいく。 【項目】 1思春期における健康な生活を送るための基礎づくり 2安心・安全に妊娠・出産・育児ができる環境づくり 3子どもが健やかに成長するための子育て支援 【計画の期間と見直し】 計画目標値については、平成18年度までの5年間とし、実施状況を評価し見直し 事業計画については、「国分市第4次総合計画」に対応させ、計画期間を3年間とし、ローリング方式により毎年度内容の見直し	【名称】 溝辺町母子保健計画 【策定年度】 平成13年度 【概要】 平成8年度に策定された本町の母子保健計画の5年ごとの見直しとともに、国県が策定した健やか親子21との整合性をもたせながら、平成13年度に策定し、平成14年度に調査を行い、10年後の平成22年度に向けて新たな母子保健計画を策定する 【項目】 1思春期の保健対策の強化と健康教育の推進 2妊娠出産に関する安全性と快適さの確保 3小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備実施する。 4子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の解消懸案事項 【計画の期間と見直し】 5年ごとの見直し時期は平成18年度	【名称】 横川町母子保健計画 【策定年度】 平成15年度 【概要】 妊婦・出産・育児の乳幼児を中心とする児童を対象とし思春期から妊婦・出産を通して、児童が心身ともに健やかに育つこと。 【項目】 1　思春期の保健対策と健康教育の推進 2　妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援 3　子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減 4　小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備 【計画の期間と見直し】 5年後の平成20年度に見直しを行なう。	【名称】 牧園町母子保健計画（すこやか親子まきぞの21） 【策定年度】 平成14年度（10年計画） 【概要】 この計画は、これまでの母子保健の成果を踏まえ、残された課題や新たな課題を整理し安心して子どもを産み育て、親や子がすこやかに暮らすことがができるように家庭や地域の環境づくりをすすめるものである。 【項目】 第1章　思春期の保健対策の強化と健康教育の推進 第2章　妊娠、出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援 第3章　小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備 第4章　こどもの心の安らかな発達と育児不安の軽減 【計画の期間と見直し】 平成13年度～平成22年度の10年計画 5年毎に見直しをする

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協　議　事　項	２５－９　保健衛生事業	関　係　項　目	母子保健計画
調整の内容	１　母子保健計画については、新市において速やかに策定する。ただし、策定までは旧市町の例による。		

各市町の現況

項目	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
母子保健計画	【名称】 「すこやか親子霧島21」 【策定年度】 平成13年度 【概要】 社会情勢の変化や少子化、児童虐待、育児不安を抱える母親の増加等が問題となり、それらの対策も組み込んだ国により「すこやか親子21」が策定された。これらを受けて本町でも「健やか親子21」「すこやか親子かごしま21」の趣旨に沿った住民参画運動にするための「すこやか親子霧島21」を策定した。 【項目】 第1章：すこやかな思春期のための保健対策の強化と健康教育の推進 第2章：安心して子どもを産み育てるための環境整備 第3章：子どもの心のすこやかな発達を促進し、自信を持って育児のできる子育て支援 【計画の期間と見直し】 5年後の平成18年度に見直し	【名称】 隼人町母子保健計画Ⅱ 【策定年度】 平成14年度 【概要】 平成8年度に策定した計画書の見直しとして、4点の主要課題別に主要課題、取組み状況,今後の取組みとして平成14年度実施予定～平成18年度までの実施目標計画を策定 【項目】 大目標：すべての親子がこころ豊かに安心して暮らすことのできる街づくり 1.思春期の保健対策の強化と健康教育の推進 2.妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援 3.子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減 4.小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備 【計画の期間と見直し】 5年後の平成19年度に見直し	【名称】 健やか親子ふくやま21 【策定年度】 平成13年度 【目的】 これまでの母子保健の取り組みを踏まえ，思春期における健康問題、児童虐待などの親子の心の問題の拡大など新たな課題，地域母子保健活動の水準の低下を防止する等の課題について整理し、今後の母子保健の取り組みの方向性を示すため。 【項目】 大目標：「第4次福山町総合進行計画」の展開方策である全ての町民が、健康な生活をおくることができる社会の現実に向けた「潤いと生きがいをもって暮らせる町づくり」 ①思春期の健康づくりを推進するまち ②安心して安全に妊娠・出産・育児のできるまち ③健やかな子どもを育てるまち 【計画の期間と見直し】 5年後の平成18年度に見直し	母子保健計画については、新市において速やかに策定する。ただし、策定までは旧市町の例による。 ※見直しの時期である18年度に新市における計画を策定していく予定であるが、次世代育成支援法に係る地域行動計画策定を見極めた上で計画策定を行なう。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協　議　事　項	２５－９　保健衛生事業	関　係　項　目	健康日本21計画
調整の内容	2　健康日本２１計画については、新市において速やかに策定する。		

各市町の現況

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
該当なし	該当なし	【名称】 健康よこがわ21計画 【概要】 生活習慣病及びその原因となる生活習慣の保健医療上の重要な課題を9分野70項目にわたって2010年（平成22年）を目標年次とし目標数値を設定する。 今後は、目標数値を設定したので、目標数値に近づけるように、各地区を巡回し普及啓発を行う。	該当なし
霧島町	**隼人町**	**福山町**	**調整の具体的内容**
【概要】 平成15年度9月から平成16年7月にかけて策定する予定である。 現在、企画書を作成、9月補正予算に最終予算案を上程する予定。 課内会議→庁内プロジェクトチーム→策定委員会→ワーキンググループ→地区ごと懇談会→アンケート調査などを経て、住民参加のもとに策定予定。	該当なし	該当なし	※健康日本21計画については、横川町、霧島町を参考にする。 ※第4期の介護保険事業計画に併せて策定する。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協　議　事　項	２５－９　保健衛生事業	関　係　項　目	健康まつり
調整の内容	3　健康まつりについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、実施時期、実施場所、実施方法等については、新市において調整する。		

各市町の現況

項目	国分市	溝辺町	横川町	牧園町
健康まつり	【名称】 国分市健康増進大会「健康フェスタinこくぶ」 【事業の目的】 住民の福祉・保健への関心を高め、健康で心豊かに安心して暮らすことのできる街づくりを推進することを目的とする。 【概要】 式典・表彰、講演、体力測定、心肺蘇生法・応急手当指導、医師・歯科医師・栄養士健康相談、歯科相談、育児相談、福祉機器展示・相談、献血、骨髄バンク登録受付、薬物乱用防止キャンペーン等の催し物。15年度は上記催し物の他、ストレスチェック、自律訓練指導、矯正歯科医による矯正相談・映画上映（折り梅）、フォーラム（揺れる思春期の子どもたち） 【主催】 国分市・国分市健康増進協議会・国分市衛生普及会 【実施時期】 平成15年度は9月1日（日） 22回目 【会場】 国分市シビックセンター周辺 【利用者負担額】 入場料無料 【入場見込み者数】H14年度　約1,300人 【大会支出実績額】 14年度　1,107,000円	該当なし	【名称】 未定（2月実施予定） 【事業の目的】 住民の福祉・保健への関心を高め、健康で心豊かに安心して暮らすことのできる町づくりを推進することを目的とする。 【概要】 平成15年度から実施、健康に関する講演、バザー、展示、表彰など 【主催】 横川町保健福祉課 【実施時期】 H16年2月予定 【利用者負担額】 入場料無料 【予算】　400,000円（国保）	該当なし

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協　議　事　項	２５－９　保健衛生事業	関　係　項　目	健康まつり
調整の内容	3　健康まつりについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、実施時期、実施場所、実施方法等については、新市において調整する。		

各市町の現況

項目	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
健康まつり	【概要】 10月に実施される町民体育祭を「ふれあい体育祭」として、会場の一角に健康コーナーや福祉コーナーを設置している。また、プログラム中にも健康ウォーキングなどの健康学習型のメニューもある。予算は健康指導に使用する機器等を国保の保健事業から100千円、使用料で支出している。 【予算】100,000円	【名称】 健康福祉フェスティバル 【目的】 健康福祉フェスティバルを通して、子供から高齢者まで住民自らが主体的に健康づくりに取り組むための実践活動を広く周知させ、また、さまざまな健康づくり活動を実践している団体の紹介などを通じて、町民の健康意識の向上をはかることを目的とする。 【概要】 オープニングセレモニー、福祉シンポジウム、心の健康づくり講演会、グランドゴルフ大会、スポーツ少年団交歓大会、8020表彰、骨粗しょう症検診、献血コーナー、フロアイベント（社会福祉協議会コーナー、わかば会コーナー、各種健康相談コーナー、各種健康づくり推進員コーナー、環境コーナー、救急コーナー等） 【主催】隼人町、隼人町社会福祉協議会 【実施時期】 平成15年9月6日（土）、7日（日） 【会場】 隼人町農村環境改善センター、町営体育館、町営グラウンド、天降川ふるさとの川河川公園、町立保健センター周辺 【入場見込者数】　約1,000人 【予算】1,135,000円（国保）	該当なし	健康まつりについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、実施時期、実施場所、実施方法等については、新市において調整する。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協　議　事　項	２５－９　保健衛生事業	関　係　項　目	乳幼児医療費助成事業
調整の内容	4　乳幼児医療費助成事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、1歳未満児への助成は、国分市、隼人町の例により、合併までに調整する。		

各市町の現況

項目		国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
乳幼児医療費助成事業	所得制限	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
	4・5歳歯科単独助成	有	有	有	有	有	有	有
	助成算定範囲	保険内点数のみ	保険内点数のみ	保険内点数のみ	保険内点数のみ	保険内点数のみ	保険内点数のみ	保険内点数のみ
	市町村民税課税世帯の月額基本控除額	3,000円 ※ただし、1歳になる月までは0円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円 ※ただし、1歳になる月までは0円	3,000円
	市町村民税非課税世帯の月額基本控除額	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
	証明手数料算定額	1件50円	1件50円	1件50円	1件50円	1件50円	1件50円	1件50円
	支払回数	月2回	月1回	月1回	月2回	月1回	月1回	月1回
	平成14年度助成件数	10,082件	876件	194件	267件	283件	5,857件	393件
	平成14年度助成金額	47,607,574円	5,579,411円	2,556,802円	3,198,593円	2,045,566円	27,999,218円	2,393,458円
	平成15年度受給者数	3,534人	608人	261人	359人	212人	1,936人	278人
	財源内訳	国分市、隼人町の0歳児特例と、全市町の4・5歳歯科は単独事業。他は県1/2・市町1/2補助事業						
	申請受付場所	事務所のみ	本庁のみ	本庁のみ	本庁とセンターの2箇所	本庁とセンターの2箇所	センターのみ	本庁と支所の2箇所
	申請事務の場所	事務所のみ	本庁のみ	本庁のみ	センターのみ	センターのみ	センターのみ	本庁のみ
	台帳管理	台帳・電算	台帳・電算	台帳・電算	台帳	台帳・電算		台帳・電算
	算定事務	システム	システム	パソコン	手	パソコン	システム	システム
	支払方法	振込	振込	振込	振込	振込	振込	振込
	14年度0歳児課税者助成件数	―	18件	42件	48件	32件	―	74件
	14年度ベースで算出した0歳児助成を実施した場合の財源額	―	54,000円	126,000円	144,000円	96,000円	―	222,000円

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協　議　事　項	２５－９　保健衛生事業	関　係　項　目	結核予防事業
調整の内容	5　結核予防事業については、新市に引き継ぐ。ただし、実施内容等については、合併までに調整する。		

各市町の現況

項目			国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
結核予防事業	ツ反・BCG	対象者	生後3ケ月以上48ケ月未満の児	生後3ケ月以上48ケ月未満の児	生後3ケ月以上48ケ月未満の児	生後3ケ月以上48ケ月未満の児	生後3ケ月以上48ケ月未満の児	生後3ケ月以上48ヶ月未満の戸	生後3ケ月以上48ケ月未満の児
		対象者数	690人	390人	69人	67人	67人	575人	114人
		ツ反実施数	652人	378人	39人	50人	47人	472人	96人
		BCG実施数	642人	192人	38人	50人	42人	416人	93人
		実施形態	集団	集団	集団・一部個別	集団	集団	個別	集団
		委託先	市医師会	町医師会	町医師会	町医師会	町医師会	町医師会	町医師会
		実施場所	市立夜間診療所	保健センター	保健センター	保健センター	保健福祉センター	6医療機関	活性化センター
		実施回数	18回：36日間	2回：2日間	2回：2日間	1回：1日	2回：2日間	年2回	3回：3日間
		委託料						472人1416,000円	672,000円
		個人負担額	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
		医師報償費	18,500円	15,000円	16,000円	18,000円	15,000円	問診票1枚に対して3,000円　472人	21,000円
		医師同伴看護師	なし	0円	5,000円	なし	なし		医師に含む
		看護師報償費	半日3,600円						なし
			1日5,300円	6,000円	6,200円	6,000円	5,600円		なし
		個別接種	なし	なし	3,000円	なし	なし	個別	なし
		通知方法	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
	従事者	医師	3人	3人	2人	2人	3人	―	2人
		看護師・保健師等	3人	3人	補助員3人	1人	4人	―	1人（委託）
		職員保健師	1人	2人	2人	3人	2人	―	1人
		職員事務	1人	2人	1～2人	0	0	―	2人
	結核レントゲン	実施形態	巡回	巡回	巡回	巡回	巡回	巡回	巡回
		委託先	県民総合	県民総合	県民総合	県民総合	県民総合	県民総合	県民総合
		実施箇所	53ケ所	22ケ所	41ヶ所	47ケ所	23ヶ所	88ヶ所	21ヶ所
		実施回数	24日	8日	7日	13日	5日	19日	4日
		精密箇所	2ケ所	1ケ所	2ヶ所	1ケ所	1ヶ所	1ヶ所	2ヶ所
		実施回数	5日	2日	1日	2日	1日	3日	2日
		肺癌実施回数	1日	2日	3日	3日	2日	2日	1日
		実施箇所	1ケ所	4ケ所	23ケ所	24ケ所	23ヶ所	12ヶ所	9ヶ所
		個人負担額	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
		通知方法	公民館長	公民館長	嘱託員、地区外は個別	公民館長	公民館長、個人世帯は郵送通知	個別通知	公民館長、未加入者は個人発送
		基本健康診査と同時申込	×	×	○	×	肺がん検診とセット	×	○
		間接撮影	8,073人	2,000人	1,992人	1,782人	1,429人	6,829人	1,805人
		精密	143人	65人	56人	35人	3人	149人	44人
		従事者	事務1～2人	事務1人	補助看護師1人	事務1人Ns1人	職員2人雇上Ns4～5人	雇上1人	事務1人Ns1人

姶良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協　議　事　項	２５－９　保健衛生事業	関　係　項　目	予防接種事業
調整の内容	6　予防接種事業については、新市に引き継ぐ。ただし、実施形態等については、合併までに調整する。		

各市町の現況

項目		国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
百日咳・ジフテリア・破傷風（第1期）	実施時期・回数等	4月～翌年3月	毎月1回	10月,12月,1月,3月	7月～9月	7月～9月	7～9月,1～3月	7～10月
		―	12回	各2日間	4日間	3日間	年2回　24日間	14日間
	実施形態	個別接種	（集団接種）	（集団接種）	（集団接種）	（集団接種）	（集団接種）	個別接種
	接種者数	2,271人	316人	170人	166人	140人	1,415人	188人
	自己負担額	自己負担なし	自己負担なし	自己負担なし	自己負担なし	自己負担なし	自己負担なし	自己負担なし
	委託料・報償費	委託料2,800円	報償費医師15,000円	報償費医師16,000円	報償費医師18,000円	報償費医師15,000円	報償費医師16,000円	委託料3,000円
			報償費看護師6,000円	報償費看護師6,200円	報償費看護師6,000円	報償費看護師5,600円	報償費看護師5,300円	
	通知方法	公民会を通じて配布（未加入者は個別通知）	個別通知	個別通知	個別通知	個別通知	個別通知	個別通知
	ワクチン管理	入札で業者決定	入札で業者決定	入札で業者決定	入札で業者決定	入札で業者決定	入札で業者決定	入札で業者決定
		業者より直接医療機関へワクチンを納品・追加	町でワクチン保管	町でワクチン保管	町でワクチン保管	町でワクチン保管	町でワクチン保管	町でワクチン保管、医療機関に配布・回収
ジフテリア・破傷風（第2期）	実施時期・回数等	8月	10月・11月	10月	7月	7月末～8月	4月～6月	7月
		（脱漏12月末～1月初）	各3日間	3日間	4日間	1週間	6日間	4日間
	実施形態	個別接種	（集団接種）	（集団接種）	（集団接種）	個別接種	（集団接種）	個別接種
	接種者数	514人	85人	58人	83人	62人	383人	84人
	自己負担額	自己負担なし	自己負担なし	自己負担なし	自己負担なし	自己負担なし	自己負担なし	自己負担なし
	委託料・報償費	委託料2,800円	報償費医師15,000円	報償費医師16,000円	報償費医師18,000円	委託料3,000円	報償費医師16,000円	委託料3,000円
			報償費看護師6,000円	報償費看護師6,200円	報償費看護師6,000円		報償費看護師5,300円	
	通知方法	公民会を通じて配布（未加入者は個別通知）	個別通知	学校を通じて配布	学校を通じて配布	学校を通じて配布	学校を通じて配布	個別通知
	ワクチン管理	使用分のみワクチン代	入札で業者決定	入札で業者決定	入札で業者決定	入札で業者決定	入札で業者決定	入札で業者決定
		を市に請求	町でワクチン保管	町でワクチン保管	町でワクチン保管	町でワクチン保管、医療機関に配布・回収	町でワクチン保管	町でワクチン保管、医療機関に配布・回収
ポリオ	実施時期・回数等	5月・11月	5月・10月	5月・11月	5月末・11月末	5月・12月	5～6月・11～12月	4月・12月
		各12日間	1日間	各1日間	1日間	1日間	年2回　10日間	4日間
	実施形態	（集団接種）	（集団接種）	（集団接種）	（集団接種）	（集団接種）	（集団接種）	（集団接種）
	接種者数	1,168人	158人	90人	102人	87人	736人	83人
	自己負担額	自己負担なし	自己負担なし	自己負担なし	自己負担なし	自己負担なし	自己負担なし	自己負担なし
	委託料・報償費	報償費医師18,500円	報償費医師15,000円	報償費医師16,000円	報償費医師18,000円	報償費医師15,000円	報償費医師16,000円	報償費医師18,000円
		報償費看護師5,300円	報償費看護師6,000円	報償費看護師6,200円	報償費看護師6,000円	報償費看護師5,600円	報償費看護師5,300円	（看護師含む21,000円）
	通知方法	公民会を通じて配布（未加入者は個別通知）	個別通知	個別通知	個別通知	個別通知	個別通知	個別通知
	ワクチン管理	保健所より購入	保健所より購入	保健所より購入	保健所より購入	保健所より購入	保健所より購入	保健所より購入
		市でワクチン保管	町でワクチン保管	町でワクチン保管	町でワクチン保管	町でワクチン保管	町でワクチン保管	町でワクチン保管

各市町の現況

項目		国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
麻疹	実施時期・回数等	4月～翌年3月	毎月1回　12回	7月　2日間	4月～翌年3月	9～10月・2月	5月～翌年2月	10月～11月
		―	（三混と同時）	1月　1日間	―	各1週間	―	4日間
	実施形態	個別接種	（集団接種）	（集団接種）	個別接種	個別接種	個別接種	個別接種
	接種者数	817人	79人	59人	38人	49人	370人	34人
	自己負担額	自己負担なし	自己負担なし	自己負担なし	自己負担なし	自己負担なし	自己負担なし	自己負担なし
	委託料・報償費	委託料2,800円	報償費医師15,000円	報償費医師16,000円	委託料2,800円	委託料3,000円	委託料3,000円	委託料3,000円
			報償費看護師6,000円	報償費看護師6,200円				
	通知方法	公民会を通じて配布（未加入者は個別通知）	個別通知	個別通知	個別通知	個別通知	個別通知	個別通知
	ワクチン管理	入札で業者決定	入札で業者決定	入札で業者決定	入札で業者決定	入札で業者決定	入札で業者決定	入札で業者決定
		業者より直接医療機関へワクチンを納品・追加	町でワクチン保管	町でワクチン保管	町でワクチン保管、医療機関に配布・回収	町でワクチン保管、医療機関に配布・回収	町でワクチン保管、医療機関に配布・回収	町でワクチン保管、医療機関に配布・回収
風疹	実施時期・回数等	4月～翌年3月	9月・3月	8月　2日間	4月～翌年3月	11月・3月	12月～翌年2月	1月
		―	各2回	3月　1日間	―	各1週間	―	4日間
	実施形態	個別接種	個別接種	（集団接種）	個別接種	個別接種	個別接種	個別接種
	接種者数	931人	101人	89人	34人	62人	383人	42人
	自己負担額	自己負担なし	自己負担なし	自己負担なし	自己負担なし	自己負担なし	自己負担なし	自己負担なし
	委託料・報償費	委託料2,800円	委託料3,000円	報償費医師16,000円	委託料2,800円	委託料3,000円	委託料3,000円	委託料3,000円
				報償費看護師6,200円				
	通知方法	公民会を通じて配布（未加入者は個別通知）	個別通知	個別通知	個別通知	個別通知	個別通知	個別通知
	ワクチン管理	使用分のみワクチン代	入札で業者決定	入札で業者決定	入札で業者決定	入札で業者決定	入札で業者決定	入札で業者決定
		を市に請求	町でワクチン保管、医療機関に配布・回収	町でワクチン保管	町でワクチン保管、医療機関に配布・回収	町でワクチン保管、医療機関に配布・回収	町でワクチン保管、医療機関に配布・回収	町でワクチン保管、医療機関に配布・回収
日本脳炎（第1期）	実施時期・回数等	5月～7月	4月・5月・6月・7月	6月上旬　3日間	5月～6月	6月・7月	5月～7月	6月
		―	各1日間	6月下旬　2日間	―	各1日間	―	8日間
	実施形態	個別接種	（集団接種）	（集団接種）	個別接種	（集団接種）	個別接種	個別接種
	接種者数	1,587人	274人	162人	143人	98人	1,012人	196人
	自己負担額	自己負担なし	自己負担なし	自己負担なし	自己負担なし	自己負担なし	自己負担なし	自己負担なし
	委託料・報償費	委託料2,800円	報償費医師15,000円	報償費医師16,000円	委託料2,800円	報償費医師15,000円	委託料3,000円	委託料3,000円
			報償費看護師6,000円	報償費看護師6,200円		報償費看護師5,600円		
	通知方法	公民会を通じて配布（未加入者は個別通知）	個別通知	個別通知	個別通知	個別通知	個別通知	個別通知
	ワクチン管理		入札で業者決定	入札で業者決定	入札で業者決定	入札で業者決定	入札で業者決定	入札で業者決定
			町でワクチン保管	町でワクチン保管	町でワクチン保管、医療機関に配布・回収	町でワクチン保管	町でワクチン保管、医療機関に配布・回収	町でワクチン保管、医療機関に配布・回収

各市町の現況

項目		国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
日本脳炎（第2期）	実施時期・回数等	5月～7月	5月～6月	6月	5月	4月　2日間	4月～6月	7月
		―	3日間	3日間	4日間	5月　1日間	6日間	4日間
	実施形態	個別接種	（集団接種）	（集団接種）	（集団接種）	（集団接種）	（集団接種）	個別接種
	接種者数	525人	98人	50人	66人	67人	378人	76人
	自己負担額	自己負担なし	自己負担なし	自己負担なし	自己負担なし	自己負担なし	自己負担なし	自己負担なし
	委託料・報償費	委託料2,800円	報償費医師15,000円	報償費医師16,000円	報償費医師18,000円	委託料3,000円	報償費医師16,000円	委託料3,000円
			報償費看護師6,000円	報償費看護師6,200円	報償費看護師6,000円		報償費看護師5,300円	
	通知方法	公民会を通じて配布（未加入者は個別通知）	個別通知	学校を通じて配布	学校を通じて配布	学校を通じて配布	学校を通じて配布	個別通知
	ワクチン管理		町でワクチン保管	町でワクチン保管	町でワクチン保管	町でワクチン保管	町でワクチン保管	町でワクチン保管、医療機関に配布・回収
日本脳炎（第3期）	実施時期・回数等	5月～7月	5月～6月	6月	5月	5月	4月～6月	8月
		―	2日間	1日間	1日間	1日間	2日間	3日間
	実施形態	個別接種	（集団接種）	（集団接種）	（集団接種）	（集団接種）	（集団接種）	個別接種
	接種者数	464人	113人	62人	66人	76人	300人	80人
	自己負担額	自己負担なし	自己負担なし	自己負担なし	自己負担なし	自己負担なし	自己負担なし	自己負担なし
	委託料・報償費	委託料2,800円	報償費医師15,000円	報償費医師16,000円	報償費医師18,000円	報償費医師15,000円	報償費医師16,000円	委託料3,000円
			報償費看護師6,000円	報償費看護師6,200円	報償費看護師6,000円	報償費看護師5,600円	報償費看護師5,300円	
	通知方法	公民会を通じて配布（未加入者は個別通知）	個別通知	学校を通じて配布	学校を通じて配布	学校を通じて配布	学校を通じて配布	個別通知
	ワクチン管理		入札で業者決定	入札で業者決定	入札で業者決定	入札で業者決定	入札で業者決定	入札で業者決定
			町でワクチン保管	町でワクチン保管	町でワクチン保管	町でワクチン保管	町でワクチン保管	町でワクチン保管、医療機関に配布・回収
インフルエンザ	実施時期・回数等	10月1日～12月26日	10月1日～12月26日	10月1日～12月26日	10月1日～12月26日	10月1日～12月26日	10月1日～12月26日	10月1日～12月26日
	形態	個別接種	個別接種	個別接種	個別接種	個別接種	個別接種	個別接種
	接種者数	4,467人	910人	943人	1,203人	828人	3,187人	1,149人
	自己負担額	1,500円助成の差額分	1,500円助成の差額分	1,500円助成の差額分	1,500円助成の差額分	1,500円助成の差額分	1,500円助成の差額分	1,500円助成の差額分
	委託料・報償費	委託料1,500円	委託料1,500円	委託料1,500円	委託料1,500円	委託料1,500円	委託料1,500円	委託料1,500円
	通知方法	公民会を通じて配布（未加入者は個別通知）	公民会を通じて通知	個別通知	公民館を通じて通知	公民館を通じて通知（未加入者は個別通知）	個別通知	公民館発送で配布（未加入者は個別通知）
	ワクチン管理	ワクチン代・手技料込みで委託	ワクチン代・手技料込みで委託	ワクチン代・手技料込みで委託	ワクチン代・手技料込みで委託	ワクチン代・手技料込みで委託	ワクチン代・手技料込みで委託	ワクチン代・手技料込みで委託

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協　議　事　項	２５－９　保健衛生事業	関　係　項　目	母子健診
調整の内容	7　母子保健法に定める検診については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、それ以外の検診については、合併までに調整する。		

各市町の現況

項目			国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
乳児健康診査	3～4か月児健診	健診回数	24回	12回	6回	12回	6回	12回	12回
		対象年齢	3か月児	3～4か月児	3～4か月児	3～4か月児	3～4か月児	3～4か月児	4か月児
		スタッフ	21人	15人	10人	7人	8人	19人	7人
		通知方法	公民会宛発送 未加入者には郵送	個別郵送	個別郵送	個別郵送	個別郵送	個別郵送	個別郵送
		実施場所	保健センター	保健福祉センター	保健センター	保健センター	保健福祉センター	保健センター	活性化センター
		受診者（対象者）（人）	654（683）	91（92）	40（45）	50（52）	28（28）	366（386）	41(44)
		予算	1,009,000円	294,000円	129,300円	257,500円	174,000円	1,019,925円	102,863円
	6～7か月児健診	健診回数		12回	6回	12回	6回		6回（相談で対応）
		対象年齢		6～8か月児	6～7か月児	6～7か月児	6～7か月児		6～7か月児
		内容		問診	問診	問診	問診		問診
		スタッフ		15人	10人	8人	8人		6人
		通知方法		個別郵送	個別郵送	個別郵送	個別郵送		個別郵送
		実施場所		保健福祉センター	保健センター	保健センター	保健福祉センター		活性化センター
		受診者（対象者）（人）		94（97）	38（45）	51（52）	25（35）		27(34)
		予算		336,000円	129,300円	257,500円	174,000円		75,517円
	1歳児健診	健診回数						12回	
		対象年齢						1歳児	
		スタッフ						14人	
		通知方法						個別郵送	
		実施場所						保健センター	
		受診者（対象者）（人）						392（435）	
		予算						536,400円	

各市町の現況

項目			国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
乳児健康診査	1歳6か月児健診	健診回数	12回	6回	4回	4回	6回	12回	6回
		対象年齢	1歳6か月児	1歳6～8か月児	1歳6～8か月児	1歳6～8か月児	1歳6～8か月児	1歳6か月児	1歳7,8か月児
		スタッフ	17人	16人	13人	9人	8人	22人	11人
		通知方法	公民会宛発送 未加入者には郵送	個別郵送	個別郵送	個別郵送	個別郵送	個別郵送	個別郵送
		実施場所	保健センター	保健福祉センター	保健センター	保健センター	保健福祉センター	保健センター	活性化センター
		受診者（対象者）（人）	682（652）	71（77）	31（35）	36（37）	34（38）	376（419）	46(48)
		予算	3,460,000円	528,000円	381,161円	263,114円	107,050円	1,252,575円	337,222円
	3歳児健診	健診回数	12回	6回	4回	4回	6回	12回	6回
		対象年齢	3歳4か月児	3歳5～8か月児	3歳6～8か月児	3歳6～8か月児	3歳1～4か月児	3歳児	3歳5,6か月児
		スタッフ	22人	16人	13人	8人	9人	23人	11人
		通知方法	公民会宛発送 未加入者には郵送	個別郵送	個別郵送	個別郵送	個別郵送	個別郵送	個別郵送
		実施場所	保健センター	保健福祉センター	保健センター	保健センター	保健福祉センター	保健センター	活性化センター
		受診者（対象者）（人）	615（569）	83（94）	53（57）	61（70）	30（37）	391（424）	47(52)
		予算	2,802,000円	552,000円	349,675円	315,785円	139,785円	1,308,450円	665,990円

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協　議　事　項	２５－９　保健衛生事業	関　係　項　目	集団歯科検診
調整の内容	8　集団歯科検診については、新市に引き継ぐ。ただし、対象児年齢、検診内容等については、合併までに調整する。		

各市町の現況

項目		国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
1歳児歯科健診	健診回数	該当なし	年4回	該当なし	年6回	年6回	該当なし	該当なし
	対象年齢		1歳～1歳3か月		1歳児	1歳		
	内容		問診		問診	問診		
			身体計測		身体計測	身体計測		
			歯科診察(子ども)		歯科診察(子ども)	歯科診察(子ども)		
			歯科診察(母親)					
			ブラッシング指導		歯科指導	ブラッシング指導		
					フッ素塗布	フッ素塗布		
			栄養講話					
			親子遊び紹介					
			保健相談		保健指導	保健指導		
	歯科医師		1人		1人	1人		
	保健師		1人					
	看護師		3人		1人	2人		
	歯科衛生士		2人		2人	1人		
	管理栄養士		1人					
	保育士		1人					
	職員（保健師）		2人		2人	2人		
	職員（その他）		1人					
	歯科助手					1人		
	通知方法		個別郵送・推進員		個別郵送	個別通知		
	実施場所		保健センター		保健センター	保健福祉センター		
	受診者(対象者)		85人（93人）			今年度より		
	予算		H15予算　228,000円		H15予算　全体で500,000円	H15予算　全体で207,000円		

各市町の現況

項目		国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
2歳児フッ素・塗布歯科健診	健診回数	12回	4回	年3回	年6回	年6回	年6回	年12回
	対象年齢	2歳	2歳～2歳4か月	2歳～2歳3か月	2児	2歳	2歳2か月～2歳3か月	2歳～2歳1か月
	内容	問診	問診	問診	問診		問診	問診
		身体計測	身体計測	身体計測	身体計測		身体計測	身体計測
		歯科診察(子ども)	歯科診察(子ども)	歯科診察(子ども)	歯科診察(子ども)	歯科診察(子ども)	歯科診察(子ども)	歯科診察(子ども)
								ブラッシング指導
		歯科指導	ブラッシング指導	ブラッシング指導	歯科指導	ブラッシング指導	歯科指導	歯科相談
			フッ素塗布	フッ素塗布	イオン導入	フッ素塗布	ー	フッ素塗布
			栄養講話	歯科講話			歯科講話	
			親子遊び紹介	栄養講話				
		保健指導	保健相談	保健指導	保健指導	保健指導	保健相談	保健相談
		栄養指導						
	歯科医師	1人	1人	1人	1人	1人	2人	1人
	保健師		1人				2人	2人
	看護師		3人		1人	2人	4人	2人
	歯科衛生士	3人	2人	1人	2人	1人	4人	
	管理栄養士		1人	1人				
	保育士		1人					
	職員（保健師）	9人	2人	2人	2人	2人	3人	1人
	職員（その他）	5人	1人	3人			2人	2人
	通知方法	公民会発送・未加入郵送	個別郵送・推進員	個別郵送	個別郵送	個別郵送		個別郵送
	実施場所	保健センター	保健センター	保健センター	保健センター	保健センター	保健センター	活性化センター
	受診者(対象者)	627人（682人）	80人（93人）	32人（45人）			331人（433人）	90人(100人)
	予算	423,600円	H15予算　215,800円				407,400円	127,053円
2歳6か月児フッ素・塗布歯科健診	健診回数	該当なし	4回	該当なし	該当なし	年6回	該当なし	該当なし
	対象年齢		2歳6か月～2歳8か月			2歳6か月		
	内容		問診					
			身体計測					
			歯科診察(子ども)			歯科診察(子ども)		
			ブラッシング指導			ブラッシング指導		
			フッ素塗布			フッ素塗布		
			栄養講話					
			親子遊び紹介					
			保健相談			保健指導		
	歯科医師		1人			1人		
	保健師		1人					
	看護師		3人			2人		
	歯科衛生士		2人			1人		
	管理栄養士		1人					
	保育士		1人					
	職員（保健師）		2人			2人		
	職員（その他）		1人					
	通知方法		個別郵送・推進員			個別郵送		
	実施場所		保健センター			保健センター		
	受診者(対象者)		83人（95人）					
	予算		H15予算　288,200円					

各市町の現況

項目		国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
3歳半歯科健診		なし	なし	なし	なし	あり	なし	なし
4歳歯科健診		なし	なし	なし	なし	あり	なし	なし
4歳半歯科健診		なし	なし	なし	なし	あり	なし	なし
5歳児歯科健診	健診回数	該当なし	3回	該当なし	該当なし	年6回	該当なし	該当なし
	対象年齢		5歳3か月～5歳9か月			5歳		
	内容		問診					
			身体計測					
			歯科診察(子ども)			歯科診察(子ども)		
			ブラッシング指導			ブラッシング指導		
						フッ素塗布		
			栄養講話					
			親子遊び紹介					
			保健相談					
	歯科医師		1人			1人		
	保健師		1人					
	看護師		2人			2人		
	歯科衛生士		2人			1人		
	管理栄養士		1人					
	保育士							
	職員（保健師）		2人			2人		
	職員（その他）		1人					
	通知方法		個別郵送・推進員			個別郵送		
	実施場所		保健センター			保健センター		
	受診者(対象者)		51人（81人）					
	予算		H15予算　129,000円					
スタッフ報償費単価	歯科医師	18,500円	15,000円	16,000円	18,000円	15,000円	16,000円	18,000円
	保健師		6,000円	6,200円	6,000円	6,200円	5,600円	7,000円
	助産師		6,000円	7,000円	6,000円	6,200円	5,300円	
	看護師		6,000円	6,200円	6,000円	5,600円	5,300円	
	歯科衛生士	5,600円	6,000円	6,200円	6,000円	5,600円	5,000円	6,500円
	管理栄養士		6,000円	6,200円		5,600円	5,000円	6,300円
	保育士		6,000円	6,200円	6,000円	5,600円	5,000円	
	栄養士				6,000円			

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	２５－９　保健衛生事業	関係項目	胃がん検診
調整の内容	9　各種検診については、新市に引き継ぐ。ただし、個人負担金、実施内容等については、合併までに調整する。		

各市町の現況

項目		国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
実施形態・単独（セット）回数		10（13）	3（5）	0（6）	11（1）	0（7）ｾｯﾄ検診と同時	12（8）	1（11）セット健診と同時
委託先	保健センター	○	○	○	○	○	○	○
	医療機関							
従事者	保健師							
	看護師		4～5人	1人	1人	7人	4人（在宅）	1人（委託）
	介助	2～3人	1～2人	人	1人	3人	1～2人(総保にて)	1～2人(総保にて)
	職員（事務）	3人	2人	4人		1～2人	2人	1人
	職員（保健師）	4人	2人	1人	3人	2人	2人	1人
	職員（看護師）			4人			1人	
報償費	保健師		6,000円	6,200円			5,600円	
	看護師		6,000円	6,200円	6,000円	5,600円	5,300円	5,000円
	介助		委託機関より		6,000円	3,500円	総保にて	総保にて
申込方法		登録制	基本健診と同時に一括申込	前年度末にがん検診と一括申込み	年度当初調査	セット健診と同時	登録制にて	セット健診と同時
通知方法	公民館発送	○	○		○	○		○
	個人発送	○(公未)	○（公未）	○（公未）	○（無所属）	○（公未）	○（郵送）	○（公未）
徴収額	40～69歳	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
	70歳以上	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料
	生活保護世帯	無料	要申請	無料	無料	無料	無料	無料
	非課税者	無料	要申請	1,000	無料	1,000円	無料	1,000円
	国保世帯	1,000円	該当なし	該当なし	無料	1,000円	該当なし	該当なし
	その他	節目健診対象者は無料						
実績	実施回数（セット）	23	8	6（6）	11（1）	7	12（8）	1（11）
	実施ヶ所	1	8	4（4）	6	2	1（1）	1（10）
	実施時期	1月～2月	7月～10月	5～9月	6月～3月	5月～8月	7月～10月	5月～7月
	対象者数（受診者数）	13,416（1,739）	3,603(393)	1,838（337）	1,913（546）	1,733（438）	5,969（1,496）	3,493（419）
	賃金			268,657円	120,000円			
	報償費			12,400円			193,400円	
	需要費	111,679円(他のがん検診分も含む)	40,000円	18,770円	50,000円	50,000円		
	役務費	238,000円(他のがん検診分も含む)		50,330円	10,000円	5,000円	206,500円	10,000円
	委託料	7,773,330円	1,756,710円	1,265,010円	2,440,620円	2,369,100円	6,705,000円	1,872,930円
	総事業費	8,123,009円	1,796,710円	1,615,167円	2,620,620円	2,424,100円	7,104,900円	1,882,930円
結果通知	結果報告会		○（ｾｯﾄ受診者）	○（ｾｯﾄ受診者）	なし	○	○(セットのみ)	○（ｾｯﾄ受診者）
	個別通知	○	○（単独のみ）	○（単独のみ）	○	○結果報告会未受診者	○(単独)	○（単独のみ）
	訪問		○（要精密者）緊急のみ	○（要精密者）	なし	○（要精密者）	○（要精密者）	○（要精密者）
	その他				なし			

参考資料

協議事項	２５－９　保健衛生事業	関係項目	大腸がん検診
調整の内容	9　各種検診については、新市に引き継ぐ。ただし、個人負担金、実施内容等については、合併までに調整する。		

各市町の現況

項目		国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
実施形態・単独（セット）回数		5（7）	6（0）肺がん検診と同時に実施	2（0）	6	0（7）･ｾｯﾄ健診と同時	3回単独で実施	0（11）セット健診と同時
委託先	始良郡医師会	○	○	○	○		○	○
	厚生連					○		○
	保健センター	○				○		○
	医療機関							
従事者	保健師							
	看護師		3人		1人	1人	4～6人	
	職員（事務）	3人	2人	1人			2人	
	職員（保健師）	2人	2人	2人	1人	1人	3人	
	職員（看護師）			2人			1人	
						単独では実施していないため		単独では実施していないため
報償費	保健師		6,000円				5,600円	
	看護師		6,000円		6,000円	5,600円	5,300円	5,000円
申込方法		登録制	基本健診と同時に一括申込	前年度末にがん検診と一括申込み	年度当初調査	ｾｯﾄ健診と同時	登録制にて	ｾｯﾄ健診と同時
通知方法	公民館発送		○		○	○	○（郵送）	○
	個人発送	○	○（公未）	○	○（無所属）	○（公未）		○（公未）
配布方法		公民館等で配布、節目健診では申込み者に対し個人郵送。	肺がん検診時配布し説明	郵送	説明会開催し配布	問診票と同時に公民館発送で配布個人は郵送	保健センターにて来所時に配布	問診票と同時に公民館発送で配布
回収方法		保健センターで回収	後日検診会場で回収	料金徴収時に回収	後日指定日に回収	健診会場で回収	保健センターで回収	健診会場で回収
徴収額	40～69歳	600円	500円	600円	600円	600円	600円	600円
	70歳以上	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料
	生活保護世帯	無料	要申請	無料	無料	無料	無料	無料
	非課税者	無料	要申請	600円	無料	600円	無料	600円
	国保世帯		該当なし	該当なし	無料	600円	該当なし	該当なし
実績	実施回数（セット）	12	6	2（0）	6	0（7）	3	0（11）
	実施ヶ所	1	6	9（0）	6	0（1）	1	0（10）
	実施時期	5月・11月～12月	10月	11月	1月	5月～8月	1月～2月	5月～7月
	対象者数（受診者数）	13,943(2,417)	3,720（347）	1,862（335）	2,055（750）	1,921（466）	5,969（988）	3,592（521）
	賃金			268,657円	90,000円			
	報償費							
	需要費		40,000円	9,130円	60,000円	42,000円		34,062円
	役務費			50,100円	10,000円		203,910円	10,000円
	委託料	3,867,200円	555,200円	536,000円	1,158,400円	960,000円	1,587,200円	833,600円
	総事業費	3,867,200円	595,200円	863,887円	1,318,400円	964,200円	1,791,110円	877,662円
結果通知	結果報告会		なし			○（ｾｯﾄ受診者）	×	○（ｾｯﾄ受診者）
	個別通知	○	○	○	○	○（単独のみ）	○	○（単独のみ）
	訪問		○緊急の場合のみ			○（要精密者）	○（要精密者）	○（要精密者）
	その他							

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	２５－９　保健衛生事業	関係項目	肺がん検診
調整の内容	9　各種検診については、新市に引き継ぐ。ただし、個人負担金、実施内容等については、合併までに調整する。		

各市町の現況

項目		国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
実施形態・単独（セット）回数		(7)	6（0） 大腸がん検診と同時に実施	2（0）	(1)	0（5） 結核検診とセット	 巡回健診・一部セット健診	 巡回，一部ｾｯﾄ健診で実施（H15より）
委託先	保健センター	○	○	○	○	○	○	○
	医療機関							
従事者	保健師			1人				
	看護師			3人		5人	3～4人	3人（委託1人）
	職員（事務）	1人		3人		1人	1人	1人
	職員（保健師）	2人		1人		2人	2人	1人
	職員（看護師）			2人			1人	
			大腸がんと同時に実施		結核にセット			
報償費	保健師		6,000円	6,200円			5,600円	
	看護師		6,000円	6,200円	6,000円	5,600円	5,300円	5,000円
申込方法			基本健診と同時に一括申込	前年度末にがん検診と一括申込み	電話申し込み	ｾｯﾄ健診と同時	登録制にて	ｾｯﾄ健診と同時
通知方法	公民館発送		○		○	○		○
	個人発送	○	○（公未）	○		○（公未）	○	○（公未）
徴収額	40～69歳	(40・50・60歳のみ)無料	200円	300円＋500円	無料	300円	無料	無料
	70歳以上		無料	0	無料	無料	無料	無料
	生活保護世帯		要申請	0	無料	無料	無料	無料
	非課税者		要申請	0	無料	300円	無料	無料
	国保世帯		該当なし	300円＋500円	無料	300円	該当なし	該当なし
	喀痰検査料	無料	500円	500円（70以上、生保、非課税無料）	無料	700円	800円	500円
実績	実施回数（セット）	7	3（6）	1	1	5	4（7）	2
	実施ヶ所	1	6	1	1	10	1	10
	実施時期	5月	10月	9月	8月	10月	7月～11月	8月
	対象者数（受診者数）	24,721(557)	3,714（390）	1,886（240）	24	2,047（1,269）	5,969（1,269）	3,592（198）
	賃金			268,657円				
	報償費			24,800円		280,000円	105,400円	40,000円
	需要費		40,000円	7,642円	20,000円	40,000円		1,500円
	役務費			50,100円	2,000円	68,000円	166,200円	10,000円
	委託料	499,470円	441,740円	344,660円	54,500円	1,240,000円	1,254,900円	282,420円
	総事業費	499,470円	481,740円	695,859円	76,500円	1,628,000円	1,526,500円	333,920円
結果通知	個別通知	○	○	○	○	○	○（セットは結果報告会）	なし
	その他		緊急の場合訪問	訪問（要精密者）	訪問（要精密者）	訪問（要精密者）		訪問（要精密者）
	喀痰：個別通知	○	○	○	○	○	○（郵送）	○
	喀痰：その他		緊急の場合訪問			訪問（要精密者）		訪問（要精密者）

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	２５－９　保健衛生事業	関係項目	子宮がん検診
調整の内容	9　各種検診については、新市に引き継ぐ。ただし、個人負担金、実施内容等については、合併までに調整する。		

各市町の現況

項目		国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
実施形態・単独（セット）回数		16	4	(3)	(4)	(2)	(12)	(4)
先委託	保健センター	○	○	○	○	○	○	○
	医療機関							
従事者	保健師			1人			1人	
	看護師		4～5人	1人	1人	7人	4～6人	3人（委託1人）
	職員（事務）	3人	2人	5人		1人	1人	2人
	職員（保健師）	3人	2人	1人	3人	2人	3人	1人
	職員（看護師）			3人			1人	
報償費	保健師		6，000円	6,200円			5,600円	
	看護師		6，000円	6,200円	6,000円	5,600円	5,300円	5,000円
申込方法		登録制	基本健診と同時に一括申込	前年度末にがん検診と一括申込み	年度当初に調査	ｾｯﾄ健診と同時	登録制	ｾｯﾄ健診と同時
通知方法	公民館発送	○	○		○	○		○
	個人発送		○（公未）	○	○（無所属）	○（公未）	○	○（公未）
徴収額	40～69歳（体部）	700円（700円）	700円（1,300円）	700円（700円）	700円	700円（未実施）体部は医療機関紹介	700円	700円（700円）
	70歳以上（体部）	無料	無料（無料）	0	無料	無料（未実施）	無料	無料（700円）
	生活保護世帯（体部）	無料	要申請	0	無料	無料（無料）	無料	無料（無料）
	非課税者（体部）	無料	要申請	0	無料	700円（未実施）	無料	700円（700円）
	国保世帯（体部）		該当なし	700円（700円）	無料	700円（未実施）	該当なし	該当なし
実績	実施回数（セット）	16	4	3	4	4	12	4
	実施ヶ所	1	4	1	2	1	1	2
	実施時期	11月・3月	7月	5月	8月	12月	9月	5月
	対象者数（受診者数）	11,037(1,184)	2,959（208）	1,256（248）	1,294（324）	1,234（206）	4,713（1，361）	2,281（242）
	体部：対象者数（受診者数）	1(1)	0（0）	0		0（0）	0	0（0）
	賃金			268,657円	48,000円			
	報償費			24,800円		78,400円	236,400円	40,000円
	需要費		40,000円	5,521円	80,000円	36,000円		
	役務費			50,100円	10,000円	87,000円	321,460円	30,760円
	委託料	3,944,330円	692,640円	429,570円	1,078,920円	1,023,700円	4,532,130円	805,860円
	総事業費	3,944,330円	732,540円	778,648円	1,216,920円	1,225,100円	5,089,990円	876,620円
結果通知	結果報告会	○	○	○	○	○	○	○
	個別通知		○緊急の場合のみ	○		○（要精密者）	○（必要者）	○（要精密者）
	訪問							
	その他							

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	２５－９　保健衛生事業	関係項目	乳がん検診
調整の内容	9　各種検診については、新市に引き継ぐ。ただし、個人負担金、実施内容等については、合併までに調整する。		

各市町の現況

項目		国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
実施形態・単独（セット）回数		16	4	(3)	(4)	(4)	(12)	(4)
委託先	保健センター	○	○	○	○	○	○	○
	医療機関							
従事者	保健師		0	0		0	0	0
	看護師		0	0		0	0	0
	職員（事務）	H14年度　3人	0	0		0	0	0
	職員（保健師）	H14年度　3人	0	0		0	0	0
	職員（看護師）		0	0	1人	0	0	0
			15年度	子宮ガンとｾｯﾄのため		子宮ガンとｾｯﾄのため	子宮ガンとセットのため	子宮ガンとｾｯﾄのため
報償費	保健師		6,000円	6,200円			5，600円	
	看護師		6,000円	6,200円	6,000円	5,600円	5，300円	5,000円
			15年度					
申込方法		登録制	基本健診と同時に一括申込	前年度末にがん検診と一括申込み	年度当初に調査		登録制	
通知方法	公民館発送	○	○		○	○		○
	個人発送	H16年度予定	○（公未）	○	○	○（公未）	○	○（公未）
徴収額	視触診：40～69歳	400円	200円	400円	400円	400円	400円	300円
	〃　：70歳以上	無料	無料	0	無料	無料	無料	無料
	〃　：生活保護世帯	無料	要申請	0	無料	無料	無料	無料
	〃　：非課税者	無料	要申請	0	無料	400円		300円
	超音波	実費	視触診＋で2，000円	2,400円		3,550円	3,150円	1,000円
	ﾏﾝﾓｸﾞﾗﾌｨｰ	実費	視触診＋で2，000円	2,400円		3,550円	3,150円	1,000円
実績	実施回数（セット）	16	4	3	4	4	12	4
	実施ヶ所	1	4	1	2	1	1	2
	実施時期	10月～12月	7月	5月		12月	9月	5月
	対象者数（受診者数）	11,348（1,431）	244	1,264（238）	13年度456	1,245（221）	4,457(1，361)	2,308（243）
	超：対象者数（受診者数）		41	18		138（22）	128	322（31）
	ﾏ：対象者数（受診者数）		190	186		1,107（175）	940	1,986（212）
	賃金			268,657円				
	報償費					0（子宮がんと同時実施のため）		0（子宮がんと同時実施のため）
	需要費			4,777円				
	役務費			50,100円			263,410円	
	委託料	2,475,630円	1,149,770円	769,780円		519,000円	2,354,530円	1,091,340円
	総事業費	2,475,630円	1,149,770円	1,093,314円		519,000円	2,617,940円	1,091,340円
結果通知	結果報告会	○	○	○	○	○	○	○
	個別通知		○緊急の場合のみ	○（要精密者）		○（要精密者）	○	○（要精密者）
	訪問							
	その他							

参考資料

協議事項	２５－９　保健衛生事業	関係項目	肝炎ウィルス検診
調整の内容	9　各種検診については、新市に引き継ぐ。ただし、個人負担金、実施内容等については、合併までに調整する。		

各市町の現況

項目		国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
実施形態	単独（セット）回数	4（7）	0（9）	0（8）	0（14）	(9)	0（14）	(11)
	節目		○	0（1）		○		
	要指導者検診	3	○			○前年度分で	○	
委託機関	保健センター	○	○			○	○	○
	厚生連		○	○	○	○	○	○
	医師会		○		○	○	○	
	医療機関		○					
従事者	保健師		0	0	0	0		0
	看護師		0	0	0	0		0
	職員（事務）	3人	0	0	0	0		0
	職員（保健師）	4人	0	0	0	0		0
	職員（看護師）		0	0	0	0		0
			基本とｾｯﾄで実施のため		基本とｾｯﾄで実施のため	基本とｾｯﾄで実施のため		基本とｾｯﾄで実施のため
報償費	保健師		6,000円	6,200円			5,600円	
	看護師		6,000円	6,200円		5,600円	5,300円	5,000円
申込方法		節目者にハガキを送付、他は広報誌に掲載し電話申込	節目対象者へ問診票送付	なし	当日受付	基本と同じ		なし
通知方法	公民館発送		○			問診表は受診日に町報で広報		町報で広報
	個人発送	○	○（公未）	○	○		○	
徴収額	40～69歳		国の基準単価	1,785円	800	2,600	節目800円	無料
	70歳以上		無料	1,785円	無料	2,600	70歳のみ無料	無料
	生活保護世帯	無料	要申請	1,785円	無料	無料		無料
	非課税者	無料	要申請	1,785円	無料	2,600		無料
	国保世帯		該当なし	1,785円	無料	2,600	該当なし	該当なし
	節目	節目B+C700円、C型600円、B型500円	700円	0	区別なし	無料	800円	実施なし
実績	実施回数（セット）	6（9）	9	0（8）	14	0（9）	14	0（11）
	実施ヶ所	1	9	0（7）	6	0（2）	14	0（11）
	実施時期	5～6月・2月	6月～2月	7～9月	6月～1月	5月～12月	7月～1月	5月～7月
	節：対象者数（受診者数）	846（622）	537（119）	46	314（26）	605（108）	1，058（246）	661（75）
	要：対象者数（受診者数）	74（84）	8（4）	要88・希望166	216（0）	29（　）	(96)	36（34）
	賃金			53,433円				
	報償費							
	需要費	117,856円	45,874円	4,778円	8,754円	10,000円		1,512円
	役務費	315,080円			5,000円		3,360円	
	委託料	1,829,784円	334,282円	630,000円	54,600円	525,800円	1,074,004円	263,395円
	総事業費	2,262,720円	380,156円	688,211円	68,354円	535,800円	1,077,364円	264,907円
結果通知	結果報告会		○	○（ｾｯﾄ受診者）	○	○（ｾｯﾄ受診者）	○	○（ｾｯﾄ受診者）
	個別通知	○	○欠席者	○（単独のみ）	○	○（単独のみ）	○	○（単独のみ）
	訪問			○（要精密者）			○	○（要精密者）
	その他							

参考資料

協議事項	２５－９　保健衛生事業	関係項目	腹部超音波検診
調整の内容	9　各種検診については、新市に引き継ぐ。ただし、個人負担金、実施内容等については、合併までに調整する。		

各市町の現況

項目		国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
実施形態・単独（セット）回数		1（3）	3（5）	0（6）	6（1）	0（7）ｾｯﾄで実施	0（12）セットで実施	1(11)セットで実施
委託機関	保健センター	○	○	○	○	○	○	○
	厚生連		○	○	○	○	○	○
	医師会							
	医療機関							
従事者	保健師							
	看護師	4人					4～6人	
	介助		1～2人		2人	2人	1～2人（総保にて）	
	職員（事務）						1～2人	
	職員（保健師）	1人					2人	
	職員（看護師）						1人	
			セット健診又は胃がん検診と同時に実施	他と同時				他と同時
報償費	保健師		6,000円			0円	5,600円	
	看護師		6,000円		6,000円	5,600円	5,300円	5,000円
	介助		委託機関より			3,500円	総保にて	総保にて
申込方法		節目のセット健診と同時	基本健診と同時に一括申込	前年度末にがん検診と一括申込み	年度当初調査	ｾｯﾄ健診と同時	セット健診来所時	ｾｯﾄ健診と同時
通知方法	公民館発送		○		○	○		○
	個人発送	○	○（公未）	○		○（公未）	○	○（公未）
徴収額	40～69歳	（60歳のみ）無料	1,500円	2,000円	2,000円	3,500円	無料	1,000円
	70歳以上		無料	2,000円	1,000円	3,500円	無料	1,000円
	生活保護世帯		要申請	2,000円	1,000円	無料	無料	無料
	非課税者		要申請	2,000円	1,000円	3,500円	無料	1,000円
	国保世帯		該当なし	2,000円	1,000円	1,000円	該当なし	該当なし
実績	実施回数（セット）	3	8	6（6）	6（1）	0（7）	0（12）	1（11）
	実施ヶ所	1	8	4（4）	6	0（1）	1	1（11）
	実施時期	5月	7月～10月	5～9月	6月～3月		7月～8月	5月～7月
	対象者数（受診者数）	445（198）	(456)	(383)	265	530	864	(504)
	賃金			268,657円				
	報償費					5月～8月		
	需要費		40,000円	9,181円				
	役務費			50,100円				20,000円
	委託料	健康増進協議会663，300円	1,527,600円	1,082,050円	887,750円	1,425,000円	2,489,050円	1,688,400円
	総事業費	663,300円	1,567,600円	1,409,988円	887,750円	1,425,000円	2,489,050円	1,708,400円
結果通知	結果報告会	○	○	○（ｾｯﾄ受診者）	○（セット分）	○（ｾｯﾄ受診者）	○（セットのみ）	○（ｾｯﾄ受診者）
	個別通知		○（単独のみ）	○（単独のみ）	○	○（単独のみ）	○(欠席者)	○（単独のみ）
	訪問		○（要精密者）緊急のみ			○（要精密者）	○（要精密者）	○（要精密者）
	その他							

参考資料

協議事項	２５－９　保健衛生事業	関係項目	骨粗しょう症検診
調整の内容	9　各種検診については、新市に引き継ぐ。ただし、個人負担金、実施内容等については、合併までに調整する。		

各市町の現況

項目		国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
実施形態	単独（セット）回数	1	0（5）	0（8）	(5)	0（3）	8（7）	0（11）
	セット健診で実施		○	○	○	○	○	○
	婦人検診と実施			○	○	○	○	
	節目だけで実施							
	健康まつり	○					○	
	その他							
委託機関	保健センター	○	○	○	○	○	○	○
	厚生連		○	○	○	○	○	○
	医療機関							
従事者	保健師		0	0	0	0	0	0
	看護師		0	0	0	0	0	0
	職員（事務）		0	0	0	0	0	0
	職員（保健師）		0	0	0	0	0	0
	職員（看護師）		0	0	0	0	0	0
			セット健診で実施のため	セット健診で実施のため		セット健診で実施のため	セット健診で実施の為	セット健診で実施のため
費償報	保健師		6,000円	6,200円			5,600円	
	看護師		6,000円	6,200円		5,600円	5,300円	5,000円
申込方法		広報誌に掲載	基本健診と同時に一括申込	前年度末にがん検診と一括申込み	当日受付	セット健診と同時	セット健診で来所時	セット健診と同時
通知方法	公民館発送		○		○	○		○
	個人発送		○（公未）	○	○	○（公未）	○	○（欠席者）
徴収額	40～69歳	全額実費	2,050円	2,000円	2,050円	2,050円	2,050円（実費）	600円
	70歳以上	全額実費	無料	2,000円	2,050円	2,050円	2,050円（実費）	600円
	生活保護世帯	全額実費	要申請	2,000円	2,050円	無料	2,050円（実費）	無料
	非課税者	全額実費	要申請	2,000円	2,050円	2,050円	2,050円（実費）	600円
	国保世帯	全額実費	該当なし	2,000円	2,050円	1,000円	該当なし	該当なし
	節目	該当なし	1,000円	節目健診で受ければ	2,050円	無料	該当なし	該当なし
				無料			健康まつりのみ無料	
実績	実施回数（セット）	1	5	0（8）	(5)	0（5）	8（7）	0（11）
	実施ヶ所	1	5	0（4）	2	0（1）	1	0（10）
	実施時期	8月	7月～10月	5～9月	8月	5月～12月	7月～10月	5月～7月
	対象者数（受診者数）	(114)	(159)	(237)	(38)	162	(726)	(355)
	補助：対象者数（受診者数）		(10)	65（6）		71（14）		90（6）
	賃金			33,423円				
	報償費							
	需要費		40,000円	4,130円		5,000円		
	役務費			29,250円				
	委託料		325,950円	364,900円		310,000円	289,050円	727,750円
	総事業費		365,950円	431,703円		315,000円	289,050円	727,750円
結果通知	結果報告会		○（単独のみ）	○（セット受診者）	○他にあわせ	○（セット受診者）	○	○（セット受診者）
	個別通知		なし	○（単独のみ）	○単独のみ	○（単独のみ）		○（単独のみ）
	訪問	県民総合保健センターより通知	セット受診者は報告会			○（要精密者）		○（要精密者）
	その他							

参考資料

協議事項	２５－９　保健衛生事業	関係項目	前立腺がん検診
調整の内容	9　各種検診については、新市に引き継ぐ。ただし、個人負担金、実施内容等については、合併までに調整する。		

各市町の現況

項目		国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
実施形態	単独（セット）回数	1回	0（5）	0（4）	1	0（7）	0(8)	0（11）
	その他	健康増進大会時に実施	ｾｯﾄで同時実施				セット同時実施	ｾｯﾄで同時実施
委託機関	保健センター	○				○	○	○
	厚生連			○	○	○	○	○
	医師会					○		○
	医療機関							
従事者	保健師		0	0	0	0	0	0
	看護師		0	0	0	0	0	0
	職員（事務）		0	0	0	0	0	0
	職員（保健師）		0	0	0	0	0	0
	職員（看護師）		0	0	0	0	0	0
			セット健診で実施	ｾｯﾄ健診で実施のため		ｾｯﾄ健診で実施のため	セット健診で実施の為	ｾｯﾄ健診で実施のため
報償費	保健師		6,000	6,200円			5，600円	
	看護師		6,000	6,200円		5,600円	5，300円	5,000円
申込方法		広報誌に掲載	当日申込	前年度末にがん検診と一括申込み	セットで当日受付	ｾｯﾄ健診同時	セット健診同時	ｾｯﾄ健診同時
通知方法	公民館発送				○	○		○
	個人発送			○	○（無所属）	○（公未）	○	○（公未）
徴収額	40～69歳	全額実費	実費	1,570円	1,575円	1,570円	1,575円（実費）	600円
	70歳以上	全額実費	実費	1,570円	1,575円	1,570円	1,575円（実費）	600円
	生活保護世帯	全額実費	実費	1,570円	1,575円	無料	1,575円（実費）	無料
	非課税者	全額実費	実費	1,570円	1,575円	1,570円	1,575円（実費）	600円
	国保世帯	全額実費	実費	1,570円	1,575円	1,570円	該当なし	該当なし
実績	実施回数（セット）	1	5	0（8）	1	0（9）	0（8）	0（11）
	実施ヶ所	1	5	0（7）	1	0（1）	1	0（10）
	実施時期	8月	7月～10月	7～11月	6月～3月	5月～12月	7月，10月	5月～7月
	対象者数（受診者数）	H15年度　87	(42)	(73)		620（83）	(166)	3,592（198）
	賃金							
	報償費							
	需要費					10,000円		
	役務費							
	委託料			114,975円		315,000円		282,420円
	総事業費			114,975円		325,000円		282,420円
結果通知	結果報告会		○（セット受診者）	○（ｾｯﾄ受診者）	○(セット)	○（ｾｯﾄ受診者）	○（セット健診のみ）	○（ｾｯﾄ受診者）
	個別通知		○（単独のみ）	○（単独のみ）	○(セット）欠席者	○（単独のみ）	○(欠席者）	○（単独のみ）
	訪問		○（要精密者）緊急のみ			○（要精密者）	○（必要者）	○（要精密者）
	その他	保健センターから通知						

参考資料

協議事項	２５－９　保健衛生事業	関係項目	歯周病検診
調整の内容	9　各種検診については、新市に引き継ぐ。ただし、個人負担金、実施内容等については、合併までに調整する。		

各市町の現況

項目		国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
実施形態	単独（セット）回数	(7)	医師会委託基本健診と同時に実施	0（4）	未実施	1（8）	6	未実施
	節目	330		0（1）				
	その他		3			町内歯科医院委託6月～7月	基本健診と同時実施	歯周病疾患アンケートのみ実施
委託先	歯科医師会	○		○		○	○	
	医療機関委託					○		
従事者	歯科医師	31人	2人	2人		3人	4人	
	歯科衛生士	28人	1～2人	2人		1人	8人	
	保健師							
	看護師							
	職員（事務）			1人			1人	
	職員（保健師）	1人					1人	
	職員（看護師）						1人	
報償費	歯科医師	18,500円	15,000円	16,000円		15,000円	16,000円	
	歯科衛生士	6,400円	6,000円	6,200円		5,600円	5,000円	
	保健師		6,000円				5,600円	
	看護師		6,000円			5,600円	5,300円	
申込方法		セット健診と同時	なし	基本受診時に勧める		年度始にがん検診と一括申込み	基本健診と同時	
通知方法	公民館発送					○		
	個人発送	○		○		○（公未）節目対象者	○	
				基本と同時に送付				
徴収額	40～69歳	(40・50・60歳のみ)無料	0	0		300	無料	
	70歳以上		0	0		300	無料	
	生活保護世帯		0	0		無料	無料	
	非課税者		0	0		300	無料	
	国保世帯		0	0		300	該当なし	
	節目					無料		
実績	実施回数（セット）	7	3	0（4）		6+1ヶ月間町内歯科医院	6	
	実施ヶ所	1	3	0（3）		4	1	
	実施時期	5月	6月～11月	9～12月		6月～8月	11月～2月	
	対象者数（受診者数）	1,414(357)	113	147（1）		139・委託分37	(269)	
	賃金			33,444円		33,600円		
	報償費	470,800円		152,800円		90,000円	560,000円	
	需要費	44,016円	40,000円	37,013円		65,100円		
	役務費					11,200円		
	委託料			223,257円		55,500円		
	総事業費	514,816円	40,000円			255,400円	560,000円	
結果通知	個別通知							
	訪問							
	その他	○	当日健診会場で			受診時に本人に結果	当日健診会場にて実施	

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	２５－９　保健衛生事業	関係項目	基本健康診査（セット検診を含む。）
調整の内容	10　基本健康診査（セット検診を含む。）については、新市に引き継ぐ。ただし、実施方法等については、合併までに調整する。なお、医療機関委託についても検討する。		

各市町の現況

項目			国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
対象者			40歳以上	40歳以上	40歳以上、節目は35～65の5歳節目	40歳以上	40歳以上	40歳以上	40歳以上
実施形態	単独・セット・節目			単独＋セット	○	単独･セット	セット	セット	セット
	セット項目	胃がん検診	節目・地域限定	○	○	○	○	○	○
		大腸がん検診	節目・地域限定				○		○
		腹部超音波検診	60歳のみ	○	○	○	○	○	○
		骨粗しょう症検診		○	○	○	○（厚生連のみ）	○	○
		前立腺がん検診		○	○	○	○	○	○
		肝炎ウイルス検診	○	○	○	○	○	○	○
		肺がん検診	節目		○		○（結核とセット）	○	○
		ヘルスアセスメント	○				○（厚生連のみ）	○（厚生連のみ）	○
委託機関	始良郡医師会		○	○		○	○	○	○
	厚生連			○	○	○	○	○	○
	保健センター		○	○			○	○	○
	医療機関								
従事者	医師		2～5人	2人		2人	1人医師会は2人	1会場1～3人	1人
	保健師			委託先によって	1～2人			1～2人（在宅）	1人（委託）
	看護師		2～9人	4～5人	1～2人	7人	7人　在宅	4～7人（在宅）	6人（委託1人）
	在宅臨床検査技師		1人					1人	
	介助			2～3人			2人		2人
	食生活推進員				2人				
	職員（事務）		4人	2人	3人		2人	3人	2人
	職員（保健師）		1人	2人	2人	3人	2人	3～4人	1人
	職員（看護師）				3人			1人	
報償費	医師		18,500円	15,000円（早出17,500円）		18,000円	15,000円	16，000円	21,000円
	医師同伴看護師			同伴なし		医師によりあり	なし	なし	医師に含む
	保健師			6,000円	6,200円			5，600円	
	看護師		5,300円	6,000円	6,200円	6,000円	5,600円	5，300円	5,000円
	介助			4,600円			3,500円	なし	4,000円
	臨床検査技師		5,300円	なし			なし	5,000円	なし
	食生活推進員			なし	4,500円		なし	なし	なし
申込方法			節目健診については対象者に通知。他は登録制	前年度末にがん検診と一括申込み	前年度末にがん検診と一括申込み	年度当初に調査	年度始にがん検診と一括申込み	登録制による	前年度末にがん検診と一括申込み

各市町の現況

項目		国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
通知方法	公民館発送	○	○		○	○		○
	個人発送	○	○（公未）	○（公未）	○無所属に	○（公未）	○	○（公未）
徴収金額	40歳～69歳	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円
	70歳以上	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料
	生活保護世帯	無料	要申請	無料	無料	無料	無料	無料
	非課税者	無料	要申請	無料	無料	該当なし	無料	無料
	国保世帯		該当なし	1,300円	無料	該当なし	該当なし	該当なし
実績	実施回数	39	9	8	14	9	28	11
	実施ヶ所	22	9	8	6	1	12	10
	実施時期	9月～11月	6月～2月	7～11月	6月～12月	5月～12月	7月～1月	5月～7月
	対象者数（受診者数）	12,788(3,065)	2,989(651)	1,676（520）	(2,245)1,052	1,497（670）	7,042(2，049)	2,544（624）
	賃金	1,166,141円		380,600円	834,000円	10,400円		
	報償費	3,213,800円	87,400円	6,200円	540,000円	61,800円	1,885,800円	226,000円
	需要費	204,873円	69,633円	89,988円	653,900円	188,108円		181,249円
	役務費	353,250円		129,000円	108,290円	127,450円	583,920円	191,475円
	委託料	14,513,330円	2,914,575円	2,539,120円	4,950,400円	2,979,347円	9,326,035円	2,720,434円
	その他					126,000円（バス借上）		
	総事業費	19,451,394円	3,071,608円	3,144,908円	7,086,590円	3,493,103円	11,765,755円	3,319,158円
結果通知方法	結果報告会	○	○	○	○	○	○(シルバー以外)	○
	個別通知	○(異常なし・要精密者)	○（欠席者）	○（欠席者）	○（欠席者）	○（欠席者）	○(シルバー以外・欠席者)	○（欠席者）
	訪問		○（緊急の場合のみ）	○（要精密者）		○（要精密者）	○(要指導者)	○（要精密者）
内容	問診	○	○	○	○	○	○	○
	身体計測	○	○	○	○	○	○	○
	血圧測定	○	○	○	○	○	○	○
	尿検査	○	○	○	○	○	○	○
	血液検査	○	○	○	○	○	○	○
	心電図検査	○	○	○	○	○	○	○
	眼底検査	○	○	○	○指示により	○	○	○
	診察	○	○	○	○	○	○	○
	ﾍﾙｽｱｾｽﾒﾝﾄ問診	○	×	×	×	○（厚生連のみ）	○（厚生連のみ）	○
対象除外者	職場で受ける	○	○	○	○	○	○	○
	病院等で受診予定	○	○	○	○	○	○	○
	治療中・通院中	○	○	○	○	○	○	○
	入院中	○	○	○	○	○	○	○
	歩行困難		○	○	○	○	○	○
	寝たきり	○	○	○	○	○	○	○
	長期不在	○	○	○	○	○	○	○
	不明		○	○	○	○		○

協定項目	２５－９　保健衛生事業	関係項目	参考資料（関係法令抜粋）

結核予防法

第1章　総則

（目的）

第1条　この法律は、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図ることによつて、結核が個人的にも社会的にも害を及ぼすことを防止し、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

（国及び地方公共団体の義務）

第2条　国及び地方公共団体は、結核の予防及び結核患者の適正な医療に努めなければならない。

2　国及び地方公共団体は、結核の予防及び結核患者の適正な医療に関する施策を講ずるに当たつては、地域の特性に配慮しつつ、総合的に実施するよう努めなければならない。

（医師等の義務）

第3条　医師その他の医療関係者は、前条に規定する国及び地方公共団体の行う業務に協力しなければならない。

（定期の予防接種）

第13条　第4条第1項又は第3項の規定によつて定期の健康診断を行つた者（同条第4項の規定により同条第1項の規定による健康診断を行つた者とみなされた者を含む。次項において同じ。）は、その受診者のうち、ツベルクリン反応が陰性であつた者に対して、定期の予防接種を行わなければならない。

2　第4条第1項又は第3項の規定によつて定期の健康診断を行つた者は、第8条の規定により定期の健康診断を受けたものとみなされた者のうち、ツベルクリン反応が陰性であつた者に対して、速やかに、期日又は期間を指定してツベルクリン反応検査を行い、かつ、その反応が再び陰性である者に対して定期の予防接種を行わなければならない。

3　第4条第1項又は第3項の規定により定期の健康診断を行うべき者は、当該健康診断の対象者のうち前2項に規定する定期の予防接種を受けた者であつて政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、ツベルクリン反応検査を行い、かつ、その反応が陰性である者に対して、定期の予防接種を行わなければならない。

4　市町村長は、その管轄する区域内に居住する小学校就学の始期に達しない者に対して、政令で定める定期において、保健所長（特別区及び保健所を設置する市にあつては、都道府県知事）の指示を受け期日又は期間を指定して、ツベルクリン反応検査を行い、かつ、その反応が陰性である者に対して、定期の予防接種を行わなければならない。

予防接種法

第1章　総則

第1条　この法律は、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。

第2条　この法律において「予防接種」とは、疾病に対して免疫の効果を得させるため、疾病の予防に有効であることが確認されているワクチンを、人体に注射し、又は接種することをいう。

2　その発生及びまん延を予防することを目的として、この法律の定めるところにより予防接種を行う疾病（以下「一類疾病」という。）は、次に掲げるものとする。

(1)ジフテリア
(2)百日せき
(3)急性灰白髄炎
(4)麻しん
(5)風しん
(6)日本脳炎
(7)破傷風
(8)前各号に掲げる疾病のほか、その発生及びまん延を予防するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病として政令で定める疾病

3　個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延の予防に資することを目的として、この法律の定めるところにより予防接種を行う疾病（以下「2類疾病」という。）は、インフルエンザとする。

協定項目	２５－９　保健衛生事業	関係項目	参考資料（関係法令抜粋）

老人保健法
第1章　総則
（目的）
第1条　この法律は、国民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図るため、疾病の予防、治療、機能訓練等の保健事業を総合的に実施し、もつて国民保健の向上及び老人福祉の増進を図ることを目的とする。
（基本的理念）
第2条　国民は、自助と連帯の精神に基づき、自ら加齢に伴つて生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、老人の医療に要する費用を公平に負担するものとする。
2　国民は、年齢、心身の状況等に応じ、職域若しくは地域又は家庭において、老後における健康の保持を図るための適切な保健サービスを受ける機会を与えられるものとする。
（国の責務）
第3条　国は、この法律による保健事業（以下単に「保健事業」という。）が健全かつ円滑に実施されるよう必要な各般の措置を講ずるとともに、第1条に規定する目的の達成に資するため、医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策を積極的に推進しなければならない。
（地方公共団体の責務）
第4条　地方公共団体は、この法律の趣旨を尊重し、住民の老後における健康の保持を図るため、保健事業が健全かつ円滑に実施されるよう適切な施策を実施しなければならない。
（保険者の責務）
第5条　保険者は、加入者の老後における健康の保持のために必要な事業を積極的に推進するよう努めるとともに、保健事業が健全かつ円滑に実施されるよう協力しなければならない。
第1節　保健事業の種類
（保健事業の種類）
第12条　保健事業の種類は、次のとおりとする。
(1)健康手帳の交付
(2)健康教育
(3)健康相談
(4)健康診査
(5)医療（医療費の支給を含む。）
(5)の2．入院時食事療養費の支給（医療費の支給を含む。）
(5)の3．特定療養費の支給（医療費の支給を含む。）
(5)の4．老人訪問看護療養費の支給
(5)の5．移送費の支給
(5)の6．高額医療費の支給
(6)機能訓練
(7)訪問指導
(8)前各号に掲げるもののほか、老後における健康の保持のため必要な事業として政令で定める事業

（健康診査）
第16条　健康診査は、心身の健康を保持するために行われる診査及び当該診査に基づく指導とする。

協定項目	２５－９　保健衛生事業	関係項目	参考資料（関係法令抜粋）

母子保健法

第1章　総則

（目的）

第1条　この法律は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医務その他の措置を講じ、もつて国民保健の向上に寄与することを目的とする。

（母性の尊重）

第2条　母性は、すべての児童がすこやかに生まれ、かつ、育てられる基盤であることにかんがみ、尊重され、かつ、保護されなければならない。

（乳幼児の健康の保持増進）

第3条　乳児及び幼児は、心身ともに健全な人として成長してゆくために、その健康が保持され、かつ、増進されなければならない。

（母性及び保護者の努力）

第4条　母性は、みずからすすんで、妊娠、出産又は育児についての正しい理解を深め、その健康の保持及び増進に努めなければならない。2　乳児又は幼児の保護者は、みずからすすんで、育児についての正しい理解を深め、乳児又は幼児の健康の保持及び増進に努めなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第5条　国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に努めなければならない。2　国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を講ずるに当たつては、その施策を通じて、前3条に規定する母子保健の理念が具現されるように配慮しなければならない。

第2章　母子保健の向上に関する措置

（知識の普及）

第9条　都道府県及び市町村は、母性又は乳児若しくは幼児の健康の保持及び増進のため、妊娠、出産又は育児に関し、相談に応じ、個別的又は集団的に、必要な指導及び助言を行い、並びに地域住民の活動を支援すること等により、母子保健に関する知識の普及に努めなければならない。

（保健指導）

第10条　市町村は、妊産婦若しくはその配偶者又は乳児若しくは幼児の保護者に対して、妊娠、出産又は育児に関し、必要な保健指導を行い、又は医師、歯科医師、助産師若しくは保健師について保健指導を受けることを勧奨しなければならない。

（新生児の訪問指導）

第11条　市町村長は、前条の場合において、当該乳児が新生児であつて、育児上必要があると認めるときは、医師、保健師、助産師又はその他の職員をして当該新生児の保護者を訪問させ、必要な指導を行わせるものとする。ただし、当該新生児につき、第19条の規定による指導が行われるときは、この限りでない。

2　前項の規定による新生児に対する訪問指導は、当該新生児が新生児でなくなつた後においても、継続することができる。

（健康診査）

第12条　市町村は、次に掲げる者に対し、厚生労働省令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。

(1)満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児

(2)満3歳を超え満4歳に達しない幼児

第13条　前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

保健衛生事業　先進事例

宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会（愛媛県）

各種保健衛生事業については、事務事業一元化の基本的な考え方をもとに次のとおり調整する。
1.母子保健事業については、次のとおり調整を図るものとする。
　①予防接種事業については、合併時に予防接種の方法及び自己負担額の統一を図る。委託医療機関については、合併時までに調整する。内容・実施方法については、宇和島市の例を基準に検討する。
　②診査・検診の実施方法については、当面現行のとおりとし、新市に移行後速やかに調整する。
　③母子健康手帳交付事務については、宇和島市の例により合併時に統一する。
2.老成人保健事業について、次のとおり調整を図るものとする。
　①各種ガン検診については、宇和島市の例により合併時に統一する。
　②結核予防事業については、現行のとおり新市に引継ぎ、検診の委託先については、合併時に調整する。
　③宇和海合同検診については、現行のとおり実施する。
3.健康づくり、その他保健事業について、次のとおり調整を図るものとする。
　①健康教育、相談事業及び訪問事業については、現行のとおりとし、新市に移行後速やかに統一する。
　②福祉保健センターについては、現行のとおり新市に引継ぎ、運営方法等については、合併時に調整する。

上五島地域５町合併協議会（長崎県）

○各種委員、協議会等は上五島町、奈良尾町の例を基本に合併までに調整する。
○老人保健事業、母子保健事業は、関係機関と協議のうえ、合併後すみやかに調整する。ただし、合併後初年度は旧町の例による。
○妊婦検診受診交通費助成事業は、奈良尾町の例により合併までに調整する。
○予防事業は、現行どおり新町において実施する。
○食生活改善事業は、新町においても実施する。組織等については新魚目町、奈良尾町の例を基本に合併までに調整する。
○その他の健康推進事業は、新町に引き継ぎ必要に応じて調整する。
○健康推進関連施設は、現行どおり新町に引き継ぎ、名称、使用料等は合併までに調整する。

高田郡六町合併協議会（広島県）

保健衛生事業については、生涯をとおして健やかに暮らせるまちづくりをめざし、各町のこれまでの取り組みを踏まえ、新市の施策を充実させることを原則として調整する。
（1）保健センターについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお甲田町においては、「ふれあいセンターこうだ」を保健センターとして位置づける。
（2）救急医療制度については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
（3）保健関係施策については、次のとおり調整する。
　ア　母子保健事業計画については、新市において策定する。
　イ　乳幼児健康診査事業については、4～6ヶ月、10～12ヶ月、1歳半、2歳半、3歳半及び5歳を基準年齢として実施する。
　ウ　母子保健指導事業・母子健康教室については、母子の健康相談及び交流の場として、公民館活動等と連携をとりながら、事業の拡大を図る。
　エ　健康教育事業、健康指導事業及び機能訓練事業については、国の基準に基づき実施する。
　オ　総合検診・老人健診事業については、当分の間現行のとおり実施し、新市において調整する。また人間ドック助成事業については、合併までに調整し、実施する。
　カ　歯科保健事業については、各年代（年齢）に応じた事業を引き続き実施する。
　キ　予防接種事業については、予防接種法（昭和23年法律第68号）及び結核予防法（昭和26年法律第96号）に基づいた接種は原則個別接種で実施する。集団接種が望ましいポリオ、ツベルクリン反応検査及びBCG接種については、保健センター及び各学校において集団接種する。

修善寺町外3 町合併協議会（静岡県）

(1) 健康日本21 計画は、合併後2年以内に、策定する。
(2) 母子保健計画は、合併後2年以内に、策定する。
(3) 母子保健事業については、地域性を考慮し、合併時までに調整する。
(4) 健康づくり推進事業は、合併時までに調整し、実施する。ただし、温泉活用事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
(5) 次の事務事業については、合併時までに調整し、実施する。
ア献血
イ生活習慣病予防事業
ウ健康福祉まつり
エ各種健(検)診事業
オ各種相談（健康・栄養・育児）
カ歯科事業
(6) 次の事務事業については、合併時に、修善寺町の例により統一する。
ア結核予防事業
イ食中毒予防事業
ウ予防接種事業
(7) 乳幼児医療費助成事業は、4町差異がないため、現行のとおり新市に引き継ぐ。

協議第　２８号

障害者福祉事業の取扱いについて　　（協定項目２５－１１）

障害者福祉事業の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

障害者福祉事業の取扱いについては、これまでの取組みの経緯を踏まえ、住民サービスの水準を低下させないことを基本に新市において次のとおり調整する。

1　国・県の制度に基づいて実施している事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

2　各市町独自の福祉制度については、その趣旨や目的などについて十分検討することとし合併までに調整する。なお交通手段の確保に関して、福祉タクシー利用料一部助成事業、及び福祉巡回バス運行事業の実施地域については、、現行のとおり新市に引継ぎ、新市におけるコミュニティー巡回バスの運行を勘案しながら合併後に調整する。

平成１５年１２月２５日提出

姶良中央地区合併協議会
会　長　　鶴 丸 明 人

始良中央地区合併協議会 調整内容

協　議　項　目	障害者福祉事業	関係項目	
基本調整方針	障害者福祉事業の取り扱いについては、これまでの取り組みの経緯を踏まえ、住民サービスの水準を低下させないことを原則に新市において次のとおり調整する。 １．国・県の制度に基づいて実施している事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 ２．各市町独自の福祉制度については、その趣旨や目的などについて十分検討することとし合併までに調整する。なお交通手段の確保に関して、福祉タクシー利用料一部助成事業、及び福祉巡回バス運行事業の実施地域については、、現行のとおり新市に引継ぎ、新市におけるコミュニティー巡回バスの運行を勘案しながら合併後に調整する。		

項　目		事業実施市町							調整の具体的内容	備考 国・県制度(事業)	参考 ページ
		国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町			
1	身体障害者居宅支援事業	○	○	○	○	○	○	○	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。	※	３・４
2	身体障害者施設訓練等支援事業	○	○	○	○	○	○	○	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。	※	５・６
3	知的障害者居宅支援事業	○	○	○	○	○	○	○	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。	※	７・８
4	知的障害者施設訓練等支援事業	○	○	○	○	○	○	○	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。	※	９・１０
5	知的障害者施設入所者医療費給付支援事業	○	○	○	○	○	○	○	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。	※	１１・１２
6	障害児（身体・知的）居宅支援事業	○	○	○	○	○	○	○	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。ただし、事業所に対する単費補助金の取り扱いについては、合併までに調整する。	※	１３・１４
7	重度心身障害者医療費助成事業	○	○	○	○	○	○	○	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし証明手数料については、合併までに調整する。	※	１５・１６
8	更生医療の給付	○	○	○	○	○	○	○	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。	※	１７・１８
9	更生訓練費給付	○	○	○	○	○	○	○	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。	※	１９・２０
10	重度身体障害者日常生活用具給付	○	○	○	○	○	○	○	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。	※	２１・２２
11	進行性筋萎縮症者療養等給付	○	○	○			○	○	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。	※	２３・２４
12	身体障害者（児）補装具の交付及び修理	○	○	○	○	○	○	○	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。	※	２５・２６
13	特別障害者手当等、各種障害者手当	◎	○	○	○	○	○	○	特別障害者手当てについては現行のとおり新市に引き継ぐ。また国分市が実施している福祉手当についても新市に引き継ぐ、ただし支給の方法等については、合併までに調整する。	※	２７・２８
14	障害者共同作業所	○	○				○		事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、各作業所に対する単独の補助分については、合併までに調整する。	※	２９・３０
15	障害者（児）日常生活用具給付等事業	○	○	○	○	○	○	○	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。	※	３１・３２

障害者福祉事業総括表

項目		事業実施市町							調整の具体的内容	備考 国・県制度(事業)	参考 ページ
		国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町			
16	精神障害者居宅生活支援事業		○	○		○	○	○	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。	※	３３・３４
17	災害弔慰金、災害障害見舞金支給	○	○	○	○	○	○	○	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。	※	３５・３６
18	災害援護資金貸付	○	○	○	○	○	○	○	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。	※	３７・３８
19	災害見舞金支給	○	○	○	○	○	○	○	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。	※	３９・４０
20	民生児童委員協議会に関すること	○	○	○	○	○	○	○	現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、協議会の組織、補助金等については合併までに調整する。	※	４１・４２
21	民生委員推薦会	○	○	○	○	○	○	○	現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、民生委員推薦会委員の定数は１４名とする。	※	４３・４４
22	障害者福祉計画	○	○	○	○	○	○	○	各市町の現行計画書を基本に新市において速やかに新たな計画書を策定する。	※	４５・４６
23	被災者生活再建支援金支給	○	○	○	○	○	○	○	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。		４７・４８
24	法外援護災害救助事業	○			○	○	○	○	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。制度内容ついては、国分市・隼人町の例により合併までに調整する。		４９・５０
25	福祉タクシー利用料一部助成事業	○	○		○				事業実施地域は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし新市におけるコミュニティー巡回バス等を勘案しながら合併後に調整する。		５１・５２
26	重度身体障害者介助用自動車購入等助成	○							事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。新市においては県単事業の社会参加促進事業で対応する。		５３・５４
27	福祉巡回バス運行事業							○	事業実施地域は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし新市におけるコミュニティー巡回バス等を勘案しながら合併後に調整する。		５５・５６
28	社会福祉委託	○				○		○	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。		５７・５８
29	戦没者追悼式等	○	○	○	○	○	○	○	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。但し開催方法、実施体制等については遺族会と協議し合併後に調整する。		５９・６０

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１１障害者福祉事業の取り扱い	関　係　項　目	１　身体障害者居宅支援事業
調整の内容	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
○居宅生活支援に関する事 【目的】 身体障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、ホームヘルプ・デイサービス・短期入所を利用し必要なサービスを提供する。 【対象者】 身体障害者手帳の所持者。 【事務手順】 申請書の提出→聴き取り調査→支給決定→本人・扶養義務者の費用負担額の決定→受給者証の交付→事業所より請求→支援費の支払。 【負担割合】 国　1／2 市　1／2 身体障害者数1,895人 【身体障害者居宅介護（ホームヘルプサービス）】　7人　15年度予算額8,453,000円 居宅において介護、家事等生活全般にわたる援助を行う。 【身体障害者デイサービス】　2人　15年度予算額　11,873,000円 通所により創作的活動、機能訓練等の便宜の提供を行う。 【身体障害者短期入所（ショートステイ）】1人　15年度予算額　943,000円 介護を行うものの疾病その他の理由により、身体障害者更生施設等に短期間入所し、適切な支援を行う。	○居宅生活支援に関する事 【目的】 身体障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、ホームヘルプ・デイサービス・短期入所を利用し必要なサービスを提供する。 【対象者】 身体障害者手帳の所持者。 【事務手順】 申請書の提出→聴き取り調査→支給決定→本人・扶養義務者の費用負担額の決定→受給者証の交付→事業所より請求→支援費の支払。 【負担割合】 国　1／2 県　1／4 町　1／4 身体障害者数　397人 【身体障害者居宅介護（ホームヘルプサービス）】2人　15年度予算額　1,461,000円 居宅において介護、家事等生活全般にわたる援助を行う。 【身体障害者デイサービス】　3人　15年度予算額　3,563,000円 通所により創作的活動、機能訓練等の便宜の提供を行う。 【身体障害者短期入所（ショートステイ）】0人　15年度予算額　56,000円 介護を行うものの疾病その他の理由により、身体障害者更生施設等に短期間入所し、適切な支援を行う。	○居宅生活支援に関する事 【目的】 身体障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、ホームヘルプ・デイサービス・短期入所を利用し必要なサービスを提供する。 【対象者】 身体障害者手帳の所持者。 【事務手順】 申請書の提出→聴き取り調査→支給決定→本人・扶養義務者の費用負担額の決定→受給者証の交付→事業所より請求→支援費の支払。 【負担割合】 国　1／2 県　1／4 町　1／4 身体障害者数　398人 【身体障害者居宅介護（ホームヘルプサービス）】2人　15年度予算額　5,602,000円 居宅において介護、家事等生活全般にわたる援助を行う。 【身体障害者デイサービス】13人　15年度予算額12,136,000円 通所により創作的活動、機能訓練等の便宜の提供を行う。 【身体障害者短期入所（ショートステイ）】0人　15年度予算額235,000円 介護を行うものの疾病その他の理由により、身体障害者更生施設等に短期間入所し、適切な支援を行う。	○居宅生活支援に関する事 【目的】 身体障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、ホームヘルプ・デイサービス・短期入所を利用し必要なサービスを提供する。 【対象者】 身体障害者手帳の所持者。 【事務手順】 申請書の提出→聴き取り調査→支給決定→本人・扶養義務者の費用負担額の決定→受給者証の交付→事業所より請求→支援費の支払。 【負担割合】 国　1／2 県　1／4 町　1／4 身体障害者数808人 【身体障害者居宅介護（ホームヘルプサービス）】3人　15年度予算額　910,000円 居宅において介護、家事等生活全般にわたる援助を行う。 【身体障害者デイサービス】14人　１5年度予算額　13,264,000円 通所により創作的活動、機能訓練等の便宜の提供を行う。 【身体障害者短期入所（ショートステイ）】0人　15年度予算額　141,000円 介護を行うものの疾病その他の理由により、身体障害者更生施設等に短期間入所し、適切な支援を行う。

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１１障害者福祉事業の取り扱い	関　係　項　目	１　身体障害者居宅支援事業
調整の内容	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。		

霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
○居宅生活支援に関する事 【目的】 身体障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、ホームヘルプ・デイサービス・短期入所を利用し必要なサービスを提供する。 【対象者】 身体障害者手帳の所持者。 【事務手順】 申請書の提出→聴き取り調査→支給決定→本人・扶養義務者の費用負担額の決定→受給者証の交付→事業所より請求→支援費の支払。 【負担割合】 国　1／2 県　1／4 町　1／4 身体障害者数　362人 【身体障害者居宅介護（ホームヘルプサービス）】　2人　15年度予算額　1,591,000円 居宅において介護、家事等生活全般にわたる援助を行う。 【身体障害者デイサービス】　0人　15年度予算額　1,317,000円 通所により創作的活動、機能訓練等の便宜の提供を行う。 【身体障害者短期入所（ショートステイ）】1人　15年度予算額　336,000円 介護を行うものの疾病その他の理由により、身体障害者更生施設等に短期間入所し、適切な支援を行う。	○居宅生活支援に関する事 【目的】 身体障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、ホームヘルプ・デイサービス・短期入所を利用し必要なサービスを提供する。 【対象者】 身体障害者手帳の所持者。 【事務手順】 申請書の提出→聴き取り調査→支給決定→本人・扶養義務者の費用負担額の決定→受給者証の交付→事業所より請求→支援費の支払。 【負担割合】 国　1／2 県　1／4 町　1／4 身体障害者数　1,409人 【身体障害者居宅介護（ホームヘルプサービス）】20人　15年度予算額　22,011,960円 居宅において介護、家事等生活全般にわたる援助を行う。 【身体障害者デイサービス】　41人　15年度予算額　15,823,080円 通所により創作的活動、機能訓練等の便宜の提供を行う。 【身体障害者短期入所（ショートステイ）】1人　15年度予算額　1,123,930円 介護を行うものの疾病その他の理由により、身体障害者更生施設等に短期間入所し、適切な支援を行う。	○居宅生活支援に関する事 【目的】 身体障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、ホームヘルプ・デイサービス・短期入所を利用し必要なサービスを提供する。 【対象者】 身体障害者手帳の所持者。 【事務手順】 申請書の提出→聴き取り調査→支給決定→本人・扶養義務者の費用負担額の決定→受給者証の交付→事業所より請求→支援費の支払。 【負担割合】 国　1／2 県　1／4 町　1／4 身体障害者数　654人 【身体障害者居宅介護（ホームヘルプサービス）】　1人　15年度予算額　612,000円 居宅において介護、家事等生活全般にわたる援助を行う。 【身体障害者デイサービス】　0人　15年度予算額　909,000円 通所により創作的活動、機能訓練等の便宜の提供を行う。 【身体障害者短期入所（ショートステイ）】0人　15年度予算額　591,000円 介護を行うものの疾病その他の理由により、身体障害者更生施設等に短期間入所し、適切な支援を行う。	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１１障害者福祉事業の取り扱い	関　係　項　目	2　身体障害者施設訓練等支援事業
調整の内容	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
○施設訓練等支援に関する事 【目的】 身体障害者が、都道府県知事の指定する身体障害者更生施設等に入所・通所し、必要なサービスを受けるための支援をする。 【対象者】 １８歳以上で身体障害者手帳の所持者。 【申請の手順】 本人より申請→実態調査→（施設が空きがない場合は身体障害者更生相談所に待機登録）→支給決定→本人・扶養義務者負担額の決定→受給者証の交付→事業者より請求→支援費の支払。 【負担割合】 国　1／2 市　1／2 （身体障害者更生施設） 身体障害者を入所させて、その更生に必要な治療又は指導を行い、及びその更生に必要な訓練を行う施設とする。 （身体障害者療護施設） 身体障害者であって常時の介護を必要とするものを入所させて、治療及び養護を行う施設とする。 （身体障害者授産施設） 身体障害者で雇用されることの困難なもの又は生活に困窮するもの等を入所させて、必要な訓練を行い、かつ、職業を与え、自活させる施設とする。 18人　15年度予算額66,750,000円	○施設訓練等支援に関する事 【目的】 身体障害者が、都道府県知事の指定する身体障害者更生施設等に入所・通所し、必要なサービスを受けるための支援をする。 【対象者】 １８歳以上で身体障害者手帳の所持者。 【申請の手順】 本人より申請→実態調査→（施設が空きがない場合は身体障害者更生相談所に待機登録）→支給決定→本人・扶養義務者負担額の決定→受給者証の交付→事業者より請求→支援費の支払。 【負担割合】 国　1／2 県　1／4 町　1／4 （身体障害者更生施設） 身体障害者を入所させて、その更生に必要な治療又は指導を行い、及びその更生に必要な訓練を行う施設とする。 （身体障害者療護施設） 身体障害者であって常時の介護を必要とするものを入所させて、治療及び養護を行う施設とする。 （身体障害者授産施設） 身体障害者で雇用されることの困難なもの又は生活に困窮するもの等を入所させて、必要な訓練を行い、かつ、職業を与え、自活させる施設とする。 8人　15年度予算額　29,690,000円	○施設訓練等支援に関する事 【目的】 身体障害者が、都道府県知事の指定する身体障害者更生施設等に入所・通所し、必要なサービスを受けるための支援をする。 【対象者】 １８歳以上で身体障害者手帳の所持者。 【申請の手順】 本人より申請→実態調査→（施設が空きがない場合は身体障害者更生相談所に待機登録）→支給決定→本人・扶養義務者負担額の決定→受給者証の交付→事業者より請求→支援費の支払。 【負担割合】 国　1／2 県　1／4 町　1／4 （身体障害者更生施設） 身体障害者を入所させて、その更生に必要な治療又は指導を行い、及びその更生に必要な訓練を行う施設とする。 （身体障害者療護施設） 身体障害者であって常時の介護を必要とするものを入所させて、治療及び養護を行う施設とする。 （身体障害者授産施設） 身体障害者で雇用されることの困難なもの又は生活に困窮するもの等を入所させて、必要な訓練を行い、かつ、職業を与え、自活させる施設とする。 2人　15年度予算額　11,671,000円	○施設訓練等支援に関する事 【目的】 身体障害者が、都道府県知事の指定する身体障害者更生施設等に入所・通所し、必要なサービスを受けるための支援をする。 【対象者】 １８歳以上で身体障害者手帳の所持者。 【申請の手順】 本人より申請→実態調査→（施設が空きがない場合は身体障害者更生相談所に待機登録）→支給決定→本人・扶養義務者負担額の決定→受給者証の交付→事業者より請求→支援費の支払。 【負担割合】 国　1／2 県　1／4 町　1／4 （身体障害者更生施設） 身体障害者を入所させて、その更生に必要な治療又は指導を行い、及びその更生に必要な訓練を行う施設とする。 （身体障害者療護施設） 身体障害者であって常時の介護を必要とするものを入所させて、治療及び養護を行う施設とする。 （身体障害者授産施設） 身体障害者で雇用されることの困難なもの又は生活に困窮するもの等を入所させて、必要な訓練を行い、かつ、職業を与え、自活させる施設とする。 9人　15年度予算額　29,092,000円

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１１障害者福祉事業の取り扱い	関　係　項　目	2　身体障害者施設訓練等支援事業
調整の内容	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。		
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
○施設訓練等支援に関する事 【目的】 身体障害者が、都道府県知事の指定する身体障害者更生施設等に入所・通所し、必要なサービスを受けるための支援をする。 【対象者】 １８歳以上で身体障害者手帳の所持者。 【申請の手順】 本人より申請→実態調査→（施設が空きがない場合は身体障害者更生相談所に待機登録）→支給決定→本人・扶養義務者負担額の決定→受給者証の交付→事業者より請求→支援費の支払。 【負担割合】 国　1／2 県　1／4 町　1／4 （身体障害者更生施設） 身体障害者を入所させて、その更生に必要な治療又は指導を行い、及びその更生に必要な訓練を行う施設とする。 （身体障害者療護施設） 身体障害者であって常時の介護を必要とするものを入所させて、治療及び養護を行う施設とする。 （身体障害者授産施設） 身体障害者で雇用されることの困難なもの又は生活に困窮するもの等を入所させて、必要な訓練を行い、かつ、職業を与え、自活させる施設とする。 6人　15年度予算額　24,389,000円	○施設訓練等支援に関する事 【目的】 身体障害者が、都道府県知事の指定する身体障害者更生施設等に入所・通所し、必要なサービスを受けるための支援をする。 【対象者】 １８歳以上で身体障害者手帳の所持者。 【申請の手順】 本人より申請→実態調査→（施設が空きがない場合は身体障害者更生相談所に待機登録）→支給決定→本人・扶養義務者負担額の決定→受給者証の交付→事業者より請求→支援費の支払。 【負担割合】 国　1／2 県　1／4 町　1／4 （身体障害者更生施設） 身体障害者を入所させて、その更生に必要な治療又は指導を行い、及びその更生に必要な訓練を行う施設とする。 （身体障害者療護施設） 身体障害者であって常時の介護を必要とするものを入所させて、治療及び養護を行う施設とする。 （身体障害者授産施設） 身体障害者で雇用されることの困難なもの又は生活に困窮するもの等を入所させて、必要な訓練を行い、かつ、職業を与え、自活させる施設とする。 31人　15年度予算額　67,168,400円	○施設訓練等支援に関する事 【目的】 身体障害者が、都道府県知事の指定する身体障害者更生施設等に入所・通所し、必要なサービスを受けるための支援をする。 【対象者】 １８歳以上で身体障害者手帳の所持者。 【申請の手順】 本人より申請→実態調査→（施設が空きがない場合は身体障害者更生相談所に待機登録）→支給決定→本人・扶養義務者負担額の決定→受給者証の交付→事業者より請求→支援費の支払。 【負担割合】 国　1／2 県　1／4 町　1／4 （身体障害者更生施設） 身体障害者を入所させて、その更生に必要な治療又は指導を行い、及びその更生に必要な訓練を行う施設とする。 （身体障害者療護施設） 身体障害者であって常時の介護を必要とするものを入所させて、治療及び養護を行う施設とする。 （身体障害者授産施設） 身体障害者で雇用されることの困難なもの又は生活に困窮するもの等を入所させて、必要な訓練を行い、かつ、職業を与え、自活させる施設とする。 2人　15年度予算額　12,597,000円	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１１障害者福祉事業の取り扱い	関　係　項　目	３　知的障害者居宅支援事業
調整の内容	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
○居宅生活支援に関する事 【目的】 知的障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、ホームヘルプ・デイサービス・短期入所等を利用し必要なサービスを提供する。 【対象者】 １８歳以上の知的障害者。 ただし，グールプホームは15歳以上。 【事務手順】 申請書の提出→聴き取り調査→支給決定→本人・扶養義務者の費用負担額の決定→受給者証の交付→事業所より請求→支援費の支払。 【負担割合】 国　1／2 市　1／2 知的障害者数191人 【知的障害者居宅介護（ホームヘルプサービス）】1人　15年度予算額　5,495,000円 居宅において介護、家事等生活全般にわたる援助を行う。 【知的障害者デイサービス】0人　15年度予算額　308,000円 通所により創作的活動、機能訓練等の便宜の提供を行う。 【知的障害者短期入所（ショートステイ）】12人　15年度予算額　1,612,000円 介護を行うものの疾病その他の理由により、知的障害者更生施設等に短期間入所し、適切な支援を行う。 【知的障害者地域生活支援事業（グループホーム）】7人　15年度予算額　12,735,000円 地域において共同生活を営む知的障害者に対し、日常生活上の援助を行う。	○居宅生活支援に関する事 【目的】 知的障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、ホームヘルプ・デイサービス・短期入所等を利用し必要なサービスを提供する。 【対象者】 １８歳以上の知的障害者。 ただし，グールプホームは15歳以上。 【事務手順】 申請書の提出→聴き取り調査→支給決定→本人・扶養義務者の費用負担額の決定→受給者証の交付→事業所より請求→支援費の支払。 【負担割合】 国　1／2 県　1／4 町　1／4 知的障害者数４７人 【知的障害者居宅介護（ホームヘルプサービス）】1人　15年度予算額　147,000円 居宅において介護、家事等生活全般にわたる援助を行う。 【知的障害者デイサービス】0人　15年度予算額　0円 通所により創作的活動、機能訓練等の便宜の提供を行う。 【知的障害者短期入所（ショートステイ）】1人　15年度予算額　56,000円 介護を行うものの疾病その他の理由により、知的障害者更生施設等に短期間入所し、適切な支援を行う。 【知的障害者地域生活支援事業（グループホーム）】1人　15年度予算額　1,617,000円 地域において共同生活を営む知的障害者に対し、日常生活上の援助を行う。	○居宅生活支援に関する事 【目的】 知的障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、ホームヘルプ・デイサービス・短期入所等を利用し必要なサービスを提供する。 【対象者】 １８歳以上の知的障害者。 ただし，グールプホームは15歳以上。 【事務手順】 申請書の提出→聴き取り調査→支給決定→本人・扶養義務者の費用負担額の決定→受給者証の交付→事業所より請求→支援費の支払。 【負担割合】 国　1／2 県　1／4 町　1／4 知的障害者数　28人 【知的障害者居宅介護（ホームヘルプサービス）】0人　15年度予算額　121,000円 居宅において介護、家事等生活全般にわたる援助を行う。 【知的障害者デイサービス】1人　15年度予算額　182,000円 通所により創作的活動、機能訓練等の便宜の提供を行う。 【知的障害者短期入所（ショートステイ）】1人　15年度予算額　117,000円 介護を行うものの疾病その他の理由により、知的障害者更生施設等に短期間入所し、適切な支援を行う。 【知的障害者地域生活支援事業（グループホーム）】1人　15年度予算額　799,000円 地域において共同生活を営む知的障害者に対し、日常生活上の援助を行う。	○居宅生活支援に関する事 【目的】 知的障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、ホームヘルプ・デイサービス・短期入所等を利用し必要なサービスを提供する。 【対象者】 １８歳以上の知的障害者。 ただし，グールプホームは15歳以上。 【事務手順】 申請書の提出→聴き取り調査→支給決定→本人・扶養義務者の費用負担額の決定→受給者証の交付→事業所より請求→支援費の支払。 【負担割合】 国　1／2 県　1／4 町　1／4 知的障害者数　85人 【知的障害者居宅介護（ホームヘルプサービス）】0人　15年度予算額　389,000円 居宅において介護、家事等生活全般にわたる援助を行う。 【知的障害者デイサービス】0人　15年度予算額　400,000円 通所により創作的活動、機能訓練等の便宜の提供を行う。 【知的障害者短期入所（ショートステイ）】0人　15年度予算額　140,000円 介護を行うものの疾病その他の理由により、知的障害者更生施設等に短期間入所し、適切な支援を行う。 【知的障害者地域生活支援事業（グループホーム）】4人　15年度予算額　3,234,000円 地域において共同生活を営む知的障害者に対し、日常生活上の援助を行う。

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１１障害者福祉事業の取り扱い	関　係　項　目	３　知的障害者居宅支援事業
調整の内容	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。		
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
○居宅生活支援に関する事 【目的】 知的障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、ホームヘルプ・デイサービス・短期入所等を利用し必要なサービスを提供する。 【対象者】 １８歳以上の知的障害者。 ただし，グールプホームは15歳以上。 【事務手順】 申請書の提出→聴き取り調査→支給決定→本人・扶養義務者の費用負担額の決定→受給者証の交付→事業所より請求→支援費の支払。 【負担割合】 国　1／2 県　1／4 町　1／4 知的障害者数50人 【知的障害者居宅介護（ホームヘルプサービス）】0人　15年度予算額　624,000円 居宅において介護、家事等生活全般にわたる援助を行う。 【知的障害者デイサービス】０人　15年度予算額　434,000円 通所により創作的活動、機能訓練等の便宜の提供を行う。 【知的障害者短期入所（ショートステイ）】0人 15年度予算額　334,000円 介護を行うものの疾病その他の理由により、知的障害者更生施設等に短期間入所し、適切な支援を行う。 【知的障害者地域生活支援事業（グループホーム）】２人　15年度予算額　2,426,000円 地域において共同生活を営む知的障害者に対し、日常生活上の援助を行う。	○居宅生活支援に関する事 【目的】 知的障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、ホームヘルプ・デイサービス・短期入所等を利用し必要なサービスを提供する。 【対象者】 １８歳以上の知的障害者。 ただし，グールプホームは15歳以上。 【事務手順】 申請書の提出→聴き取り調査→支給決定→本人・扶養義務者の費用負担額の決定→受給者証の交付→事業所より請求→支援費の支払。 【負担割合】 国　1／2 県　1／4 町　1／4 知的障害者数　147人 【知的障害者居宅介護（ホームヘルプサービス）】1人　15年度予算額　767,760円 居宅において介護、家事等生活全般にわたる援助を行う。 【知的障害者デイサービス】3人　15年度予算額　1,047,600円 通所により創作的活動、機能訓練等の便宜の提供を行う。 【知的障害者短期入所（ショートステイ）】4人 15年度予算額　487,270円 介護を行うものの疾病その他の理由により、知的障害者更生施設等に短期間入所し、適切な支援を行う。 【知的障害者地域生活支援事業（グループホーム）】2人　15年度予算額　3,233,760円 地域において共同生活を営む知的障害者に対し、日常生活上の援助を行う。	○居宅生活支援に関する事 【目的】 知的障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、ホームヘルプ・デイサービス・短期入所等を利用し必要なサービスを提供する。 【対象者】 １８歳以上の知的障害者。 ただし，グールプホームは15歳以上。 【事務手順】 申請書の提出→聴き取り調査→支給決定→本人・扶養義務者の費用負担額の決定→受給者証の交付→事業所より請求→支援費の支払。 【負担割合】 国　1／2 県　1／4 町　1／4 知的障害者数111人 【知的障害者居宅介護（ホームヘルプサービス）】0人　15年度予算額　403,000円 居宅において介護、家事等生活全般にわたる援助を行う。 【知的障害者デイサービス】0人　15年度予算額　591,000円 通所により創作的活動、機能訓練等の便宜の提供を行う。 【知的障害者短期入所（ショートステイ）】0人 15年度予算額　793,000円 介護を行うものの疾病その他の理由により、知的障害者更生施設等に短期間入所し、適切な支援を行う。 【知的障害者地域生活支援事業（グループホーム）】0人　15年度予算額　0円 地域において共同生活を営む知的障害者に対し、日常生活上の援助を行う。	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１１障害者福祉事業の取り扱い	関　係　項　目	４　知的障害者施設訓練等支援事業
調整の内容	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
○知的障害者施設訓練等支援に関する事 【目的】 知的障害者のうち、特別な医学的治療，生活訓練，職能訓練等を必要とするものや家族において必要な介護を受けられない障害者が知的障害者更生援護施設に入所又は通所して十分なリハビリテーションを受け，自立できるようにする。 【事務手順】 ・施設訓練等支援費の申請の受付 ・対象者の身体状況の調査 ・支援費の支給決定 ・支援費受給者証の交付 ・施設と契約 【対象者】 18歳以上の知的障害者 【実施時期】 随時 【負担割合】 国庫　1/2 市費　1/2 71人　15年度予算額　240,198,000円（医療費を含む）	○知的障害者施設訓練等支援に関する事 【目的】 知的障害者のうち、特別な医学的治療，生活訓練，職能訓練等を必要とするものや家族において必要な介護を受けられない障害者が知的障害者更生援護施設に入所又は通所して十分なリハビリテーションを受け，自立できるようにする。 【事務手順】 ・施設訓練等支援費の申請の受付 ・対象者の身体状況の調査 ・支援費の支給決定 ・支援費受給者証の交付 ・施設と契約 【対象者】 18歳以上の知的障害者 【実施時期】 随時 【負担割合】 国　1／2 県　1／4 町　1／4 19人　15年度予算額　59,909,000円（医療費を含む）	○知的障害者施設訓練等支援に関する事 【目的】 知的障害者のうち、特別な医学的治療，生活訓練，職能訓練等を必要とするものや家族において必要な介護を受けられない障害者が知的障害者更生援護施設に入所又は通所して十分なリハビリテーションを受け，自立できるようにする。 【事務手順】 ・施設訓練等支援費の申請の受付 ・対象者の身体状況の調査 ・支援費の支給決定 ・支援費受給者証の交付 ・施設と契約 【対象者】 18歳以上の知的障害者 【実施時期】 随時 【負担割合】 国　1／2 県　1／4 町　1／4 11人　15年度予算額　41,870,000円（医療費を含む）	○知的障害者施設訓練等支援に関する事 【目的】 知的障害者のうち、特別な医学的治療，生活訓練，職能訓練等を必要とするものや家族において必要な介護を受けられない障害者が知的障害者更生援護施設に入所又は通所して十分なリハビリテーションを受け，自立できるようにする。 【事務手順】 ・施設訓練等支援費の申請の受付 ・対象者の身体状況の調査 ・支援費の支給決定 ・支援費受給者証の交付 ・施設と契約 【対象者】 18歳以上の知的障害者 【実施時期】 随時 【負担割合】 国　1／2 県　1／4 町　1／4 15人　15年度予算額　51,305,000円（医療費を含む）

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１１障害者福祉事業の取り扱い	関　係　項　目	４　知的障害者施設訓練等支援事業
調整の内容	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。		

霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
○知的障害者施設訓練等支援に関する事 【目的】 　知的障害者のうち、特別な医学的治療，生活訓練，職能訓練等を必要とするものや家族において必要な介護を受けられない障害者が知的障害者更生援護施設に入所又は通所して十分なリハビリテーションを受け，自立できるようにする。 【事務手順】 ・施設訓練等支援費の申請の受付 ・対象者の身体状況の調査 ・支援費の支給決定 ・支援費受給者証の交付 ・施設と契約 【対象者】 　18歳以上の知的障害者 【実施時期】 　随時 【負担割合】 　国　1／2 　県　1／4 　町　1／4 17人　15年度予算額　52,608,000円（医療費を含む）	○知的障害者施設訓練等支援に関する事 【目的】 　知的障害者のうち、特別な医学的治療，生活訓練，職能訓練等を必要とするものや家族において必要な介護を受けられない障害者が知的障害者更生援護施設に入所又は通所して十分なリハビリテーションを受け，自立できるようにする。 【事務手順】 ・施設訓練等支援費の申請の受付 ・対象者の身体状況の調査 ・支援費の支給決定 ・支援費受給者証の交付 ・施設と契約 【対象者】 　18歳以上の知的障害者 【実施時期】 　随時 【負担割合】 　国庫　　1/2 　県費　　1/4 　町費　　1/4 48人　15年度予算額　162,665,600円（医療費を含む）	○知的障害者施設訓練等支援に関する事 【目的】 　知的障害者のうち、特別な医学的治療，生活訓練，職能訓練等を必要とするものや家族において必要な介護を受けられない障害者が知的障害者更生援護施設に入所又は通所して十分なリハビリテーションを受け，自立できるようにする。 【事務手順】 ・施設訓練等支援費の申請の受付 ・対象者の身体状況の調査 ・支援費の支給決定 ・支援費受給者証の交付 ・施設と契約 【対象者】 　18歳以上の知的障害者 【実施時期】 　随時 【負担割合】 　国庫　　1/2 　県費　　1/4 　町費　　1/4 24人　15年度予算額　72,240,000円（医療費を含む）	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１１障害者福祉事業の取り扱い	関　係　項　目	５　知的障害者施設入所者医療費給付支援事業
調整の内容	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
○知的障害者施設入所者医療費給付事業に関する事 【概要】更生施設及び授産施設に入所している知的障害者の健康維持のために医療費を助成する。 【事務】 １施設入所者の申請により、受診券を発行する。 ２入所者は医療機関へかかる時は受診券で診察を受ける ３自己負担額は後日国保、社保それぞれの連合会より請求される 【補助】 国1/2　　市1/2	○知的障害者施設入所者医療費給付事業に関する事 【概要】更生施設及び授産施設に入所している知的障害者の健康維持のために医療費を助成する。 【事務】 １施設入所者の申請により、受診券を発行する。 ２入所者は医療機関へかかる時は受診券で診察を受ける ３自己負担額は後日国保、社保それぞれの連合会より請求される 【補助】 国1/2　県１／4　町1/4	○知的障害者施設入所者医療費給付事業に関する事 【概要】更生施設及び授産施設に入所している知的障害者の健康維持のために医療費を助成する。 【事務】 １施設入所者の申請により、受診券を発行する。 ２入所者は医療機関へかかる時は受診券で診察を受ける ３自己負担額は後日国保、社保それぞれの連合会より請求される 【補助】 国1/2　県１／4　町1/4	○知的障害者施設入所者医療費給付事業に関する事 【概要】更生施設及び授産施設に入所している知的障害者の健康維持のために医療費を助成する。 【事務】 １施設入所者の申請により、受診券を発行する。 ２入所者は医療機関へかかる時は受診券で診察を受ける ３自己負担額は後日国保、社保それぞれの連合会より請求される 【補助】 国1/2　県１／4　町1/4

協　議　事　項	２５－１１障害者福祉事業の取り扱い	関　係　項　目	５　知的障害者施設入所者医療費給付支援事業
調整の内容	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。		

霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
○知的障害者施設入所者医療費給付事業に関する事 【概要】更生施設及び授産施設に入所している知的障害者の健康維持のために医療費を助成する。 【事務】 １施設入所者の申請により、受診券を発行する。 ２入所者は医療機関へかかる時は受診券で診察を受ける ３自己負担額は後日国保、社保それぞれの連合会より請求される 【補助】 国1/2　県１／4　町1/4	○知的障害者施設入所者医療費給付事業に関する事 【概要】更生施設及び授産施設に入所している知的障害者の健康維持のために医療費を助成する。 【事務】 １施設入所者の申請により、受診券を発行する。 ２入所者は医療機関へかかる時は受診券で診察を受ける ３自己負担額は後日国保、社保それぞれの連合会より請求される 【補助】 国1/2　県１／4　町1/4	知的障害者施設入所者医療費給付事業に関する事 【概要】更生施設及び授産施設に入所している知的障害者の健康維持のために医療費を助成する。 【事務】 １施設入所者の申請により、受診券を発行する。 ２入所者は医療機関へかかる時は受診券で診察を受 ける ３自己負担額は後日国保、社保それぞれの連合会より請求される 【補助】 国1/2　県１／4　町1/4	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１１障害者福祉事業の取り扱い	関　係　項　目	６　障害児（身体・知的）居宅支援事業
調整の内容	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。ただし、事業所に対する単費補助金の取り扱いについては、合併までに調整する。		

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
○居宅生活支援に関する事 【目的】 知的障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう、ホームヘルプ・デイサービス・短期入所を利用し必要なサービスを提供する。 【対象者】 １８歳未満の障害児。 ただし，デイサービスは小学校３年まで。 【事務手順】 申請書の提出→聴き取り調査→支給決定→扶養義務者費用負担額の決定→受給者証の交付→事業所より請求→支援費の支払。 【負担割合】 国　１／2 市　１／2 障害児　82人 【児童居宅介護（ホームヘルプサービス）】0人　15年度予算額　611,000円 居宅において介護、家事等生活全般にわたる援助を行う。 【児童デイサービス】8人 15年度予算額　10,685,000円 通所により日常生活動作や集団生活への適応等に関する指導及び訓練を行う。 【児童短期入所（ショートステイ）】31人 15年度予算額　3,236,000円 保護者の疾病その他の理由により、児童福祉施設等に短期間入所し、適切な支援を行う	○居宅生活支援に関する事 【目的】 知的障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう、ホームヘルプ・デイサービス・短期入所を利用し必要なサービスを提供する。 【対象者】 １８歳未満の障害児。 ただし，デイサービスは小学校３年まで。 【事務手順】 申請書の提出→聴き取り調査→支給決定→扶養義務者費用負担額の決定→受給者証の交付→事業所より請求→支援費の支払。 【負担割合】 国　1／2 県　1／4 町　1／4 障害児　6人 【児童居宅介護（ホームヘルプサービス）】0人 15年度予算額　97,000円 居宅において介護、家事等生活全般にわたる援助を行う。 【児童デイサービス】1人 15年度予算額　366,000円 通所により日常生活動作や集団生活への適応等に関する指導及び訓練を行う。 【児童短期入所（ショートステイ）】0人 15年度予算額　343,000円 保護者の疾病その他の理由により、児童福祉施設等に短期間入所し、適切な支援を行う	○居宅生活支援に関する事 【目的】 知的障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう、ホームヘルプ・デイサービス・短期入所を利用し必要なサービスを提供する。 【対象者】 １８歳未満の障害児。 ただし，デイサービスは小学校３年まで。 【事務手順】 申請書の提出→聴き取り調査→支給決定→扶養義務者費用負担額の決定→受給者証の交付→事業所より請求→支援費の支払。 【負担割合】 国　1／2 県　1／4 町　1／4 障害児　10人 【児童居宅介護（ホームヘルプサービス）】0人 15年度予算額　212,000円 居宅において介護、家事等生活全般にわたる援助を行う。 【児童デイサービス】4人 15年度予算額　2,076,000円 通所により日常生活動作や集団生活への適応等に関する指導及び訓練を行う。 【児童短期入所（ショートステイ）】1人 15年度予算額　233,000円 保護者の疾病その他の理由により、児童福祉施設等に短期間入所し、適切な支援を行う	○居宅生活支援に関する事 【目的】 知的障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう、ホームヘルプ・デイサービス・短期入所を利用し必要なサービスを提供する。 【対象者】 １８歳未満の障害児。 ただし，デイサービスは小学校３年まで。 【事務手順】 申請書の提出→聴き取り調査→支給決定→扶養義務者費用負担額の決定→受給者証の交付→事業所より請求→支援費の支払。 【負担割合】 国　1／2 県　1／4 町　1／4 障害児７人 【児童居宅介護（ホームヘルプサービス）】0人 15年度予算額　195,000円 居宅において介護、家事等生活全般にわたる援助を行う。 【児童デイサービス】】0人 15年度予算額　206,000円 通所により日常生活動作や集団生活への適応等に関する指導及び訓練を行う。 【児童短期入所（ショートステイ）】0人 15年度予算額　140,000円 保護者の疾病その他の理由により、児童福祉施設等に短期間入所し、適切な支援を行う

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１１障害者福祉事業の取り扱い	関　係　項　目	６　障害児（身体・知的）居宅支援事業
調整の内容	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。ただし、事業所に対する単費補助金の取り扱いについては、合併までに調整する。		

霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
○居宅生活支援に関する事 【目的】 知的障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう、ホームヘルプ・デイサービス・短期入所を利用し必要なサービスを提供する。 【対象者】 １８歳未満の障害児。 ただし，デイサービスは小学校３年まで。 【事務手順】 申請書の提出→聴き取り調査→支給決定→扶養義務者費用負担額の決定→受給者証の交付→事業所より請求→支援費の支払。 【負担割合】 国　1／2 県　1／4 町　1／4 障害児　10人 【児童居宅介護（ホームヘルプサービス）】0人 15年度予算額　624,000円 居宅において介護、家事等生活全般にわたる援助を行う。 【児童デイサービス】　0人 15年度予算額　693,000円 通所により日常生活動作や集団生活への適応等に関する指導及び訓練を行う。 【児童短期入所（ショートステイ）】　2人 15年度予算額　334,000円 保護者の疾病その他の理由により、児童福祉施設等に短期間入所し、適切な支援を行う	○居宅生活支援に関する事 【目的】 知的障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう、ホームヘルプ・デイサービス・短期入所を利用し必要なサービスを提供する。 【対象者】 １８歳未満の障害児。 ただし，デイサービスは小学校３年まで。 【事務手順】 申請書の提出→聴き取り調査→支給決定→扶養義務者費用負担額の決定→受給者証の交付→事業所より請求→支援費の支払。 【負担割合】 国　1／2 県　1／4 町　1／4 障害児　70人 【児童居宅介護（ホームヘルプサービス）】0人 15年度予算額　767,760円 居宅において介護、家事等生活全般にわたる援助を行う。 【児童デイサービス】　6人 15年度予算額　3,283,290円 通所により日常生活動作や集団生活への適応等に関する指導及び訓練を行う。 【児童短期入所（ショートステイ）】　18人 15年度予算額　477,110円 保護者の疾病その他の理由により、児童福祉施設等に短期間入所し、適切な支援を行う	○居宅生活支援に関する事 【目的】 知的障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう、ホームヘルプ・デイサービス・短期入所を利用し必要なサービスを提供する。 【対象者】 １８歳未満の障害児。 ただし，デイサービスは小学校３年まで。 【事務手順】 申請書の提出→聴き取り調査→支給決定→扶養義務者費用負担額の決定→受給者証の交付→事業所より請求→支援費の支払。 【負担割合】 国　1／2 県　1／4 町　1／4 障害児２人 【児童居宅介護（ホームヘルプサービス）】0人 15年度予算額600,000円 居宅において介護、家事等生活全般にわたる援助を行う。 【児童デイサービス】0人 15年度予算額６００,000円 通所により日常生活動作や集団生活への適応等に関する指導及び訓練を行う。 【児童短期入所（ショートステイ）】0人 15年度予算額629,000円 保護者の疾病その他の理由により、児童福祉施設等に短期間入所し、適切な支援を行う。	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。ただし、事業所に対する単費補助金の取り扱いについては、合併までに調整する。

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	25－11障害者福祉事業の取り扱い	関　係　項　目	6　障害児（身体・知的）居宅支援事業(単独実施分)
調整の内容	事業所に対する単費補助金の取り扱いについては、合併までに調整する。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
実施なし	補助金・交付金（予算は負担金で計上） 　心身障害児の通園による地域の療育施設である虹の家療育センター（始良町）への運営費補助金。 　支援費制度への移行（児童デイサービス）に伴う費用単価の減により,経営難を強いられており,利用者該当市町村へ運営補助を要請するものである。 補助負担額 　利用者数に応じた登録割及び均等割負担 　　登録割　　利用者　1名　　54,054円 　　均等割　　83,333円 　　合　　計　　137,387円	補助金・交付金（予算は負担金で計上） 　心身障害児の通園による地域の療育施設である虹の家療育センター（始良町）への運営費補助金。 　支援費制度への移行（児童デイサービス）に伴う費用単価の減により,経営難を強いられており,利用者該当市町村へ運営補助を要請するものである。 補助負担額 　利用者数に応じた登録割及び均等割負担 　　登録割　　利用者　3名　　162,162円 　　均等割　　83,333円 　　合　　計　　245,495円	実施なし
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
実施なし	補助金・交付金（予算は負担金で計上） 　心身障害児の通園による地域の療育施設である虹の家療育センター（始良町）への運営費補助金。 　支援費制度への移行（児童デイサービス）に伴う費用単価の減により,経営難を強いられており,利者該当市町村へ運営補助を要請するものである。 補助負担額 　利用者数に応じた登録割及び均等割負担 　　登録割　　利用者　3名　　162,162円 　　均等割　　83,333円 　　合　　計　　245,495円	実施なし	事業所に対する単費補助金の取り扱いについては、合併までに調整する。

協　議　事　項	２５－１１障害者福祉事業の取り扱い	関　係　項　目	７　重度心身障害者医療費助成事業
調整の内容	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし証明手数料については、合併までに調整する。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【目的】心身障害者の医療費の一部を助成することにより、心身障害者の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図る。 【対象者】 1級・２級の身体障害者手帳所持者。 Ａ１・Ａ２の療育手帳所持者（IQ35以下の方） 身障手帳３級と療育手帳Ｂ１をあわせ持つ方 【所得制限】なし 【財源内訳】県　1/2　　市　1/2 【助成額】　自己負担額の全額 【食事標準負担額】なし ◎平成14年3月1日現在受給資格者数 一般　315人　65歳以上　375人 ◎平成14年度助成件数 一般　5,276件　65歳以上　6,632件 ◎平成14年度助成金額 80,195,213円〈内65歳以上　40,586,762円〉 助成金 毎月15日〆　翌月5日支払い 毎月末日〆　翌月20日支払い 医療機関証明手数料 100円まで助成	〔目的〕 重度心身障害者の健康の保増増進を図り，もって重度心身障害者の福祉の向上に資するものである。 〔対象者〕 ・１級及び２級の身体障害者手帳保持者 ・知的障害者更生相談所においてIQ35以下と判定された者 ・身体障害者手帳の３級を保持し，判定機関においてIQ50以下と判定された者 〔助成額〕 一部負担金の支払額 〔財源内訳〕 県：1／2　町：1／2 〔平成14年度助成件数〕 国保：653件（　599,644円） 社保：302件（2,001,174円） 老保：949件（7,328,196円） 〔平成14年度県補助金額〕 7,664,000円 〔事務手順〕 重度心身障害者医療費助成金申請書に医療機関の証明を受けるか，領収書を添付して提出する。 毎月，最終金曜日に振込（特別な理由以外は振込原則） 医療機関の証明手数料が徴収されている場合は1件につき50円の助成を行う。	〔目的〕 重度心身障害者の健康の保増増進を図り，もって重度心身障害者の福祉の向上に資するものである。 〔対象者〕 ・１級及び２級の身体障害者手帳保持者 ・知的障害者更生相談所においてIQ35以下と判定された者 ・身体障害者手帳の３級を保持し，判定機関においてIQ50以下と判定された者 〔助成額〕 一部負担金の支払額 〔財源内訳〕 県：1／2　町：1／2 〔平成14年度助成件数〕 国保：333件（2,608,001円） 社保：316件（1,642,590円） 老保：685件（7,377,048円） 〔平成１４年度県補助金額〕 5,803,000円 〔事務手順〕 重度心身障害者医療費助成金申請書に医療機関の証明を受けるか，領収書を添付して提出する。 毎月，最終木曜日に振込（特別な理由以外は振込原則） 医療機関の証明手数料が徴収されている場合は全額の助成を行う。	〔目的〕 重度心身障害者の健康の保増増進を図り，もって重度心身障害者の福祉の向上に資するものである。 〔対象者〕 ・１級及び２級の身体障害者手帳保持者 ・知的障害者更生相談所においてIQ35以下と判定された者 ・身体障害者手帳の３級を保持し，判定機関においてIQ50以下と判定された者 〔助成額〕 一部負担金の支払額 〔財源内訳〕 県：1／2　町：1／2 〔平成14年度助成件数〕 国保：646件（6,700,202円） 社保：271件（1,947,100円） 老保：1,346件（13,233,660円） 〔平成14年度県補助金額〕 10,940,000円 〔事務手順〕 重度心身障害者医療費助成金申請書に医療機関の証明を受けるか，領収書を添付して提出する。 毎月，最終金曜日に振込（特別な理由以外は振込原則） 医療機関の証明手数料が徴収されている場合は1件につき50円の助成を行う。

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１１障害者福祉事業の取り扱い	関　係　項　目	７　重度心身障害者医療費助成事業
調整の内容	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし証明手数料については、合併までに調整する。		
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
〔目的〕 重度心身障害者の健康の保増増進を図り，もって重度心身障害者の福祉の向上に資するものである。 〔対象者〕 ・１級及び２級の身体障害者手帳保持者 ・知的障害者更生相談所においてIQ35以下と判定された者 ・身体障害者手帳の３級を保持し，判定機関においてIQ50以下と判定された者 〔助成額〕 一部負担金の支払額 〔財源内訳〕 県：1／2　町：1／2 〔平成14年度助成件数〕 国保：358件　(3,616,783円) 社保：119件　(　852,761円) 老保：1,108件 (8,756,600円) 〔平成１４年度県補助金額〕 6,613,000円	〔目的〕 重度心身障害者の健康の保増増進を図り，もって重度心身障害者の福祉の向上に資するものである。 〔対象者〕 ・１級及び２級の身体障害者手帳保持者 ・知的障害者更生相談所においてIQ35以下と判定された者 ・身体障害者手帳の３級を保持し，判定機関においてIQ50以下と判定された者 〔助成額〕 一部負担金の支払額 〔財源内訳〕 県：1／2　町：1／2 〔平成14年度助成件数〕 国保：1,290件（ 9,561,700円） 社保：2,184件（15,963,950円） 老保：3,991件（33,515,560円） 〔平成14年度県補助金額〕 29,520,000円	〔目的〕 重度心身障害者の健康の保増増進を図り，もって重度心身障害者の福祉の向上に資するものである。 〔対象者〕 ・１級及び２級の身体障害者手帳保持者 ・知的障害者更生相談所においてIQ35以下と判定された者 ・身体障害者手帳の３級を保持し，判定機関においてIQ50以下と判定された者 〔助成額〕 一部負担金の支払額 〔財源内訳〕 県：１／2　町：1／2 〔平成14年度助成件数〕 国保：1,053件（ 8,866,740円） 社保：　589件（ 3,393,660円） 老保：2,160件（ 15,222,950円） 〔平成14年度県補助金額〕 13，741，000円	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし証明手数料については、合併までに調整する。
〔事務手順〕 重度心身障害者医療費助成金申請書に医療機関の証明を受けるか，領収書を添付して提出する。 毎月，月末に振込（特別な理由以外は振込原則） 医療機関の証明手数料が徴収されている場合は１件につき５０円の助成を行う。	〔事務手順〕 重度心身障害者医療費助成金申請書に医療機関の証明を受けるか，領収書を添付して提出する。 毎月，最終金曜日に振込（特別な理由以外は振込原則） 医療機関の証明手数料が徴収されている場合は1件につき50円の助成を行う。	〔事務手順〕 重度心身障害者医療費助成金申請書に医療機関の証明を受けるか，領収書を添付して提出する。 毎月，最終金曜日に振込（特別な理由以外は振込原則） 医療機関の証明手数料が徴収されている場合は１件につき50円の助成を行う。	

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１１障害者福祉事業の取り扱い	関　係　項　目	８　更生医療の給付
調整の内容	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【概要】　身体障害者の日常生活能力の回復を図るための直接的かつ効果的な手段として医学的な方法によって身体の障害そのものを除去、あるいはその程度を軽減する。 【事務手順】 申請手順 １更生医療申請書に必要事項を記入し、医療機関の意見書とともに提出。 ２福祉事務所は県身体障害者更正相談所へ更正医療の判定依頼をする ３県より決定通知 ４本人及び医療機関に決定通知を提出 （本人及び家族の課税状況に応じて、費用の一部を負担有） 【対象者（主なもの）】 ①視覚障害の角膜移植手術、白内障手術 ②聴覚障害者の外耳道形成手術 ③肢体不自由の人工関節置換手術 ④心臓障害のペースメーカー埋め込み手術、弁置換手術 ⑤口蓋裂後遺症の歯科矯正 ⑥小腸障害の中心静脈栄養法 ⑦その他更正相談所が必要と認めたもの 【負担割合】所得に応じて自己負担あり。 国庫　1/2　市費　1/2　県の要綱による 件数99件　14年度実績額　10,358,689円	【概要】 身体障害者の日常生活能力の回復を図るための直接的かつ効果的な手段として医学的な方法によって身体の障害そのものを除去、あるいはその程度を軽減する。 【事務手順】 役場保健福祉課に備え付けの申請書に必要事項を記入し、医療機関の診療明細とともに役場保健福祉課へ提出。 役場保健福祉課は身体障害者更正相談所へ更正医療の判定依頼をする。 決定通知 本人及び医療機関に決定通知を提出 （本人及び家族の課税状況に応じて、費用の一部を負担有） 【対象者（主なもの）】 ①視覚障害の角膜移植手術、白内障手術 ②聴覚障害者の外耳道形成手術 ③肢体不自由の人工関節置換手術 ④心臓障害のペースメーカー埋め込み手術、弁置換手術 ⑤口蓋裂後遺症の歯科矯正 ⑥小腸障害の中心静脈栄養法 ⑦その他更正相談所が必要と認めたもの 【負担割合】 所得に応じて自己負担あり。 国庫　1/2 県費　1/4 町費　1/4 県の要綱による 町単独事業はなし 件数156 件　14年度実績額 3,114,785円	【概要】 身体障害者の日常生活能力の回復を図るための直接的かつ効果的な手段として医学的な方法によって身体の障害そのものを除去、あるいはその程度を軽減する。 【事務手順】 役場保健福祉課に備え付けの申請書に必要事項を記入し、医療機関の診療明細とともに役場保健福祉課へ提出。 役場保健福祉課は身体障害者更正相談所へ更正医療の判定依頼をする。 決定通知 本人及び医療機関に決定通知を提出 （本人及び家族の課税状況に応じて、費用の一部を負担有） 【対象者（主なもの）】 ①視覚障害の角膜移植手術、白内障手術 ②聴覚障害者の外耳道形成手術 ③肢体不自由の人工関節置換手術 ④心臓障害のペースメーカー埋め込み手術、弁置換手術 ⑤口蓋裂後遺症の歯科矯正 ⑥小腸障害の中心静脈栄養法 ⑦その他更正相談所が必要と認めたもの 【負担割合】 所得に応じて自己負担あり。 国庫　1/2 県費　1/4 町費　1/4 県の要綱による 町単独事業はなし 件数137件　14年度実績額2,635,887円	【概要】 身体障害者の日常生活能力の回復を図るための直接的かつ効果的な手段として医学的な方法によって身体の障害そのものを除去、あるいはその程度を軽減する。 【事務手順】 役場保健福祉課に備え付けの申請書に必要事項を記入し、医療機関の診療明細とともに役場保健福祉課へ提出。 役場保健福祉課は身体障害者更正相談所へ更正医療の判定依頼をする。 決定通知 本人及び医療機関に決定通知を提出 （本人及び家族の課税状況に応じて、費用の一部を負担有） 【対象者（主なもの）】 ①視覚障害の角膜移植手術、白内障手術 ②聴覚障害者の外耳道形成手術 ③肢体不自由の人工関節置換手術 ④心臓障害のペースメーカー埋め込み手術、弁置換手術 ⑤口蓋裂後遺症の歯科矯正 ⑥小腸障害の中心静脈栄養法 ⑦その他更正相談所が必要と認めたもの 【負担割合】 所得に応じて自己負担あり。 国庫　1/2 県費　1/4 町費　1/4 県の要綱による 町単独事業はなし 件数72件　14年度実績額　1,633,171円

協　議　事　項	２５－１１障害者福祉事業の取り扱い	関　係　項　目	８　更生医療の給付
調整の内容	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。		

霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
【概要】 身体障害者の日常生活能力の回復を図るための直接的かつ効果的な手段として医学的な方法によって身体の障害そのものを除去、あるいはその程度を軽減する。 【事務手順】 役場保健福祉課に備え付けの申請書に必要事項を記入し、医療機関の診療明細とともに役場保健福祉課へ提出。 役場保健福祉課は身体障害者更正相談所へ更正医療の判定依頼をする。 決定通知 本人及び医療機関に決定通知を提出 （本人及び家族の課税状況に応じて、費用の一部を負担有） 【対象者（主なもの）】 ①視覚障害の角膜移植手術、白内障手術 ②聴覚障害者の外耳道形成手術 ③肢体不自由の人工関節置換手術 ④心臓障害のペースメーカー埋め込み手術、弁置換手術 ⑤口蓋裂後遺症の歯科矯正 ⑥小腸障害の中心静脈栄養法 ⑦その他更正相談所が必要と認めたもの 【負担割合】 所得に応じて自己負担あり。 国庫　1/2 県費　1/4 町費　1/4 県の要綱による 町単独事業はなし 件数52件　14年度実績額　1,074,771円	【概要】 身体障害者の日常生活能力の回復を図るための直　接的かつ効果的な手段として医学的な方法によっ　て身体の障害そのものを除去、あるいはその程度　を軽減する。 【事務手順】 申請手順 役場福祉課に備え付けの申請書に必要事項を記入　し、医療機関の診療明細とともに役場福祉課へ提　出。 役場福祉課は身体障害者更正相談所へ更正医療の　判定依頼をする。 決定通知 本人及び医療機関に決定通知を提 （本人及び家族の課税状況に応じて、費用の一部を　負担有） 【対象者（主なもの）】 ①視覚障害の角膜移植手術、白内障手術 ②聴覚障害者の外耳道形成手術 ③肢体不自由の人工関節置換手術 ④心臓障害のペースメーカー埋め込み手術、弁置　　換手術 ⑤口蓋裂後遺症の歯科矯正 ⑥小腸障害の中心静脈栄養法 ⑦その他更正相談所が必要と認めたもの 【負担割合】 所得に応じて自己負担あり。 国庫　1/2 県費　1/4 町費　1/4 県の要綱による 町単独事業はなし 件数427件　14年度実績額　8,797,319円	【概要】 身体障害者の日常生活能力の回復を図るための直接的かつ効果的な手段として医学的な方法によって身体の障害そのものを除去、あるいはその程度を軽減する。 【事務手順】 申請手順 役場保健福祉課に備え付けの申請書に必要事項を記入し、医療機関の診療明細とともに役場町民課へ提出。 役場町民課は身体障害者更正相談所へ更正医療の判定依頼をする。 決定通知 本人及び医療機関に決定通知を提出 （本人及び家族の課税状況に応じて、費用の一部を負担有） 【対象者（主なもの）】 ①視覚障害の角膜移植手術、白内障手術 ②聴覚障害者の外耳道形成手術 ③肢体不自由の人工関節置換手術 ④心臓障害のペースメーカー埋め込み手術、弁置換手術 ⑤口蓋裂後遺症の歯科矯正 ⑥小腸障害の中心静脈栄養法 ⑦その他更正相談所が必要と認めたもの 【負担割合】 所得に応じて自己負担あり。 国庫　1/2 県費　1/4 町費　1/4 県の要綱による 町単独事業はなし 件数128件　14年度実績額　1,881,976円	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１１障害者福祉事業の取り扱い	関　係　項　目	９　更生訓練費給付
調整の内容	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【事業目的】 身体障害者更生援護施設に入所（通所）している者に、更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図る。 【対象者】 施設に入所（通所）の措置又は、入所（通所）の委託の措置をされ、更生訓練を受けている者。ただし、生活保護受給者又は費用徴収の対象となる収入から更生訓練費相当額を控除した後の額が27万円以下の者。 【支給手続】 ①毎月1回、原則としてすでに訓練を終わった前月分については、翌月の初めに訓練を受けた日数等について、施設長の証明を附して町に申請する。 ②町は、申請書の内容を確認し、申請者に対する支給手続きを行う。 【支給額】 施設別、訓練に従事した日により異なる。 【負担割合】 国費　1/2 市費　1/2 給付件数110件　14年度実績額　448,680円	【事業目的】 身体障害者更生援護施設に入所（通所）している者に、更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図る。 【対象者】 施設に入所（通所）の措置又は、入所（通所）の委託の措置をされ、更生訓練を受けている者。ただし、生活保護受給者又は費用徴収の対象となる収入から更生訓練費相当額を控除した後の額が27万円以下の者。 【支給手続】 ①毎月1回、原則としてすでに訓練を終わった前月分については、翌月の初めに訓練を受けた日数等について、施設長の証明を附して町に申請する。 ②町は、申請書の内容を確認し、申請者に対する支給手続きを行う。 【支給額】 施設別、訓練に従事した日により異なる。 【負担割合】 県費　3/4 町費　1/4 給付件数　9件　14年度実績額　78,750円	【事業目的】 身体障害者更生援護施設に入所（通所）している者に、更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図る。 【対象者】 施設に入所（通所）の措置又は、入所（通所）の委託の措置をされ、更生訓練を受けている者。ただし、生活保護受給者又は費用徴収の対象となる収入から更生訓練費相当額を控除した後の額が27万円以下の者。 【支給手続】 ①毎月1回、原則としてすでに訓練を終わった前月分については、翌月の初めに訓練を受けた日数等について、施設長の証明を附して町に申請する。 ②町は、申請書の内容を確認し、申請者に対する支給手続きを行う。 【支給額】 施設別、訓練に従事した日により異なる。 【負担割合】 県費　3/4 町費　1/4 給付件数　１件　14年度実績額　37,800円	【事業目的】 身体障害者更生援護施設に入所（通所）している者に、更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図る。 【対象者】 施設に入所（通所）の措置又は、入所（通所）の委託の措置をされ、更生訓練を受けている者。ただし、生活保護受給者又は費用徴収の対象となる収入から更生訓練費相当額を控除した後の額が27万円以下の者。 【支給手続】 ①毎月1回、原則としてすでに訓練を終わった前月分については、翌月の初めに訓練を受けた日数等について、施設長の証明を附して町に申請する。 ②町は、申請書の内容を確認し、申請者に対する支給手続きを行う。 【支給額】 施設別、訓練に従事した日により異なる。 【負担割合】 県費　3/4 町費　1/4 給付件数　1件　14年度実績額　104,440円

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１１障害者福祉事業の取り扱い	関　係　項　目	９　更生訓練費給付
調整の内容	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。		
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
【事業目的】 身体障害者更生援護施設に入所（通所）している者に、更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図る。 【対象者】 施設に入所（通所）の措置又は、入所（通所）の委託の措置をされ、更生訓練を受けている者。ただし、生活保護受給者又は費用徴収の対象となる収入から更生訓練費相当額を控除した後の額が27万円以下の者。 【支給手続】 ①毎月1回、原則としてすでに訓練を終わった前月分については、翌月の初めに訓練を受けた日数等について、施設長の証明を附して町に申請する。 ②町は、申請書の内容を確認し、申請者に対する支給手続きを行う。 【支給額】 施設別、訓練に従事した日により異なる。 【負担割合】 県費　3/4 町費　1/4 給付件数　15件　14年度実績額　37,220円	【事業目的】 身体障害者更生援護施設に入所（通所）している者に、更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図る。 【対象者】 施設に入所（通所）の措置又は、入所（通所）の委託の措置をされ、更生訓練を受けている者。ただし、生活保護受給者又は費用徴収の対象となる収入から更生訓練費相当額を控除した後の額が27万円以下の者。 【支給手続】 ①毎月1回、原則としてすでに訓練を終わった前月分については、翌月の初めに訓練を受けた日数等について、施設長の証明を附して町に申請する。 ②町は、申請書の内容を確認し、申請者に対する支給手続きを行う。 【支給額】 施設別、訓練に従事した日により異なる。 【負担割合】 県費　3/4 町費　1/4 給付件数36件　14年度実績額　1,191,120円	【事業目的】 身体障害者更生援護施設に入所（通所）している者に、更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図る。 【対象者】 施設に入所（通所）の措置又は、入所（通所）の委託の措置をされ、更生訓練を受けている者。ただし、生活保護受給者又は費用徴収の対象となる収入から更生訓練費相当額を控除した後の額が27万円以下の者。 【支給手続】 ①毎月1回、原則としてすでに訓練を終わった前月分については、翌月の初めに訓練を受けた日数等について、施設長の証明を附して町に申請する。 ②町は、申請書の内容を確認し、申請者に対する支給手続きを行う。 【支給額】 施設別、訓練に従事した日により異なる。 【負担割合】 県費　3/4 町費　1/4 給付件数　0件　14年度実績額　0円	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。

協　議　事　項	２５－１１障害者福祉事業の取り扱い	関　係　項　目	１０　重度身体障害者日常生活用具給付
調整の内容	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【目的】 在宅の身体障害者、重度身体障害者に対する日常生活用具の給付及び貸与することにより、日常生活に便宜を図る。 【事務手順】 (1) 申請受付 (2) 業者委託契約 (3) 交付券、委託通知書、決定通知書等の交付。 (4) 業者への支払。 【対象者】 身体障害者手帳所持者（障害内容、障害等級により用具の給付、貸与が異なる。） 【負担割合】 県費　1/2　市費　1/2 県の要綱による 給付件数７件　14年度実績額　701,000円	【目的】 在宅の身体障害者、重度身体障害者に対する日常生活用具の給付及び貸与することにより、日常生活に便宜を図る。 【事務手順】 (1) 申請受付 (2) 業者委託契約 (3) 交付券、委託通知書、決定通知書等の交付。 (4) 業者への支払。 【対象者】 身体障害者手帳所持者（障害内容、障害等級により用具の給付、貸与が異なる。） 【負担割合】 県費　3/4　町費　1/4 県の要綱による 給付件数　4件　14年度実績額　282,371円	【目的】 在宅の身体障害者、重度身体障害者に対する日常生活用具の給付及び貸与することにより、日常生活に便宜を図る。 【事務手順】 (1) 申請受付 (2) 業者委託契約 (3) 交付券、委託通知書、決定通知書等の交付。 (4) 業者への支払。 【対象者】 身体障害者手帳所持者（障害内容、障害等級により用具の給付、貸与が異なる。） 【負担割合】 県費　3/4　町費　1/4 県の要綱による 給付件数　8件　14年度実績額　258,210円	【目的】 在宅の身体障害者、重度身体障害者に対する日常生活用具の給付及び貸与することにより、日常生活に便宜を図る。 【事務手順】 (1) 申請受付 (2) 業者委託契約 (3) 交付券、委託通知書、決定通知書等の交付。 (4) 業者への支払。 【対象者】 身体障害者手帳所持者（障害内容、障害等級により用具の給付、貸与が異なる。） 【負担割合】 県費　3/4　町費　1/4 県の要綱による 給付件数　2件　14年度実績額　208,165円

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１１障害者福祉事業の取り扱い	関　係　項　目	１０　重度身体障害者日常生活用具給付
調整の内容	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。		
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
【目的】 在宅の身体障害者、重度身体障害者に対する日常生活用具の給付及び貸与することにより、日常生活に便宜を図る。 【事務手順】 (1) 申請受付 (2) 業者委託契約 (3) 交付券、委託通知書、決定通知書等の交付。 (4) 業者への支払。 【対象者】 身体障害者手帳所持者（障害内容、障害等級により用具の給付、貸与が異なる。） 【負担割合】 県費　3/4　町費　1/4 県の要綱による 給付件数1件　14年度実績額　26,250円	【目的】 在宅の身体障害者、重度身体障害者に対する日常生活用具の給付及び貸与することにより、日常生活に便宜を図る。 【事務手順】 (1) 申請受付 (2) 業者委託契約 (3) 交付券、委託通知書、決定通知書等の交付。 (4) 業者への支払。 【対象者】 身体障害者手帳所持者（障害内容、障害等級により用具の給付、貸与が異なる。） 【負担割合】 県費　3/4　町費　1/4 県の要綱による 給付件　15件　14年度実績額　753,845円	【目的】 在宅の身体障害者、重度身体障害者に対する日常生活用具の給付及び貸与することにより、日常生活に便宜を図る。 【事務手順】 (1) 申請受付 (2) 業者委託契約 (3) 交付券、委託通知書、決定通知書等の交付。 (4) 業者への支払。 【対象者】 身体障害者手帳所持者（障害内容、障害等級により用具の給付、貸与が異なる。） 【負担割合】 県費　3/4　町費　1/4 県の要綱による 給付件数　11件　14年度実績額　981,083円	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１１障害者福祉事業の取り扱い	関　係　項　目	１１　進行性筋萎縮症者療養等給付
調整の内容	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【目的】 　進行性筋萎縮症に罹患している身体障害者に対し、養護にあわせて必要な訓練等を行ない、もって、福祉の増進を図ることを目的とする。 【事業概要】 　養護等の給付とは、進行性筋萎縮症者を医療機関に収容し、若しは通所させ必要な治療、訓練及び生活指導を行なう。 【事務手順】 ①給付対象者 　18歳以上の進行性筋萎縮症者 ②給付の実施 　申請受理 　療養等給付券交付、医療機関と委託契約 【負担割合】 　国費　1/2 　市費　1/2 　県の要綱による 　市単独事業なし 給付件数1件　14年度実績額　4,030,700円	【目的】 　進行性筋萎縮症に罹患している身体障害者に対し、養護にあわせて必要な訓練等を行ない、もって、福祉の増進を図ることを目的とする。 【事業概要】 　養護等の給付とは、進行性筋萎縮症者を医療機関に収容し、若しは通所させ必要な治療、訓練及び生活指導を行なう。 【事務手順】 ①給付対象者 　18歳以上の進行性筋萎縮症者 ②給付の実施 　申請受理 　療養等給付券交付、医療機関と委託契約 【負担割合】 　県費　3/4 　町費　1/4 　給付件数　０件　14年度実績額　０円	【目的】 　進行性筋萎縮症に罹患している身体障害者に対し、養護にあわせて必要な訓練等を行ない、もって、福祉の増進を図ることを目的とする。 【事業概要】 　養護等の給付とは、進行性筋萎縮症者を医療機関に収容し、若しは通所させ必要な治療、訓練及び生活指導を行なう。 【事務手順】 ①給付対象者 　18歳以上の進行性筋萎縮症者 ②給付の実施 　申請受理 　療養等給付券交付、医療機関と委託契約 【負担割合】 　県費　3/4 　町費　1/4 給付件数　０件　14年度実績額　０円	実施していない。

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１１障害者福祉事業の取り扱い	関　係　項　目	１１　進行性筋萎縮症者療養等給付
調整の内容	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。		
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
実施していない。	【目的】 進行性筋萎縮症に罹患している身体障害者に対し、養護にあわせて必要な訓練等を行ない、もって、福祉の増進を図ることを目的とする。 【事業概要】 養護等の給付とは、進行性筋萎縮症者を医療機関に収容し、若しは通所させ必要な治療、訓練及び生活指導を行なう。 【事務手順】 ①給付対象者 18歳以上の進行性筋萎縮症者 ②給付の実施 申請受理 療養等給付券交付、医療機関と委託契約 【負担割合】 県費　3/4 町費　1/4 給付件数5件　14年度実績額　20,533,814円	【目的】 進行性筋萎縮症に罹患している身体障害者に対し、養護にあわせて必要な訓練等を行ない、もって、福祉の増進を図ることを目的とする。 【事業概要】 養護等の給付とは、進行性筋萎縮症者を医療機関に収容し、若しは通所させ必要な治療、訓練及び生活指導を行なう。 【事務手順】 ①給付対象者 18歳以上の進行性筋萎縮症者 ②給付の実施 申請受理 療養等給付券交付、医療機関と委託契約 【負担割合】 県費　3/4 町費　1/4 給付件数１件　14年度実績額　4,417,154円	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１１障害者福祉事業の取り扱い	関　係　項　目	１２　身体障害者（児）補装具の交付及び修理
調整の内容	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【目的】 身体機能の失われた部位、障害のある部分を補い必要な身体機能を獲得しあるいは補う。 【概要】 身体の部分的欠損又は身体の機能の損傷を直接的に補うことにより、日常生活能力の回復に寄与し身体機能を補い、日常生活に利便を得る事が多く補装具の交付又は修理に要する費用を負担する。 費用徴収額は本人及び扶養義務者の課税状況により決定。 【事務手順】 申請書受理 事前に業者委託契約 判定が必要な場合は、身体障害者更生相談所に判定依頼を行う。 判定書により交付の可否を決定し交付券、委託通知書、決定通知書送付。 対象者は補装具を受け取る際、自己負担分を業者に支払う。町は公費負担分を業者に支払う。 【対象者】 身体障害者手帳所持者（障害内容、障害等級により交付、修理の内容が異なる。） 【その他】 補装具の種目、価格等は「補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準」に示されている。 【費用負担】 国　1／2 市　1／2 身体障害者給付件数　7件 14年度実績額　701,000円	【目的】 身体機能の失われた部位、障害のある部分を補い必要な身体機能を獲得しあるいは補う。 【概要】 身体の部分的欠損又は身体の機能の損傷を直接的に補うことにより、日常生活能力の回復に寄与し身体機能を補い、日常生活に利便を得る事が多く補装具の交付又は修理に要する費用を負担する。 費用徴収額は本人及び扶養義務者の課税状況により決定。 【事務手順】 申請書受理 事前に業者委託契約 判定が必要な場合は、身体障害者更生相談所に判定依頼を行う。 判定書により交付の可否を決定し交付券、委託通知書、決定通知書送付。 対象者は補装具を受け取る際、自己負担分を業者に支払う。町は公費負担分を業者に支払う。 【対象者】 身体障害者手帳所持者（障害内容、障害等級により交付、修理の内容が異なる。） 【その他】 補装具の種目、価格等は「補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準」に示されている。 【費用負担】 国　1／2 県　1／4 町　1／4 身体障害者給付件数　51件 14年度実績額　4,513,677円	【目的】 身体機能の失われた部位、障害のある部分を補い必要な身体機能を獲得しあるいは補う。 【概要】 身体の部分的欠損又は身体の機能の損傷を直接的に補うことにより、日常生活能力の回復に寄与し身体機能を補い、日常生活に利便を得る事が多く補装具の交付又は修理に要する費用を負担する。 費用徴収額は本人及び扶養義務者の課税状況により決定。 【事務手順】 申請書受理 事前に業者委託契約 判定が必要な場合は、身体障害者更生相談所に判定依頼を行う。 判定書により交付の可否を決定し交付券、委託通知書、決定通知書送付。 対象者は補装具を受け取る際、自己負担分を業者に支払う。町は公費負担分を業者に支払う。 【対象者】 身体障害者手帳所持者（障害内容、障害等級により交付、修理の内容が異なる。） 【その他】 補装具の種目、価格等は「補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準」に示されている。 【費用負担】 国　1／2 県　1／4 町　1／4 身体障害者給付件数　135件 14年度実績額　1,893,658円	【目的】 身体機能の失われた部位、障害のある部分を補い必要な身体機能を獲得しあるいは補う。 【概要】 身体の部分的欠損又は身体の機能の損傷を直接的に補うことにより、日常生活能力の回復に寄与し身体機能を補い、日常生活に利便を得る事が多く補装具の交付又は修理に要する費用を負担する。 費用徴収額は本人及び扶養義務者の課税状況により決定。 【事務手順】 申請書受理 事前に業者委託契約 判定が必要な場合は、身体障害者更生相談所に判定依頼を行う。 判定書により交付の可否を決定し交付券、委託通知書、決定通知書送付。 対象者は補装具を受け取る際、自己負担分を業者に支払う。町は公費負担分を業者に支払う。 【対象者】 身体障害者手帳所持者（障害内容、障害等級により交付、修理の内容が異なる。） 【その他】 補装具の種目、価格等は「補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準」に示されている。 【費用負担】 国　1／2 県　1／4 町　1／4 身体障害者給付件数　94件 14年度実績額　3,264,283円

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１１障害者福祉事業の取り扱い	関　係　項　目	１２　身体障害者（児）補装具の交付及び修理
調整の内容	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。		

霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
【目的】 身体機能の失われた部位、障害のある部分を補い必要な身体機能を獲得しあるいは補う。 【概要】 身体の部分的欠損又は身体の機能の損傷を直接的に補うことにより、日常生活能力の回復に寄与し身体機能を補い、日常生活に利便を得る事が多く補装具の交付又は修理に要する費用を負担する。 費用徴収額は本人及び扶養義務者の課税状況により決定。 【事務手順】 申請書受理 事前に業者委託契約 判定が必要な場合は、身体障害者更生相談所に判定依頼を行う。 判定書により交付の可否を決定し交付券、委託通知書、決定通知書送付。 対象者は補装具を受け取る際、自己負担分を業者に支払う。町は公費負担分を業者に支払う。 【対象者】 身体障害者手帳所持者（障害内容、障害等級により交付、修理の内容が異なる。） 【その他】 補装具の種目、価格等は「補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準」に示されている。 【費用負担】 国　1／2 県　1／4 町　1／4 身体障害者給付件数　51件 14年度実績額　1,829,977円	【目的】 身体機能の失われた部位、障害のある部分を補い必要な身体機能を獲得しあるいは補う。 【概要】 身体の部分的欠損又は身体の機能の損傷を直接的に補うことにより、日常生活能力の回復に寄与し身体機能を補い、日常生活に利便を得る事が多く補装具の交付又は修理に要する費用を負担する。 費用徴収額は本人及び扶養義務者の課税状況により決定。 【事務手順】 申請書受理 事前に業者委託契約 判定が必要な場合は、身体障害者更生相談所に判定依頼を行う。 判定書により交付の可否を決定し交付券、委託通知書、決定通知書送付。 対象者は補装具を受け取る際、自己負担分を業者に支払う。町は公費負担分を業者に支払う。 【対象者】 身体障害者手帳所持者（障害内容、障害等級により交付、修理の内容が異なる。） 【その他】 補装具の種目、価格等は「補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準」に示されている。 【費用負担】 国　1／2 県　1／4 町　1／4 身体障害者給付件数　３６件 14年度実績額　10,350,115円	【目的】 身体機能の失われた部位、障害のある部分を補い必要な身体機能を獲得しあるいは補う。 【概要】 身体の部分的欠損又は身体の機能の損傷を直接的に補うことにより、日常生活能力の回復に寄与し身体機能を補い、日常生活に利便を得る事が多く補装具の交付又は修理に要する費用を負担する。 費用徴収額は本人及び扶養義務者の課税状況により決定。 【事務手順】 申請書受理 事前に業者委託契約 判定が必要な場合は、身体障害者更生相談所に判定依頼を行う。 判定書により交付の可否を決定し交付券、委託通知書、決定通知書送付。 対象者は補装具を受け取る際、自己負担分を業者に支払う。町は公費負担分を業者に支払う。 【対象者】 身体障害者手帳所持者（障害内容、障害等級により交付、修理の内容が異なる。） 【その他】 補装具の種目、価格等は「補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準」に示されている。 【費用負担】 国　1／2 県　1／4 町　1／4 身体障害者給付件数　96件 14年度実績額　4,350,288円	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１１障害者福祉事業の取り扱い	関　係　項　目	１３　特別障害者手当等、各種障害者手当
調整の内容	特別障害者手当てについては現行のとおり新市に引き継ぐ。また国分市が実施している福祉手当についても新市に引き継ぐ、ただし支給の方法等については、合併までに調整する。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
◎特別障害者手当【概要】精神または身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に手当を支給する制度。 ◎障害児福祉手当【概要】精神又は身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の方に手当を支給する制度。 【事務手順】 ☆認定請求、資格喪失届、有期更新 ①認定請求書受付（書類審査） ②福祉事務所進達（受付・審査・決定・通知書等送付） ③通知書送付（受給者へ） ☆住所変更届・氏名変更届・金融機関変更届 ①変更届等受付（書類審査）福祉事務所進達 ☆所得状況届（8月） ①受給者の状況把握・所得審査 ☆定時払い確認リスト確認（4・7・10・1月） ①受給資格確認審査（住民基本台帳により調査） ◎特別障害者対象者　精神又は身体に著しく重度の障害のある20歳以上の方。※おおむね療育手帳ではA（重度）程度、身体障害者手帳では1級～2級（の1部）程度の障害の重複。 但し、次の場合は受けられません。 ①施設等に入所しているとき。 ②病院等に継続して3ヶ月を超えて入院しているとき。※所得制限あり ◎特別障害児対象者　精神又は身体に著しく重度の障害がある児童（20歳未満）※おおむね療育手帳ではA（重度）程度、身体障害者手帳では1級～2級（の1部）程度。但し、次の場合は受けられません。 ①児童福祉施設等に入所しているとき。 ②障害を理由とする公的年金を受けている 【福祉手当】　521名 対象者　　療育手帳A1A2・身障手帳1，2級・療育手帳B1及び身障手帳３級 金額10.000円　　昭和４６年度制定　金額の変	特別障害者手当：18名 【概要】 精神または身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に手当を支給する制度。 障害児福祉手当：2名 【概要】 精神又は身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満　の方に手当を支給する制度。 【事務手順】 認定請求、資格喪失届、有期更新 ①認定請求書受付（書類審査） ②福祉事務所進達（受付・審査・決定・通知書等送付） ③通知書送付（受給者へ）住所変更届・氏名変更届・金融機関変更届 ①変更届等受付（書類審査）福祉事務所進達 所得状況届（8月） ①受給者の状況把握・所得審査 ☆定時払い確認　　リスト確認（4・7・10・1月） ①受給資格確認審査（住民基本台帳により調査 特別障害者対象者 精神又は身体に著しく重度の障害のある20歳　以上の方。 ※おおむね療育手帳ではA（重度）程度、身体障害者手帳では1級　～2級（の1部）程度の障害の重複。 但し、次の場合は受けられません。 ①施設等に入所しているとき。 ②病院等に継続して3ヶ月を超えて入院しているとき。 ※所得制限あり	特別障害者手当：10名 【概要】 精神または身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に手当を支給する制度。 障害児福祉手当：３名 【概要】 精神又は身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の方に手当を支給する制度。 【事務手順】 認定請求、資格喪失届、有期更新 ①認定請求書受付（書類審査） ②福祉事務所進達（受付・審査・決定・通知書等　　送付） ③通知書送付（受給者へ）住所変更届・氏名変更届・金融機関変更届 ①変更届等受付（書類審査）福祉事務所進達 所得状況届（8月） ①受給者の状況把握・所得審査 ☆定時払い確認　　リスト確認（4・7・10・1月） ①受給資格確認審査（住民基本台帳により調査 特別障害者対象者 精神又は身体に著しく重度の障害のある20歳以上の方。 ※おおむね療育手　帳ではA（重度）程度、身体障害者手帳では1級　～2級（の1部）程度の障害の重複。 但し、次の場合は受けられません。 ①施設等に入所しているとき。 ②病院等に継続して3ヶ月を超えて入院しているとき。 ※所得制限あり	特別障害者手当：１１名 【概要】 精神または身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に手当を支給する制度。 障害児福祉手当：０名 【概要】 精神又は身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の方に手当を支給する制度。 【事務手順】 認定請求、資格喪失届、有期更新 ①認定請求書受付（書類審査） ②福祉事務所進達（受付・審査・決定・通知書等送付） ③通知書送付（受給者へ）住所変更届・氏名　変更届・金融機関変更届 ①変更届等受付（書類審査）福祉事務所進達 所得状況届（8月） ①受給者の状況把握・所得審査 ☆定時払い確認　　リスト確認（4・7・10・1月） ①受給資格確認審査（住民基本台帳により調査 特別障害者対象者 精神又は身体に著しく重度の障害のある20歳以上の方。 ※おおむね療育手帳ではA（重度）程度、身体障害者手帳では1級　～2級（の1部）程度の障害の重複。 但し、次の場合は受けられません。 ①施設等に入所しているとき。 ②病院等に継続して3ヶ月を超えて入院している　とき。 ※所得制限あり

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１１障害者福祉事業の取り扱い	関　係　項　目	１３　特別障害者手当等、各種障害者手当
調整の内容	特別障害者手当てについては現行のとおり新市に引き継ぐ。また国分市が実施している福祉手当についても新市に引き継ぐ、ただし支給の方法等については、合併までに調整する。		

霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
特別障害者手当：８名 【概要】 精神または身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に手当を支給する制度。 障害児福祉手当：１名 【概要】 精神又は身体に重度の障害があるため、日常生活　において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の方に手当を支給する制度。 【事務手順】 認定請求、資格喪失届、有期更新 ①認定請求書受付（書類審査） ②福祉事務所進達（受付・審査・決定・通知書等　　送付） ③通知書送付（受給者へ）住所変更届・氏名変更届・金融機関変更届 ①変更届等受付（書類審査）福祉事務所進達 所得状況届（8月） ①受給者の状況把握・所得審査 ☆定時払い確認　　リスト確認（4・7・10・1月） ①受給資格確認審査（住民基本台帳により調査 特別障害者対象者 精神又は身体に著しく重度の障害のある20歳以上の方。 ※おおむね療育手　帳ではA（重度）程度、身体障害者手帳では1級　～2級（の1部）程度の障害の重複。 但し、次の場合は受けられません。 ①施設等に入所しているとき。 ②病院等に継続して3ヶ月を超えて入院しているとき。 ※所得制限あり	特別障害者手当：２７名 【概要】 精神または身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に手当を支給する制度。 障害児福祉手当：１２名 【概要】 精神又は身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の方に手当を支給する制度。 【事務手順】 認定請求、資格喪失届、有期更新 ①認定請求書受付（書類審査） ②福祉事務所進達（受付・審査・決定・通知書等　　送付） ③通知書送付（受給者へ）住所変更届・氏名変更届・金融機関変更届 ①変更届等受付（書類審査）福祉事務所進達 所得状況届（8月） ①受給者の状況把握・所得審査 ☆定時払い確認　　リスト確認（4・7・10・1月） ①受給資格確認審査（住民基本台帳により調査 特別障害者対象者 精神又は身体に著しく重度の障害のある20歳以上の方。 ※おおむね療育手帳ではA（重度）程度、身体障害者手帳では1級　～2級（の1部）程度の障害の重複。 但し、次の場合は受けられません。 ①施設等に入所しているとき。 ②病院等に継続して3ヶ月を超えて入院しているとき。 ※所得制限あり	特別障害者手当：１０名 【概要】 精神または身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に手当を支給する制度。 障害児福祉手当：２名 【概要】 精神又は身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の方に手当を支給する制度。 【事務手順】 認定請求、資格喪失届、有期更新 ①認定請求書受付（書類審査） ②福祉事務所進達（受付・審査・決定・通知書等送付） ③通知書送付（受給者へ）住所変更届・氏名変更届・金融機関変更届 ①変更届等受付（書類審査）福祉事務所進達 所得状況届（8月） ①受給者の状況把握・所得審査 ☆定時払い確認　　リスト確認（4・7・10・1月） ①受給資格確認審査（住民基本台帳により調査 特別障害者対象者 精神又は身体に著しく重度の障害のある20歳以上の方。 ※おおむね療育手帳ではA（重度）程度、身体障害者手帳では1級　～2級（の1部）程度の障害の重複。 但し、次の場合は受けられません。 ①施設等に入所しているとき。 ②病院等に継続して3ヶ月を超えて入院しているとき。 ※所得制限あり	特別障害者手当てについては現行のとおり新市に引き継ぐ。また国分市が実施している福祉手当についても新市に引き継ぐ、ただし支給の方法等については、合併までに調整する。

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１１障害者福祉事業の取り扱い	関　係　項　目	１４　障害者共同作業所
調整の内容	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、各作業所に対する単独の補助分については、合併までに調整する。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
鹿児島県知的障害者通所援護事業費補助金交付要綱による [補助金等] 鹿児島県知的障害者通所援護事業費 ［対象］ 国分市福祉作業所 ［金額］ 3,080,000円（2,200,000円は補助対象） ［内容］ 鹿児島県知的障害者通所援護事業費補助金交付要綱による 県　1/2　市　1/2 通所者15名	鹿児島県知的障害者通所援護事業費補助金交付要綱による [補助金等] 鹿児島県知的障害者通所援護事業費 ［対象］ あいご園福祉作業所 ［金額］ 2,750,000円（2,200,000円は補助） ［内容］ 鹿児島県知的障害者通所援護事業費補助金交付要綱による 県　1/2　町　1/2 通所者10名		

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１１障害者福祉事業の取り扱い	関　係　項　目	１４　障害者共同作業所
調整の内容	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、各作業所に対する単独の補助分については、合併までに調整する。		
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
	鹿児島県身体障害者通所援護事業費補助金交付要綱による [補助金等] 鹿児島県身体障害者通所援護事業費 ［対象］ 隼人町身体障害者福祉作業所 ［金額］ 2,200,000円 ［内容］ 鹿児島県身体障害者通所援護事業費補助金交付要綱による 県　1/2　町　1/2 通所者13人		事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、各作業所に対する単独の補助分については、合併までに調整する。

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１１障害者福祉事業の取り扱い	関　係　項　目	１５　障害者（児）日常生活用具給付等事業
調整の内容	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【目的】 在宅の身体障害児、重度知的障害者（児）に対する日常生活用具の給付及び貸与することにより、日常生活に便宜を図る。 【事務手順】 (1) 申請受付 (2) 業者委託契約 (3) 交付券、委託通知書、決定通知書等の交付。 (4) 業者への支払。 【対象者】 身体障害者手帳所持者（障害内容、障害等級により用具の給付、貸与が異なる。） 【負担割合】 県費　1/2　市費　1/2 県の要綱による 給付件数　40件　14年度実績額　1,801,034円	【目的】 在宅の身体障害児、重度知的障害者（児）に対する日常生活用具の給付及び貸与することにより、日常生活に便宜を図る。 【事務手順】 (1) 申請受付 (2) 業者委託契約 (3) 交付券、委託通知書、決定通知書等の交付。 (4) 業者への支払。 【対象者】 身体障害者手帳所持者（障害内容、障害等級により用具の給付、貸与が異なる。） 【負担割合】 県費　3/4　町費　1/4 県の要綱による 給付件数　0件　14年度実績額　０円	【目的】 在宅の身体障害児、重度知的障害者（児）に対する日常生活用具の給付及び貸与することにより、日常生活に便宜を図る。 【事務手順】 (1) 申請受付 (2) 業者委託契約 (3) 交付券、委託通知書、決定通知書等の交付。 (4) 業者への支払。 【対象者】 身体障害者手帳所持者（障害内容、障害等級により用具の給付、貸与が異なる。） 【負担割合】 県費　3/4　町費　1/2 県の要綱による 給付件数　0件　14年度実績額　０円	【目的】 在宅の身体障害児、重度知的障害者（児）に対する日常生活用具の給付及び貸与することにより、日常生活に便宜を図る。 【事務手順】 (1) 申請受付 (2) 業者委託契約 (3) 交付券、委託通知書、決定通知書等の交付。 (4) 業者への支払。 【対象者】 身体障害者手帳所持者（障害内容、障害等級により用具の給付、貸与が異なる。） 【負担割合】 県費　3/4　町費　1/4 県の要綱による 給付件数0件　14年度実績額　０円

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１１障害者福祉事業の取り扱い	関　係　項　目	１５　障害者（児）日常生活用具給付等事業
調整の内容	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。		
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
【目的】 在宅の身体障害児、重度知的障害者（児）に対する日常生活用具の給付及び貸与することにより、日常生活に便宜を図る。 【事務手順】 (1) 申請受付 (2) 業者委託契約 (3) 交付券、委託通知書、決定通知書等の交付。 (4) 業者への支払。 【対象者】 身体障害者手帳所持者（障害内容、障害等級により用具の給付、貸与が異なる。） 【負担割合】 県費　1/2　町費　1/2 県の要綱による 給付件数0件　14年度実績額　０円	【目的】 在宅の身体障害児、重度知的障害者（児）に対する日常生活用具の給付及び貸与することにより、日常生活に便宜を図る。 【事務手順】 (1) 申請受付 (2) 業者委託契約 (3) 交付券、委託通知書、決定通知書等の交付。 (4) 業者への支払。 【対象者】 身体障害者手帳所持者（障害内容、障害等級により用具の給付、貸与が異なる。） 【負担割合】 県費　1/2　費　1/2 県の要綱による 給付件数　１件　14年度実績額　21,000円	【目的】 在宅の身体障害児、重度知的障害者（児）に対する日常生活用具の給付及び貸与することにより、日常生活に便宜を図る。 【事務手順】 (1) 申請受付 (2) 業者委託契約 (3) 交付券、委託通知書、決定通知書等の交付。 (4) 業者への支払。 【対象者】 身体障害者手帳所持者（障害内容、障害等級により用具の給付、貸与が異なる。） 【負担割合】 県費　1/2　町費　1/2 県の要綱による 給付件数　0件　14年度実績　０円	事業は国分市の例により新市に引き継ぐ。

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１１障害者福祉事業の取り扱い	関　係　項　目	１６　精神障害者居宅生活支援事業
調整の内容	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
	○精神障害者居宅介護等事業 【目的】　精神障害者が居宅において日常生活活動ができるよう、ホームヘルパーを派遣して必要な便宜を供与することにより、精神障害者の自立と社会復帰を促進し、精神障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。 【対象者】　原則として精神障害者保健福祉手帳所持者及び精神障害を支給事由とする年金の給付を受けている者であって、精神障害のために日常生活を営むのに支障があり、食事及び身体の清潔の保持等の介助等の便宜を必要とするもの。ただし、手帳の申請と同時に事業の申込みを行っても差し支えないものとする。 【申請の手順】　本人より申請→実態調査→支給決定→本人負担額等の決定 ○精神障害者短期入所事業 【目的】　精神障害者の介護等を行う者が、疾病その他の理由により介護できないとき、精神障害者生活訓練施設等に短期間入所させ、これらの居宅の精神障害者及びその家族の福祉の向上を目的とする。 【対象者】　在宅の精神障害者 【申請の手順】　本人より申請→実態調査→支給決定→本人負担額等の決定 ○精神障害者地域生活援助事業 【目的】 　グループホームでの生活を望む精神障害者に対し日常生活における援助等を行うことにより，精神障害者の自立生活を助長することを目的とする。 【対象者】　精神障害者であって下記の要件のいずれかに該当するもの。 １）日常生活の援助を受けないで生活することが可能でないか又は適当でないこと。 ２）一定程度の自活能力があり数人で共同の生活を送ることに支障のない者。 ３）日常生活を維持するに足りる収入があること。 【申請の手順】　本人より申請→実態調査→支給決定→本人負担額等の決定	○精神障害者居宅介護等事業 【目的】　精神障害者が居宅において日常生活活動ができるよう、ホームヘルパーを派遣して必要な便宜を供与することにより、精神障害者の自立と社会復帰を促進し、精神障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。 【対象者】　原則として精神障害者保健福祉手帳所持者及び精神障害を支給事由とする年金の給付を受けている者であって、精神障害のために日常生活を営むのに支障があり、食事及び身体の清潔の保持等の介助等の便宜を必要とするもの。ただし、手帳の申請と同時に事業の申込みを行っても差し支えないものとする。 【申請の手順】　本人より申請→実態調査→支給決定→本人負担額等の決定 ○精神障害者短期入所事業 【目的】　精神障害者の介護等を行う者が、疾病その他の理由により介護できないとき、精神障害者生活訓練施設等に短期間入所させ、これらの居宅の精神障害者及びその家族の福祉の向上を目的とする。 【対象者】　在宅の精神障害者 【申請の手順】　本人より申請→実態調査→支給決定→本人負担額等の決定 【目的】 　グループホームでの生活を望む精神障害者に対し日常生活における援助等を行うことにより，精神障害者の自立生活を助長することを目的とする。 【対象者】　精神障害者であって下記の要件のいずれかに該当するもの。 １）日常生活の援助を受けないで生活することが可能でないか又は適当でないこと。 ２）一定程度の自活能力があり数人で共同の生活を送ることに支障のない者。 ３）日常生活を維持するに足りる収入があること。 【申請の手順】　本人より申請→実態調査→支給決定→本人負担額等の決定 利用者　1名	

協　議　事　項	２５－１１障害者福祉事業の取り扱い	関　係　項　目	１６　精神障害者居宅生活支援事業
調整の内容	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。		
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
○精神障害者居宅介護等事業 【目的】 精神障害者が居宅において日常生活活動ができるよう、ホームヘルパーを派遣して必要な便宜を供与することにより、精神障害者の自立と社会復帰を促進し、精神障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。 【対象者】 原則として精神障害者保健福祉手帳所持者及び精神障害を支給事由とする年金の給付を受けている者であって、精神障害のために日常生活を営むのに支障があり、食事及び身体の清潔の保持等の介助等の便宜を必要とするもの。ただし、手帳の申請と同時に事業の申込みを行っても差し支えないものとする。 【申請の手順】 本人より申請→実態調査→支給決定→本人負担額等の決定。 ○精神障害者短期入所事業 【目的】 精神障害者の介護等を行う者が、疾病その他の理由により介護できないとき、精神障害者生活訓練施設等に短期間入所させ、これらの居宅の精神障害者及びその家族の福祉の向上を目的とする。 【対象者】 在宅の精神障害者 【申請の手順】 本人より申請→実態調査→支給決定→本人負担額等の決定。 利用者　0人	○精神障害者居宅介護等事業 【目的】 精神障害者が居宅において日常生活活動ができるよう、ホームヘルパーを派遣して必要な便宜を供与することにより、精神障害者の自立と社会復帰を促進し、精神障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。 【対象者】 原則として精神障害者保健福祉手帳所持者及び精神障害を支給事由とする年金の給付を受けている者であって、精神障害のために日常生活を営むのに支障があり、食事及び身体の清潔の保持等の介助等の便宜を必要とするもの。ただし、手帳の申請と同時に事業の申込みを行っても差し支えないものとする。 【申請の手順】 本人より申請→実態調査→支給決定→本人負担額等の決定。 利用者3人	○精神障害者居宅介護等事業 【目的】 精神障害者が居宅において日常生活活動ができるよう、ホームヘルパーを派遣して必要な便宜を供与することにより、精神障害者の自立と社会復帰を促進し、精神障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。 【対象者】 原則として精神障害者保健福祉手帳所持者及び精神障害を支給事由とする年金の給付を受けている者であって、精神障害のために日常生活を営むのに支障があり、食事及び身体の清潔の保持等の介助等の便宜を必要とするもの。ただし、手帳の申請と同時に事業の申込みを行っても差し支えないものとする。 【申請の手順】 本人より申請→実態調査→支給決定→本人負担額等の決定。 ○精神障害者短期入所事業 【目的】 精神障害者の介護等を行う者が、疾病その他の理由により介護できないとき、精神障害者生活訓練施設等に短期間入所させ、これらの居宅の精神障害者及びその家族の福祉の向上を目的とする。 【対象者】 在宅の精神障害者 【申請の手順】 本人より申請→実態調査→支給決定→本人負担額等の決定。 利用者　0人	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。

協　議　事　項	２５－１１障害者福祉事業の取り扱い	関　係　項　目	１７　災害弔慰金、災害障害見舞金支給
調整の内容	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【概要】 ①災害により死亡された住民の遺族に弔慰金を支給する。 イ　生計維持者の死亡　500万円 ロ　その他のもの死亡　250万円 ②災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に災害障害見舞金を支給する。 イ　生計維持者が障害を受けた場合　250万円 ロ　その他のもの障害を受けた場合　125万円 【支給方法】 市が、被害の状況、遺族の状況等必要な調査を行い支給決定する。 【経費負担】 国　1/2 県　1/4 市　1/4	【概要】 ①災害により死亡された住民の遺族に弔慰金を支給する。 イ　生計維持者の死亡　500万円 ロ　その他のもの死亡　250万円 ②災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に災害障害見舞金を支給する。 イ　生計維持者が障害を受けた場合　250万円 ロ　その他のもの障害を受けた場合　125万円 【支給方法】 町が、被害の状況、遺族の状況等必要な調査を行い支給決定する。 【経費負担】 国　1/2 県　1/4 町　1/4	【概要】 ①災害により死亡された住民の遺族に弔慰金を支給する。 イ　生計維持者の死亡　500万円 ロ　その他のもの死亡　250万円 ②災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に災害障害見舞金を支給する。 イ　生計維持者が障害を受けた場合　250万円 ロ　その他のもの障害を受けた場合　125万円 【支給方法】 町が、被害の状況、遺族の状況等必要な調査を行い支給決定する。 【経費負担】 国　1/2 県　1/4 町　1/4	【概要】 ①災害により死亡された住民の遺族に弔慰金を支給する。 イ　生計維持者の死亡　500万円 ロ　その他のもの死亡　250万円 ②災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に災害障害見舞金を支給する。 イ　生計維持者が障害を受けた場合　250万円 ロ　その他のもの障害を受けた場合　125万円 【支給方法】 町が、被害の状況、遺族の状況等必要な調査を行い支給決定する。 【経費負担】 国　1/2 県　1/4 町　1/4

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１１障害者福祉事業の取り扱い	関　係　項　目	１７　災害弔慰金、災害障害見舞金支給
調整の内容	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。		

霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
【概要】 ①災害により死亡された住民の遺族に弔慰金を支給する。 イ　生計維持者の死亡　500万円 ロ　その他のもの死亡　250万円 ②災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に災害障害見舞金を支給する。 イ　生計維持者が障害を受けた場合　250万円 ロ　その他のもの障害を受けた場合　125万円 【支給方法】 町が、被害の状況、遺族の状況等必要な調査を 行い支給決定する。 【経費負担】 国　1/2 県　1/4 町　1/4	【概要】 ①災害により死亡された住民の遺族に弔慰金を支給する。 イ　生計維持者の死亡　500万円 ロ　その他のもの死亡　250万円 ②災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に災害障害見舞金を支給する。 イ　生計維持者が障害を受けた場合　250万円 ロ　その他のもの障害を受けた場合　125万円 【支給方法】 町が、被害の状況、遺族の状況等必要な調査を 行い支給決定する。 【経費負担】 国　1/2 県　1/4 町　1/4	【概要】 ①災害により死亡された住民の遺族に弔慰金を支給する。 イ　生計維持者の死亡　500万円 ロ　その他のもの死亡　250万円 ②災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に災害障害見舞金を支給する。 イ　生計維持者が障害を受けた場合　250万円 ロ　その他のもの障害を受けた場合　125万円 【支給方法】 町が、被害の状況、遺族の状況等必要な調査を行い支給決定する。 【経費負担】 国　1/2 県　1/4 町　1/4	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。

協　議　事　項	２５－１１障害者福祉事業の取り扱い	関　係　項　目	１８　災害援護資金貸付
調整の内容	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【概要】 自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金を貸し付ける。 ①世帯主の療養に要する期間がおおむね1月以上の負傷の場合で、かつ、 イ　家財又は住居の被害金額がその価値の1/3以下の場合　150万円 ロ　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　250万円 ハ　住居が半壊した場合　270万円 ニ　住居が全壊した場合　350万円 ②世帯主の負傷がなく、かつ、 イ　家財に損害があり、かつ、住居の損害がない場合150万円 ロ　住居が半壊した場合　170万円 ハ　住居が全壊した場合（二の場合を除く）250万円 ニ　住居の全体が滅失若しくは流失した場合350万円 利率　　年3% 償還期間　10年（うち据置3年） 【貸付方法】 借り入れ申し込みを受けたときは、その内容を検討のうえ、被害の状況・所得等の調査を行い貸し付ける。 【経費負担】 国　1/2 県　1/4 市　1/4	【概要】 自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金を貸し付ける。 ①世帯主の療養に要する期間がおおむね1月以上の負傷の場合で、かつ、 イ　家財又は住居の被害金額がその価値の1/3以下の場合　150万円 ロ　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場　合　250万円 ハ　住居が半壊した場合　270万円 ニ　住居が全壊した場合　350万円 ②世帯主の負傷がなく、かつ、 イ　家財に損害があり、かつ、住居の損害がない場合150万円 ロ　住居が半壊した場合　170万円 ハ　住居が全壊した場合（二の場合を除く）250万円 ニ　住居の全体が滅失若しくは流失した場合350万円 利率　　年3% 償還期間　10年（うち据置3年） 【貸付方法】 借り入れ申し込みを受けたときは、その内容を検討のうえ、被害の状況・所得等の調査を行い貸し付ける。 【経費負担】 国　1/2 県　1/4 町　1/4	【概要】 自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金を貸し付ける。 ①世帯主の療養に要する期間がおおむね1月以上の負傷の場合で、かつ、 イ　家財又は住居の被害金額がその価値の1/3以下の場合　150万円 ロ　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場　合　250万円 ハ　住居が半壊した場合　270万円 ニ　住居が全壊した場合　350万円 ②世帯主の負傷がなく、かつ、 イ　家財に損害があり、かつ、住居の損害がない場合150万円 ロ　住居が半壊した場合　170万円 ハ　住居が全壊した場合（二の場合を除く）250万円 ニ　住居の全体が滅失若しくは流失した場合350万円 利率　　年3% 償還期間　10年（うち据置3年） 【貸付方法】 借り入れ申し込みを受けたときは、その内容を検討のうえ、被害の状況・所得等の調査を行い貸し付ける。 【経費負担】 国　1/2 県　1/4 町　1/4	【概要】 自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金を貸し付ける。 ①世帯主の療養に要する期間がおおむね1月以上の負傷の場合で、かつ、 イ　家財又は住居の被害金額がその価値の1/3以下の場合　150万円 ロ　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　250万円 ハ　住居が半壊した場合　270万円 ニ　住居が全壊した場合　350万円 ②世帯主の負傷がなく、かつ、 イ　家財に損害があり、かつ、住居の損害がない場合150万円 ロ　住居が半壊した場合　170万円 ハ　住居が全壊した場合（二の場合を除く）250万円 ニ　住居の全体が滅失若しくは流失した場合350万円 利率　　年3% 償還期間　10年（うち据置3年） 【貸付方法】 借り入れ申し込みを受けたときは、その内容を検討のうえ、被害の状況・所得等の調査を行い貸し付ける。 【経費負担】 国　1/2 県　1/4 町　1/4

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１１障害者福祉事業の取り扱い	関　係　項　目	１８　災害援護資金貸付
調整の内容	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。		
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
【概要】 自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金を貸し付ける。 ①世帯主の療養に要する期間がおおむね1月以上の負傷の場合で、かつ、 イ　家財又は住居の被害金額がその価値の1/3以下の場合　150万円 ロ　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場　　合　250万円 ハ　住居が半壊した場合　270万円 二　住居が全壊した場合　350万円 ②世帯主の負傷がなく、かつ、 イ　家財に損害があり、かつ、住居の損害がない場合150万円 ロ　住居が半壊した場合　170万円 ハ　住居が全壊した場合（二の場合を除く）250万円 二　住居の全体が滅失若しくは流失した場合350万円 利率　　年3% 償還期間　10年（うち据置3年） 【貸付方法】 借り入れ申し込みを受けたときは、その内容を検討のうえ、被害の状況・所得等の調査を行い貸し付ける。 【経費負担】 国　1/2 県　1/4 町　1/4	【概要】 自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金を貸し付ける。 ①世帯主の療養に要する期間がおおむね1月以上の負傷の場合で、かつ、 イ　家財又は住居の被害金額がその価値の1/3以下の場合　150万円 ロ　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場　　合　250万円 ハ　住居が半壊した場合　270万円 二　住居が全壊した場合　350万円 ②世帯主の負傷がなく、かつ、 イ　家財に損害があり、かつ、住居の損害がない場合150万円 ロ　住居が半壊した場合　170万円 ハ　住居が全壊した場合（二の場合を除く）250万円 二　住居の全体が滅失若しくは流失した場合350万円 利率　　年3% 償還期間　10年（うち据置3年） 【貸付方法】 借り入れ申し込みを受けたときは、その内容を検討のうえ、被害の状況・所得等の調査を行い貸し付ける。 【経費負担】 国　1/2 県　1/4 町　1/4	【概要】 自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金を貸し付ける。 ①世帯主の療養に要する期間がおおむね1月以上の負傷の場合で、かつ、 イ　家財又は住居の被害金額がその価値の1/3以下の場合　150万円 ロ　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場　　合　250万円 ハ　住居が半壊した場合　270万円 二　住居が全壊した場合　350万円 ②世帯主の負傷がなく、かつ、 イ　家財に損害があり、かつ、住居の損害がない場合150万円 ロ　住居が半壊した場合　170万円 ハ　住居が全壊した場合（二の場合を除く）250万円 二　住居の全体が滅失若しくは流失した場合350万円 利率　　年3% 償還期間　10年（うち据置3年） 【貸付方法】 借り入れ申し込みを受けたときは、その内容を検討のうえ、被害の状況・所得等の調査を行い貸し付ける。 【経費負担】 国　1/2 県　1/4 町　1/4	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。

協　議　事　項	２５－１１障害者福祉事業の取り扱い	関　係　項　目	１９　災害見舞金支給
調整の内容	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【災害障害見舞金】 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったときに対し災害見舞金を支給する。 【障害見舞金の額】 当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその世帯の生計を主として維持していた場合　250万円 その他の場合　125万円 【経費負担】 国　1/2 県　1/4 市　1/4	【災害障害見舞金】 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったときに対し災害見舞金を支給する。 【障害見舞金の額】 当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその世帯の生計を主として維持していた場合　250万円 その他の場合　125万円 【経費負担】 国　1/2 県　1/4 町　1/4	【災害障害見舞金】 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったときに対し災害見舞金を支給する。 【障害見舞金の額】 当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその世帯の生計を主として維持していた場合　250万円 その他の場合　125万円 【経費負担】 国　1/2 県　1/4 町　1/4	【災害障害見舞金】 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったときに対し災害見舞金を支給する。 【障害見舞金の額】 当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその世帯の生計を主として維持していた場合　250万円 その他の場合　125万円 【経費負担】 国　1/2 県　1/4 町　1/4

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１１障害者福祉事業の取り扱い	関　係　項　目	１９　災害見舞金支給
調整の内容	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。		
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
【災害障害見舞金】 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったときに対し災害見舞金を支給する。 【障害見舞金の額】 当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその世帯の生計を主として維持していた場合　250万円 その他の場合　125万円 【経費負担】 国　1/2 県　1/4 町　1/4	【災害障害見舞金】 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったときに対し災害見舞金を支給する。 【障害見舞金の額】 当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその世帯の生計を主として維持していた場合　250万円 その他の場合　125万円 【経費負担】 国　1/2 県　1/4 町　1/4	【災害障害見舞金】 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったときに対し災害見舞金を支給する。 【障害見舞金の額】 当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその世帯の生計を主として維持していた場合　250万円 その他の場合　125万円 【経費負担】 国　1/2 県　1/4 町　1/4	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。

協　議　事　項	２５－１１障害者福祉事業の取り扱い	関　係　項　目	２０　民生児童委員協議会
調整の内容	現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、協議会の組織、補助金等については合併までに調整する。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【目的】 国分市における社会福祉事業その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、社会福祉の増進を図る。 【概要】 厚生労働大臣が委嘱する ・任期　平成13年12月1日～平成16年11月30日 ・定数　民生委員・児童委員　90名 主任児童委員　3名 【事業内容】 ①住民からの福祉に関する相談の受付、住民と福祉関係機関とのパイプ役 ②社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 ③社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 ④社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 ⑤定例会の開催 ・研修会 ・保健医療、教育その他社会福祉と関連する事業を実施している機関の担当者との情報交換等 ⑥敬老会への協力 ⑦共同募金事業への協力 ⑧その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 市単運営補助金　12,090,000円 県費運営補助金　6,154,620円	【目的】 溝辺町における社会福祉事業その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、社会福祉の増進を図る。 【概要】 厚生労働大臣が委嘱する ・任期　平成13年12月1日～平成16年11月30日 ・定数　民生委員・児童委員　20名 主任児童委員　1名 【事業内容】 ①住民からの福祉に関する相談の受付、住民と福祉関係機関とのパイプ役 ②社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 ③社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 ④社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 ⑤定例会の開催 ・研修会 ・保健医療、教育その他社会福祉と関連する事業を実施している機関の担当者との情報交換等 ⑥敬老会への協力 ⑦共同募金事業への協力 ⑧介護手当金の手渡し ⑨その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 町単運営補助金　4,898,000円 県費運営補助金　1,553,820円	【目的】 横川町における社会福祉事業その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、社会福祉の増進を図る。 【概要】 厚生労働大臣が委嘱する ・任期　平成13年12月1日～平成16年11月30日 ・定数　民生委員・児童委員　18名 主任児童委員　2名 【事業内容】 ①住民からの福祉に関する相談の受付、住民と福祉関係機関とのパイプ役 ②社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 ③社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 ④社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 ⑤定例会の開催 ・研修会 ・保健医療、教育その他社会福祉と関連する事業を実施している機関の担当者との情報交換等 ⑥敬老会への協力 ⑦共同募金事業への協力 ⑧介護手当金の手渡し ⑨その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 町単運営補助金　3,230,000円 県費運営補助金　1,489,920円	【目的】 牧園町における社会福祉事業その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、社会福祉の増進を図る。 【概要】 厚生労働大臣が委嘱する ・任期　平成13年12月1日～平成16年11月30日 ・定数　民生委員・児童委員　３０名 主任児童委員　２名 【事業内容】 ①住民からの福祉に関する相談の受付、住民と福祉関係機関とのパイプ役 ②社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 ③社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 ④社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 ⑤定例会の開催 ・研修会 ・保健医療、教育その他社会福祉と関連する事業を実施している機関の担当者との情報交換等 ⑥敬老会への協力 ⑦共同募金事業への協力 ⑧介護手当金の手渡し ⑨その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 町単運営委託金　4,032,000円 県費運営補助金　2,256,720円 社協補助金　150,000円

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１１障害者福祉事業の取り扱い	関　係　項　目	２０　民生児童委員協議会
調整の内容	現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、協議会の組織、補助金等については合併までに調整する。		
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
【目的】 霧島町における社会福祉事業その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、社会福祉の増進を図る。 【概要】 厚生労働大臣が委嘱する ・任期　平成13年12月1日～平成16年11月30日 ・定数　民生委員・児童委員　17名 主任児童委員　2名 【事業内容】 ①住民からの福祉に関する相談の受付、住民と福祉関係機関とのパイプ役 ②社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 ③社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 ④社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 ⑤定例会の開催 ・研修会 ・保健医療、教育その他社会福祉と関連する事業を実施している機関の担当者との情報交換等 ⑥敬老会への協力 ⑦共同募金事業への協力 ⑧介護手当金の手渡し ⑨その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 町単運営補助金　4,780,000円 県費運営補助金　1,524,818円	【目的】 隼人町における社会福祉事業その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、社会福祉の増進を図る。 【概要】 厚生労働大臣が委嘱する ・任期　平成13年12月1日～平成16年11月30日 ・定数　民生委員・児童委員　60名 主任児童委員　3名 【事業内容】 ①住民からの福祉に関する相談の受付、住民と福祉関係機関とのパイプ役 ②社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 ③社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 ④社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 ⑤定例会の開催 ・研修会 ・保健医療、教育その他社会福祉と関連する事業を実施している機関の担当者との情報交換等 ⑥敬老会への協力 ⑦共同募金事業への協力 ⑧その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 町単運営補助金　7,560,000円 県費運営補助金　4,237,620円	【目的】 福山町における社会福祉事業その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、社会福祉の増進を図る。 【概要】 厚生労働大臣が委嘱する ・任期　平成13年12月1日～平成16年11月30日 ・定数　民生委員・児童委員　２２名 主任児童委員　２名 【事業内容】 ①住民からの福祉に関する相談の受付、住民と福祉関係機関とのパイプ役 ②社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 ③社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 ④社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 ⑤定例会の開催 ・研修会 ・保健医療、教育その他社会福祉と関連する事業を実施している機関の担当者との情報交換等 ⑥敬老会への協力 ⑦共同募金事業への協力 ⑧介護手当金の手渡し ⑨その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 町単運営委託金　2,712,000円 県費運営補助金　1,745,520円	現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、協議会の組織、補助金等については合併までに調整する。

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１１障害者福祉事業の取り扱い	関　係　項　目	２１　民生委員推薦会
調整の内容	現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、民生委員推薦会委員の定数は１４名とする。		

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【概要】 一斉改選時及び、欠員が生じた際に民生委員の推薦を行うため民生委員推薦会を開催する。 ・任期　平成13年12月1日～平成16年11月30日 ・定数　14名 【組織】 国分市民生委員推薦会 法8条第2項 第1号「議会議員」 2名 第2号「民生委員」 2名 第3号「社会福祉事業の実施に関係のあるもの」 2名 第4号「市の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者」 2名 第5号「教育に関係のある者」 2名 第6号「関係行政機関の職員」 2名 第7号「学識経験のある者」 2名 ＊県より推薦会運営費　49,000円（3,500円×14）	【概要】 一斉改選時及び、欠員が生じた際に民生委員の推薦を行うため民生委員推薦会を開催する。 ・任期　平成13年10月1日～平成16年9月30日 ・定数　７名 【組織】 溝辺町民生委員推薦会法 8条第2項 第1号「議会議員」 1名 第2号「民生委員」 1名 第3号「社会福祉事業の実施に関係のあるもの」 1名 第4号「町の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者」 1名 第5号「教育に関係のある者」 1名 第6号「関係行政機関の職員」 1名 第7号「学識経験のある者」 1名 ＊県より推薦会運営費　24,500円	【概要】 一斉改選時及び、欠員が生じた際に民生委員の推薦を行うため民生委員推薦会を開催する。 ・任期　平成13年12月1日～平成16年11月30日 ・定数　７名 【組織】 横川町民生委員推薦会法 8条第2項 第1号「議会議員」 1名 第2号「民生委員」 1名 第3号「社会福祉事業の実施に関係のあるもの」 1名 第4号「町の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者」 1名 第5号「教育に関係のある者」 1名 第6号「関係行政機関の職員」 1名 第7号「学識経験のある者」 1名 ＊県より推薦会運営費　24,500円	【概要】 一斉改選時及び、欠員が生じた際に民生委員の推薦を行うため民生委員推薦会を開催する。 ・任期　平成13年10月1日～平成16年9月30日 ・定数　７名 【組織】 牧園町民生委員推薦会法 8条第2項 第1号「議会議員」 1名 第2号「民生委員」 1名 第3号「社会福祉事業の実施に関係のあるもの」 1名 第4号「町の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者」 1名 第5号「教育に関係のある者」 1名 第6号「関係行政機関の職員」 1名 第7号「学識経験のある者」 1名 ＊県より推薦会運営費　24,500円

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１１障害者福祉事業の取り扱い	関　係　項　目	２１　民生委員推薦会
調整の内容	現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、民生委員推薦会委員の定数は１４名とする。		

霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
【概要】 一斉改選時及び、欠員が生じた際に民生委員の推薦を行うため民生委員推薦会を開催する。 ・任期　平成13年12月1日～ 平成16年11月30日 ・定数　１４名 【組織】 霧島町民生委員推薦会法 8条第2項 第1号「議会議員」 ２名 第2号「民生委員」 ２名 第3号「社会福祉事業の実施に関係のあるもの」 ２名 第4号「町の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者」 ２名 第5号「教育に関係のある者」 ２名 第6号「関係行政機関の職員」 ２名 第7号「学識経験のある者」 ２名 ＊県より推薦会運営費　49,000円	【概要】 一斉改選時及び、欠員が生じた際に民生委員の推薦を行うため民生委員推薦会を開催する。 ・任期　平成13年12月1日～ 平成16年11月30日 ・定数　１４名 【組織】 隼人町民生委員推薦会法 8条第2項 第1号「議会議員」 2名 第2号「民生委員」 2名 第3号「社会福祉事業の実施に関係のあるもの」 2名 第4号「町の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者」 2名 第5号「教育に関係のある者」 2名 第6号「関係行政機関の職員」 2名 第7号「学識経験のある者」 2名 ＊県より推薦会運営費　49,000円	【概要】 一斉改選時及び、欠員が生じた際に民生委員の推薦を行うため民生委員推薦会を開催する。 ・任期　平成13年9月1日～ 平成16年8月31日 ・定数　１４名 【組織】 福山町民生委員推薦会法 8条第2項 第1号「議会議員」 ２名 第2号「民生委員」 ２名 第3号「社会福祉事業の実施に関係のあるもの」 ２名 第4号「町の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者」 ２名 第5号「教育に関係のある者」 ２名 第6号「関係行政機関の職員」 ２名 第7号「学識経験のある者」 ２名 ＊県より推薦会運営費　49,000円	現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、民生委員推薦会委員の定数は１４名とする。

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１１障害者福祉事業の取り扱い	関　係　項　目	２２　障害者福祉計画
調整の内容	各市町の現行計画書を基本に新市において速やかに新たな計画書を策定する。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【目的】 国が新たに障害者基本計画を策定し、県が見直しを行っていることに伴い、本市もそれら上位計画との整合性を図るため新しい国分市障害者計画を策定し、障害者の社会参加の促進と福祉の向上に寄与するものとする。 【事務手順】 ①アンケート調査 ②障害者の現況調査 ③計画（案）の策定 ④計画のまとめ・印刷 【負担割合】 国費　100％ 【計画期間】 平成15年度～平成24年度　　10年間	【概要】 生活環境の改善、福祉サービスの実施及び啓発普及等の各種事業を総合的に推進することと、障害を持つ人又は家庭にとって住み良い地域づくりを推進するため障害者計画を策定した。計画の策定にあたり、関係団体からのヒアリングを行ったり、住民アンケート調査を実施、また障害者施策推進協議会を設置し、障害者計画を策定した。 【事務手順】 推進協議会委員の任命 【計画期間】 平成　9年度～平成18年度　　10年間	【概要】 「すべての人のためにやさしいまちづくり」を推 進するため、環境つくり、自立の促進、社会参加の3点を基本目標とし、施策の重点的な推進を図るため障害者計画を策定した。計画の策定にあたり、関係団体からのヒアリングを行ったり、住民アンケート調査を実施、また障害者施策推進協議会を設置し、障害者計画を策定した。 【事務手順】 推進協議会委員の任命 推進協議会の開催 障害者計画の見直し 【負担割合】 全額村負担 【対象者】 障害者団体に属する者 障害者福祉等に見識を有する者 その他障害者福祉計画策定に町長が必要と認めた 者 ［附属機関等］ 【名称】 横川町障害者施策推進協議会 【目的】 障害者福祉の推進を図る 【計画期間】平成7年～平成16年　10年間	【概要】 生活環境の改善、福祉サービスの実施及び啓発普及等の各種事業を総合的に推進することと、障害を持つ人又は家庭にとって住み良い地域づくりを推進するため障害者計画を策定した。計画の策定にあたり、関係団体からのヒアリングを行ったり、住民アンケート調査を実施、また障害者施策推進協議会を設置し、障害者計画を策定した。 【事務手順】 推進協議会委員の任命 【計画期間】 平成　9年度～平成18年度　　10年間

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１１障害者福祉事業の取り扱い	関　係　項　目	２２　障害者福祉計画
調整の内容	各市町の現行計画書を基本に新市において速やかに新たな計画書を策定する。		
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
【目的】 社会情勢や地域社会，障害者の状況を踏まえ， これからの障害者施策を総合的に推進し，障害者 のみならず地域社会に暮らすすべての人々が社会 参加できる平等な地域社会づくりを目指し，未来 の障害者施策の基本方向を示すことを目的とする。 【事務手順】 推進協議会委員の任命 【計画期間】 平成11年度～平成20年度　10年間	【概要】 生活環境の改善、福祉サービスの実施及び啓発普及等の各種事業を総合的に推進することと、障害を持つ人又は家庭にとって住み良い地域づくりを推進するため障害者計画を策定した。計画の策定にあたり、関係団体からのヒアリングを行ったり、住民アンケート調査を実施、また障害者施策推進協議会を設置し、障害者計画を策定した。 【事務手順】 推進協議会委員の任命 【計画期間】 平成　9年度～平成16年度　8年間	【概要】 障害（児）者の積極的な自立を支援するとともに、社会への完全参加と平等を実現するために、福山総合振興計画との調和を図りながら、行政と町民が一体となって総合的に障害者福祉の向上に取り組むため、障害者福祉計画を策定した。計画の策定にあたり、関係団体からのヒアリングを行ったり、住民アンケート調査を実施、また障害者福祉計画推進協議会を設置し、障害者計画を策定した。 【事務手順】 推進協議会委員の任命 【計画期間】 平成　9年度～平成18年度　10年間	各市町の現行計画書を基本に新市において速やかに新たな計画書を策定する。

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１１障害者福祉事業の取り扱い	関　係　項　目	２３　被災者生活再建支援金支給
調整の内容	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
支援法が適用される区域については、国より自立した生活の再建を支援する。 県内に支援法が適用される市町村が1以上ある自然災害において、支援法が適用されない区域に係る自然災害により、災害を受けた被害者に対しては、県より自立した生活の再建を支援する。 市の単独支援制度はないが、国・県制度への進達業務を行っている。	支援法が適用される区域については、国より自立した生活の再建を支援する。 県内に支援法が適用される市町村が1以上ある自然災害において、支援法が適用されない区域に係る自然災害により、災害を受けた被害者に対しては、県より自立した生活の再建を支援する。 町の単独支援制度はないが、国・県制度への進達業務を行っている。	支援法が適用される区域については、国より自立した生活の再建を支援する。 県内に支援法が適用される市町村が1以上ある自然災害において、支援法が適用されない区域に係る自然災害により、災害を受けた被害者に対しては、県より自立した生活の再建を支援する。 町の単独支援制度はないが、国・県制度への進達業務を行っている。	支援法が適用される区域については、国より自立した生活の再建を支援する。 県内に支援法が適用される市町村が1以上ある自然災害において、支援法が適用されない区域に係る自然災害により、災害を受けた被害者に対しては、県より自立した生活の再建を支援する。 町の単独支援制度はないが、国・県制度への進達業務を行っている。

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１１障害者福祉事業の取り扱い	関　係　項　目	２３　被災者生活再建支援金支給
調整の内容	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。		
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
支援法が適用される区域については、国より自立した生活の再建を支援する。 県内に支援法が適用される市町村が1以上ある自然災害において、支援法が適用されない区域に係る自然災害により、災害を受けた被害者に対しては、県より自立した生活の再建を支援する。 町の単独支援制度はないが、国・県制度への進達業務を行っている。	支援法が適用される区域については、国より自立した生活の再建を支援する。 県内に支援法が適用される市町村が1以上ある自然災害において、支援法が適用されない区域に係る自然災害により、災害を受けた被害者に対しては、県より自立した生活の再建を支援する。 町の単独支援制度はないが、国・県制度への進達業務を行っている。	支援法が適用される区域については、国より自立した生活の再建を支援する。 県内に支援法が適用される市町村が1以上ある自然災害において、支援法が適用されない区域に係る自然災害により、災害を受けた被害者に対しては、県より自立した生活の再建を支援する。 町の単独支援制度はないが、国・県制度への進達業務を行っている。	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１１障害者福祉事業の取り扱い	関　係　項　目	２４　法外援護災害救助事業
調整の内容	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。制度内容ついては、国分市・隼人町の例により合併までに調整する。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
（目的） 非常災害に際し、国又は県の災害救助法、国分市災害弔慰金の支給等に関する条例の提供を受けない場合において、必要な法外援護を行うことを目的とする。 （救助費） 国分市に住居を有する市民が、火災その他の天災地変等により、人命住家に損害を受けたときは、次の内容により救助費を支給する。ただし、損害を受けた住家が貸借関係にある場合の救助費はそれぞれ、その２分の１の額とする。 （１）死亡者のあった場合　１人につき100,000円 （２）住家が全焼、全壊等の場合　１世帯につき　50,000円 （３）罹災による著しき負傷者１人につき30,000円又は住家の半焼半壊の場合１世帯につき 30,000円 （４）住家の一部類焼の場合　１世帯につき　10,000円 （事務手順） お見舞金は、早急に担当者で状況を調査し（現場へ出向く）市長または幹部で手渡しをする。 １４年度実績　３件８５，０００円	実施なし。	実施なし。	要綱なし 申し送り的程度（総務課消防係で対処） 火災全勝50,000円，死亡100,000円，半焼30,000円 非住宅20,000円 14年度実績1件50,000円

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１１障害者福祉事業の取り扱い	関　係　項　目	２４　法外援護災害救助事業
調整の内容	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。制度内容ついては、国分市・隼人町の例により合併までに調整する。		

霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
（目的） 非常災害に際し、国又は県の災害救助法、霧島町災害弔慰金の支給等に関する条例の提供を受けない場合において、必要な法外援護を行うことを目的とする。 （救助費） 霧島町に住居を有する市民が、火災その他の天災地変等により、人命住家に損害を受けたときは、次の内容により救助費を支給する。ただし、損害を受けた住家が貸借関係にある場合の救助費はそれぞれ、その２分の１の額とする。 （１）死亡者のあった場合　１人につき５00,000円 （２）住家が全焼、全壊等の場合　１世帯につき　３0,000円 援護の内容は、次の（ア），（イ）に掲げる支給基準にしたがって原則として被服、寝具、その他生活必需品を支給することとする。 （ア）全壊、流失の場合１人世帯あたり13,000円で１人増すごとに4,000円を加算する。 （イ）半壊、床上浸水の場合１人世帯あたり 5,000円で１人増すごとに 2,000円を加算する。 （事務手順） お見舞金は、早急に担当者で状況を調査し（現場へ出向く）町長または幹部で手渡しをする。 14年度実績　0件　　0円	（目的） 非常災害に際し災害救助法の適用を受けない場合において、必要な法外援護を行うことを目的とする。 （救助費） 隼人町に住居を有する町民が、火災その他の天災地変等により、人命住家に損害を受けたときは、次の内容により救助費を支給する。ただし、災害の場合，その原因が故意又は重大な過失の場合は，支給しない。 （１）死亡者のあった場合　１人につき100,000円 （２）住家が全焼、全壊等の場合　１世帯につき　50,000円 （３）罹災による著しき負傷者　１人につき　30,000円 （４）住家の半焼半壊の場合　１世帯につき 30,000円 （事務手順） お見舞金は、早急に担当者で状況を調査し（現場へ出向く）福祉課課長が手渡しをする。 １４年度実績　死亡　１件　100，000円 全焼　6件　300,000円	（目的） 非常災害に際し、災害救助法及び県罹災者に対する援護措置要綱の適用を受けない場合において必要な法外等援護を行うことを目的とする。 （救助費） 町民が、火災その他の天災地変等により、人命住家に損害を受けた者に対して，救助費を支給する。 （１）死亡者のあった場合　１人につき100,000円 （２）住宅が火災により全焼した場合又は土砂完全理没あるいは水難により、完全流失の場合　１世帯につき 50,000円 （３）罹災による重傷の場合（入院5月以上，外来14日以上）１人につき２0,000円 （４）住家の半焼，半壊の場合　１世帯につき　２５,000円 14年度実績　0件　　0円	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。制度内容ついては、国分市・隼人町の例により合併までに調整する。

協　議　事　項	２５－１１障害者福祉事業の取り扱い	関　係　項　目	２５　福祉タクシー利用料一部助成事業
調整の内容	事業実施地域は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし新市におけるコミュニティー巡回バス等を勘案しながら合併後に調整する。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
（目的） 本市に居住する高齢者等で公共交通機関が不十分な地域の方が総合福祉センターを使用する場合に、タクシー利用の助成をすることにより高齢者等の生活意欲の向上を図り、生きがいづくりと社会参加を促進し、もって高齢者等の福祉の増進に寄与する。	（目的） 本町に居住する高齢者等がタクシーを使用する場合に、その利用料の一部を助成することにより高齢者等の生活意欲の向上を図り、生きがいづくりと社会参加を促進し、もって高齢者等の福祉の増進に寄与する。	実施なし。	（目的） 心身の障害により日常生活に支障を来し、在宅において生活をしている者が、通院及び牧園町の実施する検診等のためにタクシーを使用した場合、その利用料の一部を助成することにより、病気の早期発見・早期治療はもちろんのこと、ひいては、在宅生活における負担の軽減を図ると共にその者及びその者の属する世帯の福祉の向上に寄与する。
（対象者） 月１回行われる舞鶴大学（長寿大学）が市民会館で行われているが、その通所費として、公共交通機関が不十分な地域の方が乗り合わせて利用している。	（対象者） ７０歳以上以上の者及び身体障害者１・２級、療育手帳Ａ１・Ａ２・Ｂ１若しくは精神障害者精神保健福祉手帳保持者で、自動車を保有せず、世帯員の中にも保有する者がなく、その者の属する世帯の町民税が非課税であること。		（対象者） 身体障害者手帳１・２級、療育手帳Ａ１・Ａ２・Ｂ１保持者で、自動車を保有せず、世帯員の中にも保有する者がなく、その者の属する世帯の町民税が非課税であること。
（利用券の交付） 事業を社会福祉協議会へ委託しているが、利用にあたっては、社協へ申請をし社協がその都度タクシーチケットを交付している。 タクシー会社は社協へ請求	（利用券の交付） 利用券の交付枚数は１人、年間２４枚とする。ただし、年度の途中において対象者の者の交付枚数は、その日の属する月から年度末までの月数に２を乗じた枚数とする。		（利用券の交付） 利用券の交付枚数は１人、年間４８枚とする。ただし、年度の途中において対象者の者の交付枚数は、その日の属する月から年度末までの月数に４を乗じた枚数とする。
（助成の額） 実費相当分 14年度委託額　1,500,000円（市単独）	（助成の額） 助成額は利用券１枚につき　560円とする。 予算額　4,000,000円 利用者　200名 平成15年度から実施		（助成の額） 助成額は利用券１枚につき　560円とする。 平成15年度予算 （予算額）　81,000円 （利用者）　4件 平成13年度から実施

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１１障害者福祉事業の取り扱い	関　係　項　目	２５　福祉タクシー利用料一部助成事業
調整の内容	事業実施地域は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし新市におけるコミュニティー巡回バス等を勘案しながら合併後に調整する。		
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
実施なし。	実施なし。	実施なし。	事業実施地域は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし新市におけるコミュニティー巡回バス等を勘案しながら合併後に調整する。

協　議　事　項	２５－１１障害者福祉事業の取り扱い	関　係　項　目	２６　重度身体障害者介助用自動車購入等助成
調整の内容	現行のとおり新市に引き継ぐ。新市においては県単事業の社会参加促進事業で対応する。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【目的】　車椅子等を使用する在宅の重度身体障害者を介助する者が運転する自動車をリフト付き等に改造する経費又は既に改造された自動車を購入する経費を助成することにより、介助者の負担の軽減を図り、身体障害者の社会参加を促進することを目的とする。 【事業概要】在宅の重度身体障害者を介助する者が運転する自動車をリフト付き等に改造する経費又は既に改造された自動車を購入する経費 【事務手順】 　申請受付 　決済後に認定の場合は、交付決定通知書を送付、却下の場合は、却下課通知書を送付。 　事業完了後、申請者は実績報告書を提出。 　実績報告書を受理したときは、補助額を確定し対象者に支払 【対象者】　次の各号に該当する本市に住所を有する者 1　下肢又は体感機能障害が身体障害者手帳の1級又は2級に該当する者本市に住所を有する在宅の身体障害者(以下「重度身体障害者」という)を介護する者で、自らが所有する自動車を重度身体障害者の移送に適するように改造しようとする者 2　重度身体障害者を介助する者で重度身体障害者の移送に適するよう改造された自動車を自らの名義で購入しようとする者 3　概ね65歳以上の者であって、身体が虚弱又は寝たきり等のため在宅で日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護高齢者」という)を介助する者で、自らが所有する自動車を要介護高齢者の移送に適するように改造しようとする者 4　要介護高齢者を介助する者で、自らが所有する自動車を要介護高齢者の移送に適するように改造しようとする者 5　身体障害所の手帳の交付を受けた者で、自らが所有し運転する自動車をその運転に適するよう改造しようとする者 【実施時期】　随時　【負担割合】　　市単独事業　助成件数2名			

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１１障害者福祉事業の取り扱い	関　係　項　目	２６　重度身体障害者介助用自動車購入等助成
調整の内容	現行のとおり新市に引き継ぐ。新市においては県単事業の社会参加促進事業で対応する。		
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
			現行のとおり新市に引き継ぐ。新市においては県単事業の社会参加促進事業で対応する。

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１１障害者福祉事業の取り扱い	関　係　項　目	２７　福祉巡回バス運行事業
調整の内容	事業実施地域は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし新市におけるコミュニティー巡回バス等を勘案しながら合併後に調整する。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
	【概要】 温泉センターの営業日に各地区の老人等を送迎する。 【目的】 溝辺町福祉バスは地域の高齢者等を対象に温泉センターの利用及び教養の向上等の際の利便を図り、もって高齢者の社会参加の促進を図る。 【対象者】 老人クラブ員等 【15年度予算】 917,000円		【概要】 福祉センターと役場庁舎区間を送迎する。 【目的、対象者】 役場及び保健センターを利用する身体障害者等歩行困難な者に対し送迎をする。 直営で実施

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１１障害者福祉事業の取り扱い	関　係　項　目	２７　福祉巡回バス運行事業
調整の内容	事業実施地域は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし新市におけるコミュニティー巡回バス等を勘案しながら合併後に調整する。		
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
		【概要】 福山町は，交通の便が比較的悪い地区の高齢者の方々の交通手段として，昭和57年度から老人福祉バスとして運行している。 【事務手続】 バス利用申請により可否決定 【実施内容】 利用できる地区　　5地区 利用料　　無　料 牧之原憩いの家を拠点に休憩，入浴サービス等に利用 利用者数　123名	事業実施地域は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし新市におけるコミュニティー巡回バス等を勘案しながら合併後に調整する。

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１１障害者福祉事業の取り扱い	関　係　項　目	２８　社会福祉委託
調整の内容	現行のとおり新市に引き継ぐ。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
身障協スポーツ大会 【目的】 身体障害者の健康増進に寄与する 【概要】 国分市身体障害者福祉協会へ業務委託する。 ○毎年９月開催・委託料　270,000円 手話講習会 【目的】手話講習会を通して障害者への理解を深めるとともに、ボランティア養成を促進する。 【内容】国の手話奉仕員養成カリキュラムにそって入門・基礎の2コースを隔年で開催する。 【委託先】国分市身体障害者協会 【委託料】　225,000円			

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１１障害者福祉事業の取り扱い	関　係　項　目	２８　社会福祉委託
調整の内容	現行のとおり新市に引き継ぐ。		
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
	身障協スポーツ大会 【目的】 　知的障害者、精神障害者、身体障害者の健康増進に寄与する 【実施時期】 毎年　9月初旬	【概要】 　身体障害者相違の連絡協調を密にするとともに、組織的活動を推進することにより、障害者福祉の向上に努める。 　障害者の住みよいまちづくり推進事業（自立促進） 【委託先】　福山町身体障害者協会 【委託料】　142,000円	現行のとおり新市に引き継ぐ。

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１１障害者福祉事業の取り扱い	関　係　項　目	２９　戦没者追悼式等
調整の内容	現行のとおり新市に引き継ぐ。但し開催方法、実施体制等については遺族会と協議し合併後に調整する。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【事業の目的】 市出身戦没者に対し、追悼の誠を捧げるために、戦没者の追悼式を挙行する。 【名称】 国分市戦没者追悼式 【概要】 年に１度　４月中旬に、国分市多目的ホール 献花方式 参列者遺族約　130人・来賓約　70人　総勢約　200人 遺族・来賓全員に型菓子　（約　350人分） 【事業の負担割合】 市10/10　国分市遺族会連合会へ委託 国分市遺族会連合会 遺族会会長　　1名 青壮年部長　　1名 各地区遺族会長　5名	【事業の目的】 戦没者に追悼の意を表すとともに、恒久平和の確立に努力する決意を表する。 【名称】 溝辺町戦没者追悼式 【概要】 毎年４月に大川内岡にて実施。 献花方式 参列者遺族約　150人 遺族全員に記念タオル　（約　200人分） 【事業の負担割合】 町　10/10　社会福祉協議会へ委託	【事業の目的】 戦没者に追悼の意を表すとともに、恒久平和の確立に努力する決意を表する。 【名称】 横川町戦没者追悼式 【概要】 毎年11月に、招魂社で開催 献花方式 遺族約　25人のうち10人参列 来賓約　20人参列 【事業の負担割合】 式典にかかる経費を町で全額負担している（補助金として交付している）。 平成14年度　120,000円	【事業の目的】 戦没者に追悼の意を表すとともに、恒久平和の確立に努力する決意を表する。 【名称】 牧園町戦没者追悼式 【概要】 毎年１１月の初旬に、牧園小学校体育館にて挙行 無宗教　献花方式 参列者遺族約　80人 来賓約　　35人 職員約　　10人 総勢約　125人 [補助金等] 町から 32,000円 社会福祉協議会からの補助金　100,000円

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１１障害者福祉事業の取り扱い	関　係　項　目	２９　戦没者追悼式等
調整の内容	現行のとおり新市に引き継ぐ。但し開催方法、実施体制等については遺族会と協議し合併後に調整する。		
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
【事業の目的】 戦没者に追悼の意を表すとともに、恒久平和の 確立に努力する決意を表する。 【名称】 霧島町戦没者追悼盆法要（8月） 霧島町戦没者慰霊祭（10月） 【概要】 年に2回実施 8月下旬に、竜泉寺本堂（竜泉寺による仏式） 10月下旬に、町慰霊塔（霧島神宮による神式） 参列者遺族約20人・来賓約40人・職員約4人　総勢約70人 実施主体は，町慰霊奉賛会（事務局は保健福祉課福祉係） （町遺族会からタオルの配布有り） 【事業の負担割合】 [補助金] 72，000円（町10/10） 慰霊祭等の事業費は町慰霊奉賛会から支出 [公共的団体] 町慰霊奉賛会，町遺族会 霧島町遺族会 遺族会会長　　1名　遺族会副会長　1名 婦人部長　　1名 霧島町慰霊奉賛会　会長　１名（町長）副会長　３名（町議会議長）（町社協長）（町遺族会長） 理事　１１名（町傷痍軍人会長）（町民児協会長）（町教育長）（町校長会長）（町地域女性団体連絡協議会長）（町みやま長寿会長）（霧島神宮宮司）（竜泉寺住職）（自治公民館長３名選出）	【事業の目的】 戦没者に追悼の意を表すとともに，恒久平和の確　立に努力する決意を表する。 【名称】 隼人町戦没者追悼式 【概要】 毎年１度　１１月初旬に，隼人町環境改善セン　ター 無宗教　献花方式 参列者遺族約　２５０人 来賓約　４０人 職員約　１０人　　総勢約３００人 遺族，出席者全員に菓子・弁当（約３００人分） 飾花　１０基 献花用花　約３００本 隼人町遺族会 遺族会会長　　１名 遺族会副会長　１名 各地区代表　　７名 婦人部長　　１名 青壮年部　　１名 〔補助金等〕 社会福祉協議会から遺族会へ団体補助金として ５０，０００円が出ている。	【事業の目的】 戦没者に追悼の意を表すとともに、恒久平和の確立に努力する決意を表する。 【名称】 福山町戦没者追悼式 【概要】 毎年11月に、福山町中央公民館 無宗教　献花方式 参列者遺族約 60人・来賓約 40人・職員約 10人 総勢約 110人 参列者全員に饅頭　　（約100人分）	現行のとおり新市に引き継ぐ。但し開催方法、実施体制等については遺族会と協議し合併後に調整する。

協定項目	２５－１１　障害者福祉事業	関係項目	参考資料（関係法令抜粋）

障害者基本法
第１章　総　則
（目的）
第１条　この法律は、障害者のための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて障害者の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする。
（定義）
第２条　この法律において「障害者」とは、身体障害、知的障害又は精神障害（以下「障害」と総称する。）があるため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。
（基本的理念）
第３条　すべて障害者は、個人の尊厳が重んせられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有するものとする。
２　すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする。
（国及び地方公共団体の責務）
第４条　国及び地方公共団体は、障害者の福祉を増進し、及び障害を予防する責務を有する。
（国民の責務）
第５条　国民は、社会連帯の理念に基づき、障害者の福祉の増進に協力するよう努めなければならない。
（自立への努力）
第６条　障害者は、その有する能力を活用することにより、進んで社会経済活動に参加するよう努めなければならない。
２　障害者の家庭にあつては、障害者の自立の促進に努めなければならない。

第２章　障害者の福祉に関する基本的施策
（医療）
第10条　国及び地方公共団体は、障害者が生活機能を回復し、又は取得するために必要な医療の給付を行うよう必要な施策を講じなければならない。
２　国及び地方公共団体は、前項に規定する医療の研究及び開発を促進しなければならない。
（施設への入所、在宅障害者への支援等）
第10条の２　国及び地方公共団体は、障害者がその年齢並びに障害の種別及び程度に応じ、施設への入所又はその利用により、適切な保護、医療、生活指導その他の指導、機能回復訓練その他の訓練又は授産を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。
２　国及び地方公共団体は、障害者の家庭を訪問する等の方法により必要な指導若しくは訓練が行われ、又は日常生活を営むのに必要な便宜が供与されるよう必要な施策を講じなければならない。
３　国及び地方公共団体は、障害者の障害を補うために必要な補装具その他の福祉用具及び障害者の補助を行う犬の給付又は貸与を行うよう必要な施策を講じなければならない。
４　国及び地方公共団体は、前３項に規定する指導、訓練及び福祉用具等の研究及び開発を促進しなければならない。
（重度障害者の保護等）
第11条　国及び地方公共団体は、重度の障害があり、自立することの著しく困難な障害者について、終生にわたり必要な保護等を行うよう努めなければならない。

第３章　障害の予防に関する基本的施策
第26条の２　国及び地方公共団体は、障害の原因及び予防に関する調査研究を促進しなければならない。
２　国及び地方公共団体は、障害の予防のため、必要な知識の普及、母子保健等の保健対策の強化、障害の原因となる傷病の早期発見及び早期治療の推進その他必要な施策を講じなければならない。

三次市・双三郡・甲奴町合併協議会（広島県）

１．腎臓疾患透析患者通院費助成については，作木村の例による。
２．特定疾患等通院費助成については，廃止する。
３．障害者福祉タクシー及び路線バス利用助成については，三次市の例による。
４．難病患者福祉手当については，廃止する。
５．重度障害者介護手当・在宅重度心身障害者等おむつ手当てについては，廃止する。
６．在宅障害者共同作業所等通所費補助については，三良坂町の例による。
７．重度障害者職場適用助成については，助成額を月額10,000円とし，国等の支援制度適用期間終了時より適用する。

北魚沼６か町村合併協議会（新潟県）

・人工透析者交通費助成
　堀之内町の例による。
・交通費補助
　堀之内町の制度に統一する。
・福祉タクシー
　対象者は、守門村の例によることとし、交付枚数は24枚とする。

高田郡六町合併協議会（広島県）

障害者福祉事業については，安芸たかた広域連合で諸事業を実施してきた実績を踏まえ，さらに施策の充実を図ることを原則として，次のとおり調整する。
（１）障害者福祉計画については，高田郡障害者プランを当面引き継ぎ新市において調整する。
（２）国又は県が定める事業については，現行の制度を基準に新市において調整し，実施する。
（３）安芸たかた広域連合で実施してきた事業については，新市に引き継ぎ実施する。
（４）重度心身障害者通院通所交通費助成事業及び腎臓機能障害者通院助成事業については，難病患者，知的障害者，身体障害者及び精神障害者も含めた総合的な制度を合併までに調整し，新市において実施する。
（５）障害者健康診査事業については，高田郡障害者プランに基づき，新市において早急に実施するよう努める。
（６）重度身体障害者訪問審査事業については，新市全域へサービスの拡大を図る。
（７）進行性筋萎縮症者療養等給付事業については，吉田町及び八千代町の例により，新市全域へサービスの拡大を図る。
（８）障害者住宅整備資金貸付事業については，現行のとおり新市に引き継ぐ。
（９）障害者介護手当支給事業については，合併までに調整し，新市全域へサービスの拡大を図る。

障害者福祉事業については、国等の制度に基づき実施している事業は、引き続き推進するとともに、障害者の自立と社会参加にかかる事業等は、統合又は再編し充実に努めるものとする。
個別調整方針案については、次のとおりとする。

１ 現行のまま新市へ引き継ぐ。
①障害児育成会補助
②身体障害者・知的障害者相談
③成年後見制度利用支援事業

２ 川内市の例により合併時までに調整し、新市と同時に施行する。
①障害者保健指導
②手話奉仕員派遣
③手話奉仕員養成事業
④身体障害者自動車運転免許取得費助成
⑤身体障害者用自動車改造費助成
⑥点字、声の広報等発行事業
⑦障害児デイサービス事業
⑧朗読奉仕員養成事業

３ 合併時に、新たに制度等を制定する。
①福祉巡回バス運行事業
②福祉タクシー助成事業

４ 新市に移行後、速やかに調整する。
①障害者団体の育成

５ 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
①身体障害者スポーツ大会
②心身障害者ふれあいの集い

協議第　２９号

高齢者福祉事業の取扱いについて（協定項目２５－１２）

高齢者福祉事業の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

高齢者福祉事業の取扱いについては、これまでの取組みの経緯を踏まえ、住民サービスの水準を低下させないことを基本に新市において次のとおり調整する。

1 国・県の補助要綱に基づき実施している事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

2 補助事業に上乗せ等を行っている各市町の単独事業分については、合併までに調整する。

3 利用者負担金、事業の内容及び、委託先等については、合併までに調整する。

4 補助事業及び単独事業の事業量等については、合併までに調整する。

平成１５年１２月２５日提出

姶良中央地区合併協議会
会　長　　鶴 丸 明 人

協　議　項　目	高齢者福祉事業	関係項目	
基本調整方針	高齢者福祉事業の取扱いについては、これまでの取組みの経緯を踏まえ、住民サービスの水準を低下させないことを基本に新市において次のとおり調整する。 1、国・県の制度に基づいて実施している事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 2、補助事業に上乗せ等を行っている各市町の単独事業分については、合併までに調整する。 3、利用者負担金、事業の内容及び、委託先等については、合併までに調整する。 4、補助事業及び単独事業の事業量等については、合併までに調整する。		

項　　目		事業実施市町							調整の具体的内容	備考 国・県制度(事業)	参　考 ページ
		国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町			
1	敬老事業		○	○	○	○	○	○	敬老事業については、新市の主催する敬老行事は行わない。又新市で敬老記念品は支給しない。自治公民会が開催する敬老行事への助成については、福祉部門での助成は廃止する方針で総務専門部と調整し、合併までに調整する。		3・4
2	温泉保養券・鍼灸アンマ施術料助成	○	○	○	○	○	○	○	温泉保養券・鍼灸アンマ施術料については、新市に引継ぐ。ただし、助成方法、助成金額等については、合併までに調整する。		5・6
3	金婚式に関すること（ひとり金婚者含む）	○	○	○	○	○	○	○	金婚式に関することについては、開催方法等を合併までに調整する。ただし、ひとり金婚式については、その必要性を含め合併までに調整する。		7・8
4	長寿者褒章（敬老年金）	○	○	○	○	○	○	○	長寿者褒章（敬老金等）については、節目支給等に再編する方針で、合併までに調整する。長寿者表敬訪問については、新市で協議する。		9・10
5	地域ケア推進事業	○	○	○	○	○	○	○	事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。	※	11・12
6	生活支援移送サービス事業	○	○	○	○	○	○		事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。	※	13・14
7	高齢者等住宅改造推進事業	○		○	○	○	○		県要綱に基づき現行のとおり新市に引き継ぐ。 ただし町単独で実施している分（霧島町）については廃止する。	※	15・16
8	寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業			○		○			事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、合併までに事業目的、対象者等を明確にし事業決定機関である地域ケア会議の充実を図る。	※	17・18
9	介護予防プラン作成事業		○	○		○	○		事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。事務処理、情報等のソフトウェア等を利用したネットワーク構築については新市において調整する。	※	19・20
10	介護予防教室（転倒骨折予防教室）			○			○	○	事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、事業内容・委託先については合併までに調整する。	※	21・22
11	高齢者実態把握事業	○	○	○	○	○	○	○	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。事務処理、情報等のソフトウェア等を利用したネットワーク構築については新市において調整する。	※	23・24
12	生活支援型ホームヘルプサービス事業	○	○	○	○	○	○	○	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。委託先等については合併までに調整する。	※	25～28
13	住宅改修支援事業（理由書助成分）	○	○	○	○	○	○	○	事業については現行のとおり新市に引き継ぐ。事務処理、情報等のソフトウェア等を利用したネットワーク構築については新市において調整する。	※	29・30
14	「食の自立」支援事業（老人給食）	○	○	○	○	○	○	○	「事業は、隼人町方式を基本に合併までに調整する。ただし、委託先、利用者負担等については、合併までに調整する。	※	31・32
15	生きがい対応型デイサービス事業	○	○	○	○	○	○	○	事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。利用料、委託単価、委託先、申請手続き方法については、合併までに調整する。	※	33・34
16	生活管理指導型ショートステイ事業	○	○	○		○			事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし委託料、利用料は合併までに調整する。	※	35・36
17	家族介護教室	○							事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、事業内容等は合併までに調整する。	※	37・38
18	家族介護用品の支給	○	○	○	○	○	○	○	事業は現行のとおり新市へ引き継ぐ。ただし、支給方法、対象者の要件については合併までに調整する。	※	39・40

項目		事業実施市町							調整の具体的内容	備考 国・県制度(事業)	参考 ページ
		国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町			
19	家族介護者交流事業		○	○					事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、事業量等については県補助金枠も考慮したうえで合併までに調整する。	※	41・42
20	家族介護慰労事業	○			○		○	○	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。	※	43・44
21	緊急通報体制等整備事業	○	○		○	○		○	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。緊急通報先、利用者負担、機種統一等については合併までに調整する。	※	45・46
22	高齢者地域支援体制整備、評価事業		○	○		○			事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。	※	47・48
23	寝たきり老人及び重度心身障害者等おむつ手当て支給事業	○	○	○			○		事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、支給限度額等については合併までに調整する。		49・50
24	老人保健福祉計画	○	○	○	○	○	○	○	老人保健福祉計画については、各市町の計画書を現行のとおり新市に引き継ぐ。策定委員会・運営委員会また、準備事務については合併までに調整する。新たな計画は、平成17年度に新市おいて策定する。		51・52
25	福祉手当	○	○	○	○				事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、給付額については合併までに調整する。また、合併後も給付額については、段階的に見直していく。		53・54
26	在宅介護支援センター	○	○	○	○	○	○	○	在宅介護支援センターについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、基幹型・地域型在宅支援センターのエリアの見直し、体制の充実等については、合併までに調整する。在宅介護支援センター間の情報の共有化、ネットワーク化等については、新市で協議する。	※	55・56

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１２　高齢者福祉事業	関　係　項　目	１　敬老事業
調整の内容	敬老事業については、新市の主催する敬老行事は行わない。又新市で敬老記念品は支給しない。自治公民会が開催する敬老行事への助成については、福祉部門での助成は廃止する方針で総務専門部と調整し、合併までに調整する。		

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
市では実施していないが、公民会単位で敬老行事を行っている。市からの補助金等はない。9／15は三役で敬老行事に出席している。	【目的】 高齢者の長寿を祝福し、敬老の意を表するため記念品を贈呈する。 【事業概要】 65歳以上の町内居住者にシルバー名簿を作成し配付する。 【贈呈品】 88歳以上の町内居住者（基準日：9月　1日）には溝辺町商工会発行の商品券（4,000円分）を贈っている。 式典はなく、88歳者宅への訪問のみ実施。	【目的】 長い人生を社会や家庭のために働かれた老人のご苦労に感謝して長寿をお祝いするために開催。 【事業概要】 「横川町生き生き敬老会」として牧園町のホテルで２日間に分けて実施 実施日　（7月23日～24日）（平成14年） 【内容】 霧島国際ホテルで午前10時より午後3時まで式典とアトラクション。これを2日行う。2日とも内容は同じ。 【記念品】 無し 【対象者】 町内在住者で65歳以上とする。 平成14年度　646名 【事業内容と事業費】 ･町内をバスでホテルまで送る ・入浴・休憩後昼食 ･演芸・アトラクション ･バスで町内まで送る 2,490,467円（事業費） 【記念写真撮影】 本年中において80歳を迎えられた方を対象に、長寿を労い記念の写真を撮影し木製の額縁に納め差しあげるものです。 1人当り8,000円を限度に見積り契約。	【目的】 長い人生を社会や家庭のために働かれた老人のご苦労に感謝し、て長寿をお祝いするために開催 【事業概要】 「牧園町合同敬老祝賀会」として町内のホテルで２日間に分けて実施。 実施日（毎年９月初旬） 【事業内容】 町内のホテルで入浴やおしゃべりなどを楽しんでいただき午後０時より式典とアトラクション・宴会 各地区からホテルまでの送迎は、大型バスをチャーターする。 【記念品】 町より対象者全員に記念品あり 【対象者】 町内在住者で75歳以上とする。 平成15年度対象者　1,600名 祝賀会参加予想者　　850名 【事業費】 平成14年度　3,537,235円 ＊米寿記念写真撮影 【事業内容】 本年中において88歳（米寿）を迎えられた方を対象に、長寿を労い記念の写真を撮影し木製の額縁に納め差しあげるものです。 １人当り　10,000円を限度に見積り入札。 【事業費】 平成14年度　278,775円

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１２　高齢者福祉事業	関　係　項　目	１　敬老事業
調整の内容	敬老事業については、新市の主催する敬老行事は行わない。又新市で敬老記念品は支給しない。自治公民会が開催する敬老行事への助成については、福祉部門での助成は廃止する方針で総務専門部と調整し、合併までに調整する。		

霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
【目的】 長い人生を社会や家庭のために働かれた老人のご苦労に感謝し、て長寿をお祝いするために開催 【事業概要】 実施日 毎年9月15日の敬老の日に式典開催 【事業内容】 霧島町中央公民会で午前9時30分より式典とアトラクション 【記念品】 町より招待者全員に記念品 【対象者】 町内在住者で古希、喜寿、米寿、90歳以上、金婚式を対象。 平成14年度　263名 【事業費】 他地区公民会へ敬老行事補助金として公民会の70歳以上人口×700円を交付	【目的】 長い人生を社会や家庭のために働かれた老人のご苦労に感謝し、て長寿をお祝いするために実施 【事業概要】 地区公民会の協力を得て記念品(お茶)を贈呈する。 【対象者】 町内在住者で75歳以上とする。 【事業費】 1,050円　×　3,366人　＝　3,534,300円	【目的】 長い人生を社会や家庭のために働かれた老人のご苦労に感謝して長寿をお祝いするために開催 【事業概要】 各自治公民会で敬老会の行事を開催される 実施日：敬老の日 【内容】 各自治公民会独自の催しをされる 町より公民会へ焼酎（2本）を贈呈 町長からのメッセージを披露 【記念品】 平成15年度より廃止 【対象者】 各自治公民会により65歳・70歳・75歳からと地域によりまちまちである。 【事業内容と事業費】 各自治公民会でそれぞれ実施している。 平成14年度　焼酎代　145,822円	敬老事業については、新市の主催する敬老行事は行わない。又新市で敬老記念品は支給しない。自治公民会が開催する敬老行事への助成については、福祉部門での助成は廃止する方針で総務専門部と調整し、合併までに調整する。

協　議　事　項	２５－１２　高齢者福祉事業	関　係　項　目	２　温泉保養券・鍼灸アンマ施術料助成
調整の内容	温泉保養券・鍼灸アンマ施術料については、新市に引継ぐ。ただし、助成方法、助成金額等については、合併までに調整する。		

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【目的】 本市に住所を有する老人等で、はり・きゅう・あんま・マッサージの施術を受け、及び温泉利用による保養を受けた者にその費用の一部を助成し、老人等の健康保持と福祉の増進を図ることを目的とする。 【対象者】 国分市内に住所を有する65歳以上の者。または、身体障害者手帳、療育手帳を持っている者。 【助成内容や交付基準】 ○はり・きゅう受診券 施術一回につき500円の助成を行う。 対象者は施術費から500円を除いた額を施術者に支払う。 ○温泉保養券 入浴　1回につき150円の助成を行う。（保養の場合は600円の助成。） 対象者は入浴（保養）料から150円（600円）を除いた額を支払う。 【事務手続】 　4月上旬に各公民会で配付。その後は窓口で配付。 ○はり・きゅう受診券（年　12枚） ○温泉保養券（年　16枚） ※年度途中において65歳に達する者、又は身体障害者手帳等の交付を受けた者で、誕生日又は手帳の交付を受けた日が10月1日から12月31日までの者は1/2、1月1日から3月31日までの者は1/4の交付枚数となる。 【H14実績】 ○はり・きゅう受診券 交付者数　　4,753人 助成金額　1,357,000円 ○温泉保養券 交付者数　　6,770人 助成金額　11,809,350円	【目的】 老人に対し施術費の助成を行うことにより、老人の健康保持と保健の向上に寄与し、老人福祉の増進を図る。 【対象者】 溝辺町に居住する満70歳以上の者。 【助成内容や交付基準】 施術1回につき500円の助成を行う。 対象者は施術費から500円を除いた額を施術者に支払う。 【事務手順】 はり、きゅう施術券交付申請書により申請し、施術券の交付を受ける。（1ヶ月2枚） 【H14実績額】 受給者　　23名 支払額　94,000円	【目的】 老人に対し施術費の助成を行うことにより、老人の健康保持と保健の向上に寄与し、老人福祉の増進を図る。 【対象者】 横川町に居住する満70歳以上の者。 【助成内容や交付基準】 施術1回につき500円の助成を行う。 対象者は施術費から500円を除いた額を施術者に支払う。 【事務手順】 はり、きゅう施術券交付申請書により申請し、施術券の交付を受ける。（１年20枚） 【H14実績額】 225,000円	【目的】 同左 【対象者】 牧園町に居住する満65歳以上の者。（但し、関平温泉は満75歳以上の者） 【助成内容や交付基準】 施術1回につき1,000円の助成を行う。 対象者は施術費から1,000円を除いた額を施術者に支払う。 支払請求書に受療券を添えて翌月の5日までに請求。前項の請求があったときは、その内容を確認し当該月の末日までに申請者（指定業者）に支払う。 【事務手順】 はり、きゅう施術券交付申請書により申請し、施術券の交付を受ける。 （月毎受療券交付基準） 4月－15枚、 5月－14枚、 6月－13枚、 7月－11枚、 8月－10枚、 9月－ 9枚 10月－ 7枚、11月－ 6枚、12月－ 5枚 1月－ 3枚、 2月－ 2枚、 3月－ １枚 ＊塩浸温泉に関して，町内に住む65歳以上の方であれば身分証明書を窓口提示すれば無料で入浴できる。 関平温泉では，町内に住む75歳以上の方で財政課，もしくは関平温泉の窓口で申請し，そこで入浴カードを発行する。（年36回無料） 【H14年度実績額】 2,692,000円

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１２　高齢者福祉事業	関　係　項　目	２　温泉保養券・鍼灸アンマ施術料助成
調整の内容	温泉保養券・鍼灸アンマ施術料については、新市に引継ぐ。ただし、助成方法、助成金額等については、合併までに調整する。		

霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
町温泉センター神乃湯において,満70歳以上の高齢者に対してフリーパスを発行している。 温泉センター窓口にて直接申請及びパス発行 70歳以上のパス所有者（登録者）については入浴料無料となる。有効期限等なし。	【目的】 本町に住所を有する老人及び身体障害者で、はり・きゅう施術料及び保養を受けた者にその費用の一部を助成し，これらの者の健康保持と福祉の増進を図る。 【対象者】 1)本町に住所を有満65歳以上のもの 2)身体障害者手帳及び療育手帳の交付を受けている者 【助成内容や交付基準】 施術利用1年に10枚（1枚600円）とする 保養券利用1年に16枚（1枚150円)とする 対象者は１枚あたりの利用補助金額を差し引いた額を事業者に支払う。 【事務手順】 はり,きゅう,温泉保養券交付台帳により申請し,券の交付を受ける。(一括交付) 【Ｈ１４実績額】 温泉保養券62,594枚で9,389,100円の助成額，はり・きゅう等受領券12,249枚で7,349,400円の助成額となった。	【目的】 老人に対しはり，きゅう等の施術費及び温泉利用を受けた者に一部助成を行うことにより，老人の健康保持と保健の向上に寄与し，老人福祉の増進を図る。 【対象者】 福山町に居住する満65歳以上の者。 （月の途中から65歳に達したときは、その達した誕生日の属する月から） 【助成内容や交付基準】 はり・きゅう施術料　1回　700円　年　8回 温泉保養利用料　1,500円　年　1回 【事務手順】 はり，きゅう等施術受診券及び温泉保養券交付申請書の申請を受け券の発行を行う。 【H14実績額】 はり，きゅう等施術助成 1,273名　891,100円 温泉保養券助成 746名　1,119,000円	温泉保養券・鍼灸アンマ施術料については、新市に引継ぐ。ただし、助成方法、助成金額等については、合併までに調整する。

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１２　高齢者福祉事業	関　係　項　目	３金婚式に関すること（一人金婚式含む）
調整の内容	金婚式に関することについては、開催方法等を合併までに調整する。ただし、ひとり金婚式については、その必要性を含め合併までに調整する。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【事業名】 国分市合同金婚式事業 【主催】 国分市社会福祉協議会 【目的】 金婚式を迎える夫婦を招き、記念品を送り長寿を祝福する。 【実施方法】 社会福祉協議会へ委託。対象者は社協または民生委員へ申し出る。 【実施場所】 国分シビックセンター多目的ホールに招待し合同祝賀会とする。 【実施内容】 記念写真撮影、祝賀式、記念品贈呈、祝宴(余興) 【H14決算額】 委託料　1,008,000円（1組9千円） 精算払　・・・・14年度	社会福祉協議会で単独実施	【事業名】 横川町合同金婚式事業 【主催】 横川町 【目的】 金婚式を迎える夫婦を訪問し、記念品を送り長寿を祝福する。 【実施方法】 町主催（委託無）。対象者は嘱託員または民生委員へ申し出る。 【実施場所】 各対象者宅。 【実施内容】 三役に担当課職員が随行し、対象夫婦宅を訪問。 【H14決算額】 332,325円	【主催】 牧園町 【目的】 今年で金婚式を迎えられる方を対象にお祝い状と記念品を送り長寿を祝福する。 【実施方法】 週報に掲載し、公民会長に申請。それをもとに戸籍等確認する。 【対象者】 対象年度の1月1日から12月31日までに結婚された方で、夫婦とも健在な方。 【14年度決算額】 73,800円 ※　ひとり金婚者については、社協で実施。

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１２　高齢者福祉事業	関　係　項　目	３金婚式に関すること（一人金婚式含む）
調整の内容	金婚式に関することについては、開催方法等を合併までに調整する。ただし、ひとり金婚式については、その必要性を含め合併までに調整する。		
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
【事業名】 霧島町合同金婚式事業 （町主催敬老会祝賀会と合同実施） 【主催】 霧島町 【目的】 金婚式を迎える夫婦を招き、記念品を送り長寿を祝福する。 【実施方法】 自治公民会長へ 【実施場所】 霧島町中央公民館へ招待し合同祝賀会とする。 【実施内容】 記念写真撮影、祝賀式、記念品贈呈、祝宴(余興) 婚姻して50年を迎えた方を対象に町敬老会時に合わせて行う。記念写真と記念品の贈呈。 【ひとり金婚式】 実施なし	【事業名】 隼人町合同金婚式事業 【主催】 隼人町 【目的】 結婚50周年を迎えられた，ご夫婦の長年のご苦労をねぎらうために開催する。 【実施方法】 民生委員に対象者の調査を依頼する。 【実施場所】 隼人町農村環境改善センター 【実施内容】 毎年10月初旬頃に実施する。 1)記念写真を取る 2)三々九度を行う 3)式典を行う 4)アトラクションを行う 【平成14決算額】 480,000円 一人だけの金婚式 【概要】 女性団体連絡協議会が主催し，町健康生活課として補助金を出している。 【平成14決算額】 39千円	【事業名】 福山町金婚式事業 【主催】 福祉協議会と共催 【目的】 結婚して50年経った夫婦を招き合同でお祝いする。 【実施方法】 社会福祉協議会へ委託。対象者は社協または町民課へ申し出る。 【実施場所】 福山町中央公民会に招待し合同祝賀会とする。 【実施内容】 町より感謝状と記念品，福祉協議会より記念写真を贈呈する。 【H14決算額】 実績　9組 276,388円 （社協分　240,951円） （町　分　35,437円） 【ひとり金婚式】 実施なし	金婚式に関することについては、開催方法等を合併までに調整する。ただし、ひとり金婚式については、その必要性を含め合併までに調整する。

協　議　事　項	２５－１２　高齢者福祉事業	関　係　項　目	４　長寿者褒章（敬老年金等）
調整の内容	長寿者褒章（敬老金等）については、節目支給等に再編する方針で、合併までに調整する。長寿者表敬訪問については、新市で協議する。		

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【目的】 本市に居住する高齢者に対し長寿を祝福して敬老の意を表するため敬老金を支給する。 【事業概要】 （祝金支給） 満80歳以上～88歳未満　6,000円 満88歳以上～　12,000円を支給 ※平成12年度から、支給年齢を「満75歳以上」から「満80歳以上」に改正。ただし、大正13年9月16日までに生まれた者は経過措置で受給。 敬老金のほかに、満100歳以上の者には、特別敬老金として100,000円支給する。 （記念品） なし 【実施時期】 ９月上旬 特別敬老金については、誕生日に支給する。 【実施方法】 90歳未満においては各公民会にて配布。90歳以上においては四役が各家庭に訪問し直接手渡す。特別敬老金については市長が訪問。 【H14実績額】 敬老金　2,867人　20,221,000円 特別敬老金　14人　1,400,000円	【目的】 高齢者の長寿を祝福し、敬老の意を表するため敬老祝い金を支給する。 【事業概要】 対象者は9月　1日において1年以上町内に住所を有し、かつ、次の各号に掲げる年齢の者とし、祝い金の額はそれぞれ当該各号に定める額とする。 （１）満88歳の者　20,000円 （２）満90歳の者　25,000円 （３）満95歳の者　30,000円 （４）満100歳以上の者　50,000円 但し、平成12年度までに受けていた敬老年金については、経過措置で支給。（88歳以上100歳未満者は15,000円、100歳以上は50,000円） 【実施時期】 基準日：９月１日。 【実施方法】 敬老の日の前の平日に満８８歳の者には町３役等が訪問して支給する。外の対象者には民生委員等にお願いして支給する。 【H14実績額】 1,485,000円	【目的】 横川町に居住する高齢者の福祉に寄与するため　敬老年金を支給する。 【事業概要】 満80歳以上満85歳未満 年額 6,000円・記念品（2,500円） 記念写真（8,500円） 満85歳以上満100歳未満 年額10,000円・記念品（2,500円） 満100歳以上 年額50,000円・記念品（2,500円） (ただし、満100歳以上の年齢算定については、当該年度末をもって計算の基準とする) （9月15日現在において満80歳以上の者） （記念品） 記念品は商品券（2,000円）（平成15年度から） 【実施時期】 敬老の日の直前 【実施方法】 町長が、対象者宅を訪問し手渡す（90歳以上）（80歳～89歳は、各自治公民会で職員が配布） 【H14実績額】 4,138,000円（敬老年金） 1,287,500円（記念品）	【目的】 多年にわたり社会の発展向上に貢献された老人に対し長寿を褒賞し、併せて町民の敬老精神を高めることにより、老人福祉の向上を図ることを目的とする。 【事業概要】 数え年　80歳以上87歳以下　5,000円 数え年　88歳以上99歳以下　10,000円 数え年100歳以上　30,000円 【実施時期】 敬老の日の直前 【実施方法】 88歳以上については町長が、対象者宅を訪問し手渡す。 87歳以下については、自治公民会長により手渡す。 【Ｈ１４決算額】 5,345,000円

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１２　高齢者福祉事業	関　係　項　目	４　長寿者褒章（敬老年金等）
調整の内容	長寿者褒章（敬老金等）については、節目支給等に再編する方針で、合併までに調整する。長寿者表敬訪問については、新市で協議する。		

霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
【目的】 本町に居住する高齢者に対し，長寿を祝福して敬老の意を表するため，敬老年金を支給することを目的とする。 【事業概要】 満　80歳以上84歳まで　5,000円 満　85歳以上87歳まで　6,000円 満　88歳以上99歳まで　10,000円 満100歳以上　50,000円 【実施時期】 敬老の日以後 【実施方法】 88歳以上については四役及び社協長が、対象者宅を訪問し手渡す。 （高齢者訪問と称し、毎年訪問を行う。） 87歳以下については、担当職員により配布する。 【H14実績額】 2,486,000円	【目的】 多年にわたり社会の発展向上に貢献された老人に対し長寿を褒賞し、併せて町民の敬老精神を高めることにより、老人福祉の向上を図ることを目的とする。 【事業概要】 満100歳以上（50,000円） 90歳から99歳15,000円 85歳から89歳10,000円 80歳から84歳 5,000円 【実施時期】 敬老の日の直前 【実施方法】 90歳以上については，町長他各課長に依頼し対象者宅を訪問し手渡す。 80歳から89歳については，各公民会にて支給する。 【H14実績額】 13,910,000円	【目的】 本町に居住する高齢者に対し長寿を祝福し、敬老の意を表する。 【事業概要】（祝金支給） 75歳以上79歳まで3,000円 80歳以上84歳まで5,000円 85歳以上87歳まで7,000円 88歳以上89歳まで10,000円 90歳以上94歳まで20,000円 95歳以上　50,000円 99歳になったもの（白寿祝い金）50,000円 （記念品） なし 【実施時期】 敬老の日の直前 【実施方法】 町長が、90歳以上の希望者宅を訪問し直接手渡す。 以外は，民生委員が各担当地域を支給する。 【H14実績額】 8,249,406円 （内　祝金7,022,000円）	・支給の対象年齢 ・支給方法

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１２　高齢者福祉事業	関　係　項　目	５　地域ケア推進事業
調整の内容	事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【目的】 高齢者及び身体障害者の多様なニーズに対応し、個々の高齢者のニーズに見合う最も適切なサービスを提供するため、保健・福祉・医療等に係る各種サービスを総合的に調整、推進すること。 【事業の内容】 高齢者が、できるだけ住み慣れた生活環境で暮らせるよう、効果的なサービス、地域ケアの総合的調整等を行うために、保健・医療・福祉が連携し地域ケアシステムの確立を図る。 【委員構成】 福祉事務所（高齢者援護係2名・介護保険係1名・障害福祉係1名）・保健センター1名・社会福祉協議会2名 地域型在宅介護支援センター2ヵ所各1名・基幹型在宅介護支援センター2名その他必要に応じて関係機関担当者 【会議開催頻度】 年6回、入所判定委員会・・・随時 サービス担当者会議・・・随時 高齢者住宅改造助成検討会議・・・随時 【実施主体組織】 基幹型在宅介護支援センター 【委員任期】 ２年 【経費負担】 基幹型在宅介護支援センター委託料 国県　3/4　市　1/4 【H14実績額（費目ごと）】	【目的】 高齢者が、できるだけ住み慣れた生活環境で暮らせるよう、効果的なサービス、地域ケアの総合的調整等を行うために、保健・医療・福祉が連携し地域ケアシステムの確立を図る。 【事業の内容】 「溝辺町地域ケア会議」を必要があるとき随時開催し、保健・医療・福祉の実務担当者が高齢者等に係る諸問題などをそれぞれの立場から、協議、意見交換などを行い、その人に最もふさわしいサービスの提供などを検討し、高齢者等の福祉の向上を図る。 【委員構成】 ・町内の居宅介護支援事業所の代表者又はケアマネージャー ・デイサービス提供機関に属する職員の代表者又はケアマネージャー ・ホームヘルプサービス提供機関に属する職員の代表者又はケアマネージャー ・介護支援センター職員 ・社会福祉協議会の職員若干名 ・保健福祉課長並びに老人福祉・老人保健・医療担当職員 ・保健福祉課の介護保険担当職員 ・その他地域ケア会議運営の総合推進のために必要と認められる者 【会議開催頻度】 随時開催（年６回程度） 【委員任期】 ２年 【経費負担】 なし 【H14実績額（費目ごと）】 なし	【目的】 高齢者及び身体障害者の多様なニーズに対応し、個々の高齢者のニーズに見合う最も適切なサービスを提供するため、保健・福祉・医療等に係る各種サービスを総合的に調整、推進すること。 【事業の内容】 高齢者が、できるだけ住み慣れた生活環境で暮らせるよう、効果的なサービス、地域ケアの総合的調整等を行うために、保健・医療・福祉が連携し地域ケアシステムの確立を図る。 【委員構成】 １５人（町・支援センター・特養施設・保険センターの関係者） 【会議開催頻度】 申請の都度開催 【実施主体組織】 町保健福祉課 【委員任期】 １年 【経費負担】 無し 【H14実績額（費目ごと）】 無し	【目的】 同左 【事業の内容】 同左 【委員構成】 医師（精神科の判断が必要な場合には精神科医）等医療関係者、介護保険施設・在宅サービス実施機関職員、牧園町保健福祉課介護保険及び老人福祉担当者、保健福祉課の保健婦、ケアマネジャー、在宅介護支援センター職員、牧園町社会福祉協議会職員、民生委員、建築士、その他高齢者及び身体障害者サービス総合推進のために必要と認められる者 【会議開催頻度】 随時開催 【実施主体組織】 保健福祉課、牧園町在宅介護支援センター 【委員任期】 ２年 【経費負担】 牧園町 【H14実績額（費目ごと）】 消耗品費　45,784円 燃料費　14,043円 通信運搬費　44,561円

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１２　高齢者福祉事業	関　係　項　目	５　地域ケア推進事業
調整の内容	事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。		
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
【目的】　高齢者及び身体障害者の多様なニーズに対応し、個々の高齢者のニーズに見合う最も適切なサービスを提供するため、保健・福祉・医療等に係る各種サービスを総合的に調整、推進すること。 【事業の内容】　高齢者が、できるだけ住み慣れた生活環境で暮らせるよう、効果的なサービス、地域ケアの総合的調整等を行うために、保健・医療・福祉が連携し地域ケアシステムの確立を図る。 【概要】　『霧島町地域ケア会議（実務者会議）』を毎月第３月曜に霧島町保健福祉センター会議室で開催し、保健・医療・福祉の実務担当者が高齢者等に係る諸問題などをそれぞれの立場から、協議、意見交換などを行い、その人に最もふさわしいサービスの提供などを検討し、高齢者等の福祉の向上を図る。 【委員構成】 ・町内の居宅介護支援事業所の代表者又はケアマネージャー ・デイサービス提供機関に属する職員の代表者又はケアマネージャー ・ホームヘルプサービス提供機関に属する職員の代表者又はケアマネージャー ・介護支援センター職員 ・社会福祉協議会の職員若干名 ・保健福祉課長並びに老人福祉・老人保健・医療担当職員 ・保健福祉課の介護保険担当職員 ・その他地域ケア会議運営の総合推進のために必要と認められる者 【会議開催頻度】　月1回 【実施主体組織】　町保健福祉課 【委員任期】　2年 【経費負担】　町単 【H14実績額（費目ごと）】 委員報酬・・・・・・・101,200円（報酬） 委員費用弁償・・・　11,400円（旅費）	【目的】　高齢者及び身体障害者の多様なニーズに対応し、個々の高齢者のニーズに見合う最も適切なサービスを提供するため、保健・福祉・医療等に係る各種サービスを総合的に調整、推進すること。 【事業の内容】　高齢者が、できるだけ住み慣れた生活環境で暮らせるよう、効果的なサービス、地域ケアの総合的調整等を行うために、保健・医療・福祉が連携し地域ケアシステムの確立を図る。 【委員構成】　医師の代表，医療機関の相談業務の代表者，理学療法士の代表者，介護支援専門員の代表者，痴呆対応型生活介護施設の代表者，社会福祉士の代表者，住民の代表者，国分警察署，国分地区消防組合，在宅介護支援センターの相談業務担当者，福祉課職員（社会福祉係長・障害福祉係長），健康生活課職員（健康係長・介護保険係長・長寿対策係長），基幹型在宅介護支援センター所長以下担当者 ※23名 【会議開催頻度】 原則として3ヶ月に1回。ただし,各種福祉サービスに迅速に対応するため，健康生活課職員,在宅介護支援センターの職員をもってミニケア会議を毎週１回開催している。 【実施主体組織】 基幹型在宅介護支援センター 【委員任期】 2年 【経費負担】 基幹型在宅介護支援センターにて負担 【Ｈ１４実績額】 消耗品　30,000円 食料費　15,000円 報償費　100,800円 備品購入費　15,000円 使用料及び賃借料　63,000円 合計　223,800円	【目的】　町における地域福祉システムの円滑な推進を図るため，福祉ネットワーク推進会議を設置し保健・福祉・医療等に係る各種サービスを総合的に調整，推進する。 【事業の内容】 （１）保健・医療・福祉等による訪問，相談活動等を通じて高齢者等のニーズの把握，各種サービスの充足の状況及び各種サービスの問題点の把握を行う。 （２）介護保険対象外者に対する介護予防・生活支援サービスの調整を行う。 （３）介護サービス機関（ケアマネジャーを含む）の指導・支援を行う。 （４）高齢者及び身体障害者の健康状況，経済状況，家庭環境等を踏まえた具体的処遇方策の確立を行う。 （５）関係サービス提供機関へのサービス判定やサービス提供等の要請を行う。 （６）老人ホームの入所措置等の要否判定を行う。 【委員構成】 推進会議 （１）推進会議　委員数　23名 （２）地域ケア会議　委員数　11名 （３）入所判定専門部会　委員数　6名 （４）保健福祉会議　委員数　9名 【会議開催頻度】 【実施主体組織】 【委員任期】 2年 【経費負担】 予算計上なし	・在宅介護支援センターの設置の方向性と併せた調整

協　議　事　項	２５－１２　高齢者福祉事業	関　係　項　目	６　生活支援移送サービス事業
調整の内容	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。		

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【目的】 生活支援移送サービス事業は、生きがい対応型　デイサービス事業及び生活指導型ショートステイ　事業の利用者に対し、それぞれの事業を実施する　施設と利用者の居宅との間を送迎するサービスを　提供することにより、在宅高齢者の自立した生活　を支援することを目的とする。 【事業概要】 この事業の運営を社会福祉法人正典会「嘉祥園」、「瑞祥園」に委託する。送迎用車両により、利用者の居宅と生きがい対　応型デイサービス事業及び生活指導型ショートステイ事業を実施する施設との間を送迎する。 【対象者】 対象者は、生きがい対応型デイサービス事業及び生活指導型ショートステイ事業を利用する高齢者で、一般の交通機関を利用することが困難な者とする。 【事務手順】 申請書等提出 その必要性を検討したうえで、速やかに利用の可否について決定する。利用を認めた者を生活支援移送サービス利用者台帳に登録するとともに、生活支援移送サービス提供依頼書により委託先に通知する。 【経費負担】 国県　　3/4 市　　1/4 【負担割合】 利用料金　無料 【運営】 社会福祉法人　正典会「嘉祥園」「瑞祥園」に委託 【委託料】 1回　440円（片道のみ） 【H14実績額】 嘉祥園　359,920円	【目的】 生活支援移送サービス事業は、生きがい対応型　デイサービス事業及び生活指導型ショートステイ　事業の利用者に対し、それぞれの事業を実施する　施設と利用者の居宅との間を送迎するサービスを　提供することにより、在宅高齢者の自立した生活　を支援することを目的とする。 【事業概要】 この事業の運営を社会福祉法人山陵会に委託する。 送迎用車両により、利用者の居宅と生きがい対　応型デイサービス事業及び生活指導型ショートス　テイ事業を実施する施設との間を送迎する。 【対象者】 対象者は、生きがい対応型デイサービス事業及　び生活指導型ショートステイ事業を利用する高齢　者で、一般の交通機関を利用することが困難な者　とする。 【事務手順】 申請書等提出 その必要性を検討したうえで、速やかに利用の　可否について決定する。利用を認めた者を生活支援移送サービス利用者　台帳に登録するとともに、生活支援移送サービス　提供依頼書により委託先に通知する。 【経費負担】 国県　　3/4 町　　1/4 【負担割合】 利用料金　無料 【運営】 「社会福祉法人　山陵会」に委託 【委託料】 １回　880円（往復） 【H14実績額】 1,662,320円	【目的】 生活支援移送サービス事業は、生きがい対応型　デイサービス事業及び生活指導型ショートステイ　事業の利用者に対し、それぞれの事業を実施する　施設と利用者の居宅との間を送迎するサービスを　提供することにより、在宅高齢者の自立した生活　を支援することを目的とする。 【事業概要】 この事業の運営を社会福祉法人希望ケ丘福祉会「横川緑風園」に委託する。 送迎用車両により、利用者の居宅と生きがい対　応型デイサービス事業及び生活指導型ショートス　テイ事業を実施する施設との間を送迎する。 【対象者】 対象者は、生きがい対応型デイサービス事業及　び生活指導型ショートステイ事業を利用する高齢　者で、一般の交通機関を利用することが困難な者　とする。 【事務手順】 申請書等提出 その必要性を検討したうえで、速やかに利用の　可否について決定する。利用を認めた者を生活支援移送サービス利用者　台帳に登録するとともに、生活支援移送サービス　提供依頼書により委託先に通知する。 【経費負担】 国県　　3/4 町　　1/4 【負担割合】 利用料金　無料 【運営】 「社会福祉法人　希望ヶ丘福祉会」に委託 【委託料】 1回　880円（往復） 【H14実績額】 2,270,400円	【目的】 生きがい対応型デイサービス事業の利用者に対し、その事業を実施する施設と利用者の居宅との間を送迎するサービスを提供することにより、在宅高齢者の自立した生活を支援すること。 【事業内容】 送迎車両により利用者の居宅と生きがい対応型デイサービス事業を実施する施設との間を送迎する。 【対象者】 生きがい対応型デイサービス事業を利用する高齢者で一般の交通機関を利用することが困難なものとする。 【事務手順】 申請書等提出 その必要性を検討したうえで、速やかに利用の可否について決定する。利用を認めた者を生活支援移送サービス利用者台帳に登録するとともに、生活支援移送サービス提供依頼書により委託先に通知する。 【経費負担】 国県　　3/4 町　　1/4 【負担割合】 利用料金　無料 【運営】 「牧園町社会福祉協議会」に委託 【委託料】 【H14実績額】 1,896,913円

協　議　事　項	２５－１２　高齢者福祉事業	関　係　項　目	６　生活支援移送サービス事業
調整の内容	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。		

霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
【目的】 生きがい対応型デイサービス事業と生活指導型ショートステイ事業の利用者に対し，各事業の実施施設と利用者の居宅との間を送迎することにより，在宅高齢者の自立した生活を支援することを目的とする。 【事業概要】 送迎車輌により生きがいデイサービス事業及び生活指導型ショートステイ事業を実施する施設等との間を送迎する。 【対象者】 生きがい対応型デイサービス事業及び生活指導型ショートステイ事業を利用する高齢者等で，一般の交通機関を利用することが困難な者。 【事務手順】 申請書等提出後，その必要性を検討したうえで、速やかに利用の可否について決定する。利用を認めた者を生活支援移送サービス利用者台帳に登録するとともに、生活支援移送サービス提供依頼書により委託先に通知する。 【経費負担】 国県　3/4 町　1/4 【負担割合】 利用料無料 【運営】 社会福祉法人　霧島会　に委託 【事業単価】 880円/回（往復） 【H14実績】 H14委託料（実績）　2,491,280円	【目的】 生きがい対応型ディサービス事業の利用者に対し，施設と利用者の居宅との間を送迎するサービスを提供することにより，在宅高齢者の自立した生活を支援することを目的とする。 【事業概要】 在宅の要介護高齢者が，生きがい対応型ディサービス事業を実施する施設との間を送迎する。費用の一部（440円）を助成する。 【対象者】 対象者は、生きがい対応型デイサービス事業及　び生活指導型ショートステイ事業を利用する高齢　者で、一般の交通機関を利用することが困難な者とする。 【事務手順】 申請書等提出後，その必要性を検討したうえで、速やかに利用の可否について決定する。利用を認めた者を生活支援移送サービス利用者台帳に登録するとともに、生活支援移送サービス提供依頼書により委託先に通知する。 【経費負担】 国･県　3/4 町　1/4 【負担割合】 利用料金　無料 【運営】 「社会福祉協議会」「みゆき苑」「クローバー福祉会」に委託 【委託料】 １回　880円（往復） 【H14実績額】 なし	本事業は実施していないが類する町単独事業を実施している。 【目的】 バスを福山町デイサービス事業の輸送サービスの用途に限り使用する。 【事業概要】 この事業の運営を社会福祉法人たちばな会「福山の里デイサービスセンター」・明徳会「牧之原むつみ園デイサービスセンター」と使用貸借契約を結び利用者の施設への送迎を行う。 【対象者】 生きがい対応型デイサービス事業を利用する高齢者 【経費負担】 使用者負担	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。

協　議　事　項	２５－１２　高齢者福祉事業	関　係　項　目	７　高齢者等住宅改造推進事業
調整の内容	県要綱に基づき現行のとおり新市に引き継ぐ。 ただし町単独で実施している分（霧島町）については廃止する。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【目的】 高齢者等の在宅での生活を支援するため、在宅の要援護高齢者及び重度心身障害者がいる世帯に対し、住宅改造に必要な経費を助成することにより、要援護高齢者等の自立促進及び寝たきり防止並びに介護者の負担軽減を図ることを目的とする。 【助成対象世帯】 本市に住所を有するもののうち、原則としてこの事業による助成を受けていない世帯であってかつ生計中心者の前年の課税所得額が3,300,000円以下の世帯であって次のいずれかに該当する者 ①介護保険の要介護認定において要支援または要介護の認定を受けたものが属する世帯 ②身体障害者の手帳を受けているものであって、障害等級１級又は２級のものの属する世帯 【助成対象となる改修】 玄関、廊下、浴室、便所、居室、洗面所、台所、その他の場所の手すりの取り付けや段差解消、浴槽の取替、便器の様式化など。 【助成額】 対象経費（上限80万円）の2／3とする。 【助成の制限】 申請は１回に限る。 【事務手順】 申請書等提出 申請の内容を審査及び実地調査を行い決定する 改修の完了後、必要書類の提出 【Ｈ１４実績額】 助成件数　9件 助成額　　2,898,000円 【助成金の交付】 完成後の書類の審査及び現地調査を行い、助成金の交付を行う。 【経費負担】 県　　1／3 町　　1／3 本人　1／3　　【H14実績】　0円	実施なし	【目的】 高齢者等の在宅での生活を支援するため、在宅の要援護高齢者及び重度身体障害者がいる世帯に対し、住宅改造に必要な経費を助成することにより、要援護高齢者等の自立促進及び寝たきり防止並びに介護者の負担の軽減を図ることを目的とす。 【助成対象者】　この対象者は、次の第１号又は第２号のいずれ　かに該当し、かつ、第３号及び第４号のいずれに　も該当する世帯であって、町長が住宅改造の必要　があると認めた世帯とする。ただし、対象者は本　町の住民基本台帳に記載され本町に居住している　者とする。 (1)　介護保険の要介護認定において要支援又は要介護の認定を受けた者が属する世帯 (2)　身体障害者手帳の交付を受けている者であって、障害等級１級又は２級のものの属する世帯 (3)　生計中心者の前年の課税所得金額が、3,300,000円以下の世帯 (4)　原則として、この事業による補助を受けたことがない世帯 【助成対象となる改修】 居室、浴室、洗面所、台所、便所、玄関、廊下その他特に必要と認められる住宅の設備・構造等 【助成額】対象経費（上限80万円）の2/3とする。 【助成の制限】　申請は、1回に限る 【事務手順】・申請書等提出　・　申請の内容を審査及び実地調査を行い決定する・　改修の完了後、必要書類の提出・　工事を完了したときは、速やかに次に掲げる書類を添えて、町長に提出する。 (1)　高齢者等住宅改造推進事業補助金実績報告書 (2)　改造に要した請求書の写し (3)　改造箇所の写真 【助成金の交付】 完成後の書類の審査及び現地調査を行い、助成金の交付を行う。 【経費負担】 県　　1／3 町　　1／3 本人　1／3　　【H14実績】　0円	【目的】 同左 【助成対象者】 牧園町に住所を有し、その他については同左 【助成対象となる改修】 同左 【助成額】 同左 【助成の制限】 同左 【事務手順】 同左 【Ｈ１４実績額】 892,683円

協　議　事　項	２５－１２　高齢者福祉事業	関　係　項　目	７　高齢者等住宅改造推進事業
調整の内容	県要綱に基づき現行のとおり新市に引き継ぐ。 ただし町単独で実施している分（霧島町）については廃止する。		
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
【目的】 高齢者等の住宅改造を普及・推進することにより,高齢者等の自立促進,寝たきり防止及び介護者の負担軽減を図り,在宅福祉の充実,向上に資することを目的とする。 【助成対象者】生計中心者の前年の所得金額が3,300,000円以下の次の世帯 ①介護保険の要介護認定において要支援もしくは要介護の認定を受けた者で，居宅介護住宅改修を申請した者がいる世帯 ②身体障害者手帳の交付を受け，その程度が１級及び２級の者がいる世帯 ③その他町長が必要と認める場合 【助成対象となる改修】 廊下、階段、浴室、洗面所、居室、玄関、台所、便所その他在宅での日常生活の向上に資する設備 【助成額】 （１）上記の①の世帯は，介護保険の居宅介護住宅改修対象経費が200,000円を越え，1,000,000円限度額として，限度額と対象経費のいずれか低い方の額に，2/3を乗じた額 （２）上記②の世帯で，40歳未満の場合には，800,000円と対象経費のいずれか低い方の額に，2/3を乗じた額 （３）生計中心者の前年の課税所得金額が3,300,000円を越えた場合，又は国県の補助事業対象外の住宅改造の場合は，対象経費に1/3を乗じた額。ただしこの場合において，助成金額は30,000円とする。 上記（1）～（3）の助成額は1,000円未満切捨 【事務手順】・申請書等提出・申請の内容を審査及び実地調査を行い決定する・改修の完了後、必要書類の提出 【助成金の交付】　完成後の書類の審査及び現地調査を行い、助成金の交付を行う。 【経費負担】県 1／3　町 1／3 本人 1／3 （3）の町単については町1/3　本人　2/3 【H14実績】　補助対象分　1,115,000円　町単独分　23,000円	【目的】 在宅の要援護高齢者及び重度心身障害者がいる世帯に対し，住宅に必要な経費を助成することにより，要援護高齢者等の自立促進及び寝たきり防止並びに介護者の負担軽減を図る。 【助成対象者】隼人町に住民登録を有し、次の第１号又は第２号のいずれかに該当し，かつ，第３号及び第４号のいずれにも該当する世帯であって，町長が住宅の改造が必要があると認めた世帯。 ①介護保険の要介護認定において要支援又は要介護の認定を受けた者が属する世帯。 ②身体障害者手帳の交付を受けている者であって，障害等級1級又は2級のものの属する世帯。 ③生計中心者の前年の課税所得額が3,300,000円以下の世帯。 ④原則として，この事業による助成を受けたことがない世帯。 【助成対象となる改修】1　既存の居室，廊下、浴室、洗面所、居室、玄関、台所、便所，その他特に必要認められる住宅の設備・構造等を身体の状況に適用するよう改造する経費。　2.新築・増築は助成の対象としない。 【助成額】 対象経費（上限80万円）の2／3とする。 【助成の制限】 申請は、1回に限る 【事務手順】 ①見積書の写し ②改造個所の図面及び現況写真③生計中心者の前年の課税所得金額を証明する書類 ④住宅改造に係る所有者の承諾書（借家又は借間　の改造を行う場合のみ）⑤身体障害者にあっては，身体障害者手帳の写し 申請手続き・申請者から上記書類がきたら，要綱に合うかチェックし，ケア会議にかける。・地域ケア会議において，要援護高齢者等の身体状況，住宅状況等を実施調査し，金額等を決定をする。・施工等　町長から施工決定通知を受けた後施工する。・検査　工事が完成したら，町の方で完成検査をする。・支払い　検査後，申請者から助成金の請求があった時は，助成金を支払う。 【H14実績額】　519,000円	実施なし	県要綱に基づき現行のとおり新市に引き継ぐ。 ただし町単独で実施している分（霧島町）については廃止する。

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１２　高齢者福祉事業	関　係　項　目	８　寝具類等洗濯乾燥消毒サービス
調整の内容	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、合併までに事業目的、対象者等を明確にし事業決定機関である地域ケア会議の充実を図る。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
実施なし。	実施なし。	【事業の目的】 高齢で寝具の衛生管理が十分にできない方、ひとり暮らしの方を対象に布団、毛布等の寝具を洗濯乾燥消毒サービスを行う。 【対象者】 65歳以上の援護の必要な方、ひとり暮らし方 【利用者負担】 200円 【サービス回数】 年　2回 社会福祉協議会へ委託 【委託先】 社会福祉協議会 【H14実績額】 117,000円	実施なし。

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１２　高齢者福祉事業	関　係　項　目	８　寝具類等洗濯乾燥消毒サービス
調整の内容	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、合併までに事業目的、対象者等を明確にし事業決定機関である地域ケア会議の充実を図る。		
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
【事業の目的】 高齢で寝具の衛生管理が十分にできない方、ひとり暮らしの方を対象に布団、毛布等の寝具を洗濯乾燥消毒サービスを行う。 【対象者】 65歳以上の援護の必要な方、ひとり暮らしの方 【利用者負担】 1回1,000円 【サービス回数】 年　2回 【委託先】 社会福祉協議会へ委託 【H14実績額】 488,170円	実施なし。	実施なし。	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、合併までに事業目的、対象者等を明確にし事業決定機関である地域ケア会議の充実を図る。

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１２　高齢者福祉事業	関　係　項　目	９　介護予防プラン作成事業
調整の内容	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。事務処理、情報等のソフトウェア等を利用したネットワーク構築については新市において調整する。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
実施なし。	【目的】 要介護状態になる危険因子の高い者に対して、できる限り寝たきり等の要介護状態にならないための適切な介護予防サービス等を利用できるように介護予防プランを作成する。 【委託先】 溝辺町在宅介護支援センターに委託 【委託単価】 2,000円 【事務手順】 鹿児島県介護予防・生活支援事業実施要綱に基づき委託業務を実施しなければならない。 【経費負担】 国県　3/4 町　1/4 【H14実績額】 20,000円	【事業の内容】 要介護状態になる危険因子の高い者に対して、できる限り寝たきり等の要介護状態にならないための適切な介護予防サービス等を利用できるように介護予防プランを作成する。 【委託先】 社会福祉法人希望ヶ丘福祉会「横川緑風園」に委託 【委託単価】 2,000円（１件） 【事務手順】 鹿児島県介護予防・生活支援事業実施要綱に基　づき委託業務を実施しなければならない。 毎月10日までに、町に対して実績報告書を提出しなければならない。 【経費負担】 国県　3/4 町　1/4 【H14実績額】 100,000円	実施なし。

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１２　高齢者福祉事業	関　係　項　目	９　介護予防プラン作成事業
調整の内容	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。事務処理、情報等のソフトウェア等を利用したネットワーク構築については新市において調整する。		

霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
【事業の内容】 　要介護状態になる危険因子の高い者に対して、できる限り寝たきり等の要介護状態にならないための適切な介護予防サービス等を利用できるように介護予防プランを作成する。 【委託先】 　在宅介護支援センター（霧島町社会福祉協議会）に委託 【委託単価】 2,000円（１件） 【事務手順】 　鹿児島県介護予防・生活支援事業実施要綱に基　づき委託業務を実施しなければならない。 【経費負担】 　国県　　3/4 　町　　1/4 【H14実績額】 29件　58,000円	【事業内容】 　在宅の要援護高齢者又は要援護となる恐れのある高齢者の心身の状況及びその家族等の状況の実態に合った介護予防サービス等の利用調整を行い，地域の高齢者等の福祉の向上を図る。 【委託先】 　在宅介護支援センターの「社会福祉協議会」「みゆき苑」 【委託単価】 　2,000円 【事務手順】 　鹿児島県介護予防・生活支援事業実施要綱に基づき委託業務を実施しなければならない。毎月10日までに、町に対して実績報告書を提出しなければならない。 【経費負担】 　国県　3/4 　町　　1/4 【H14実績額】 　538件×2,000円＝1,076,000円	実施なし。	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。事務処理、情報等のソフトウェア等を利用したネットワーク構築については新市において調整する。

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１２　高齢者福祉事業	関　係　項　目	１０　介護予防教室（転倒骨折予防教室）
調整の内容	事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、事業内容・委託先については合併までに調整する。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
実施なし。	実施なし。	【事業の目的】 高齢者ができる限り要介護状態にならないで，健康でいきいきとした生活を送ることが出来るように介護予防教室や転倒骨折予防教室を開催する。 【概要】 町保健センターで実施するものと、在宅介護支援センターに委託し実施するものがある。予防等に関する知識や技術を習得させるための教室の開催。 【事務手順】 町保健センターで実施し、公民会等対象者に通知。 年間12回開催する。事業費75,969円 在宅介護支援センターに事業を委託し，在宅介護支援センターから対象者に通知。 【事業内容】 年間　8回開催する。　委託料40,000円 【補助金】 国県　　3/4 町　　1/4 【H14実績】 40,000円（委託分） 75,969円（町保健センター分）	実施なし。

協　議　事　項	２５－１２　高齢者福祉事業	関　係　項　目	１０　介護予防教室（転倒骨折予防教室）
調整の内容	事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、事業内容・委託先については合併までに調整する。		

霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
実施なし。	【事業の目的】 高齢者ができる限り要介護状態にならないで，健康でいきいきとした生活を送ることが出来るように介護予防教室や転倒骨折予防教室を開催する。 【概要】 在宅介護支援センターに委託し，予防等に関する知識や技術を習得させるための教室の開催。 【事務手順】 在宅介護支援センターに事業を委託し，在宅介護支援センターから長寿会，公民会等対象者に通知。 【事業内容】 委託料　１回当り30,000円 【補助金】 国･県　3/4 町　　1/4 【Ｈ１４実績】 30,000円×14回＝420,000円	【事業の目的】 疾病，外傷，老化等により心身の機能が低下している者に対し心身機能の維持回復に必要な訓練を行うことにより，閉じこもりを防止するとともに日常生活の自立を助け，介護を要する状態となることを予防することを目的とする。 【概要】 直営事業として、福山町牧之原老人憩いの家で実施する。健康チエック，マッサージ機器を利用しての機能回復，絵画・工芸等の創作を主体とした訓練，レクリエーション及びスポーツ，交流会や親睦会等を実施する。 【対象者】 町内に居住地を有する40歳以上の者で，老化等により心身機能が低下しているものであって，当該者の生活自立度が「障害者老人の自立生活自立度（寝たきり度）判定基準」のランクＪに相当する者。 【事務手続】 申請書を内容審査の上，可否を決定し対象者に通知。 【事業内容】 ４つの地域ごとに月１回ないし２回実施 【スタッフ】　看護師　2名 【負担割合】 国庫　1/2　県費　1/4　町費　1/4 【Ｈ１４実績】 年間実施日数　77日 実利用者　48名　延利用者数　496名 事業費　794,758円	事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、事業内容・委託先については合併までに調整する。

協　議　事　項	２５－１２　高齢者福祉事業	関　係　項　目	１１　高齢者実態把握事業
調整の内容	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。事務処理、情報等のソフトウェア等を利用したネットワーク構築については新市において調整する。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【目的】 在宅の要援護高齢者又は要援護となるおそれのある高齢者の心身の状況及びその家族等の状況等の実態を把握するとともに，これらの者の介護等に関するニーズの評価を行った上、要介護状態のおよれのある高齢者等に対し、できる限り寝たきり等の要介護状態にならないよう介護予防サービス等の利用調整を行い、もって地域の高齢者等の福祉の向上を図る。 【概要】 地域の要援護高齢者等の心身の状況及びその家族等の実態を把握するとともに、介護ニーズ等の評価を行う。 【運営主体】 地域型在宅介護支援センター瑞祥園 地域型在宅介護支援センターアメニティ国分 【補助基準額】 1件当たり　2,700円 【負担割合】 国庫　1/2 県費　1/4 市費　1/4 【H14実績】 瑞祥園　550件　1,485,000円 アメニティ国分　480件　1,296,000円	【目的】 在宅の要援護高齢者又は要援護となるおそれのある高齢者の心身の状況及びその家族等の状況等の実態を把握するとともに，これらの者の介護等に関するニーズの評価を行った上，要介護状態のおよれのある高齢者等に対し、できる限り寝たきり等の要介護状態にならないよう介護予防サービス等の利用調整を行い，もって地域の高齢者等の福祉の向上を図る。 【概要】 地域の要援護高齢者等の心身の状況及びその家族等の実態を把握するとともに、介護ニーズ等の評価を行う。 【運営主体】 溝辺町在宅介護支援センター（地域型） 【補助基準額】 1件当たり　2,700円 【負担割合】 国庫　1/2 県費　1/4 町費　1/4 【H14実績】 740件　1,998,000円	【目的】 在宅の要援護高齢者又は要援護となるおそれのある高齢者の心身の状況及びその家族等の状況等の実態を把握するとともに、これらの者の介護等に関するニーズの評価を行った上，要介護状態のおよれのある高齢者等に対し、できる限り寝たきり等の要介護状態にならないよう介護予防サービス等の利用調整を行い、もって地域の高齢者等の福祉の向上を図る。 【概要】 地域の要援護高齢者等の心身の状況及びその家族等の実態を把握するとともに、介護ニーズ等の評価を行う。 【運営主体】 横川町在宅介護支援センター（地域型） 【補助基準額】 1件当たり　2,700円 【負担割合】 国庫　1/2 県費　1/4 町費　1/4 【H14実績】 1,108件　2,991,600円	【目的】 同左 【概要】 同左 【運営主体】 牧園町在宅介護支援センター（地域型） 【補助基準額】 1件当たり　2,700円 【負担割合】 国庫　1/2 県費　1/4 町費　1/4 【H14実績】 1,435件　3,874,500円

協　議　事　項	２５－１２　高齢者福祉事業	関　係　項　目	１１　高齢者実態把握事業
調整の内容	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。事務処理、情報等のソフトウェア等を利用したネットワーク構築については新市において調整する。		

霧島町	隼人町		調整の具体的内容
【目的】 在宅の要援護高齢者又は要援護となるおそれのある高齢者の心身の状況及びその家族等の状況等の実態を把握するとともに、これらの者の介護等に関するニーズの評価を行った上、要介護状態のおよれのある高齢者等に対し、できる限り寝たきり等の要介護状態にならないよう介護予防サービス等の利用調整を行い、もって地域の高齢者等の福祉の向上を図る。 【概要】 地域の要援護高齢者等の心身の状況及びその家族等の実態を把握するとともに、介護ニーズ等の評価を行う。 【運営主体】 霧島町在宅介護支援センター（地域型）に委託 （霧島町社会福祉協議会） 【補助基準額】 1件当たり　2,700円 【負担割合】 国庫　1/2 県費　1/4 町費　1/4 【H14実績】 563件　1,520,100円	【目的】 在宅の要援護高齢者又は要援護となる恐れのある高齢者の心身の状況及びその家族等の状況等の実態を把握するとともに、これらの者の介護等に関するニーズの評価を行った上、要介護状態のおそれのある高齢者に対し、出来る限り寝たきり等の要介護状態にならないよう高齢者等の福祉の向上を図る。 【概要】 地域の要援護高齢者等の心身の状況及びその家族等の状況等の実態を把握するとともに、介護ニーズ等の評価を行う。 【運営主体】 在宅介護支援センター2ヶ所に委託「社会福祉協議会」「みゆき苑」 【補助基準額】 1件当たり　2,700円 【負担割合】 国庫　1/2 県費　1/4 町費　1/4 【H14実績】 2,700円×2,530件＝6,831,000円	【目的】 在宅の要援護高齢者又は要援護となるおそれのある高齢者の心身の状況及びその家族等の状況等の実態を把握するとともに、これらの者の介護等に関するニーズの評価を行った上、要介護状態のおよれのある高齢者等に対し、できる限り寝たきり等の要介護状態にならないよう介護予防サービス等の利用調整を行い、もって地域の高齢者等の福祉の向上を図る。 【概要】 地域の要援護高齢者等の心身の状況及びその家族等の実態を把握するとともに、介護ニーズ等の評価を行う。 【運営主体】 福山町在宅介護支援センター（地域型） 【補助基準額】 1件当たり　2,700円 【負担割合】 国庫　1/2 県費　1/4 町費　1/4 【H14実績】 年間実施日数　240日 実利用者数　408名　延利用者数　650名 総事業費　1,755,000円	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。事務処理、情報等のソフトウェア等を利用したネットワーク構築については新市において調整する。

協　議　事　項	２５－１２　高齢者福祉事業	関　係　項　目	１２　生活支援型ホームヘルプサービス事業
調整の内容	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。委託先等については合併までに調整する。		

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【目的】 在宅のひとり暮らし高齢者等の世帯に軽易な日常生活上の援助を供与する軽度生活援助事業を実施することにより、高齢者等の自立した生活の継続を可能にし、要介護状態への進行を防止することを目的とする。 【事業内容】 次に掲げるものとする。 （１）生活に係る援助 ア　外出時の援助 イ　食事・食材の確保 ウ　寝具類等大物の洗濯等 （２）生活上の助言等 ア　健康管理に関する助言等 イ　栄養管理に関する助言等 【利用対象者】 介護保険の要介護認定の結果「自立」と認定された一人暮らし高齢者等で在宅での自立した生活を維持するために必要な生活上の援助を必要とする者 【実施方法】社会福祉法人正典会に委託（１事業所） 【利用料】　本人負担額　１時間あたり８０円 【実施方法】月2回（１回あたり１時間） 【委託料】延利用者数×800円（１時間あたり）	【目的】 在宅のひとり暮らし高齢者等の世帯に軽易な日常生活上の援助を供与する軽度生活援助事業を実施することにより、高齢者等の自立した生活の継続を可能にし、要介護状態への進行を防止することを目的とする。 【事業内容】 次に掲げるものとする。 （１）生活に係る援助 ア　外出時の援助 イ　食事・食材の確保 ウ　寝具類等大物の洗濯等 （２）生活上の助言等 ア　健康管理に関する助言等 イ　栄養管理に関する助言等 【利用対象者】 介護保険の要介護認定の結果「自立」と認定された一人暮らし高齢者等で在宅での自立した生活を維持するために必要な生活上の援助を必要とする者 【実施方法】社会福祉法人に委託（１事業所） 【利用料】　本人負担額　１時間あたり147円 【実施方法】月2回（１回あたり１時間） 【委託料】延利用者数×1,470円（１時間あたり）	【目的】 一人暮らし高齢者等の居宅に人材を派遣して、買物等の軽易な生活援助サービスを提供することにより、これらの者の自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行を防止することを目的とする。 【事業内容】 次に掲げるものとする。 (1)　生活にかかる援助 ア　外出時の援助 イ　食事・食材の確保 ウ　寝具類等大物の洗濯等 (2)　生活上の助言等 ア　健康管理に関する助言等 イ　栄養管理に関する助言等 【利用対象者】 この事業の対象者は、「地域ケア会議」において、この事業によるサービスを受けることが必要と判断された次の各号に掲げる者とする。 (1)介護保険の要介護認定の結果「自立」と認定された一人暮らし高齢者等で、在宅での自立した生活を維持するために必要な生活上の援助を必要とする者 (2)その他この事業によるサービスの利用が真に必要と認められるおおむね65歳以上の高齢者 【実施方法】社会福祉法人に委託（１事業所） 【利用料】　本人負担額　１時間あたり80円 【実施方法】月2回（１回あたり１時間） 【委託料】延利用者数×800円（1時間あたり）	【目的】 同左 【事業内容】 同左 【利用対象者】 同左 【実施方法】 牧園町社会福祉協議会・社会福祉法人　桃蹊会に委託（２事業所） 【利用料】 同左 【実施方法】 月　2回（1回あたり１時間） 【委託料】延利用者数×800円（1時間あたり）

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【経費負担】 国　1／2 県　1／4 市　1／4 管内65歳以上の限度額の範囲内で実施 【H14実績】 H14年度・・・実利用者　11名 延147名×800円＝117,600円	【経費負担】 国　1／2 県　1／4 町　1／4 【H14実績】 延　80名×1,470円＝117,600円	【経費負担】 国　1／2 県　1／4 町　1／4 管内65歳以上の限度額の範囲内で実施 【H14実績】 Ｈ１４年度・・・延　26名×800円＝20,800円 【負担割合】 A.生活保護法による被保護世帯無料 B.上記以外の世帯（1時間あたり）80円 （費用の負担） 第10条　利用者は、次に掲げる費用を負担するものとする。 (1)　サービス提供に要する費用の１割相当額。 (2)　サービスの提供に伴う原材料費等の実費。ただし、このサービスを受けるために特に必要となる経費であって、町長が認める経費を除く。 ２　前項第１号の費用は、１時間当たり80円とし、１時間を超えた場合は、30分ごとに40円を加算した額とする。 ３　第１項第２号の実費の額は、町長が別に定める。 ４　費用は、別途発行する納入通知書により徴収する。 [公共的団体]　社会福祉協議会	【経費負担】 国　1／2 県　1／4 町　1／4 管内65歳以上の限度額の範囲内で実施 【H14実績】 延　60名×800円＝48,000円

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１２　高齢者福祉事業	関　係　項　目	１３住宅改修支援事業（理由書助成分）
調整の内容	事業については現行のとおり新市に引き継ぐ。事務処理、情報等のソフトウェア等を利用したネットワーク構築については新市において調整する。		

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【概要】 介護支援専門員等介護保険の住宅改修について専門性があると認められた者が、居宅介護住宅改修費又は居宅支援住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した場合について、１件につき2,000円を支給する。 【事業内容】 居宅介護支援の提供を受けていない（居宅サービス計画の作成に当たる介護支援専門員がいない）要介護者等に対する理由書の作成のみ。 （居宅介護支援の提供を受けている要介護者等に対する理由書の作成については、介護支援専門員が居宅介護支援事業の一環として理由書の作成を行うものとして、本事業の対象とはしない。） 【運営主体】 国分市在宅介護支援センター（地域型） 【補助基準額】 １件あたり　2,000円 【負担割合】 国庫　1／2 県費　1／4 市費　1／4 【H14実績】 115件　230,000円	【概要】 高齢者向けに居室等の改良を希望する者に対して住宅改修に相談・助言を行うとともに，住宅改修に係る介護保険制度の利用に関する必要な助言を行う 【事業内容】 ・施工者の紹介及び改良内容についての業者への連絡，調整 ・施工後の評価及び利用者対象者に対する指導 ・その他住宅改良が円滑に行われるための関係機関との連絡調整 【運営主体】 溝辺町在宅介護支援センター（地域型） 【補助基準額】 １件当たり　　2,000円 【負担割合】 国　1／2 県　1／4 町　1／4 【H14実績】 36件　　72,000円	【概要】 高齢者向けに居室等の改良を希望する者に対して、住宅改修に関する相談・助言を行うとともに住宅改修に係る介護保険制度の利用に関する必要な助言を行う。 【事務内容】 居宅介護住宅改修の支給の申請に係る理由書作成費 【運営主体】 横川町 【補助基準額】 １件当たり　　2,000円 【負担割合】 国庫　1／2 県費　1／4 町費　1／4 【H14実績】 57件　　106,000円	【概要】 同左 【事業内容】 同左 【運営主体】 牧園町在宅介護支援センター（地域型） 【補助基準額】 １件当たり　　2,000円 【負担割合】 国庫　1／2 県費　1／4 町費　1／4 【H14実績】 57件　　114,000円

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１２　高齢者福祉事業	関　係　項　目	１３住宅改修支援事業（理由書助成分）
調整の内容	事業については現行のとおり新市に引き継ぐ。事務処理、情報等のソフトウェア等を利用したネットワーク構築については新市において調整する。		

霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
【目的】 高齢者向けに居室等の改良を希望する者に対して，住宅改修に関する相談・助言を行うとともに，住宅改修に係る介護保険制度の利用に関する必要な助言を行う。 その際に住宅改修申請に係る意見書を作成した場合，１件あたり2,000円を支払う。 【事業内容】 ア）施工者の紹介及び改良内容についての業者への連絡，調整 イ）施行後の評価及び利用者に対する指導。 ウ）その他住宅改良が円滑に行われるための関係機関との連絡調整。 【運営主体】 在宅介護支援センター，居宅介護支援事業所 【補助基準額】 １件当たり2,000円 【負担割合】 国庫　1／2 県費　1／4 町費　1／4 【H14実績】 H14実績　28件　56,000円	【概要】 高齢者向けに居室等の改良を希望する者に対して住宅改修に相談・助言を行うとともに，住宅改修に係る介護保険制度の利用に関する必要な助言を行う 【事業内容】 ア）施工者の紹介及び改良内容についての業者への連絡，調整 イ）施行後の評価及び利用者に対する指導。 ウ）その他住宅改良が円滑に行われるための関係機関との連絡調整。 【運営主体】 在宅介護支援センター，居宅介護支援事業所 【補助基準額】 １件当たり2,000円 【負担割合】 国庫　1／2 県費　1／4 町費　1／4 【H14実績】 2,000円　×　135件　＝　270,000円	【概要】 高齢者向けに居室等の改良を希望する者に対して住宅改修に相談・助言を行うとともに，住宅改修に係る介護保険制度の利用に関する必要な助言を行う 【事業内容】 施工者の紹介及び改良内容についての業者への連絡，調整 施工後の評価及び利用者対象者に対する指導 その他住宅改良が円滑に行われるための関係機関との連絡調整 【運営主体】 福山町在宅介護支援センター（地域型） 【補助基準額】 １件当たり　2,000円 【負担割合】 国庫　1／2 県費　1／4 町費　1／4 【H14実績】 実利用者数　40名　延利用者数　40名 総事業費　80,000円	事業については現行のとおり新市に引き継ぐ。事務処理、情報等のソフトウェア等を利用したネットワーク構築については新市において調整する。

協　議　事　項	２５－１２　高齢者福祉事業	関　係　項　目	１４「食の自立」支援事業（老人給食）
調整の内容	「事業は、隼人町方式を基本に合併までに調整する。ただし、委託先、利用者負担等については、合併までに調整する。		

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【事業目的】 在宅の虚弱老人等の家庭で日常生活を営むのに支障のある者に対し、食生活の改善と孤独感の解消を図り併せて安否の確認をする。 【事業主体】 国分市社会福祉協議会 【対象者】 概ね70歳以上の一人暮らし高齢者又は身体障害者手帳2級以上の所持者で扶養義務者がいないなどの理由により，生活環境に問題があり，食生活に著しく支障をきたしている。 【実施方法】 社会福祉協議会へ委託(配食) 社協が社会福祉法人正典会　給食センターへ再委託（調理） 【実施日･回数】　1日2食（昼・夕） 休日・・・日曜日、1/1～1/4まで、8/13～8/15、12/28～12/31 【利用者負担】　1食あたり400円 【事務手順】 申請→実態調査（在宅介護支援センター)→ケア会議（困難事例）→決定 【委託料】　平成１４年度実績　56,437,201円 【配食数】　83,273食 【経費負担】 国　1/2 県　1/4 市　1/4	【事業目的】 同左 【事業主体】 溝辺町社会福祉協議会 【対象者】 ひとりくらし老人、夫婦二人くらし老人、身障者の家庭で日常生活に支障があるもの 【実施方法】 社会福祉協議会へ町が補助金を支出し運営。調理は「みどり会」へ社協が委託している。 【実施日・回数】 月曜～土曜の夕食 【利用者負担】 1食あたり400円 【事務手続】 社協に申請・決定 【事業費】 社協　2,055,000円 町補助金　1,575,000円 【経費負担】 町補助金は町単独	【事業目的】 ひとり暮らし若しくは夫婦暮らし等の高齢者及　び重度の身体障害者に，毎日の食事を訪問配食す　ることにより，食生活の改善を通じた健康の保持 を図るとともに，自立した生活の維持や安否の確　認，地域との交流及び孤独感の解消等在宅福祉を　増進するため行うことを目的とする。 【対象者】 町内に居住し，かつ，住民基本台帳に記載され　ている者のうち，ひとり暮らし若しくは夫婦暮ら　し等で身体が虚弱なおおむね65歳以上の高齢者　及び重度の身体障害者であって，食事の調理が困　難な者とする 【実施方法】 社会福祉協議会へ委託。・・・配食・安否業務社協は、横川町丸岡公園へ再委託・・・調理業務 【実施日・回数】 月～土実施、日曜・祝日（12/28～1/4）は休み 1日2食（昼食と夕食）を居宅まで配食 【利用者負担】 1食につき350円 【事務手順】　申請→実態調査（在宅介護支援センター・社協）→協議（ケア会議）→決定 【委託料】 6,787,000円（平成１５年度より実施） 【配食数】 1日40食 【経費負担】 国県　3/4 町　1/4	【事業目的】 ひとり暮らしや夫婦暮らし等の虚弱な高齢者、重度の身体障害者等に毎日福祉給食を訪問して提供することにより、食生活の改善を通じた健康の保持を図るとともに、高齢者等の自立した生活の維持や地域との交流、安否の確認など在宅福祉を推進するため。 【事業主体】 牧園町福祉給食センター 【対象者】 町内に居住する概ね70歳以上の高齢者及び重度の身体障害者等で、身体が虚弱のため食事の調理が困難で日常生活を営むのに支障があるもの。 【実施方法】 牧園町社会福祉協議会に委託 【実施日、回数】 月～土（日・祝祭日、盆・年末年始は休み） 1日2食（昼食と夕食）を居宅まで配食 【利用者負担】 1食あたり350円 【事務手順】 申請→実態調査→協議→決定（困難事例はケア会議） 【委託料】 平成14年度実績　24,917,883円 【配食数】 28,798食 【経費負担】 県　3／4 町　1／4

協　議　事　項	２５－１２　高齢者福祉事業	関　係　項　目	１４「食の自立」支援事業（老人給食）
調整の内容	「事業は、隼人町方式を基本に合併までに調整する。ただし、委託先、利用者負担等については、合併までに調整する。		

霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
【事業目的】 ひとり暮らしや，虚弱な高齢者及び生きがいデイサービスを利用する高齢者等に食事を提供することにより，食生活の改善を通じた健康の保持を図るとともに高齢者等の自立した生活の維持や地域との交流及び安否の確認など在宅福祉の推進を図ることを目的とする。 （訪問給食サービスと施設等給食サービスの2種） 【利用対象者】 訪問給食サービスの利用対象者は，おおむね65歳以上の高齢者及び身体障害者であって，身体が虚弱又は寝たきり等のために食事の調理等が困難な者 施設等給食サービスの利用対象者は，生きがいデイサービス事業を利用する者 【実施方法】 社会福祉協議会へ委託。・・調理業務・配食業務 【実施日・回数】 火・木週２回　　1日1食の昼食のみ 生きがいデイサービス利用時昼食 【利用者負担】　250円 【事務手順】　申請→実態調査（在介センター）→協議→決定（困難事例はケア会議） 【委託料】　平成14年度実績　5,198,050円（訪問給食ＳＡ） 3,112,000円（施設等給食ＳＡ） 【配食数】　6,135食（訪問） 6,224食（施設） 【経費負担】　町単独	【事業目的】 年中無休毎日2回の給食により，高齢者や身体障害者の健康管理はもとより，安否の確認と孤独感の解消に努め，在宅福祉の増進に寄与することを目的とする。 【事業主体】 社会福祉協議会 【対象者】 概ね70歳以上の一人暮らし高齢者又は身体障害者手帳2級以上の所持者で扶養義務者がいないなどの理由により，生活環境に問題があり，食生活に著しく支障をきたしている。 【実施方法】 社会福祉協議会へ委託(調理，配食) 【実施日･回数】　1日2食365日配食 【利用者負担】　1食あたり300円 【事務手順】 申請→実態調査（在宅介護支援センター)→ケア会議→決定 【委託料】　平成14年度実績　74,550,459円 【配食数】　144,687食 【経費負担】 国　1/2 県　1/4 町　1/4	【事業目的】 在宅でひとり暮らしや虚弱な高齢者等に毎日の食事を訪問により提供することにより、食生活の改善を通じた健康の保持を図るとともに、高齢者等の自立した生活の維持や地域との交流、安否の確認など在宅福祉の推進を図る。 【事業主体】 【対象】 町内に居住し、おおむね65歳以上のひとり暮らしや虚弱又はねたきり等の高齢者及び重度身体障害者であって食事の調理が困難な者。 【実施方法】 福山町社会福祉協議会へ委託 【実施日・回数】 １日2食、週5日（月～金曜日）配食 【利用者負担】 １食当り200円（別に町費100円助成） 【事務手順】 申請　→　実態調査（町職員）　→　協議　→　決定 【委託料】　平成14年度実績 総事業費　28,387,529円 【配食数】　31,413食 【経費負担】 国　1／2 県　1／4 町　1／4	「事業は、隼人町方式を基本に合併までに調整する。ただし、委託先、利用者負担等については、合併までに調整する。

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１２　高齢者福祉事業	関　係　項　目	１５生きがい対応型デイサービス事業
調整の内容	事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。利用料、委託単価、委託先、申請手続き方法については、合併までに調整する。		

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【事業の目的】 介護の対象にならない、家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある在宅の高齢者に対し、デイサービス事業を実施することにより、当該高齢者の自立生活の助長、社会的孤立感の解消及び要介護状態になることの予防を図ることを目的とする。（要介護認定で自立と認定された者。 【事業の内容】 教養講座（健康生きがい関係）、高齢者スポーツ活動、園芸陶芸等の創作活動、日常動作訓練（輪投げ、県器具の活用等）その他（遠足、社会福祉奉仕活動） 【事業の実施】デイサービスセンターを設置している社会福祉法人正典会「嘉祥園」、「瑞祥園」２ヶ所へ委託。 【利用回数・利用料】 週１回（但し、月2回を事業対象とし月２回は事業所単独で実施）利用料は１回あたり1,000円（月2回分の内300円は市へ700円は事業所） 【事務手順】申請→在宅介護支援センター職員等が実態把握、その結果に基づき要否を決定する。 【委託料】延べ利用者数×3,000円 【経費負担】　国　1／2 県　1／4 市　1／4 管内６５歳以上の限度額の範囲内で実施 【H14実績額】 嘉祥園　818人×3,000円＝2,454,000円 瑞祥園1,629人×3,000円＝4,887,000円 合　計　7,341,000円	【事業の目的】 介護の対象にならない、家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある在宅の高齢者に対し、デイサービス事業を実施することにより、当該高齢者の自立生活の助長、社会的孤立感の解消及び要介護状態になることの予防を図ることを目的とする。 【事業の内容】 教養講座、高齢者スポーツ活動、園芸・陶芸等の創作活動、手芸・木工・絵画等の趣味活動、日常動作訓練 【事業の実施】デイサービスセンターを設置している社会福祉法人１ヵ所へ委託。 【利用回数・利用料】 週１回 利用料は１回当たり700円 【事務手順】　申請→町担当職員が実態調査、その結果に基づき要否を決定する。 【委託料】　延べ利用者数×2,700円 【経費負担】　国　1/2 県　1/4 町　1/4 【H14実績額】 1,889人×3,000円＝5,667,000円	【事業の目的】 ひとり暮らし高齢者等で家に閉じこもりがちな　者に対し、通所により各種のサービスを提供する　ことにより、これらの者の社会的孤立感の解消、　自立生活の助長及び要介護状態になることの予防　を図ることを目的とする。 【事業内容】 （サービスの内容） (1)教養講座（健康・生きがい関係） (2)高齢者スポーツ活動 (3)園芸・陶芸等の創作活動 (4)手芸・木工・絵画等の趣味活動 (5)日常動作訓練（輪投げ、健康器具の活用等） (6)その他（遠足、社会奉仕活動等） 【事業の実施】デイサービスセンターを設置している社会福祉法人２ヶ所へ委託。 【利用回数・利用料】 週１回　１人１回当たり300円とする。 【事務手順】 在宅介護支援センター職員等が居宅を訪問調査し、その結果に基づき要否を決定する。 【委託料】　6,568,000円 【経費負担】 国　1／2 県　1／4 町　1／4 【H14実績】　6,568,000円（2,259人）	【事業の目的】 同左 【事業の内容】 教養講座（健康生きがい関係）、高齢者スポーツ活動、園芸陶芸等の創作活動、日常動作訓練（輪投げ、県器具の活用等）その他（遠足、社会福祉奉仕活動） 【事業の実施】 牧園町社会福祉協議会へ委託。（牧園町塩浸温泉福祉の里） 【利用回数・利用料】 1週間に1回、もしくは2週間に1回、１日あたり200円 【事務手順】 申請→生きデイ担当が実態把握し、ケア会議その結果に基づき要否を決定する。 【経費負担】 国　1／2 県　1／4 町　1／4 管内65歳以上の限度額の範囲内で実施 【H14実績額】　4,491,671円（4,248人）

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１２　高齢者福祉事業	関　係　項　目	１５生きがい対応型デイサービス事業
調整の内容	事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。利用料、委託単価、委託先、申請手続き方法については、合併までに調整する。		

霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
【事業の目的】 介護の対象にならない、家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある在宅の高齢者に対し、デイサービス事業を実施することにより、当該高齢者の自立生活の助長、社会的孤立感の解消及び要介護状態になることの予防を図ることを目的とする。 【概要】 （サービスの内容） 給食サービス、入浴サービス、日常動作訓練、趣味創作活動など （利用料） 300円 （実施施設） 霧島町社会福祉協議会に委託して実施 （各地域（各長寿会単位)を基本にサテライト型デイサービス（ふれあいサロン）） 町内の社会福祉法人（介護保険施設）に委託して実施（施設型） 【事務手順】 在宅介護支援センター職員等が居宅を訪問調査し、その結果に基づき地域ケア会議にて要否を決定する。 【経費負担】 国　1／2 県　1／4 町　1／4 【H14実績額】 2ヶ所総額　18,070,946円（6,183人）	【事業の目的】 介護の対象にならない、家に閉じこもりがちな高齢者に対し、要介護状態になるおそれのある在宅の高齢者に対し、デイサービス事業を実施することによって高齢者の生きがいと社会参加を促進し，社会的孤立感の解消，及び要介護状態への新行の予防を図ることを目的とする。 【事業の内容】 教養講座（健康生きがい関係）、高齢者スポーツ活動、園芸陶芸等の創作活動、日常動作訓練（輪投げ、県器具の活用等）その他（遠足、社会福祉奉仕活動） 【事業の実施】 デイサービスセンターを設置している社会福祉法人2ヶ所へ委託。 【利用回数･利用料】 週１回で1回あたりの利用料は1,000円（ただし，事業者に直接納入) 【事務手順】 申請→在介職員が実態調査→ケア会議→決定 【委託料】 延べ利用者数×3,000円 【経費負担】 国　1／2 県　1／4 町　1／4 【H14実績額】 2ヶ所総額　339人×3,000円＝1,017,000円	【事業の目的】 家に閉じこもりがちな高齢者に対して、通所又は送迎の方法により各種サービスを提供し、当該老人の自立的生活の助長、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上等を図るとともに、その家族の身体的、精神的な苦労の軽減を図ることを目的とする。 【事業の内容】 送迎・入浴・食事・生活指導・日常動作訓練・　健康チェック・その他町長が必要と認めたもの 【事業の実施】 デイサービスセンターを設置している社会福祉法人２ヶ所に委託 【利用回数・利用料】 月2回を限度とし、１日１回あたり1,100円（利用料300円） 【事務手順】 申請　→　実態調査（町職員・在宅介護支援センター）　→　要否決定 【委託料】 延利用者数×3,000円 【経費負担】 国　1／2 県　1／4 町　1／4 【H14実績額】 2ヶ所総額　1,096人×3,000円＝3,288,000円	事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。利用料、委託単価、委託先、申請手続き方法については、合併までに調整する。

協　議　事　項	２５－１２　高齢者福祉事業	関　係　項　目	１６生活管理指導型ショートステイ事業
調整の内容	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし委託料、利用料は合併までに調整する。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【事業の目的】 在宅の一人暮らし高齢者等のうち、基本的生活習慣が欠如しているなどのため在宅での自立した生活に不安のあるものを、養護老人ホーム等に一時的に宿泊させ、生活習慣等の指導を行うとともに、体調調整を図り、もってこれらの高齢者等の福祉の向上及び要介護状態への進行の予防を図ることを目的とする。 【概要】 ○サービス内容 老人ホーム等の空きベットを活用し、宿泊し体調調整を図る。 ○利用基準 原則として、７日以内 （利用回数は、6ヶ月に１回を限度とする。） ○利用料 利用者負担　１日　1,281円（食事　900円、利用料381円） ○実施施設 実施主体は国分市。運営については利用者の決定等を除き国分市立養護老人ホーム舞鶴園で行う。 【事務手順】 本人・家族等から日常生活の状況等について聞き取り調査を行い、地域ケア会議の意見に基づき要否・利用日数を判断する。 【事業の負担割合】 １日あたり　3,810円 【経費負担】 県　3／4 市　1／4 【H14実績額】　実績なし	【事業の目的】 在宅のひとり暮らし高齢者等のうち，基本的生活習慣が欠如しているなどのため在宅での自立した生活に不安のある者を，空きベット等を利活用して、短期間の宿泊による日常生活に対する指導及び支援を行うことにより、要介護状態への進行を予防することを目的とする。 【概要】 ○サービス内容 老人ホーム等の空きベットを活用し、宿泊し体調調整等を図る。 ○利用基準 原則として、7日以内 ○利用料 1日当たり　　38１円 ○実施施設 町内の社会福祉法人に委託 【事務手順】 町担当者が、本人・家族等から日常生活の状況等について聞き取り調査を行い、地域ケア会議の意見に基づき要否・利用日数を判断する。 【事業の負担割合】 委託単価　1日あたり　3,810円 【経費負担】 県　3／4 町　1／4 【H14実績額】　実績なし	【事業の目的】 在宅のひとり暮らし高齢者等のうち、基本的生活習慣が欠如しているなどのため、在宅での自立した生活に不安のある者を、養護老人ホーム、高齢者生活福祉センター、経費老人ホームの空き部屋等に一時的に宿泊させ、生活習慣等の指導を行うとともに、体調調整を図り、もってこれらの高齢者等の福祉の向上及び要介護状態への進行の予防を図ることを目的とする。 【概要】 ○サービス内容 老人ホーム等の空きベットを活用し、宿泊し体調調整等を図る。 ○利用期間 原則として、7日以内 （利用回数は、６か月に１回を限度とする。） ○利用料 １回　3，810円 利用者負担（食事１日780円・利用料381円） ○実施施設 横川町立養護老人ホーム「長安寮」及び社会福祉　法人希望ヶ丘福祉会「横川緑風園」に委託 【事務手順】 本人・家族等から日常生活の状況等について聞き　取り調査を行い、地域ケア会議の意見に基づき要　否・利用日数を判断する。 【事業の負担割合】 （費用の負担） １回　3，810円　利用者負担（食事１日780円・利用料381円） 【経費負担】 県　3／4 町　1／4 【H14実績額】　26,760円	実施なし

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１２　高齢者福祉事業	関　係　項　目	１６生活管理指導型ショートステイ事業
調整の内容	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし委託料、利用料は合併までに調整する。		
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
【事業の目的】 在宅のひとり暮らし高齢者等のうち，基本的生活習慣が欠如しているなどのため在宅での自立した生活に不安のある者を，空きベット等を利活用して、短期間の宿泊による日常生活に対する指導及び支援を行うことにより、要介護状態への進行を予防することを目的とする。 【概要】 ○サービス内容 老人ホーム等の空きベットを活用し、宿泊し体調調整等を図る。 ○利用基準 原則として、7日以内 ○利用料 1日当たり　　380円 ○実施施設 町内の社会福祉法人に委託 （特養と経費へ） 【事務手順】 町担当者が、本人・家族等から日常生活の状況等について聞き取り調査を行い、地域ケア会議の意見に基づき要否・利用日数を判断する。 【事業の負担割合】 委託単価　1日あたり　3,810円 【経費負担】 県　　3/4 町　　1/4 【H14実績額】 36日×3,810円=137,160円	実施なし。	実施なし。	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし委託料、利用料は合併までに調整する。

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１２　高齢者福祉事業	関　係　項　目	１７　家族介護教室
調整の内容	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、事業内容等は合併までに調整する。		

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【事業の目的】 高齢者を介護している家族等を対象に『家族介護者教室』を開催し、介護の方法や介護予防等に関する知識を習得させ、身体的・精神的負担の軽減を図る。 【事業の内容】 地域型在宅介護支援センター2ヶ所に委託をし、介護の方法・住宅改修その他介護者の健康づくり等についての知識や技術を習得させるための教室の開催 【委託先と実施方法】 地域型在宅介護支援センター2ヶ所に事業を委託し、在宅介護支援センターから対象者に通知、または広報等で住民に周知をしそれぞれ年4回開催する。開催場所は、支援センターが併設する母体施設あるいは公民会等で実施する。 【委託料】 1回 30,000円 【経費負担】 国　1／2 県　1／4 市　1／4 管内65歳以上の限度額の範囲内で実施 【H14実績額】 2ヶ所総額　240,000円	実施なし。	実施なし。	実施なし。

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１２　高齢者福祉事業	関　係　項　目	１７　家族介護教室
調整の内容	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、事業内容等は合併までに調整する。		

霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
実施なし。	実施なし。	実施なし。	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、事業内容等は合併までに調整する。

協　議　事　項	２５－１２　高齢者福祉事業	関　係　項　目	１８　家族介護用品の支給
調整の内容	事業は現行のとおり新市へ引き継ぐ。ただし、支給方法、対象者の要件については合併までに調整する。		

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【目的】 重度の要介護高齢者を在宅で介護している家族に対して、紙おむつを支給し、高齢者を介護している家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続、向上を図ることを目的とする。 【概要】 《県補助対象事業分》 （対象者） 要介護認定における要介護４又は５の在宅の高齢者であって、市民税非課税世帯に属する者を現に介護している家族とする。 （対象の介護用品） 紙おむつ （支給限度額） 支給する介護用品の総額は、年額１人当たり７５，０００円を限度とする。 （H１４実績額）　1,185,030円 （負担割合）　県　3/4　市　1/4 《市単独事業分》 （対象者） 国分市内に住所を有し、常時おむつを使用する在宅の６５歳以上の寝たきり老人等、または、重度心身障害者（児）。 （対象の介護用品） 紙おむつ （支給限度額） 1人1月1箱もしくは100枚を限度とする。 （H14実績額）　3,270,960円	【事業の目的】 寝たきり等身体上又は精神上の障害があって日常生活を営むのに支障がある高齢者等を介護している家族等に対し、介護用品を支給することにより、在宅介護における家族の精神的及び経済的負担軽減を図る。 【概要】 《県補助対象事業分》 （対象者） 介護保険の要介護４又は５に相当する在宅の高齢者であって、市町村民税非課税世帯に属するものを現に介護している家族に対して、紙おむつ等の介護用品を支給する。 （対象の介護用品） 介護用品は紙おむつ、布おむつ、尿取りパット （支給限度額） 紙おむつ　100枚／1月 布おむつ　100枚／6月 （H14実績額）　175,412円 （負担割合）　県3/4　町1/4 《町単独事業分》 （対象者） 町内に居住する在宅の65歳以上の者で、老衰・心身の障害・傷病等のため日常生活におむつの使用を必要とする者。 （対象の介護用品） 介護用品は紙おむつ、布おむつ、尿取りパット （支給限度額） 紙おむつ　100枚／1月 布おむつ　100枚／6月 （H14実績額） 【事務手順】 ・申請書に民生委員の所見を付けて提出 ・決裁後、必要と認められる場合は決定通知書を送付し、在宅介護支援センター等により配布する	【事業の目的】 重度の在宅高齢者を介護している家族に対して、紙おむつ等の介護用品を支給し、高齢者を介護している家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続、向上を図ることを目的とする。 【概要】 《県補助対象事業分》 （対象者） 要介護認定における要介護度４又は５の在宅高齢者であって、市町村民税非課税世帯に属するものを現に介護している家族とする。 （対象の介護用品） 介護用品は、紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプーその他介護を行うために日常的に必要となる消耗品とする。 （支給限度額） 支給する介護用品の総額は、年額１人当たり75,000円を限度とする。 （H14実績額）　548,689円 （負担割合）　県　3/4　町　1/4 《町単独事業分》（対象者） ①　町内に居住する在宅の65歳以上の者で、日常生活動作の大半を独力で行うことが困難で他の者の介護を要する寝たきり老人等。 ②　重度の心身障害者で、日常生活において特別な介護を要する者。 （対象の介護用品）　紙おむつ・尿とりパッド（紙おむつ等） （支給限度額）　5,000円/月 （H14実績額）761,100円 【事務手順】・申請書に添付書類を付けて提出・決裁後、必要と認められる場合は決定通知書を送付。・一ヶ月中に購入した紙おむつ等の領収書を添付して申請・請求。	【事業の目的】 家庭において介護保険の対象となる高齢者等を介護している家族に対し、家族介護用品の支給を行い、その家族及び高齢者等の福祉の増進を図る。 《県補助対象事業分》 【概要】 町内に居住し、次のいずれかに該当する要介護者と同居し、現に介護している人に支給します。 ・介護保険の要介護4・5と認定された ・非課税世帯 （対象の介護用品） 1ヶ月あたり、次のいずれかを給付できる。 ①紙おむつパンツタイプ（M・L）　2パック ②尿取りパット　6パック （支給限度額） 支給する介護用品の総額は、年額１人当たり75,000円を限度とする。 （H14実績額）　234,980円 【負担割合】 県　3/4　町　1/4 【事務手順】 申請書に民生委員の所見を付けて提出 決裁後、必要と認められる場合は決定通知書を送付する。 [公共的団体] おむつの支給申請書の受付、受理、支給決定は、保健福祉課で行い、現物の給付は牧園町社会福祉協議会に委託して行っている。

協　議　事　項	２５－１２　高齢者福祉事業	関　係　項　目	１８　家族介護用品の支給
調整の内容	事業は現行のとおり新市へ引き継ぐ。ただし、支給方法、対象者の要件については合併までに調整する。		

霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
【事業の目的】 在宅齢者等を介護している家族等に対し、介護用品を支給することにより、在宅介護における家族の精神的及び経済的負担軽減を図る。 【概要】《県補助対象事業分》 （対象者） 要介護認定における要介護4又は5の在宅の高齢者であって、市民税非課税世帯に属する者を現に介護している家族とする。 （対象の介護用品） 紙おむつ・尿取りパット・使い捨て手袋・清拭剤・ドライシャンプー等介護に要する日常的に必要な消耗品 （支給限度額）　支給する介護用品の総額は、年額１人当たり75,000円を限度とする。 （給付額の１割を自己負担） （H14実績額）　なし （負担割合）　県　3/4　市　1/4 《町単独事業分》（対象者） 霧島町内に住所を有し、常時おむつ等を使用する在宅の65歳以上の寝たきり老人等、または、重度心身障害者（児）。 （対象の介護用品） 紙おむつ・尿取りパット・使い捨て手袋・清拭剤・ドライシャンプー等介護に要する日常的に必要な消耗品 （支給限度額）　非課税世帯　課税世帯 介護度4・5　36,000円 介護度1～3　35,000円　18,000円 重度心身障害者　45,000円　24,000円 （給付額の１割を自己負担） （H１４実績額）　なし 【事務手順】　申請書に在宅介護支援センター等の所見を付けて提出決裁後、必要と認められる場合は決定通知書を送付し、在宅介護支援センター等により配布する 本事業は，H16・1月以降実施予定	【事業の目的】　寝たきり等身体上又は精神上の障害があって日常生活を営むのに支障がある高齢者等を介護している家族等に対し、介護用品を支給することにより、在宅介護における家族の精神的及び経済的負担軽減を図る。 【概要】　次のいずれかに該当する要介護者と同居し、現に介護している人に支給する 《県補助対象事業分》　（対象者） 要介護認定における要介護度4又は5の在宅高齢者であって、市町村民税非課税世帯に属するものを現に介護している家族とする。 （対象の介護用品） 介護用品は、紙おむつ、尿取りパット、使い捨　て手袋、清拭剤、ドライシャンプーその他介護を行うために日常的に必要となる消耗品とする。 （支給限度額）支給する介護用品の総額は、年額１人当たり　75,000円を限度とする。 （H14実績額）　707,778円 （負担割合）　県　3/4　町　1/4 《市町単独事業分》　（対象者） ・要介護認定における要介護度４又は５の在宅高齢者であって、市町村民税課税世帯に属するものを現に介護している家族 ・身体障害者手帳１級または２級を所持し，かつオムツ等を使用することがやむを得ない障害状態にある在宅の障害者(児)を現に介護している家族 ・膀胱直腸障害等にある在宅の心身障害者(児)を現に介護している家族 （対象の介護用品） 介護用品は、紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプーその他介護を行うために日常的に必要となる消耗品とする。 （支給限度額） 支給する介護用品の総額は、年額１人当たり50,000円を限度とする。 （H14実績額） 1,940,882円 【委託先】　社会福祉協議会 【事務手順】　1)申請書を健康生活課又は在宅介護支援センターへ　2)在宅支援センターは，申請書に基づき調査　3)ケア会議にて審査し決定する。　4)申請者に決定通知を送付する。　5)月の途中であれば，翌月より支給	【事業の目的】 重度の在宅高齢者を介護している家族に対して、紙おむつ等の介護用品を支給し、高齢者を介護している家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続、向上を図ることを目的とする。 【概要】 《県補助対象事業分》 （対象者） 要介護度4または5の在宅高齢者を介護している家族で、市町村民税非課税世帯のものとする。 （対象の介護用品） 紙おむつ、使い捨て手袋、使い捨て清拭タオル、その他町長が認めるもの （支給限度額） 月単位で現物を支給し、１家族当たり年75，000円を限度とする。 （H14実績額） 実利用者数　5名　266,070円 （負担割合）　県　3／4　町　1／4 【事務手順】 ・申請書に基づき審査の上可否を決定する。 《市町単独事業分》 事業実施なし	事業は現行のとおり新市へ引き継ぐ。ただし、支給方法、対象者の要件については合併までに調整する。

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１２　高齢者福祉事業	関　係　項　目	１９　家族介護者交流事業
調整の内容	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、事業量等については県補助金枠も考慮したうえで合併までに調整する。		

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
実施なし。	【事業の目的】 在宅で要介護高齢者を介護している家族等に、介護から一時的に解放し、心身の元気回復（リフレッシュ）を図るため、日帰り旅行を行う。 【事業の概要】 町内に住所を有し、在宅で要介護高齢者を介護している家族等を対象に、日帰り旅行・施設視察などを行いながら、家族どうしの相互交流等を行う。 年1回実施。 【委託先】 溝辺町在宅介護支援センターに委託。 【経費負担】 県　3/4 町　1/4 【H14実績額】 平成15年度から事業実施 【負担割合】 県　3/4　　町　1/4	【事業の目的】 在宅で要介護高齢者を介護している家族等に、介護から一時的に解放し、心身の元気回復（リフレッシュ）を図るため、日帰り旅行を行う。 【事業の概要】 町内に住所を有し、在宅で要介護高齢者を介護している家族等を対象に、日帰り旅行・施設視察　などを行いながら、家族どうしの相互交流等を行う。通常年1回 【委託先】 施設研修の企画から一切を横川緑風園に委託する。 【経費負担】 県　3/4 町　1/4 【H14実績額】 県在宅老人福祉事業費補助金 112,000円（平成14年度実績） 【負担割合】 県　3/4　　町　1/4	実施なし。

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１２　高齢者福祉事業	関　係　項　目	１９　家族介護者交流事業
調整の内容	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、事業量等については県補助金枠も考慮したうえで合併までに調整する。		
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
実施なし。	実施なし。	実施なし。	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、事業量等については県補助金枠も考慮したうえで合併までに調整する。

協　議　事　項	２５－１２　高齢者福祉事業	関　係　項　目	２０　家族介護慰労事業
調整の内容	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。		

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【目的】 　重度の要介護高齢者を在宅で介護している家族に対し、その慰労金を支給することにより、高齢者を介護している家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続、向上を図ることを目的とする。 【対象者】 　慰労金の支給を受けることが出来る者は、本市に住民登録をしている要介護４または５の認定を受けた市民税非課税世帯の在宅高齢者であって、過去1年間介護保険のサービスを受けなかった者を、居宅において同居して介護している家族とする。 【慰労金の額】 　対象者1人当たり年額10万円 【申請の手順】 　本人より申請→内容の審査→決定→決定通知書の送付 【平成14年度実績】 　◎　実績なし	実施なし。	実施なし。	【目的】 家庭において介護保険の対象となる高齢者等を介護している家族に対し、介護手当を支給することにより、在宅で高齢者を介護する家族の慰労を行うとともに、寝たきり等の高齢者の福祉の増進を図る。 【対象者】 ①町内に居住し、要介護認定において要介護4・5　と判定されたもの。 ②寝たきり老人等及びその介護者の属する世帯が町　民税非課税世帯。 ③過去1年間介護保険サービス（年間1週間程度の　ショートステイの利用は除く。）を受けなかった　寝たきり老人等を介護する家族 【慰労金の額及び支給時期】 手当額は、1人月10,000円とする。 手当は6,9,12,3月に支給する。ただし、途中受給権が消滅したものについては、月割計算により支給する。 【申請の手順】 　本人より申請→内容の審査→決定→決定通知書の送付 【平成１４年度実績】 　◎　１件　120,000円 　（内　100,000円は県補助対象 　　20,000円は町単独 ）

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１２　高齢者福祉事業	関　係　項　目	２０　家族介護慰労事業
調整の内容	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。		

霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
実施なし。	【実施方法】 支給対象者に対して，介護を行っていることの慰労として金品を贈呈する。 【支給対象者】 要介護4又は5に相当する町民税非課税世帯の在宅高齢者であって，過去1年間介護保険のサービスを受けなかった者を現に介護している家族。 【補助金】 県3/4 支給金額100,000円 【平成14年度実績】 ◎　実績なし	【目的】 重度の要介護状態にある高齢者の介護を行っている者の労をねぎらうため 【対象者】 慰労金の支給を受けることができる者は、町内に住所を有し、かつ、次の各号のいずれにも該当する同居家族又は同居に準じると町長が認めた家族を介護保険サービスを利用することなく、過去１年間継続して介護しているものとする。 （１）町内に住所を有するもの （２）過去１年間継続して、介護保険の要介護４　もしくは要介護５の認定を受けているもの又はこ　れと同等の心身状態にあると町長が認めたもの。 （３）生計中心者が、町民税非課税である世帯に　属するもの 【慰労金の額】 対象者１人当り年額10万円 【申請の手順】 本人より申請→内容の審査→決定→決定通知書の送付 【平成１４年度実績】 ◎　１件　100,000円	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１２　高齢者福祉事業	関　係　項　目	２１　緊急通報体制等整備事業
調整の内容	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。緊急通報先、利用者負担、機種統一等については合併までに調整する。		

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【事業の目的】 在宅の独り暮らし高齢者等に緊急通報装置を貸与することにより、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。 【利用対象者】 65歳以上の高齢者のみの世帯、身体障害者のみの世帯、他市長が特に必要と認める者 （原則、近隣に子供がいない方で発作的病気を有する方等を対象とする） 【事業の内容】 利用者宅に緊急通報装置（14年度おたすけん）を貸与し自動的に連絡先に通報できるものを設置する。 申請時に予め近隣の協力員を最低2名見つけてもらう。（4名まで登録可能）緊急通報装置に協力員の電話番号を登録し緊急ボタンを押すと、第一通報者、第二通報・・と4名に通報される。 【利用者負担】 前年度の所得課税年額により７階層の区分がある。 【14年度実績】 総事業費　1,852,200円　購入台数 36台 設置台数 19名 管内65歳以上の限度額の範囲内で実施 【経費負担】 国　1／2 県　1／4 市　1／4	【事業の目的】 ひとり暮らし等虚弱な在宅高齢者等に、緊急時における通報システムを整備することによって、高齢者等が安心して生活できる生活環境の整備に寄与する。 【利用対象者】 虚弱な在宅のひとり暮らし等高齢者及び心身障害者で、特に通報システム機器の必要な者。 【事業の内容】 利用者宅に緊急通報装置を貸与し自動的に連絡先に通報できるものを設置する。 申請時に予め近隣の協力員を最低２名見つけてもらう。（4名まで登録可能）緊急通報装置に協力員の電話番号を登録し緊急ボタンを押すと、第一通報者、第二通報者・・・と4名に通報される。 【利用者負担】 なし 【H14実績額】 総事業費　329,280円　購入台数　７台 【経費負担】 国　1/2 県　1/4 町　1/4	実施なし。	【事業の目的】 在宅の独り暮らし老人及び身体障害者等に対し、緊急通報装置を給付することにより、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、その福祉の増進に資すること。 【利用対象者】 虚弱な在宅のひとり暮らし等高齢者（概ね65歳以上）及び心身障害者で、特に通報システム機器の必要な者。 【事業の内容】 利用者宅に緊急通報装置（おたすけくん）を設置する。申請時に予め近隣の協力員を最低2名見つけてもらう。（4名まで登録可能）緊急通報装置に協力員の電話番号を登録し緊急ボタンを押すと、第一通報者、第二通報・・と４名に通報される。 【利用者負担】 設置料は、牧園町役場が、負担する。その後、修理等は自己負担。 【14年度　実績】 1,270,500円　　購入台数　22台 【経費負担】 国　1/2 県　1/4 町　1/4

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１２　高齢者福祉事業	関　係　項　目	２１　緊急通報体制等整備事業
調整の内容	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。緊急通報先、利用者負担、機種統一等については合併までに調整する。		

霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
【事業の目的】 在宅の独り暮らし老人の健康と安全の確保のため緊急通報装置を貸与し設置する。 【利用対象者】 （１）町内に居住する概ね65歳以上のひとり暮らしの老人 （2）概ね65歳以上の夫婦世帯で双方とも病弱であるもの （3）その他町長が特に必要と認めた者 【概要】 利用者宅に設置した緊急通報装置の緊急ボタンを押すと、第一通報者、第二通報者、第三通報者にと連絡される。 通報先は次のなかから選択する。 1、3通報者とも近隣の方にお願いする。 2、2通報者を近隣の方に、残りの1つを町内の特養にお願いする。（この場合は、利用料年額1,000円を特養へ支払う。） 3、2通報者を近隣の方へ残りの1つを装置購入業者の通報センターへお願いする。（この場合は，利用料月額1,500円を業者へ支払う。） 4、上記3にプラス1,000円で月2回の「お元気コール（センターから職員による安否確認等）」を行う。 【利用者負担】 なし 【平成14年度実績】 総事業費　1,, 260,000円　設置台数　20台 【経費負担】 国　1／2 県　1／4 町　1／4	実施なし。	【事業の目的】 ひとり暮らしの老人等に対し、緊急通報装置を給付又は貸与（以下「給付等」という。）することにより、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り福祉の増進に資することを目的とする。 【利用対象者】 （１）町内に居住する概ね65歳以上のひとり暮らしの老人 （2）概ね65歳以上の夫婦世帯で双方とも病弱であるもの （3）その他町長が特に必要と認めた者 【事業の内容】 利用者宅に緊急通報装置（おたすけくん）を給付等し、登録した連絡先に自動的に通報できるものを設置する。 申請時に予め近隣等の協力員を最低3名登録してもらう。 【利用者負担】 前年所得税課税年額により７階層の区分がある。 【平成14年度実績】 総事業費　750,750円　設置台数　13台 【経費負担】 国　1／2 県　1／4 町　1／4	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。緊急通報先、利用者負担、機種統一等については合併までに調整する。

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１２　高齢者福祉事業	関　係　項　目	２２　高齢者地域支援体制整備、評価事業
調整の内容	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
実施なし。	社会福祉協議会で実施。（町補助あり）	【目的】 　高齢者の様々な相談に応じ，その問題の解決に　努める。 【概要】 　相談員３名による輪番制で毎週火曜日（祝祭日は除く）10時～15時まで温泉センターで開設する。また、相談所で解決できない場合は県のシルバー110番等を紹介するなどして対応する。 【事業手順】 　相談室の設置、相談員への諸謝金の準備等 【対象者】 　地域住民 【委託先】 　横川町社会福祉協議会 【相談員の役職等】 　心配ごと相談員 【経費負担】 　県　　3/4 　町　　1/4 【H14実績額（費目と金額）】 　委託料　140,000円	実施なし。

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１２　高齢者福祉事業	関　係　項　目	２２　高齢者地域支援体制整備、評価事業
調整の内容	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。		

霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
【目的】 町内の高齢者等が安易に通所できる場所に様々な相談ができるよう相談体制の整備をしもって高齢者等の不安等を解消し、高齢者等の福祉に資することを目的とする。 （旧心配ごと相談所事業） 利用料なし 社会福祉協議会へ委託 H14委託料　93,000円	実施なし。	実施なし。	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１２　高齢者福祉事業	関　係　項　目	２３　寝たきり老人及び重度心身障害者等おむつ手当て支給事業
調整の内容	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、支給限度額等については合併までに調整する。		

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【目的】 在宅寝たきり老人等のうち、おむつの必要な者に対して紙おむつを支給し、本人の健康、衛生管理並びに介護者の世話の軽減を図り、以て在宅福祉の増進に寄与することを目的とする。 【概要】 国分市内に住所を有し、常時おむつを必要とする、在宅の６５歳以上の寝たきり老人等や重度心身障害者（児）に対して、おむつ給付券を支給する。対象者は指定商品の中から１月１種類ずつ選び、市の指定薬局・薬店にて商品と交換する。 （対象の介護用品） ①おむつ　フラットタイプ　100枚 ②おむつ　テープ式タイプ　おおむね30枚 ③おむつ　パンツ式タイプ　おおむね30枚 ④おむつ　尿とりパッド　おおむね100枚	【目的】 在宅の寝たきり老人及び重度心身障害者を抱かえる世帯に対して、介護負担の軽減を図るため、おむつを支給する。 【対象者】 ①　町内に居住する在宅の65歳以上の者で、老衰、心身の障害、傷病等のため日常生活におむつの使用を必要とする者。 ②　重度の心身障害者で、日常生活においておむつの使用を必要とする者。 【支給内容】 ① 紙おむつ　100枚/1月 ② 布おむつ　100枚/6月 【事務手順】 在宅ねたきり老人等おむつ給付申請書に民生委員の証明を受け申請する。	【目的】 在宅の寝たきり老人及び重度心身障害者を抱かえる世帯に対して、介護負担の軽減を図るため、紙おむつ等を支給する。 【対象者】 ①　町内に居住する在宅の65歳以上の者で、日常生活動作の大半を独力で行うことが困難で他の者の介護を要する寝たきり老人等。 ②　重度の心身障害者で、日常生活において特別な介護を要する者。 【支給内容】 対象者が使用する紙おむつ等に係る各月分の購入費に相当する額とし、月額5,000円を限度とする。	実施なし。

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１２　高齢者福祉事業	関　係　項　目	２３　寝たきり老人及び重度心身障害者等おむつ手当て支給事業
調整の内容	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、支給限度額等については合併までに調整する。		

霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
実施なし。	【目的】 重度の在宅高齢者及び重度心身障害者（児）を介護している家族に対して紙おむつ等の介護用品を支給し，介護を行っている家族の身体的，精神的及び経済的負担の軽減を図るとともに在宅生活の継続，向上を図る。 【対象者】 ①　要介護4又は5に相当する在宅の高齢者を現に介護している家族 ②　身体障害者手帳1級又は2級を所持し，かつ，おむつ等を使用することがやむを得ない障害状態にある在宅の重度心身障害者（児）を現に介護している家族 ③膀胱直腸障害等にある在宅の心身障害者（児）を現に介護している家族 支給内用 紙おむつ，尿取りパット，その他介護を行うために必要となる消耗品 １人当たり50,000円 事務手順 1)申請書を健康生活課又は在宅介護支援センターに申請する。 2)在宅介護支援センターは申請書に基づき調査し，町民税の課税状況の確認を取る。 3)ケアー会議の意見を求める。 4)申請者に決定通知書を送付する。 支給 申請者は，町より家族介護用品引換券により隼人町社会福祉協議会から用品を受け取る。	実施なし。	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、支給限度額等については合併までに調整する。

協　議　事　項	２５－１２　高齢者福祉事業	関　係　項　目	２４　老人保健福祉計画
調整の内容	老人保健福祉計画については、各市町の計画書を現行のとおり新市に引き継ぐ。策定委員会・運営委員会また、準備事務については合併までに調整する。新たな計画は、平成17年度に新市おいて策定する。		

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【事業の目的】 要支援及び要介護高齢者を含むすべての高齢者を、介護保険の給付対象とならない老人保健福祉サービスや施策の体系化を図る。 【概要】 保健福祉サービスの現状と課題、計画の基本方針、基本計画を柱として2003年3月に策定 策定委員会を設置（委員17名） 【計画期間】 2003～2007年 【委員構成】 保健医療関係者4名、福祉関係者4名　各種団体4名　学識経験者1名　市民3名　行政2名	【事業の目的】 要支援及び要介護高齢者を含むすべての高齢者を、介護保険の給付対象とならない老人保健福祉サービスや施策の体系化を図る。 【概要】 保健福祉サービスの現状と課題、計画の基本方針、基本計画を柱として2003年3月に策定 策定委員会を設置（委員15名） 【計画期間】 2003～2007年 【委員構成】 ・助役 ・文教厚生委員長 ・社会福祉協議会長 ・社会福祉協議会事務局長 ・自治公民会社会部部長 ・民生・児童委員協議会長 ・老人クラブ連合会長 ・老人クラブ連合会 ・身体障害者協会長 ・医師会溝辺代表 ・社会福祉施設代表 ・在宅介護支援センター ・溝辺郵便局長 ・増健補導委員代表 ・生活学校代表 ・主任ホームヘルパー ・公募者3名 ・生涯学習課長	【事業の目的】 要支援及び要介護高齢者を含むすべての高齢者　を、介護保険の給付対象とならない老人保健福祉　サービスや施策の体系化を図る。 【概要】 保健福祉サービスの現状と課題、計画の基本方　針、基本計画を柱として2000年3月に策定 策定委員会を設置（委員15名） 【計画期間】 2000～2004年 【委員構成】 策定策定委員会　（委員15名）	【事業の目的】 要支援及び要介護高齢者を含むすべての高齢者を、介護保険の給付対象とならない老人保健福祉サービスや施策の体系化を図る。 【概要】 保健福祉サービスの現状と課題、計画の基本方針、基本計画を柱として2000年3月に策定 策定委員会を設置（委員14名） 【計画期間】 2000～2004年 【委員構成】 委員　14名 保健医療関係者　3名 福祉事業関係者　3名 各種団体関係者　3名 一般住民代表者　2名 行政関係　3名

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１２　高齢者福祉事業	関　係　項　目	２４　老人保健福祉計画
調整の内容	老人保健福祉計画については、各市町の計画書を現行のとおり新市に引き継ぐ。策定委員会・運営委員会また、準備事務については合併までに調整する。新たな計画は、平成17年度に新市おいて策定する。		

霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
「事業の目的」 　要介護高齢者を含む、すべての高齢者の保健医療福祉サービスや施策を構築して高齢者が介護状態に移行することを予防する、元気高齢者対策の取り組みを図る 「概要」 ・保健医療福祉サービスの現状分析と課題・計画の基本方針、基本計画を柱として事業の計画する 　策定委員会を設置して介護保険事業計画と一体的に取り組む（介護保険事業計画事務事業参照） 　計画期間　平成15年度～19年度事業計画 「内容」 ①老人保健事業　・健康教育、健康相談、健康診査、健康度評価、訪問指導 ②介護予防・生きがい活動　・在宅介護支援、転倒骨折予防、痴呆介護、高齢者食生活改善、運動指導、短期宿泊、生きがいデイサービス　・配食サービス、外出支援、寝具等乾燥消毒、住宅改修支援、緊急通報体制 ③介護家族支援　・介護教室、介護家族交流、介護用品支給、家族介護慰労 ④在宅福祉　・在宅介護支援センター・シルバー人材センター、みやま工芸教室・日常生活用具給付 ⑤施設福祉　・養護老人ホーム・経費老人ホーム・保健福祉センター ⑥国保事業　・健康づくり地域活動・寝たきり老人防止事業・高齢者生きがいづくり事業・地域活動等組織育成事業・各種健康相談、健康教育・健康増進体力増進事業・健康診査事業…人間ドック、脳ドック、腹部超音波、波検診、骨粗鬆症検診助成	【事業の目的】 　要支援及び要介護高齢者を含むすべての高齢者を、介護保険の給付対象とならない老人保健福祉サービスや施策の体系化を図る。 【概要】 　保健福祉サービスの現状と課題、計画の基本方針、基本計画を柱として2003年3月に策定 　策定委員会を設置（委員15名） 【計画期間】 　2003～2006年 【委員構成】	【事業の目的】 　要支援及び要介護高齢者を含むすべての高齢者を介護保険の給付対象とならない老人保健福祉サービスや施策の体系化を図る。 【概要】 　保健福祉サービスの現状と課題，計画の基本方針基本計画を柱として2003年3月に策定 　策定委員会を設置（委員17名） 【計画期間】 　2003～2007年 【委員構成】 保健医療関係者　3名 福祉関係者　6名 学識経験者　3名 住民代表　2名 行政　3名	老人保健福祉計画については、各市町の計画書を現行のとおり新市に引き継ぐ。策定委員会・運営委員会また、準備事務については合併までに調整する。新たな計画は、平成17年度に新市おいて策定する。

協　議　事　項	２５－１２　高齢者福祉事業	関　係　項　目	２５　福祉手当
調整の内容	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、給付額については合併までに調整する。また、合併後も給付額については、段階的に見直していく。		

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【目的】 本市に住所を有する在宅寝たきり老人又は重度痴呆老人を長期にわたり介護している者に対し、老人介護手当を支給することにより、その労をねぎらうとともに、寝たきり老人等の福祉の増進並びに親族の扶養意識を高めることを目的とする。 【対象者】 ねたきり老人等及びその介護者が、国分市に3ヶ月以上居住し住民基本台帳に記載されている者で、引き続き3ヶ月以上寝たきり老人等を介護している場合に支給する。ただし、介護者が代わったときは、従前の介護者の住所及び介護の期間を通算する。 ・ねたきり老人：在宅において要介護3以上に相当する状態が3ヶ月以上続いている65歳以上の者。 ・重度痴呆老人：在宅において要介護2（痴呆度Ⅲa）以上に相当する状態が3ヶ月以上続いている65歳以上の者。 ・介護者：ねたきり老人等と起居をともにし、その介護に当たっている者。 ※ただし、ねたきり老人等が特別障害者手当若しくは福祉手当（国民年金等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）の規定による改正前の「福祉手当」をいう。）を支給されているときは、手当は支給しない。 【手当の額】 手当の額は、ねたきり老人等１人につき月額6,000円とする。 【支給期間及び支払期間】 手当の支給は、受給資格者が認定の請求をした日の属する月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。 手当は毎年度4月から9月分を上期、10月から3月分を下期として、それぞれ9月と3月にまとめて支給する。 【H14実績額】 3,762,000円（　5人）	【目的】 溝辺町に居住する在宅ねたきり老人及び重度痴呆老人を長期にわたって介護しているものに対し、ねたきり老人等介護手当を支給することにより、その労をねぎらうとともに、ねたきり老人等の福祉の増進並びに扶養意識の向上を図ることを目的とする。 【対象者】 手当は、次の各号に該当する者に支給する。 (1)　ねたきり老人等及びその介護者が、溝辺町の住民基本台帳に記載されている者であること。 (2)　介護を必要とする状態が3ヶ月以上ある在宅の者を介護している者であること。 (3)　認定後に介護者の交替があっても、支給できるものとする。 (4)　前各号に該当する場合において、介護する者が2人以上いる場合は、その中の1人に支給する。 【手当の額】 手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、ねたきり老人等１人に付き月額10,000円とする。 【支給期間及び支払期間】 手当の支給は、受給資格者が認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。 手当は、毎年4月、7月、10月、1月の4期にそれぞれ前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった手当又は、支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支払期月でない月であっても支払うものとする。 【申請の手順】 本人より申請→内容の審査→決定→決定通知書の送付 【H14実績額（費目別）】 対象者　16名 支給額　1,640,000円	【目的】 横川町に居住する在宅ねたきり老人及び重度痴呆老人を長期にわたって介護しているものに対し、ねたきり老人等介護手当を支給することにより、その労をねぎらうとともに、ねたきり老人等の福祉の増進並びに扶養意識の向上を図ることを目的とする。 【対象者】 手当は、次の各号に該当する者に支給する。 (1)　ねたきり老人等及びその介護者が、横川町の住民基本台帳に記載されている者であること。 (2)　ねたきり老人等と介護者が扶養関係にあること。 (3)　認定後に介護者の交替があっても、支給できるものとする。 (4)　前各号に該当する場合において、介護する者が２人以上いる場合は、その中の１人に支給する。 【手当の額】 手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、ねたきり老人等１人に付き月額10,000円とする。 【支給期間及び支払期間】 手当の支給は、受給資格者が認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。 手当は、毎年4月、7月、10月、12月の4期にそれぞれ前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった手当又は、支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支払期月でない月であっても支払うものとする。 【申請の手順】 本人より申請→内容の審査→決定→決定通知書の送付 【H14実績額（費目別）】 870,000円（　8人）	３２事業　家族介護慰労事業の町単独上乗せ分 【目的】 家庭において介護保険の対象となる高齢者等を介護している家族に対し、介護手当を支給することにより、在宅で高齢者を介護する家族の慰労を行うとともに、寝たきり等の高齢者の福祉の増進を図る。 【対象者】 ①町内に居住し、要介護認定において要介護4・5と判定されたもの。 ②寝たきり老人等及びその介護者の属する世帯が町　民税非課税世帯。 ③過去1年間介護保険サービス（年間1週間程度のショートステイの利用は除く。）を受けなかった寝たきり老人等を介護する家族 【手当額】 月額10,000円（6月・9月・12月・3月の年4回）支給する。 【手続】 本人の申請を受け、審査し決裁にて決定 【民生委員の意見書の要否】 無し 【14年度実績額】 20,000円（　1人） ※国県補助事業枠が100,000円、20,000円を町単独で上乗せ。

始良中央地区合併協議会の調整内容　　参考資料

協　議　事　項	２５－１２　高齢者福祉事業	関　係　項　目	２５　福祉手当
調整の内容	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、給付額については合併までに調整する。また、合併後も給付額については、段階的に見直していく。		

霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
実施なし	実施なし	実施なし	事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、給付額については合併までに調整する。また、合併後も給付額については、段階的に見直していく。

協　議　事　項	２５－１２　高齢者福祉事業	関　係　項　目	２６　在宅介護支援センター
調整の内容	在宅介護支援センターについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、基幹型・地域型在宅支援センターのエリアの見直し、体制の充実等については、合併までに調整する。在宅介護支援センター間の情報の共有化、ネットワーク化等については、新市で協議する。		

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【目的】 市内に居住する在宅の寝たきり等高齢者及びその介護者に対し、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、それらのニーズに対応した各種の保健、福祉サービスが総合的に受けられるように、関係行政機関、サービス事業者等との連絡調整等の便宜を供与を供与し、もって、地域の要介護高齢者及び要援護となるおそれのある高齢者並びにその家族等の福祉の向上を図る。 【事業の実施】 基幹型支援センター　国分市社回福祉協議会 地域型支援センター　社会福祉法人政典会 瑞祥園 地域型支援センター　老人保健施設春成会 アメニティ国分 三ヶ所へ委託 【職員数】 ・基幹型　2人 ・地域型　1人×2ヶ所 【14年度実績】 基幹型 13,084,412円 地域型 3,648,000円×2ヶ所 総額 20,380,412円 (*地域型においては実態把握事業分は含まれていない) 【経費負担】　国　1／2 県　1／4 市　1／4 【その他】 平成15年度から在宅介護支援センターネットワークシステムを導入。地域型においては福祉用具展示加算を国・県の補助基準額要綱改正に伴い削減した	【目的】 町内に居住する在宅の寝たきり等高齢者及びその介護者に対し、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、それらのニーズに対応した各種の保健、福祉サービスが総合的に受けられるように、関係行政機関、サービス事業者等との連絡調整等の便宜を供与を供与し、もって、地域の要介護高齢者及び要援護となるおそれのある高齢者並びにその家族等の福祉の向上を図る。 【事業の実施】 地域型支援センター　1ヵ所 【職員数】 ・地域型　専任１名 兼務１名 【14年度実績】 地域型　2,790,000円×１ヵ所 【経費負担】　国　1/2 県　1/4 町　1/4 【その他】	【目的】 在宅の要介護老人や老人の介護で困っている家族等を対象に、身近なところで介護相談、各種の保健、福祉サービスが総合的に受けられるよう調整する在宅福祉サービスの拠点を整備し、在宅介護サービス事業の普及及び推進を図ることにより、地域の要介護老人及びその家族等の福祉の向上に寄与することを目的とする。 【事業の実施】 地域型支援センター　1ヶ所へ委託 【職員数】 ・基幹型　0人 ・地域型　2人（1人は居宅介護支援事業所兼務） 【14年度実績】 地域型 3,648,000円×1ヶ所 【経費負担】　国　１／２ 県　１／４ 市　１／４ 【その他】 平成15年度から地域型においては福祉用具展示加算を国・県の補助基準額要綱改正に伴い削減した	【目的】 町内に居住する在宅の寝たきり等高齢者及びその介護者に対し、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、それらのニーズに対応した各種の保健、福祉サービスが総合的に受けられるように、関係行政機関、サービス事業者等との連絡調整等の便宜を供与を供与し、もって、地域の要介護高齢者及び要援護となるおそれのある高齢者並びにその家族等の福祉の向上を図る。 【事業の実施】 地域型支援センター　社会福祉法人　桃蹊会 サンライトホーム 【職員数】 2名 【14年度実績】 3,686,000円（実態把握事業分を除く） 【経費負担】 国　１／２ 県　１／４ 町　１／４

協　議　事　項	２５－１２　高齢者福祉事業	関　係　項　目	２６　在宅介護支援センター
調整の内容	在宅介護支援センターについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、基幹型・地域型在宅支援センターのエリアの見直し、体制の充実等については、合併までに調整する。在宅介護支援センター間の情報の共有化、ネットワーク化等については、新市で協議する。		

霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
【目的】 町内に居住する在宅の寝たきり等高齢者及びその介護者に対し、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、それらのニーズに対応した各種の保健、福祉サービスが総合的に受けられるように、関係行政機関、サービス事業者等との連絡調整等の便宜を供与を供与し、もって、地域の要介護高齢者及び要援護となるおそれのある高齢者並びにその家族等の福祉の向上を図る。 【事業の実施】 地域型支援センター　1ヵ所 [公共的団体] 霧島町在宅介護支援センター （霧島町社会副協議会へ委託） 【職員数】 地域型　１名 【委託料】 3,686,000円 【経費負担】 国　1／2 県　1／4 町　1／4	【目的】 在宅の要援護高齢者等又はその家族からの介護等に関する総合的な相談に応じて，ニーズに対応した各種の保健・福祉サービスを総合的に受けられるよう市町村等関係機関，サービス実施機関等との連絡調整等を行い，介護を必要とする高齢者やその家族の福祉の向上を図る。 【事業の実施】 基幹型支援センター　1ヵ所（社会福祉協議会） 在宅介護支援センター２ヶ所（社会福祉協議会，みゆき苑) 【職員数】 ・基幹型　２名 ・地域型　社協　１．５人 みゆき苑　１．５人 【Ｈ１４実績】 基幹型　13,559,869円 地域型（社協）　3,462,473円 地域型(みゆき苑)　3,684,849円 【経費負担】 国　1／2 県　1／4 町　1／4 【その他】 福祉用具展示加算は１５年度も町単として交付	【目的】 町内に居住する在宅の寝たきり等高齢者及びその介護者に対し、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、それらのニーズに対応した各種の保健、福祉サービスが総合的に受けられるように、関係行政機関、サービス事業者等との連絡調整等の便宜を供与を供与し、もって、地域の要介護高齢者及び要援護となるおそれのある高齢者並びにその家族等の福祉の向上を図る。 【事業の実施】 地域型支援センター　1ヵ所 [公共的団体]　（名称）福山町在宅介護支援センター 【職員数】 地域型　１名 【委託料】 5,441,000円 【経費負担】 国　1／2 県　1／4 町　1／4	在宅介護支援センターについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、基幹型・地域型在宅支援センターのエリアの見直し、体制の充実等については、合併までに調整する。在宅介護支援センター間の情報の共有化、ネットワーク化等については、新市で協議する。

協定項目	２５－１２　高齢者福祉事業	関係項目	参考資料（関係法令抜粋）

老人福祉法

第１章　総　則
（目的）
第１条　この法律は、老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もつて老人の福祉を図ることを目的とする。
（基本的理念）
第２条　老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。
第３条　老人は、老齢に伴つて生ずる心身の変化を自覚して、常に心身の健康を保持し、又は、その知識と経験を活用して、社会的活動に参加するように努めるものとする。
２　老人は、その希望と能力とに応じ、適当な仕事に従事する機会その他社会的活動に参加する機会を与えられるものとする。
（老人福祉増進の責務）
第４条　国及び地方公共団体は、老人の福祉を増進する責務を有する。
２　国及び地方公共団体は、老人の福祉に関係のある施策を講ずるに当たつては、その施策を通じて、前２条に規定する基本的理念が具現されるように配慮しなければならない。
３　老人の生活に直接影響を及ぼす事業を営む者は、その事業の運営に当たつては、老人の福祉が増進されるように努めなければならない。

第２章　福祉の措置
（支援体制の整備等）
第10条の３　市町村は、65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、心身の状況、その置かれている環境等に応じて自立した日常生活を営むために、最も適切な支援が総合的に受けられるように、次条及び第11条の措置その他地域の実情に応じたきめ細かな措置の積極的な実施に努めるとともに、これらの措置、介護保険法に規定する居宅サービス、居宅介護支援及び施設サービス並びに老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。
２　市町村は、前項の体制の整備に当たつては、65歳以上の者が身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障が生じた場合においても、引き続き居宅において日常生活を営むことができるよう配慮しなければならない。

第３章の２　老人福祉計画

（市町村老人福祉計画）

第20条の８　市町村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第２条第４項の基本構想に即して、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

２　市町村老人福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標

(2) 前号の老人福祉事業の量の確保のための方策

(3) その他老人福祉事業の供給体制の確保に関し必要な事項

３　市町村は、前項第１号の目標（老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームに係るものに限る。）を定めるに当たつては、介護保険法第117条第２項第１号に規定する介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み（同法に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、痴呆対応型共同生活介護及び介護福祉施設サービスに係るものに限る。）を勘案しなければならない。

４　厚生労働大臣は、市町村が第２項第１号の目標（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターに係るものに限る。）を定めるに当たつて参酌すべき標準を定めるものとする。

５　市町村老人福祉計画は、当該市町村の区域における身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の人数、その障害の状況、その養護の実態その他の事情を勘案して作成されなければならない。

６　市町村老人福祉計画は、老人保健法第46条の18に規定する市町村老人保健計画と一体のものとして作成されなければならない。

７　市町村老人福祉計画は、介護保険法第117条に規定する市町村介護保険事業計画その他の法律の規定による計画であつて老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

８　市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。

９　市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

三次市・双三郡・甲奴町合併協議会（広島県）

１．老人医療費公費負担制度については，県制度に準ずる。
２．家族介護用品の支給、老人日常生活用具給付等、緊急通報システム体制整備については，国の基準等により実施する。
３．健康管理システムについては，現行のとおりとする。ただし，通信費等は利用者負担とする。
４．ひとり暮らし高齢者等巡回相談については，関係団体等と調整を図り実施する。
５．食の自立支援については，新市において引き続き実施するものとし，利用者負担等については統一するよう調整する。
６．家族介護慰労金については，三次市,作木村及び三良坂町の例による。
７．在宅介護支援センターについては，現行の三次市在宅介護支援センター（基幹型）を新市の基幹型在宅介護支援センターとし，現行を基本に各地域に地域型在宅介護支援センターを設置する。
８．生きがい活動支援通所事業，軽度生活援助事業，生活管理指導短期宿泊事業等については，国，県の基準等に準じ実施する。
９．生活支援ハウス，小規模老人ホーム等については，現行のとおりとする。
10．住宅改修費等助成については，廃止する。
11．敬老会補助については，地域において実施される敬老会行事について、その実績により８０歳以上の参加者一人当たり１,５００円を補助する。
12．敬老祝金等については，米寿祝金(８８歳の人)10,000円，長寿祝金(100歳の人)30,000円とし，それぞれ敬老祝賀状を添えて贈呈する。
13．高齢者援護資金については，廃止する。
14．福祉（地域巡回）バスについては，現行を基本とし実施する。又，新市生活交通体系の検討と併せ調整を図る。
15．福祉タクシー及び路線バス利用券助成事業については，廃止する。

北魚沼６か町村合併協議会（新潟県）

(2) 高齢者福祉
・配食サービス（介護予防生活支援事業）
　① 対象者は、堀之内町の例により、回数は週２回とする。
　② 既にサービスを受けている者は、引き続き新制度の対象者とする。
・寝具洗濯消毒（介護予防生活支援事業）
　小出町の例による。ただし、既にサービスを受けている者は、引き続き新制度の対象者とする。
・軽度生活援助（介護予防生活支援事業）
　小出町の例による。ただし、既にサービスを受けている者は、引き続き新制度の対象者とする。
・除雪援助（介護予防生活支援事業）
　① 屋根雪除雪については、小出町の例による。
　② 門払いについては、守門村の例による。（門払い：玄関先の雪片付け）
　③ 既にサービスを受けている者は、引き続き新制度の対象者とする。
・活動支援事業（介護予防生活支援事業）
　現行どおりとし、合併後に事業の展開を検討する。
・生きがいデイサービス（ 介護予防生活支援事業）
　現行どおりとし、合併後に新たな基準を策定し統一する。
・生活管理短期宿泊事業（ 介護予防生活支援事業）
　小出町の例による。
・家族介護交流事業（介護予防生活支援事業）
　現行どおりとし、合併後に新たな制度を策定し統一する。
・緊急通報体制整備事業（ 介護予防生活支援事業）
　現行どおりとする。
・紙おむつの支給
　① 対象者は小出町の例による。
　② 給付限度額は、住民税非課税世帯は月額６，０００円、その他は月額３ ，０００円とする。
　③ 既にサービスを受けている者は、引き続き新制度の対象者とする。

高田郡六町合併協議会（広島県）

高齢者福祉対策については，新市の重要な課題であり，施策を充実させることを原則として，次のとおり調整する。
（１）老人保健福祉計画については，健康づくりマスタープラン及び介護保険事業計画との整合を図りながら，新市におい
て策定する。
（２）高齢者等の生活支援事業，介護予防・生きがい活動支援事業等介護予防・生活支援サービスについては，新市全域へ
サービスの拡大を図る。
（３）日常生活用具給付事業については，新市においても，国の基準に基づき引き続き実施する。
（４）日常生活用具貸与事業については，社会福祉協議会の統合に合わせ合併までに調整する。
（５）老人福祉電話貸与事業については，現在貸与している機器につき事業を継続するが，新規貸与は行わない。
（６）寝たきり老人訪問歯科診療については，当面現行どおり新市に引き継ぎ，新市において，新市全域へサービス拡大を
図る。
（７）高齢者住宅整備資金貸付事業については，八千代町，美土里町，高宮町，甲田町及び向原町の例により実施する。
（８）特別養護老人ホーム百楽荘ならびに地域交流ホーム建設資金借入金利子助成については，新市に引き継ぐ。
（９）高齢者サービス総合調整推進事業については，安芸たかた広域連合において実施している事業を新市に引き継ぐ。
(10) 金婚祝い金及び金婚記念品支給事業については，廃止する。
(11) 敬老会については，地域の実情に応じ，社会福祉協議会あるいは地域振興団体等と調整し実施する。
(12) 福祉大会については，新市では１会場で実施する。表彰規程等については，新市において調整する。
(13) 敬老祝い金及び敬老祝い品支給事業については，新市において調整する。

川薩地区法定合併協議会（鹿児島県）

２ 川内市の例により合併時までに調整し、新市と同時に施行する。
①地域ケア推進事業
３ 入来町の例により合併時までに調整し、新市と同時に施行する。
①移送費助成事業
４ 合併時に、新たに制度等を制定する。
①ホームヘルプサービス事業
②生きがいデイサービス事業
③ねたきり老人介護手当支給事業
④高齢者生活福祉センター運営委託事業
⑤高齢者福祉施設管理
⑥敬老事業
⑦住宅改造費助成事業
⑧高齢者はり・きゅう・マッサージ等施術料助成事業
⑨寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業
５ 新市に移行後、速やかに調整する。
①高齢者拠点及びサービス
②独居老人声かけ事業
③高齢者ふれあいサロン事業
６ 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
①生きがい活動支援通所事業(事業運営)
②いきいき100 歳の店運営事業
③配食サービス
④老人健康教育事業
⑤緊急通報システム
７ 廃止の方向で調整する。
①高齢者の生きがいと健康づくり推進事業
②金婚式
③独居老人給食サービス事業
④福祉機器・用具の貸し出し

協議第３０号

生活保護事業の取扱いについて（協定項目２５－１４）

生活保護事業の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

生活保護事業については、新市で設置する福祉事務所において、法令等に基づき実施する。なお、６町の移管事務については、合併までに調整する。

平成１５年１２月２５日提出

始良中央地区合併協議会
会　長　　鶴 丸 明 人

参考資料

協議事項	２５－１４　生活保護事業	関係項目	生活保護費
調整の内容	生活保護事業については、新市で設置する福祉事務所において、法令等に基づき実施する。なお、６町の移管事務については、合併までに調整する。		

各市町の現況

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【概要】 すべての国民に対して最低生活を確保させ、国民生活を安定させるため申請手続きをする。 【事務手順】 ・生活保護相談（調査所定記録用紙に記入） ・申請者・民生委員・市担当者・県担当者で面談 ・生活の保護開始（変更）申請書（保護申請書に伴う調査・生活暦等添付） ・生活保護受給者にかかる収入申告 ・生活保護費（扶助費）資金前渡により保護金品の交付 ・生活保護支払清算 ・移送費申請 ・各種免除申請 ・被保護世帯の所得状況実態調査 ・診療給付券交付 ・生活保護法により小・中学校の学校給食費調査 ・戸籍謄本・世帯全員の住民票の交付申請 ・介護保険相談 ・第1号保険者・第2号保険者 【対象者】 ・保護は、自分の収入だけでは最低生活を営むことができない世帯 在宅受給者　１７４世帯 施設受給者　　３８世帯 人数　　３１３人 【実施時期】 随時 【負担割合】 国　３／４ 市　１／４	【概要】 すべての国民に対して最低生活を確保させ、国民生活を安定させるため申請手続きをする。 【事務手順】 ・生活保護相談（調査所定記録用紙に記入） ・申請者・民生委員・町担当者・県担当者で面談 ・生活の保護開始（変更）申請書（保護申請書に伴う調査・生活暦等添付） ・生活保護受給者にかかる収入申告 ・生活保護費（扶助費）資金前渡により保護金品の交付 ・生活保護支払清算 ・移送費申請 ・各種免除申請 ・被保護世帯の所得状況実態調査 ・診療給付券交付 ・生活保護法により小・中学校の学校給食費調査 ・戸籍謄本・世帯全員の住民票の交付申請 ・介護保険相談 ・第1号保険者・第2号保険者 【対象者】 ・保護は、自分の収入だけでは最低生活を営むことができない世帯 在宅受給者　　２４世帯 施設受給者　　６世帯 人数　　４０人 【実施時期】 随時 【負担割合】 国　３／４ 県　１／４	【概要】 すべての国民に対して最低生活を確保させ、国民生活を安定させるため申請手続きをする。 【事務手順】 ・生活保護相談（調査所定記録用紙に記入） ・申請者・民生委員・町担当者・県担当者で面談 ・生活の保護開始（変更）申請書（保護申請書に伴う調査・生活暦等添付） ・生活保護受給者にかかる収入申告 ・生活保護費（扶助費）資金前渡により保護金品の交付 ・生活保護支払清算 ・移送費申請 ・各種免除申請 ・被保護世帯の所得状況実態調査 ・診療給付券交付 ・生活保護法により小・中学校の学校給食費調査 ・戸籍謄本・世帯全員の住民票の交付申請 ・介護保険相談 ・第1号保険者・第2号保険者 【対象者】 ・保護は、自分の収入だけでは最低生活を営むことができない世帯 在宅受給者　　２３世帯 施設受給者　　１２世帯 人数　　５１人 【実施時期】 随時 【負担割合】 国　３／４ 県　１／４	【概要】 すべての国民に対して最低生活を確保させ、国民生活を安定させるため申請手続きをする。 【事務手順】 ・生活保護相談（調査所定記録用紙に記入） ・申請者・民生委員・町担当者・県担当者で面談 ・生活の保護開始（変更）申請書（保護申請書に伴う調査・生活暦等添付） ・生活保護受給者にかかる収入申告 ・生活保護費（扶助費）資金前渡により保護金品の交付 ・生活保護支払清算 ・移送費申請 ・各種免除申請 ・被保護世帯の所得状況実態調査 ・診療給付券交付 ・生活保護法により小・中学校の学校給食費調査 ・戸籍謄本・世帯全員の住民票の交付申請 ・介護保険相談 ・第1号保険者・第2号保険者 【対象者】 ・保護は、自分の収入だけでは最低生活を営むことができない世帯 在宅受給者　　７９世帯 施設受給者　　２５世帯 人数　　１３１人 【実施時期】 随時 【負担割合】 国　３／４ 県　１／４

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	２５－１４　生活保護事業	関係項目	生活保護費
調整の内容	生活保護事業については、新市で設置する福祉事務所において、法令等に基づき実施する。なお、６町の移管事務については、合併までに調整する。		

各市町の現況

霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
【概要】 すべての国民に対して最低生活を確保させ、国民生活を安定させるため申請手続きをする。 【事務手順】 ・生活保護相談（調査所定記録用紙に記入） ・申請者・民生委員・町担当者・県担当者で面談 ・生活の保護開始（変更）申請書（保護申請書に伴う調査・生活暦等添付） ・生活保護受給者にかかる収入申告 ・生活保護費（扶助費）資金前渡により保護金品の交付 ・生活保護支払清算 ・移送費申請 ・各種免除申請 ・被保護世帯の所得状況実態調査 ・診療給付券交付 ・生活保護法により小・中学校の学校給食費調査 ・戸籍謄本・世帯全員の住民票の交付申請 ・介護保険相談 ・第1号保険者・第2号保険者 【対象者】 ・保護は、自分の収入だけでは最低生活を営むことができない世帯 在宅受給者　　１４世帯 施設受給者　　２９世帯 人　　数　　３５人 【実施時期】 随時 【負担割合】 国　３／４ 県　１／４	【概要】 すべての国民に対して最低生活を確保させ、国民生活を安定させるため申請手続きをする。 【事務手順】 ・生活保護相談（調査所定記録用紙に記入） ・申請者・民生委員・町担当者・県担当者で面談 ・生活の保護開始（変更）申請書（保護申請書に伴う調査・生活暦等添付） ・生活保護受給者にかかる収入申告 ・生活保護費（扶助費）資金前渡により保護金品の交付 ・生活保護支払清算 ・移送費申請 ・各種免除申請 ・被保護世帯の所得状況実態調査 ・診療給付券交付 ・生活保護法により小・中学校の学校給食費調査 ・戸籍謄本・世帯全員の住民票の交付申請 ・介護保険相談 ・第1号保険者・第2号保険者 【対象者】 ・保護は、自分の収入だけでは最低生活を営むことができない世帯 在宅受給者　２１５世帯 施設受給者　　１４世帯 人数　　３４５人 【実施時期】 随時 【負担割合】 国　３／４ 県　１／４	【概要】 すべての国民に対して最低生活を確保させ、国民生活を安定させるため申請手続きをする。 【事務手順】 ・生活保護相談（調査所定記録用紙に記入） ・申請者・民生委員・町担当者・県担当者で面談 ・生活の保護開始（変更）申請書（保護申請書に伴う調査・生活暦等添付） ・生活保護受給者にかかる収入申告 ・生活保護費（扶助費）資金前渡により保護金品の交付 ・生活保護支払清算 ・移送費申請 ・各種免除申請 ・被保護世帯の所得状況実態調査 ・診療給付券交付 ・生活保護法により小・中学校の学校給食費調査 ・戸籍謄本・世帯全員の住民票の交付申請 ・介護保険相談 ・第1号保険者・第2号保険者 【対象者】 ・保護は、自分の収入だけでは最低生活を営むことができない世帯 在宅受給者　　３３世帯 施設受給者　　２５世帯 人数　　８９人 【実施時期】 随時 【負担割合】 国　３／４ 県　１／４	生活保護事業については、新市で設置する福祉事務所において、法令等に基づき実施する。なお、６町の移管事務については、合併までに調整する。

生活保護法

（この法律の目的）
第１条　この法律は、日本国憲法第二十五条 に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

（無差別平等）
第２条　すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。

（最低生活）
第３条　この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

石巻地域合併協議会（宮城県）

福祉事務所が実施する事務事業につき，新市においても石巻市の例により実施する。

久喜市・鷲宮町合併協議会（埼玉県）

生活保護事業については、新市で設置する福祉事務所において、法令等に基づき実施する。

高松町・七塚町・宇ノ気町合併協議会（石川県）

生活保護事業については、新市で設置する福祉事務所において、法令等に基づき実施する。

瀬高町・山川町・高田町合併協議会（福岡県）

生活保護事業については、新市で設置する福祉事務所において、法令に基づき実施する。

第５回新市名称検討小委員会協議報告書

○　開催日時　平成 15 年 12 月 11 日（木）午前 10 時～午前 11 時 50 分
○　開催場所　国分シビックセンター公民館中会議室
○　出席委員　小久保委員、諏訪委員、秋峯委員、延時委員、道祖瀬戸委員、森山委員
山口委員、湯前委員、上村委員、新村委員、徳永委員、松山委員、
狩集委員、砂田委員、林委員
欠席委員　児玉委員

＜協議内容＞

１．報告第 12 号－３　新市名称検討小委員会の協議の経過及び結果について

11 月 25 日開催の第 4 回新市名称検討小委員会で協議した内容について確認を行い、同日午後に開催の第 14 回協議会への委員長報告「報告第 12 号－３　新市名称検討小委員会の協議の経過及び結果について」のまとめを行った。新市名称候補として絞り込んだ 10 点を中間報告として報告することとし、協議スケジュールに基づき、更に 3 点程度に絞込み 1 月 15 開催の第 16 回協議会に最終報告することを確認した。

２．新市名称候補（3 点程度）絞込み作業について

10 点から３点への絞込み作業については、本日に引き続き次回の会議でも協議することとする。本日の会議は、新市名称候補の選定基準に基づき、各委員から新市名称候補についての考え方や意見等を発表してもらい、それを整理することにより小委員会としての統一した考え方の基に協議を進めることを確認した。その後、それぞれの委員から新市名称候補 3 点絞込みにあたっての考え方等について意見が出された。

また、消去法により 3 点程度に絞り込むこと、どうしても 3 点に絞り込めない場合，特別な理由があれば 4 点もありうること、を確認し協議を行った。その結果「霧島市」、「南九州市」、「きりしま市」、「姶良中央市」の 4 点を新市名称候補とすることを、確認し本日の会議を終了することとし、意見集約については、次の第 6 回小委員会で行なうことを確認した。

以上、報告いたします。

平成 15 年 12 月 11 日

姶良中央地区合併協議会
新市名称検討小委員会
委員長　林　麗 子